

平成27年5月26日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(行ウ)第36号 政務調査費返還履行請求事件

口頭弁論の終結日 平成26年9月30日

判 決

当事者 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴え中、被告補助参加人花岡ユリ子がした平成20年度政務調査費の支出のうち車借上料に係る部分を却下する。
- 2 被告は、被告補助参加人自由民主党・道民会議北海道議会議員会に対し、544万5000円の支払を請求せよ。
- 3 被告は、被告補助参加人北海道議会民主党・道民連合議員会に対し、250万円の支払を請求せよ。
- 4 被告は、別紙2相手方目録の「相手方」欄記載の各被告補助参加人に対し、各被告補助参加人に対応する同別紙の「請求認容額」欄記載の各金員の支払を請求せよ。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを5分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。被告補助参加人自由民主党・道民会議北海道議会議員会の補助参加によって生じた訴訟費用は、これを8分し、その7を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とする。被告補助参加人北海道議会民主党・道民連合議員会の補助参加によって生じた訴訟費用は、これを9分し、その8を原告の負担とし、その余を同被告補助参加人の負担とする。別紙2相手方目録の「相手方」欄記載の各被告補助参加人の補助参加によって生じた訴訟費用は、これを各被告補助参加人に対応する同別紙の「費用負担」欄記載の割合で原告の負担とし、その余を同各被告補助参加人の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、被告補助参加人自由民主党・道民会議北海道議会議員会に対し、4356万円の支払を請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人北海道議会民主党・道民連合議員会に対し、2252万円の支払を請求せよ。
- 3 被告は、別紙2相手方目録の「相手方」欄記載の各被告補助参加人に対し、各被告補助参加人に対応する同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の各金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、札幌市の区域内に主たる事務所を有する権利能力なき社団である原告が、北海道が地方自治法100条13項（平成20年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づいて、北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。平成21年北海道条例第56号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員である被告補助参加人らに対して交付した平成20年度政務調査費について、北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程（平成13年北海道議会告示第1号。平成21年北海道議会告示第4号による改正前のもの。以下「本件規程」という。）4条並びに別表第1及び第2に定める使途基準に従い使用されておらず、当該政務調査費の支出は本件条例8条に違反する違法なものであり、北海道は、被告補助参加人らに対し、当該支出に係る金額と同額の不当利得返還請求権を有しているところ、北海道の執行機関である被告は、その不当利得返還請求権の行使を違法に怠っていると主張し、地方自治法242条の2第1項4号の規定により、被告に対し、上記不当利得返還請求権に基づいて、被告補助参加人らに不当利得返還の請求をすることを求める事案である。

1 法令の定め

本件に関する法令の定めは、別紙3のとおりである。

2 前提事実等

(1) 当事者及び被告補助参加人

ア 原告は、北海道の住民から構成され、その事務局を札幌市に置いて活動している権利能力なき社団である。原告は、団体としての規約を有し、その規約において、会員になるための資格要件、代表その他の役員の選出方法、総会の運営方法及び財務運営に関する規定が設けられている。原告については、現実に、上記規約に基づいて、月1回程度の役員会と年1回程度の総会が開催されている。

イ 自由民主党・道民会議北海道議会議員会（以下「自民党道民会議」という。）は、北海道議会内で同一の行動を取るため、自由民主党に所属する北海道議会議員等によって構成された会派である。北海道議会民主党・道民連合議員会（以下「民主党道民連合」という。）は、北海道議会内で同一の行動を取るため、民主党に所属する北海道議会議員等によって構成された会派である。

ウ 別紙2相手方目録の「相手方」欄記載の各被告補助参加人（以下、併せて「本件各議員」という。なお、本件各議員を個別的に被告補助参加人として表記するに当たっては、戸籍上の氏名ではなく、北海道議会における通称を用いることとする。）は、いずれも、北海道議会議員であるか又は北海道議会議員であった者であり、自民党道民会議又は民主党道民連合、北海道議会公明党議員団（以下「公明党議員団」という。）、北海道議会フロンティア議員会（以下「フロンティア議員会」という。）、日本共产党北海道議員団に所属しているか又は所属していた。

(2) 政務調査費の交付

地方自治法100条13項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、

その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができると規定しており、本件条例は、この規定に基づき、北海道議会議員（以下、単に「議員」ともいう。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、北海道議会（以下、単に「議会」ともいい、その議長を単に「議長」ともいう。）における会派及び議員に対する政務調査費の交付に関し必要な事項を定めている（1条）。議会において交付される政務調査費のうち、会派に係る政務調査費の額は、月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額であり（本件条例3条1項），議員に係る政務調査費の額は、月額43万円である（本件条例4条1項）。

被告は、平成20年3月、議長から、本件条例6条1項の規定により、平成20年度政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員の通知を受け、その頃、政務調査費の交付決定をし、平成20年度において、各会派に対し、総額1億2470万円を交付し、各議員に対し、総額5億3621万円を交付した。これらのうち、自民党道民会議に対するものは6060万円、民主党道民連合に対するものは4770万円、本件各議員等に対するものは3億4744万円であった。（甲5ないし9、乙16）

(3) 政務調査費の使途基準と政務調査費の支出

本件条例は、会派及び議員は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならないと規定している（8条）ところ、本件規程4条並びに別表第1及び第2は、政務調査費の使途基準を定めている。政務調査費については、議会事務局によって「政務調査費の手引」（以下「本件手引」という。）及び「政務調査費の使途基準の運用について」（以下「本件ガイドライン」という。）が作成され、使途基準が具体化されている。

自民党道民会議及び民主党道民連合並びに本件各議員は、いずれも、次とのおり、平成20年度政務調査費による支出を行った。すなわち、自民党道民会議は、平成20年度において、自由民主党北海道支部連合会（以下「自民党道連」という。）に対し、調査研究費として、毎月300万円ないし4

0 8万円の送金をし、合計 4 3 5 6万円の政務調査費による支出（以下「本件会派支出1」という。）を行った。民主党道民連合は、平成20年度において、民主党北海道総支部連合会（以下「民主党北海道」という。）に対し、調査研究費として、毎月120万円ないし280万円の送金をし、合計2000万円の政務調査費による支出（以下「本件会派支出2」という。）を行った。民主党道民連合は、平成21年3月4日付で、社団法人北海道地域総合研究所（以下「地域総研」という。）に対し、調査研究費として、252万円の支払をし、同額の政務調査費による支出（以下「本件会派支出3」といい、本件会派支出1及び2と併せて「本件各会派支出」という。）を行った。本件各議員は、いずれも、平成20年度において、事務費として、別紙2相手方目録の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代、燃料費等（以下、これらについては個別の名称にかかわりなく、単に「車両リース代」、「ガソリン代」という。）の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（以下、同別紙の左欄記載の整理番号により「本件議員支出1」のようにい、それらを全て併せて「本件各議員支出」という。また、本件各会派支出と本件各議員支出とを併せて「本件各支出」という。）を行った。なお、本件議員支出8, 12, 15, 16, 26, 30, 33, 40, 43, 44, 57, 60, 64及び65については、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告がされた上、その報告に係る残余の額の返納がされたため、同別紙記載の金額は、それによる修正後の金額となっている。このうち、本件議員支出30及び60についての修正報告は、後記(5)の監査委員の勧告を受け、被告が措置を行ったことによるものである。（甲5ないし9、乙1, 2, 5, 7ないし9、18ないし29）

(4) 政務調査費に係る収支報告書の提出等

本件条例は、会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならぬ

いと規定している（9条1項）。会派の代表者及び議員は、収支報告書を提出するときは、1件5万円以上の全ての支出（事務所費、事務費及び人件費に係る支出を除く。本件規程5条1項）について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」とい、収支報告書と併せて「収支報告書等」という。）を添付しなければならない（本件条例9条4項）。議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う（本件条例10条）。会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返納しなければならない（本件条例11条）。

自民党道民会議及び民主党道民連合の各代表者並びに本件各議員は、いずれも、平成21年4月、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。議長は、同年5月、本件規程6条の規定により、被告に対し、収支報告書等の写しを送付した。被告は、残余がある会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返納を求め、返納を受けた。（甲5ないし9、乙17）

(5) 原告の監査請求

原告は、平成21年7月22日、本件各支出は議員の調査研究に資するため必要な経費についてのものであると認めることができます、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反し、違法であると主張し、地方自治法242条1項の規定により、北海道監査委員に対し、監査を求め、被告に、本件各支出によって北海道が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした（甲1）。北海道監査委員は、同年10月5日、本件各議員支出について、被告に対し、当該支出の額、按分などについて調査を行い、同年11月30日までに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるよう勧告し、その余の本件監

査請求を棄却する旨の監査結果の通知をした（甲2）。

⑥ 本件訴えの提起

原告は、平成21年10月30日に本件訴えを提起した。（頗著な事実）

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、次のとおりである。当事者の主張は、別紙4のとおりである。

① 本件訴えの適否（争点1）

本件の本案前の争点は、本件訴え中、本件議員支出60のうち車両リース代の支出に係る部分は、地方自治法242条1項の規定による住民監査請求を経たものであるか否かである。

② 不当利得返還請求権の成否（争点2）

本件の本案の争点は、本件各支出は、本件規程4条並びに別表第1及び第2に定める政務調査費の使途基準に違反し、本件条例8条に違反する違法なものであるか否かである。

第3 当裁判所の判断

1 本件訴えの適否（争点1）について

被告は、本件訴え中、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分は、不適法なものであり、却下されるべきであると主張する。

普通地方公共団体の住民は、地方自治法242条1項の規定による住民監査請求をした場合において、監査委員の監査の結果に不服があるとき等は、裁判所に対し、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、同法242条の2第1項各号に掲げる住民訴訟を提起することができる（同項本文）ところ、甲第1号証（本件監査請求に係る措置請求書）によれば、原告は、被告が北海道議会の各会派及び各議員に対し、合計9655万1513円の政務調査費を支出し、かつ、返還請求権行使しないことは、違法不当に公金を支出し、かつ、財産の管理を不当に怠るものであるとして、本件監査請求をしたが、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分は零円とされており、上記金額の中に同車両リース代は含まれていないと認めること

ができる。そうすると、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分は、その部分に係る不当利得返還請求権の行使を怠る事実が本件監査請求に係る怠る事実であるということができず、本件監査請求の対象とされていないというべきであり、原告は、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分に係る不当利得返還請求権の行使を怠る事実につき、当該怠る事実に係る相手方である補助参加人花岡ユリ子に不当利得返還の請求をすることを被告に対して求める訴えを提起することができないということとなる。これを実質的にみても、本件監査請求に係る措置請求書の記載が上記のようなものであることからすると、監査委員は、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分に係る不当利得返還請求権の行使を怠る事実が監査請求の対象であることを認識することができなかつたのであり、そうであるにもかかわらず、原告が上記訴えを提起することができるものとすれば、住民訴訟の前置手続として、当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させるという監査請求前置主義の趣旨目的に反することとなる。

したがって、本件訴え中、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分は、監査請求前置を欠く不適法なものであるから、これを却下しなければならない。

2 政務調査費について

① 政務調査費に関する法令の定め

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる（地方自治法100条13項）ところ、北海道においても、本件条例が、この規定に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対する政務調査費の交付に関し必要な事項を定めている（本件条例1条）。政務

調査費の交付の対象は、議会の会派及び議員の職にある者である（本件条例2条）。政務調査費の交付の方法は、次のとおりである。議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、会派結成届を議長に提出しなければならず（本件条例5条1項）、議長は、会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月3日までに、知事に通知しなければならない（本件条例6条1項）。知事は、議長の通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならず（本件条例7条1項）、毎月10日までに、当該月分の政務調査費を交付する（同条2項）。会派及び議員は、政務調査費を、本件規程4条及び別表第1又は第2に定める使途基準に従い、使用しなければならない（本件条例8条）ところ、議会事務局によって本件手引及び本件ガイドラインが作成され、使途基準が具体化されている。会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならず（本件条例9条1項）、議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行い（本件条例10条）、収支報告書の写しを知事に送付する（本件規程6条）。会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返納しなければならない（本件条例11条）。

(2) 政務調査費の支出に係る不当利得返還請求権が成立する場合

政務調査費は、議員及び会派の審議能力を高め、地方議会の活性化を図る趣旨から、その議員の調査研究活動の基盤を充実強化するため、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、交付されるものであり、平成12年法律第89号による地方自治法

の改正の際に定められた制度であるところ、政務調査費は、上記の趣旨目的を達成するため、政務調査活動という会派及び議員の公務の経費として、交付されたものであるから、政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を、使途基準に従い、専ら政務調査活動のためだけに使用しなければならないのであり（本件条例8条）、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が、政務調査費を、使途基準に違反して、本来充てることができない経費に支出した場合、当該会派又は議員は、その政務調査費を交付した普通地方公共団体に対し、その支出額に相当する金員を不当利得として返還する義務を負う。本件においても、補助参加人らが行った本件各支出が使途基準に違反する違法な支出であるならば、補助参加人らは、北海道に対し、その支出額に相当する金員を不当利得として返還する義務を負う（補助参加人らは、被告がした平成20年度政務調査費の交付決定に基づいて、被告から政務調査費の交付を受けたものであり、その交付決定について取消し等がされたわけではないが、本件条例11条かつこ書きの規定が、使途基準に従って行った支出のみを政務調査費による支出というものとし、使途基準に違反する違法な支出の額を、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から控除する政務調査費の支出の額から除外し、残余の額に含ませ、それに相当する額の政務調査費を返納しなければならないとしていることからすれば、本件条例は、使途基準に違反する違法な支出には知事の交付決定の効力が及ばないとしているものであると解される。）。

議員の活動は、政務調査活動以外にも、政治活動、後援会活動、選挙活動、政党活動、議会への出席等のほか、議員としての立場を離れた私的活動が挙げられ、多面性を有するのであり、車両リース代やガソリン代のような経費については、その一部が政務調査活動に必要な経費の一部として使用され、残部がそれ以外の活動の経費として使用されたという場合もあるところ、このような場合、原則的には、その経費が、政務調査活動と、それ以外の活動とに、それぞれどのように使用されたかという使用の実態や、その使用の前

提となった活動の実態に即した合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動の経費として使用された額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきであるが、証拠資料の不足等により、そのような使用実態や活動実態を認定することができず、合理的に区分することが困難であるときは、諸般の事情を考慮し、条理に基づいて、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動に係る額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきである。そして、これらの按分が適正に行われている限りは、その政務調査費の支出は、使途基準に違反するものではないが、これらの按分が、上記のような使用実態や活動実体に即したものでなく、社会通念に照らし合理的な割合によるものでもない場合、その政務調査費の支出は、その支出額と適正な按分額との差額において、使途基準に違反する違法な支出にほかならないから、補助参加人らのうち本件各議員は、北海道に対し、その支出額と適正な按分額との差額に相当する金員を不当利得として返還する義務を負うこととなる。

また、会派は、議員が議会活動を円滑に遂行するために結成するものであり（北海道議会基本条例15条1項）、議会内の議員団体として政策立案等を行い、所属する議員の活動を支援し、その会議を主催するほか、政策調査、予算要望等の実施主体となることができるものである（同条2項及び3項）ところ、会派の活動については、後援会活動、選挙活動等のほか、私的活動は考えられないが、後記3のとおり、会派が行う政務調査活動の中には、同時に、所属する議員の政治活動を支援する活動の性格をも兼ね備えている活動があると認めることができるのであり、そのような活動の経費に政務調査費を支出する場合には、車両リース代やガソリン代のような経費の場合と同様に、原則的には、その経費が、政務調査活動と、それ以外の活動とに、それぞれどのように使用されたかという使用の実態や、その使用の前提となつた活動の実態に即した合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動の経費として使用された額についてのみ、政務調査費による支出を行

うべきであるが、証拠資料の不足等により、そのような使用実態や活動実態を認定することができず、合理的に区分することが困難であるときは、諸般の事情を考慮し、条理に基づいて、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動に係る額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきである。そして、これらの按分が適正に行われている限りは、その政務調査費の支出は、使途基準に違反するものではないが、これらの按分が、上記のような使用実態や活動実体に即したものでなく、社会通念に照らし合理的な割合によるものでもない場合、その政務調査費の支出は、その支出額と適正な按分額との差額において、使途基準に違反する違法な支出にほかならないから、補助参加人らのうち自民党道民会議及び民主党道民連合は、北海道に対し、その支出額と適正な按分額との差額に相当する金員を不当利得として返還する義務を負うこととなる。

（3）政務調査費の支出が使途基準に違反し違法となる場合

ここで、政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となる場合についてみると、会派に係る政務調査費の使途基準が調査研究費の内容として定める「会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」とは、会派の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、会派の議会活動を離れた活動に関する経費又は当該行為の客観的な目的や性質に照らして会派の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費はこれに該当しない（最高裁判所平成25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁）から、会派が締結した調査委託契約の委託費が調査研究費に該当するためには、当該委託に係る調査が会派の議会活動の基礎となるものであること、及び、当該委託費が調査の委託のため支出する必要があるものであることのほか、当該委託業務に、会派の議会活動を離れた活動や、調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為が含まれていないことを要すると解される。また、議員に係る政務調査費の使途基準が事務費の

内容として定める「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究に係る事務遂行に要する経費をいうものであるから、議員が支出した車両リース代やガソリン代が事務費に該当するためには、当該事務が議員の議会活動の基礎となる調査研究に係るものであること、及び、当該費用がその事務の遂行のため支出する必要があるものであることを要すると解される。そして、政務調査費が、議員及び会派の審議能力を高め、地方議会の活性化を図る趣旨から、その議員の調査研究活動の基盤を充実強化するため、交付されるものであることは、上記(2)のとおりであるところ、このような政務調査費の趣旨目的からするならば、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員が、ある使途に政務調査費を支出するか否かの判断は、使途基準に従つてするという制約の下で、会派及び議員の裁量に委ねられていると解するのが相当であり、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきである。そうすると、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることとなる。

そして、相手方に対して不当利得の返還を求める訴えでは、不当利得の返還を求める者において、相手方が法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受けた者であることについて立証責任を負う（最高裁判所昭和59年12月21日第二小法廷判決・裁判集民事143号503頁）ところ、このことによれば、怠る事実に係る相手方に不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関に対して求める住民訴訟でも、不当利得返還の請求をすることを求める原告において、怠る事実に係る相手方が法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受けた者であることについて立証責任を負うと解することができるのであり、原告は、政務調査費の支

出が使途基準に違反する違法な支出であることについて立証責任を負うといべきである。もっとも、政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出であることを推認させる一般的外形的な事実が認められる場合において、相手方がこれに適切な反証をしないときは、当該政務調査費の支出は使途基準に違反する違法な支出であると認定することができることは当然である。なお、上記反証の方法は、当該一般的外形的事実により異なり、必ずしも領収書等の提出には限られない。

(4) 被告の主張について

ア 被告は、最高裁判所平成21年12月17日第一小法廷判決・裁判集民事232号649頁を引用し、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかに窺われるような場合は格別、そうでない限り、執行機関が実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って使途制限適合性を審査することは予定されていないと主張する。しかし、収支報告書に概括的な記載をすることが許されるからといって、客観的に使途基準に違反する支出が違法な支出でないこととなるものではなく、客観的に使途基準に違反する支出は違法な支出となり、会派又は議員の普通地方公共団体に対する不当利得返還請求権が成立するというべきである。

イ 被告は、最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁を引用し、被告がした政務調査費の交付決定が、被告がその職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものでないことは明らかであり、被告による会派及び議員に対する政務調査費の交付は適法にされたものであると主張する。しかし、本件は、原告が、地方自治法242条の2第1項4号の規定により、被告に対し、平成20年度政務調査費の支出が使途基準に違反する違法なものであることによって北海道が補助参加人らに対して有する不当利得返還請求権に基づいて、補助参加人らに不当利得返還の請求をすることを求めるものであり、被告が補

助参加人らに対しても平成20年度政務調査費の交付決定等の適否を問題とするものではない。被告の上記主張は、その前提を欠く違法の主張であるといわざるを得ない。

3 本件会派支出1の適否について

(1) 認定事実

前提事実に加えて、各項に掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 自民党道民会議及び自民党道連等

(ア) 自民党道民会議は、北海道議会内の議員団体として結成された会派である。地方自治法の規定により、議案を採決するためには出席議員の過半数の賛成が必要であり、議員が議会に議案を提案するためには議員定数の12分の1以上の者の賛成が必要である。本会議や委員会での質疑の時間なども、会派の所属議員数に応じて配分されるため、議員が単独で自らの政策を実現することには限界がある。そこで、主義主張を同じくする議員同士が、議会の場で結束して行動することにより、自らが掲げる政策を実現することを目的に結成するのが会派である。会派は議会内で結成され、その構成員は議員に限られているため、その活動の対象も、議会における審議のため必要な政策の調査や道政に関わる政策の企画立案、道に対する予算要望など道政に関することが中心となるが、国政に関することであっても、道としての対応が必要な場合には、道の関係部局に対応を質したり、国に対し意見書を提出するなど会派の活動の対象となる。自民党道民会議は議会内の団体であり、その構成員には自由民主党の党員でない議員も存在するため、会派の活動として政党活動や選挙活動を行うことはなく、所属する議員が行うときは、自民党道連や支部の役員の立場で行うこととなる。自民党道民会議は、固有の職員を雇用していない。(丙242, 証人今井英之)

(イ) 自民党道連は、自由民主党の地方組織であり、道内にある自由民主党

の支部の連合体である。道内の自由民主党の支部は、国会議員や市町村の議会議員のほか一般党员で組織されており、道内の衆議院議員選挙の12の小選挙区ごとに置かれた選挙区支部、各市町村と札幌市の区ごとに置かれた市区町村支部、一定の職域ごとに置かれた職域支部があるほか、衆議院比例区支部、参議院選挙区支部、参議院比例区支部などがある。この中で、実質的に政党活動の中心となっているのは、12の選挙区支部であり、市区町村支部や職域支部は、選挙区支部の傘下の組織として活動している。自民党道連は、道内の各支部の連合体として、自由民主党の政策を道民に理解してもらい、その政策を推進するための活動を行うとともに、北海道における地域課題を把握し、自由民主党の政策に盛り込み、国政に反映させることを目的とした活動を行っている。自由民主党の政策を推進するためには、党勢を拡大し、一人でも多くの党所属国会議員を国政の場に送り出し、政権を担当し、維持していくことが必要であるため、自由民主党の宣伝活動や選挙活動なども、自民党道連の重要な活動となる。(丙242, 証人今井英之)

(ウ) 政策の調査や立案などは、自民党道連が行う場合は、その機関である政務調査会が、自民党道民会議が行う場合は、その機関である政策審議委員会がそれぞれ担当する。自民党道連は国政に関わる活動が、自民党道民会議は道政に関わる活動が、それぞれ主であるが、一方で、自民党道連として、道政の状況を把握することは、国政に反映させるべき地域の課題を検討する上で重要であるし、自民党道民会議としても、道民や道政に影響を及ぼすような国の政策や国政上の課題は、議会の場での議論の対象となるものであることから、双方が地域に関わる課題等を共有することが必要である場合もある。そのため、政策の調査や立案に当たっては、自民党道連の政務調査会と自民党道民会議の政策審議委員会は、それぞれ別個独立に活動することを基本としながら、地域や団体の要望把握など両者にとって必要となる活動については共同で実施してい

た。(丙242, 証人今井英之)

イ 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、自民党道民会議に対し、所属議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、6060万円を交付した。(甲5)

ウ 政務調査費による支出（本件会派支出1）

自民党道民会議は、平成20年度において、自民党道連に対し、調査研究費として、毎月300万円ないし408万円の送金をし、合計4356万円の政務調査費による支出（本件会派支出1）を行った。（甲5, 7）

ア 本件委託契約1の締結

自民党道民会議は、平成20年4月1日付で、自民党道連との間で、委託調査の目的を道政調査に係る事務等の補助業務、契約期間を同日から平成21年3月31日まで、業務委託料を4590万円（必要に応じて別途協議する。）と定めて、道政調査業務委託に係る本件委託契約1を締結し、政務調査業務委託契約書を作成した。本件委託契約1の委託調査事項は、資料、情報収集整理、地域における政策調査、調査結果の集計及び分析、その他、連絡調整を含め、道政調査活動に必要なあらゆる業務である。（丙1）

自民党道民会議は、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道民のニーズを的確に把握するとともに、道政に反映させることなどを目的として、地域や団体の要望把握、代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成、ホームページの運営管理など、様々な政務調査活動を行っているところ、このような活動の全てについて、通常は、道内各地域の選出議員としてそれぞれの地域で活動している議員が分担して行うことは、非効率かつ不経済であり、会派として通年で効率的、効果的な活動を維持するためには、これらの活動に関わる事務全般の運営、連絡調整に携わる人員等の確保が不可欠である。また、会派として

の自民党道民会議の意思決定は、事実上、年4回の定期会開催中という限られた期間にされることから、会派としての効率的、経済的な政務調査活動の実施のためには、会派の目指す道政の方向性を熟知している者がその担い手となる必要があり、併せて、執行機関や他の会派からの干渉を防ぎ、会派としての政務調査活動の独立性を確保するためには、活動内容の秘匿性を保つことも重要な要素である。このような事情から、自民党道民会議は、道政調査業務の委託の委託先として、市町村等の要望の集約や道民のニーズの把握などについて専門的なノウハウを有するとともに、会派の目指す方向性について熟知している自民党道連を選定し、本件委託契約1により、自民党道連に対し、資料、情報収集整理、地域における政策調査、調査結果の集計及び分析、その他、連絡調整を含め、道政調査活動に必要なあらゆる補助業務を委託した。（丙242, 証人今井英之）

本件委託契約1の委託金額は、前年度の業務委託費の支払実績を踏まえ、人件費を基本に調査活動に要する経費を積算して、算出したものである。契約金額4590万円と支出額4356万円との差額は、平成20年度において、自民党道民会議の側で二つの条例検討委員会や支庁制度改革などに関する会議の実施などにより、会派が直接行う政務調査活動に係る経費が嵩んだことから、自民党道民会議と自民党道連との間の協議により、当初の契約金額から234万円を減額することとして、支出したため生じたものである。（丙242, 証人今井英之）

イ 本件委託契約1に基づく業務

自民党道連は、本件委託契約1に基づく業務として、地域や団体の要望把握の補助、代表質問の作成補助、議員提案条例の立案補助、意見書の作成補助、ホームページの運営管理の業務に従事した。（丙242, 証人今井英之）

a 地域や団体の要望把握の補助

会派が政策を立案するためには、地域が抱えている課題や道政に関する要望を的確に把握することが必要であり、自民党道民会議は、例年、自民党道連の12の支部ごとに、議員が地域に出向いて、市町村や各種団体の要望を聴取し、道政の課題について意見交換を行う移動政調会を開催するほか、団体政策懇談会を開催し、また、産業振興や市町村財政、医療福祉問題などの重要課題について、市町村に対するアンケート調査を実施しているところ、自民党道連の職員は、本件委託契約1により、日常的な連絡調整や情報収集（会派の政務調査活動のためには、議会の日程にかかわらず、日常から、議会で議論されることが予想される事項にかかる情報収集や論点整理、国や道などが実施する事業の内容や進捗状況に関する議員からの照会への対応、災害などの突発事案に関する情報収集などの業務が随時必要とされていた。特に、議会の開会中においては、これらの業務に加えて、知事の提案による予算案や条例案などの議案や、議員の提案による条例案などの会議案、意見案に対する会派としての方針決定のための情報収集、会派内における会議の日程調整や資料作成、執行機関との調整などの業務が必要とされていた。）のほか、移動政調会の開催に係る業務や、団体政策懇談会の開催に係る業務に従事し、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」の制定に向けたアンケート調査の集計及び分析などを行った。（丙242、証人今井英之）

移動政調会は、地域政策懇談会ないし移動政調懇談会とも呼ばれるものであり、道内12の選挙区支部を単位として開催され、その地域の市町村や団体から要望を聴取し、道政の状況について説明するとともに、地域の課題などについて意見交換が行われる。移動政調会は、その結果を基に、代表質問を作成し、道政に反映させるほか、意見書を作成し、国会又は関係行政府に提出することとなることから、自民党道民会議による地域の要望把握に重要な役割を担うものである。移

動政調会の主催者は、配布資料上、自民党道連の地元支部となっているが、実質的には、自民党道民会議との共催であった。平成20年6月15日及び同月22日、自由民主党北海道第11選挙区支部（帯広管内）移動政調会が開催された。この移動政調会には、地元選出の北海道議会議員のほか、当該選挙区支部の支部長を務める地元選出の国会議員が、いずれも党役員として出席し、当該選挙区支部の政務調査会長が司会となって、要望の聴取や質疑応答が行われた。同月29日、同月30日、同年7月15日、同月16日、自由民主党北海道第7選挙区支部（釧路・根室管内）移動政調会が開催された。この移動政調会には、地元選出の北海道議会議員のほか、当該選挙区支部の支部長が不在のため代理で支部長を務める北海道第12選挙区選出の国会議員が、いずれも、党役員として出席し、要望受者となった。移動政調会では、道政に関する要望だけでなく、国政に関する要望を受けることも少なくなかったため、国会議員も出席していた。同月28日、自由民主党北海道第9選挙区支部（胆振・日高管内）移動政調会が開催された。この移動政調会には、地元選出の北海道議会議員が、いずれも党役員として出席し、当該選挙区支部の事務局長が司会となって、要望の聴取や政策懇談会が行われた。政策懇談会の座長には、自民党道連の政務調査会長を務める北海道議会議員がなった。（丙2、140ないし145、242、証人今井英之）

団体政策懇談会は、年に1回、全国規模で組織された団体の北海道支部や、全道規模で組織された団体などの要望を聴取し、意見交換を行うために開催されるものであり、移動政調会と同様、その結果を基に、代表質問を作成し、道政に反映させるほか、意見書を作成し、国会又は関係行政府に提出することとなることから、自民党道民会議による団体の要望把握に重要な役割を担うものである。団体政策懇談会の主催者は、配布資料上、自民党道連の地元支部となっているが、実

質的には、自民党道民会議との共催であった。（丙2，146，24
2，証人今井英之）

b 代表質問の作成補助

自民党道連の職員は、本件委託契約1により、代表質問の作成補助の業務に従事した。把握した地域や団体の要望を基に練り上げた会派としての政策を実現するための手段としては、議会の定例会における代表質問や、意見書の提出が挙げられる。代表質問とは、議員が会派単位の行動を取っている地方議会において、個々の議員が行う質問に先立ち、会派を代表して行われる質問であり、当該会派の政策、主義主張を論拠として、当該普通地方公共団体の行政執行等について質し、その見解を求めるものである。地方議会において、一般質問は、基本的に普通地方公共団体の事務について個々の議員が質問するものであり、会派がその政策、主義主張を論拠として知事等にその行政執行の是非を質す場合は代表質問を指してはかにない。このように、代表質問は、地方議会において重要な意味を有している。会派は、議会内において主義主張を同じくする議員が行動を共にし、自らの政策を実現するために結成しているものであるから、代表質問の文案の作成は、会派の目的に照らしても重要な活動ということができる。北海道議会における代表質問は、年4回開催される定例会のうち、第1回及び第3回定例会において行われるが、第2回及び第4回定例会においても、一般質問中のいわゆる代表格の一般質問として、代表質問に準ずる質問が行われることから、実質的には全ての定例会において行われる。そして、代表質問の作成は、保健福祉、環境生活、農政、教育などの道政の諸課題について、上記aの地域や団体の要望把握などにより把握した要望を踏まえつつ、執行機関へのヒアリングや各種データの分析、他の都府県の事例調査や文献調査などを重ねながら、会派全体のコンセンサスの下に重要案件の絞り込みを行い、質問内容を練り上げ

る作業である。自民党道連は、本件委託契約1により、代表質問の作成補助として、このような執行機関へのヒアリングや意見交換、各種データの分析、文献調査などを行った。（丙242、証人今井英之）

c 議員提案条例の立案補助

自民党道連の職員は、本件委託契約1により、議員提案条例の立案補助の業務に従事した。すなわち、条例案の議会への提案権は、普通地方公共団体の長及び議員が有する（地方自治法112条1項及び149条1号）ところ、政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたものであり、議員提案条例の立案のための調査研究に当たっては、政務調査費の有効活用が期待される。自民党道民会議は、所属する議員が条例を提案するに際し、必要な手順、手続について、平成19年8月に、自民条例手続要領を定めた（丙3）ところ、これによれば、保健福祉分野等9分野の議員提案条例研究会（丙4）により、条例の提案趣旨、必要性等を記載した「提案条例草案（概要）」が作成され（なお、この研究会の活動は、上記概要の作成にとどまらず、知事に対する提言も行っている。丙6），これが副会長ほかから構成される議員提案条例案予備審査会による会派としての審査によって、「条例草案」となり、この草案について本格的に議論する場として、会長を座長とする議員提案条例検討会が設置される。そして、議員提案条例検討会において道民の意見聴取（パブリックコメント）、執行機関との意見交換を経て作成された条例案が、役員会及び議員総会の決定を経て議会に提案される。自民党道連は、本件委託契約1により、このような議員提案条例研究会、議員提案条例案予備審査会及び議員提案条例検討会の運営、住民や関係機関、団体との意見交換会の企画運営、上記aの条例の制定に向けたアンケート調査やパブリックコメントの実施、条例の必要性等を周知させる要綱案（丙5）の作成などの広報活動を行

った。自民党道民会議は、平成20年度に、「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例案」及び「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例案」を提案し、可決された。(丙147ないし176, 242, 証人今井英之)

d 意見書の作成補助

自民党道連の職員は、本件委託契約1により、意見書の作成補助の業務に従事した。すなわち、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政府に提出することができる（地方自治法99条）。意見書は、道の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめ、国会の衆参両院議長や各省大臣などに提出するものであり、国に対する請願権を有しない議会にとって、道政では対応することができない課題の解決のための重要な手段であるから、自民党道民会議の目指す政策を意見書に反映させることも、重要な活動の一つである。自民党道民会議は、上記aの地域や団体の要望把握などにより把握した要望を踏まえ、会派全体のコンセンサスを得ながら、各種データの分析、他の都府県の事例調査や文献調査などを重ね、意見書案を作成しているところ、自民党道連は、本件委託契約1により、広範な行政課題の中から住民の要望等に即した意見書案を作成するための調査研究を行った。自民党道民会議は、平成20年度に、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書案」等33件の意見書案を提案し、その全てが可決された。(丙242, 証人今井英之)

e ホームページの運営管理

自民党道連の職員は、本件委託契約1により、ホームページの運営管理の業務に従事した。すなわち、自民党道民会議は、その活動内容

の広報のため、ホームページを開設しているところ、自民党道連は、本件委託契約1により、その運営管理を行った。(丙242, 証人今井英之)

(f) 自民党道連の職員の職務内容

平成20年度の自民党道連の職員16名のうち、自民党道民会議からの委託業務に従事していた職員は、11名であるところ、その職務内容は、次のとおりである。

a 職員AないしFの6名は当該業務を、職員GないしKは当該業務以外の業務を、それぞれ本務としていた。職員Aは、同年6月末で退職した職員Fの後任として、同年5月の連休明けから、職員Dは、同年11月末で退職した職員Eの後任として、同年7月から、それぞれ、当該業務に従事することとなったものであり、前任者から2か月又は5か月にわたり実地に引継ぎを受けた。職員AないしFの就業場所は、札幌市中央区北2条西6丁目所在の北海道議会庁舎内であり、職員A及びFは同庁舎内の自民党道民会議議員室で、職員Bは自民党道民会議第4役員室で、職員CないしEは自民党道民会議政策審議委員室で、それぞれ執務していた。なお、職員Aは、同年5月の連休明けまでは、札幌市中央区北4条西4丁目所在の自民党道連の事務所を就業場所としており、職員Fからの引継ぎ期間中は、職員Fの席の側にあるテーブルで執務していた。職員GないしKの就業場所は自民党道連の事務所であった。就業時間は、いずれも午前9時から午後5時までであった。(丙138, 139, 242, 証人今井英之)

b 職員A及びFは、本件委託契約1に基づく業務全体の統括者として、当該業務に従事しており、政策立案に必要な各種データの収集分析や資料作成等で職員Bを補助するほか、陳情や要請、意見交換などによる市町村や各種団体の要望把握の際の日程や参加者の調整など自民党道民会議の対外的な調整、折衝に係る補助業務を担当していた。(丙

242, 証人今井英之)

- c 職員Bは、政策立案の補助業務の専門職として、当該業務に従事しており、政策立案に必要な各種データの収集分析や資料作成等のほか、職員Aと共に、移動政調会や団体政策懇談会などによる市町村や各種団体の要望把握の際の日程や参加者の調整など自民党道民会議の対外的な調整、折衝に係る補助業務を担当していた。職員Bは、自民党道民会議の政策審議委員会付きであるとともに、自民党道連の政務調査会付きでもあり、会派の政策立案だけでなく、政党支部の政策立案にも携わっていた。自民党道連の政務調査会には、職員Bのほかに調査会付きとして政策立案に携わっている者はいなかった。(丙242, 証人今井英之)
- d 職員CないしEは、北海道職員を退職した後、自民党道連に採用された嘱託職員であり、道政に精通した政策立案の専門職(政策専門員)として、本件委託契約1に基づく業務のみに従事しており、政策立案の補助業務、具体的には、各種データの収集分析のほか、代表質問、意見書の文案作成や議員提案条例の立案の補助など自民党道民会議の政策審議委員会や議員提案条例研究会における補助業務を担当していた。(丙242, 証人今井英之)
- e 職員GないしKは、本件委託契約1に基づく業務以外の自民党道連の業務を本務としていたが、職員AないしFからの依頼により、適宜、本件委託契約1に基づく業務の補助をした。すなわち、職員Gは、自民党道連の事務局における管理職員として、事務局の管理業務を始めとする自民党道連の業務全般を本務としていたところ、職員AないしFとの連絡役を務め、職員HないしKに職員AないしFの補助業務の割り振りをするとともに、自らも各種資料やデータの収集などの業務に従事した。職員Jは、自民党道連の総務担当者であり、職員Gの業務の補佐を本務としていたところ、職員Gの指示を受け、職員Gの業務を補助していた。職員H, I及びKは、自民党道連のそれぞれの担当業務を本務としていたところ、職員Gの指示を受け、パソコンへの入力補助のほか、資料のコピーなどの業務に従事した。(丙242, 証人今井英之)

務を補助していた。職員H, I及びKは、自民党道連のそれぞれの担当業務を本務としていたところ、職員Gの指示を受け、パソコンへの入力補助のほか、資料のコピーなどの業務に従事した。(丙242, 証人今井英之)

(c) 自民党道連の職員の具体的な関わり

職員AないしKの本件委託契約1の委託業務に対する具体的な関わりは、次のとおりである。

- a 地域や団体の要望把握のため、移動政調会、団体政策懇談会を開催するに当たり、それに係る企画、連絡調整、運営等に、主として職員A, B, E及びFが従事した。すなわち、職員A, B及びFは、開催予定期の1か月半前に、自民党道連の地元支部と協力しながら、市町村や各種団体との日程調整を行い、出席予定の議員と相談しながら、日程や開催方式を決定した。職員Bは、その日程や開催方式を基に、地元支部と協力しながら、会場の選定、設営等の準備を進め、地元支部を通じて、対象となる市町村や各種団体に対し、案内状を送付した。職員A, B, E及びFは、地元支部から送付された要望事項を分野ごとに整理し、執行機関に対し、現在の取組状況を照会するとともに、他の支部に属する市町村や市町村議会の事例等を収集し、併せて、職員G及びJに依頼し、党本部や各県連を通じて、国や他の都府県の状況について資料やデータを収集した。職員A, B, E及びFは、収集された資料等を取りまとめ、当日の意見交換のための手持ち資料を作成し(その際、短期間に事務が集中することから、必要に応じ、市町村や各種団体からの情報収集について、職員G及びJに助力を求めたほか、資料作成のためのパソコン入力やコピー、インデックスの貼付について、職員Gを通じて、職員H, I及びKに補助を依頼した。),出席予定の議員に事前配布するなどした。懇談会を行う場合、職員Bは、地元支部の地域の実情や市町村及び各種団体からの提案も勘案し、

出席予定の議員と協議の上、テーマを選定し、当該テーマに係る資料等を収集した。職員Bは、移動政調会の当日、事務局の一員として、議員に随行した。また、団体政策懇談会を開催するに当たり、それに係る企画、連絡調整、運営等にも、主として職員A、B及びEが従事した。すなわち、職員A及びBは、主な団体と日程調整を行った上、出席予定の議員と相談しながら、開催日時を決定した。自民党道連の議員（自民党道連の議員として党の業務を行う議員AないしKを含む。）は、その開催日時を基に、各団体に対し、案内状を送付し、議員及び衆参両議院議員に対しても、出席を依頼した。自民党道連の議員は、期限までに回答がなかった団体については、手分けをして、電話により各団体の意向を確認し、各団体の出欠と出席希望日時を一覧表に取りまとめた。職員A及びBは、この一覧表を基に、出席希望日時が重なった団体を調整し、職員Bは、団体ごとの日程表（丙146）を作成した。自民党道連の議員は、議員や衆参両議院議員に対し、当該日程表を示し、改めて出席を依頼し、出席可能な日時を確認した。職員Bや自民党道連の議員は、団体政策懇談会の当日、呼び込みを行い、各団体ごとに北海道議会庁舎2階の自民党道民会議会議室（丙138）に入室してもらい、事前に提出を受けていた要望書の内容について説明を受けた。職員A、B及びEは、団体政策懇談会において受けた要望について、執行機関に対し、現在の取組状況を照会するとともに、職員G及びJに依頼し、党本部や各県連を通じて、国や他の都府県の状況について資料やデータを収集し、議員と共に慎重に対応を検討し、代表質問や意見書の作成に反映させるほか、必要に応じて、後日、自民党道民会議としての対応方針等を団体に回答した。さらには、「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」及び「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」の制定に向け、それぞれ、アンケー

ト調査を実施したほか、道内の市町村、各種団体の要望聴取、意見交換時の書記や、これに対する回答の作成補助に、職員A、B、E及びFが従事した。具体的には、要望等のために訪れた関係者を議員と共に応接し、要望聴取、意見交換時の書記を務めるとともに、北海道の取組みや議会の審議の動向等に関する情報提供を行い、執行機関に対する状況の確認や、これを踏まえた回答案の作成補助をした。（丙242、証人今井英之）

b 代表質問（代表格の一般質問を含む。）の作成補助のため、通年に行われたり、職員AないしFが、ヒアリングの実施、データの収集及び分析、代表質問の文案作成等の補助業務に従事し、必要に応じ、職員G及びJの補助を受けた。すなわち、職員AないしFは、定例会の会期が終了すると、直ちに、次の定例会の代表質問に向けた準備を進め、代表質問前の1か月間は深夜まで作業をしていた。代表質問の文案や意見書案の作成は、自民党道民会議の政策審議委員会で行われているが、職員CないしEを中心としつつ、職員A及びBも参加し、職員G及びJの助力も得ながら、政策審議委員会の活動を補助していた。職員AないしFは、議員の執行機関に対するヒアリングの実施を補助し、各部局ごとに行われる質疑応答、意見交換の日程調整、進行、内容の整理をし、必要に応じて情報提供等をもした。ヒアリングは、定例会の開催の1か月前から開始され、職員AないしFの全員と、自民党道民会議の政策審議委員会に所属する議員や、代表質問を行う予定の議員のほか、議会事務局の職員が、聴取される側として、各部局から執行機関の職員が参加して実施された。日程や参加者の調整は主に職員A及びFが、進行管理は主に職員Bが、質疑応答の内容の整理や各種情報提供は主に職員CないしEが、それぞれ行い、職員AないしFは、ヒアリングが終了した後も、必要に応じ、議員と共に、個別に執行機関の職員に連絡し、聴取を続行した。職員AないしFは、代表質問の

作成のためのデータの収集及び分析に従事し、各種文献や市町村からの情報収集のほか、職員G及びJに依頼し、党本部や各県連を通じて、国や他の都府県の状況について資料やデータを収集した。職員AないしFは、時事通信社発行の「官庁速報」や国立国会図書館発行の「国政の論点」、ぎょうせい発行の「ガバナンス」、その他の関係図書により、国の政策立案や国会の法案審議の動向、他の都府県や市町村の取組みに関する情報を収集し、整理し、道政への導入の可能性、問題点等について分析をした。平成20年度には、自動車関係諸税の存廃や、世界的な金融危機による雇用、景気対策が喫緊の政策課題となつたことから、これらに対する対応策について、データの収集及び分析が行われた。職員C、D及びEは、代表質問の文案作成を補助し、データの収集及び分析等を通じて把握した課題について代表質問を行う項目を選定し、会派の意見調整の場に諮り、重要案件を絞り込み、検討するなどした。会派の意見調整は、9名の議員で構成される政策審議委員会が中心になって行われるところ、職員C、D及びEは、その運営補助も行った。平成20年度の例としては、北海道の支庁制度改革に関する代表質問の文案作成の補助が挙げられる。(丙242、証人今井英之)

c 議員提案条例の立案補助のため、職員AないしFは、平成20年度には、主として「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」及び「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」の制定に向けた、諸会議の運営、パブリックコメントの実施、条例案の作成補助等に従事した。すなわち、職員AないしFは、自民党道民会議に設置された9分野の議員提案条例研究会、議員提案条例案予備審査会及び議員提案条例検討会の日程調整(主に職員A及びFが担当した)、配布資料の作成、会議の設営及び進行のほか、データの収集及び分析等を踏まえた情報

提供を行い(主に職員C及びDが担当し、職員A、B及びEが協力した。)、上記の諸会議による決定を受けて、各種データの作成、条例要綱案(丙5)の周知、意見集約といったパブリックコメントに係る業務を実施し、議員と共に関係部局との最終的な調整を行うなど、条例案の作成補助に従事した。また、職員AないしFは、旭川市及び函館市で開催されたシンポジウムや意見交換会に向け、コーディネーターや講師の人選及び招聘、案内状の発送、会場の借上げや設営のための打合せをし、配布資料の原稿作成、印刷の発注、配布の業務に従事した。さらに、職員AないしFは、「資源管理に基づく林業の再生」をテーマとする知事に対する提言(丙6)の提言項目の策定のため、関係業界との意見交換会を含む8回の研究会の日程調整や会議の設営、進行を行い、内容の取りまとめ等の業務に従事した。(丙242、証人今井英之)

d 意見書の作成補助のため、職員AないしFは、執行機関からのヒアリングや、他の都府県の事例調査、各種データの収集及び分析に従事し、職員C及びDが会派全体の意見調整、意見書案の作成補助に従事した。職員AないしG及びJの役割分担は、代表質問の作成補助と同様であった。(丙242、証人今井英之)

e 自民党道民会議は、平成20年5月にホームページを開設したところ、ホームページの運営管理については、主に職員A及びFが従事し、原稿案の作成、事業者との打合せをした。(丙242、証人今井英之)

f 職員A、B及びFは、上記の業務のほか、極一部の当該業務以外の業務を行った。職員A、B及びFは、本件委託契約1に基づく業務を本務としていたが、極一部の政治活動その他の自民党道連の一般的業務(ただし、自民党道連には後援会が存在しないから、後援会活動は含まれない。)には従事した。しかし、それは、職員A及びFにあつ

では、年に1回、党的政策を決定する道連大会の開催など自民党道連詰めの職員では人手が足りない時に、応援としてこうした業務に従事することがある程度であり、また、職員Bにあっては、政策立案の専門職として、党大会、セミナーなどの企画立案や、それらの運営補助に従事することはあったものの、その場合には、自民党道連の事務所で当該業務を行った。職員CないしEは、本件委託契約1に基づく業務のみに従事し、政治活動その他の自民党道連の一般的業務には従事しなかった。職員GないしKは、本件委託契約1に基づく業務以外の業務を本務とし、本件委託契約1に基づく業務の補助を除き、政治活動その他の自民党道連の一般的業務に従事していた。なお、平成20年度における職員AないしKの給与の総額は5440万5315円であった（丙177、178、242、証人今井英之）。

（二）政務調査費に係る収支報告書等の提出

自民党道民会議の代表者は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の調査研究費の項目に「調査委託費」として本件会派支出1に係る4356万円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。（甲5、7）

（2）上記（1）で認定した事実を前提として、本件会派支出1の適否について検討する。原告は、政務調査費の支出が許されるのは、議員の調査研究に資するため必要な経費に限られるところ、本件会派支出1は、議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出であると認めることができないのであり、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反し、違法である旨を主張する。しかし、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員がある使途に政務調査費を支出するか否かの判断は、使途基準に従つてするという制約の下で、会派及び議員の裁量に委ねられていると解するのが相当であり、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費

を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記2(3)のとおりであるところ、上記（1）ウイのとおり、自民党道民会議は、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道民のニーズを的確に把握するとともに、道政に反映させることなどを目的として行っている、地域や団体の要望把握、代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成、ホームページの運営管理など、様々な政務調査活動について、会派として通年で効率的、効果的な活動を維持するためには、これらの活動に関わる事務全般の運営、連絡調整に携わる人員等の確保が不可欠であると判断するとともに、会派としての効率的、経済的な政務調査活動の実施のためには、会派の目指す道政の方向性を熟知している者がその担い手となる必要があり、併せて、執行機関や他の会派からの干渉を防ぎ、会派としての政務調査活動の独立性を確保するためには、活動内容の秘匿性を保つことも重要な要素であることから、道政調査業務の委託先として、市町村等の要望の集約や道民のニーズの把握などについて専門的なノウハウを有するとともに、会派の目指す方向性について熟知している自民党道連を選定して、本件委託契約1を締結したものであって、このことからするならば、自民党道民会議がした上記判断及び選定が会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできないものというべきである。

もっとも、移動政調会は、道内12の選挙区支部を単位として開催され、その地域の市町村や団体から要望を聴取し、道政の状況について説明するとともに、地域の課題などについて意見交換が行われるものであるところ、平成20年度に開催された三つの移動政調会には、地元選出の北海道議会議員のほか、当該選挙区支部の支部長を務める地元選出の国会議員等が、いずれ

も党役員として出席し、要望の聴取や質疑応答、政策懇談会が行われたことは、上記(1)ウ(イ)のとおりであり、このことを考慮すると、専ら会派が行う政務調査活動であると認めることができる代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成と異なり、地域や団体の要望把握、特に移動政調会の開催は、会派が行う政務調査活動であると同時に、会派が行うその会派に所属する議員の政治活動を支援する活動の性格、及び、政党支部が行う政党活動の側面をも有していると認めることができるべきである。何故ならば、専ら会派の政策立案のための調査研究が行われることとなる代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成と異なり、地域や団体の要望把握、特に移動政調会の開催の場合、出席する地元選出の北海道議会議員は、自らの選挙区の関係者と直接対話をを行い、その意見要望を聴取し、それに関する自らの見解を述べることとなるのであり、当該議員は、そのような過程を通じて、自らに対する政治的支持を拡大する機会を提供されているということができることからすると、移動政調会の開催は、その行為の客観的性質として、会派が行う政務調査活動であると同時に、会派が行うその会派に所属する議員の政治活動を支援する活動の性格をも有しているべきであるし、また、政党支部、特に当該選挙区支部としても、その支部長等が党の関係者として出席し、当該選挙区の関係者と直接対話をを行い、その意見要望を聴取し、それに関する自らの見解を述べることにより、政党支部に対する政治的支持を拡大することができることからすると、移動政調会の開催は、その行為の客観的性質として、会派が行う政務調査活動であると同時に、政党支部が行う政党活動の側面をも有しているべきであるからである（代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成についても、その終局的な目的が政党支部に対する政治的支持の拡大にあることは明らかであるが、これらの活動は、基本的には議会内部における活動であり、議員提案条例の立案等において、パブリックコメントやシンポジウム、意見交換会のような地域住民の意見を聴取する機会が設けられることがあるとしても、その直接的な目的は、

議員提案条例等をよりよいものにするという調査研究目的にあるということができるところからすると、政党支部が行う政党活動の側面をも有しているとまでいふことはできない。）。そして、移動政調会の主催者は、配布資料上、自民党道連の地元支部となっているが、実質的には、自民党道民会議との共催であって、その開催については、本件委託契約1に基づいて自民党道民会議の業務を行っていた自民党道連の職員だけでなく、当該選挙区支部の職員も、その補助業務を行い、自民党道民会議と自民党道連が業務を分担していたことは、上記(1)ウ(イ)及び(エ)のとおりであるところ、上記自民党道連の職員が行った業務は、全道的な開催予定及び出席者や参加者、日程の調整のほか、出席者の手持ち資料の作成、その会議において述べられた意見や要望の取りまとめといったものであり、主として地域や団体の要望把握に係る補助業務であったということができるのに対して、地元選挙区支部の職員が行った業務は、専ら会場の選定及び設営、出席者や参加者、日程の調整といったものであり、地域や団体の要望把握にかかわらない補助業務であったということができる。本件会派支出1は、上記自民党道連の職員が行った業務に対する対価である業務委託費を、調査研究費として、すなわち、自民党道民会議が行う調査委託に要する経費として、支出したものであるから、本件会派支出1が使途基準に違反する違法な支出であるか否かは、上記自民党道連の職員が行った業務が自民党道民会議が行う調査委託その他の政務調査活動に係る業務であるか否かによって、また、仮に上記自民党道連の職員が行った業務に政務調査活動以外の活動に係る業務が含まれているのであれば、業務委託費の額を活動実態又は条理により適正に按分し、自民党道民会議が行う調査委託その他の政務調査活動に係る額について支出されているか否かによって、決定されるところ、会派は、議員が議会活動を円滑に遂行するために結成するものであり（北海道議会基本条例15条1項）、議会内の議員団体として政策立案等を行い、所属する議員の活動を支援し、その会議を主催するほか、政策調査、予算要望等の実施主体となることができる（同条2項及び3項）

ものの、議会外で政党活動を行うことはできないと解されることからすると、上記自民党道連の職員が行った業務に政党活動に係る業務が含まれているということはできないが、移動政調会の開催は、会派が行う政務調査活動であると同時に、会派が行うその会派に所属する議員の政治活動を支援する活動の性格をも有していると認めることはできることは、上記のとおりであり、このことによれば、上記自民党道連の職員が行った業務には、会派に所属する議員の政治活動を支援する活動という政務調査活動以外の活動に係る業務が含まれているというべきである（なお、一般に、業務委託費の支出が使途基準に違反する違法な支出であるか否かを検討するに当たっては、その業務委託費の金額が適正な額を超えるものでないかということも問題になり得るが、本件では、そのような主張はないし、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員が、ある使途に政務調査費を支出するか否かの判断は、使途基準に従ってするという制約の下で、会派及び議員の裁量に委ねられていると解するのが相当であり、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができることは、上記のとおりであるところ、業務委託費の金額が適正な額を超えるものでないか否かの判断は、当該委託費が調査の委託のため支出する必要があるものであるか否かの判断の一場面として、会派及び議員の裁量に委ねられると解されるのであり、上記(1)の事実からするならば、自民党道民会議がした業務委託費の金額の決定が会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできない。）。このように、本件委託契約1に基づいて自民党道連が行った委託業務のうちの一定の範囲については、会派に所属する議員の政治活動を支援する活動の補助業務としての性格をも有していることができるのであり、そのような活動の経費に政務調査費を支出する場合には、原則的には、その経費が、政務調査活動と、それ以外の活動とに、それぞれどのように使用されたかという使用の実態や、その使用の前提となった活動の

実態に即した合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動の経費として使用された額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきである（上記2(2)）が、本件委託契約1の委託金額の積算根拠について、本件委託契約1の委託金額は、前年度の業務委託費の支払実績を踏まえ、人件費を基本に調査活動に要する経費を積算して、算出したものであるというのみであるし（上記(1)ウア）、業務委託の対象とされた各活動の業務量は数量的には明らかでないから、使用実態や活動実態を認定することができず、政務調査活動に係る部分と、会派に所属する議員の政治活動を支援する活動に係る部分に、合理的に区分することは困難である。そこで、諸般の事情を考慮し、条理に基づいて、社会通念に照らし合理的な割合により、本件委託契約1の業務委託費の金額を按分し、政務調査活動に係る額についてのみ、政務調査費による支出を行うものとすると、本件委託契約1に係る委託業務のうち政務調査活動以外の活動に係る業務は複数の業務のうちの一つにすぎないこと、その業務も政務調査活動以外の活動の性格のほか政務調査活動の性格をも併せ持っていることを考慮すると、本件委託契約1の業務委託費の金額を8分の7に按分し、3811万5000円についてのみ政務調査費による支出を行うものとするのが相当である。そうすると、本件会派支出1は、その支出額と適正な按分額との差額において、使途基準に違反する違法な支出にほかならないから、自民党道民会議は、北海道に対し、その支出額4356万円と適正な按分額3811万5000円との差額に相当する544万5000円を不当利得として返還する義務を負うこととなる。

4 本件会派支出2及び3の適否について

(1) 認定事実

前提事実に加えて、各項に掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 民主党道民連合及び民主党北海道等

ア 民主党道民連合は、民主党所属の議員及び志を同じくする無所属の議

員により、議会内における活動を強化し、議会活動を円滑に遂行することを目的として、結成された会派である。(丙243、証人扇谷寿頸)

(イ) 民主党北海道は、道内12の衆議院議員選挙の小選挙区を単位として置かれた総支部などで構成される民主党の地方組織であり、それぞれの総支部は、市町村や札幌市の区を活動区域とする行政区支部を設置している。(丙243、証人扇谷寿頸)

(ウ) 民主党道民連合の政策立案に携わるのは、政策審議会である。民主党北海道の政策立案に携わるのは、政策調査委員会である。政策審議会の会長である議員は、政策調査委員会の会長を兼ねているが、政策調査委員会には、政策審議会とは別に2名の職員がおり、それぞれ別個に業務を行っている。(証人扇谷寿頸)

イ 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、民主党道民連合に対し、所属議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、4770万円を交付した。(甲6)

ウ 政務調査費による支出（本件会派支出2）

民主党道民連合は、平成20年度において、民主党北海道に対し、調査研究費として、毎月120万円ないし280万円の送金をし、合計200万円の政務調査費による支出（本件会派支出2）を行った。(甲6, 8)

（ア）本件委託契約2の締結

民主党道民連合は、平成20年4月1日付けで、民主党北海道との間で、委託調査の目的を道政調査に係る事務等の補助業務と、契約期間を同日から平成21年3月31日までと、業務委託料を2000万円と定めて、政務調査業務委託に係る本件委託契約2を締結し、政務調査業務委託契約書を作成した。本件委託契約1の委託調査事項は、データの収集整理、関連資料の整理、地域における調査、調査結果の集計及び分析、

調査結果に基づく研究報告書（提言）などの策定補助、その他、連絡調整を含め、道政調査活動に必要なあらゆる業務である。(丙7)

民主党道民連合は、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道民のニーズを的確に把握するとともに、道政に反映させることなどを目的として、地域や団体の要望把握、代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成、広報など、様々な政務調査活動を行っているところ、このような活動の全てについて、通常は、道内各地域の選出議員としてそれぞれの地域で活動している議員が分担して行うことは、非効率かつ不経済であり、会派として通常で効率的、効果的な活動を維持するためには、これらの活動に関わる事務全般の運営、連絡調整に携わる人員等の確保が不可欠である。また、会派としての民主党道民連合の意思決定は、事実上、年4回の定例会開催中という限られた期間にされことから、会派としての効率的、経済的な政務調査活動の実施のためには、会派の目指す道政の方向性を熟知している者がその担い手となる必要があり、併せて、執行機関や他の会派からの干渉を防ぎ、会派としての政務調査活動の独立性を確保するためには、活動内容の秘匿性を保つことも重要な要素である。このような事情から、民主党道民連合は、政務調査業務の委託の委託先として、市町村等の要望の集約や道民のニーズの把握などについて専門的なノウハウを有するとともに、会派の目指す方向性について熟知している民主党北海道を選定し、本件委託契約2により、民主党北海道に対し、データの収集整理、関連資料の整理、地域における調査、調査結果の集計及び分析、調査結果に基づく研究報告書（提言）などの策定補助、その他、連絡調整を含め、道政調査活動に必要なあらゆる補助業務を委託した。(丙243、証人扇谷寿頸)

委託金額の積算根拠について、本件委託契約2の委託金額は、過去の実績を踏まえ、人件費を積算の上、算出したものである。(丙243、証人扇谷寿頸)

(1) 本件委託契約2に基づく業務

民主党北海道は、本件委託契約2に基づく業務として、地域や団体の要望把握の補助、代表質問の作成補助、会派内に設置されたプロジェクトの運営補助と議員提案条例の立案補助、国及び道への要望、提言の作成補助と意見書の作成補助、広報の業務に従事した。（丙243、証人扇谷寿頸）

a 地域や団体の要望把握の補助

民主党道民連合は、地域の実情や住民の要望を的確に把握し、必要な政策を道政及び国政に反映させるため、例年、支庁（現在の総合振興局や振興局）ごとに、議員が地域に出向いて、地域の市町村長や団体の代表者から地域の実情や要望を聴取し、意見交換などを行う道政懇話会を開催している。道政懇話会は、その結果を基に、代表質問を作成し、道政に反映させるほか、意見書を作成し、国会又は関係行政庁に提出することとなることから、民主党北海道による地域の要望把握に重要な役割を担うものである。道政懇話会は、民主党道民連合が開催するものであるが、国会議員の出席調整のほか、関係市町村及び団体の出欠の取りまとめ、会場との種々の調整、出席者名簿及び式次第等の資料作成などは、民主党北海道の傘下の地域別組織である民主党総支部が担当するなど、適宜、地元支部の協力を得て開催していた。平成20年度に開催された道政懇話会においては、主として、北海道総合振興局設置条例に関する議論に絡め、地域行政において道が果たすべき役割、地域が抱える課題、国政及び道政への提案などについて、意見交換が行われた。民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、日常的な情報収集（会派の政務調査活動のためには、議会の日程にかかわらず、道の執行機関からもたらされる情報提供への対応などの情報収集や、議員からの依頼に基づく政策等に関する情報提供などの業務が隨時必要とされていた。）のほか、道政懇話会の開催に係る業務

に従事した。（丙243、証人扇谷寿頸）

道政懇話会は、平成20年度は、6月から11月にかけて、上川支庁、十勝支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、留萌支庁、空知支庁ほかの各地で行われた。同年7月3日、十勝地域道政懇話会が開催された。この道政懇話会には、地元選出の北海道議會議員のほか、民主党北海道の当該選挙区総支部の代表を務める地元選出の国会議員及び民主党北海道の副代表を務める国会議員が出席し、市町村長、各種団体の代表者からの意見要望の聴取がされ、その意見要望に対するコメントが行われた。同月14日、檜山地域道政懇話会が開催された。この道政懇話会には、渡島・檜山管内選出の北海道議會議員のほか、民主党北海道の副代表を務める衆議院比例区（北海道ブロック）選出の国会議員（同議員は、平成21年8月施行の第45回衆議院議員総選挙で当該選挙区から立候補した。）が出席し、当該選挙区総支部の幹事長が司会となり、民主党挨拶を上記国会議員が行い、札幌市南区選出の北海道議會議員が挨拶を行った上、座長となって、地元選出の北海道議會議員が「当面する道政の課題について」という基調報告を行い、それについての市町村長等との意見交換が行われた後、民主党道民連合の政策審議会及び各議員の答弁がされ、座長が集約した。平成20年7月15日、根室地域道政懇話会が開催された。この道政懇話会には、釧路・根室管内選出の北海道議會議員のほか、民主党北海道の副代表を務める参議院北海道選挙区選出の国会議員及び当該選挙区総支部の代表を務める地元選出の国会議員が出席し、開会挨拶を地元選出の北海道議會議員が、主催者挨拶を北広島市選出の北海道議會議員が行った後、民主党挨拶を2名の国会議員が行い、地方行政において道が果たすべき役割等について市町村長等との意見交換が行われた。同年10月9日、宗谷地域道政懇話会が開催された。この道政懇話会には、網走・宗谷管内選出の北海道議會議員のほか、民主党北海道の

副代表を務める参議院北海道選挙区選出の国會議員が出席し（民主党北海道の当該選挙区総支部の代表を務める地元選出の国會議員が出席する予定であったが、欠席した。），開会挨拶及び主催者挨拶を地元選出の2名の北海道議会議員が行った後、民主党挨拶を上記国會議員が行い、地方行政において道が果たすべき役割等について市町村長等との意見交換が行われた。同月10日、宗谷地域道政懇話会が開催された。この道政懇話会には、網走・宗谷管内選出の北海道議会議員のほか、民主党北海道の当該選挙区総支部の代表を務める地元選出の国會議員が出席し、開会挨拶及び主催者挨拶を地元選出の2名の北海道議会議員が行った後、民主党挨拶を上記国會議員が行い、地方行政において道が果たすべき役割等について市町村長等との意見交換が行われた。同年11月18日、東胆振地域道政懇話会及び西胆振地域道政懇話会が開催された。この道政懇話会には、胆振・日高管内選出の北海道議会議員が出席したほか、民主党の幹事長を務める地元選出の国會議員が秘書を代理出席させ、開会挨拶及び主催者挨拶を地元選出の2名の北海道議会議員が行った後、函館市選出の北海道議会議員が「道政の課題について」という基調報告を行い、市町村長等との意見交換が行われた後、各議員が意見を述べ、主催者挨拶をした地元選出の北海道議会議員が集約した。（丙8，181ないし185，243，証人扇谷寿頤）

b 代表質問の作成補助

民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、代表質問の作成補助の業務に従事した。すなわち、民主党北海道は、本件委託契約2により、平成20年度の代表質問の作成補助として、政策審議会に所属する議員を中心とする議員が代表質問を作成するのを補助し、執行機関へのヒアリングや意見交換、各種データの分析、文献調査などを行った。（丙9，243，証人扇谷寿頤）

c プロジェクトの運営補助と議員提案条例の立案補助

民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、会派内に設置されたプロジェクトの運営補助と議員提案条例の立案補助の業務に従事した。すなわち、民主党道民連合による議員提案条例の立案は、「北海道地球温暖化対策プロジェクト」、「非正規雇用・季節労対策プロジェクト」など9分野の条例・政策検討プロジェクトによって行われている。プロジェクトとは、議員提案を目指す条例や重点的に進めいくべき政策などの個別のテーマの検討を目的として、当該テーマを所管する委員会に所属する議員や当該テーマに関心を有する議員などによって、民主党道民連合の会派内に設置される組織である。プロジェクトの活動は、議員提案条例の立案にとどまらず、知事に対する提言などにも及んでいるが、民主党北海道は、本件委託契約2により、これらのプロジェクトの企画運営、アンケート調査やパブリックコメントの実施、パンフレットの作成などの広報活動、住民や関係機関、団体との意見交換会の企画運営などを行った。民主党道民連合は、平成20年度に、「北海道地球温暖化防止対策条例案」を提案し、可決された。（丙10，186ないし206，243，証人扇谷寿頤）

d 国及び道への要望、提言の作成補助と意見書の作成補助

民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、国及び道への要望、提言の作成補助と意見書の作成補助の業務に従事した。すなわち、民主党道民連合は、上記aの地域や団体の要望把握などにより把握した要望を踏まえ、会派全体のコンセンサスを得ながら、各種データの分析、他の都府県の事例調査や文献調査などを重ね、意見書案を作成しているところ、民主党北海道は、本件委託契約2により、広範な行政課題の中から住民の要望等に即した意見書案を作成するための調査研究を行った。民主党道民連合は、平成20年度に、「後期高齢者医療制度の廃止、抜本的見直しを求める意見書案」、「道路財源の一般財

源化等を求める意見書案」等31件の意見書案を提案し、そのうち29件が可決された。(丙207, 208, 243, 証人扇谷寿頤)

e 広報

民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、広報の業務に従事した。すなわち、民主党道民連合は、議会における活動内容の広報のため、「道議会活動の報告」について、本件委託契約2により、会期ごとに民主党北海道に作成させ、所属する議員に冊子として配布した。各議員は、この冊子を各自が作成発行している道政報告等に添付し、地域住民に配布するなどの広報活動を実施した。(丙9, 243, 証人扇谷寿頤)

(f) 民主党北海道の職員の職務内容

平成20年度の民主党北海道の職員10名のうち、民主党道民連合からの委託業務に従事していた職員は、5名であるところ、その職務内容は、次のとおりである。

a 職員β及びγは、平成20年5月1日付け人事異動により、職員δ及びεの後任として、同日以降、当該業務に従事していた。職員δ及びεは、上記人事異動により、札幌市大通西5丁目所在の民主党北海道の事務所に帰任した。職員αないしεの就業場所は、札幌市中央区北2条西6丁目所在の北海道議会庁舎内であり、民主党道民連合政策審議会室で執務していた。就業時間は、いずれも午前8時45分から午後5時30分までであった。(丙179, 180, 243, 証人扇谷寿頤)

b 職員αは、民主党道民連合政策審議会事務局長として、本件委託契約2に基づく業務全体を統括するとともに、当該業務に従事しており、職員βは、民主党道民連合政策審議会事務局次長として、職員αを補佐していた。職員α及びβは、市町村や各種団体の要望把握の際の調整、各種データの収集分析や資料作成などのほか、代表質問や意見書

等の文案作成補助、各プロジェクトの運営補助や議員提案条例の立案補助など、民主党道民連合の政務調査活動に関する事務（主として政策審議会における事務）の全般にわたり、議員の補助業務に従事していた。職員δは、職員βの前任者であり、職員βと同様の業務に従事していた。職員α、β及びδは、民主党道民連合における政務調査活動の補助業務のみに従事し、民主党北海道の固有の事務など、本件委託契約2に基づく業務以外の業務には従事していなかった。(丙243, 証人扇谷寿頤)

c 職員γは、民主党道民連合政策審議会事務局員として、本件委託契約2に基づく業務の全般にわたり、職員α及びβの指示により、これらの者を補助していた。職員εは、職員γの前任者であり、職員γと同様の業務に従事していた。職員γ及びεは、民主党道民連合における政務調査活動の補助業務のみに従事し、民主党北海道の固有の事務など、本件委託契約2に基づく業務以外の業務には従事していなかった。(丙243, 証人扇谷寿頤)

(g) 民主党北海道の職員の具体的な関わり

職員αないしεの本件委託契約2の委託業務に対する具体的な関わりは、次のとおりである。

a 地域や団体の要望把握のため、道政懇話会を開催するに当たり、それに係る企画、連絡調整、運営等に、職員α、β及びγが従事した。すなわち、職員α及びβは、道政懇話会の開催日と開催市町村が決定されると、日程、会場、開催方式などについて、地元支部と協議し、関係議員と相談した上、決定した。職員α及びβは、この決定事項を基に、関係市町村及び各種団体に対する案内状を作成し、職員γは、案内状を発送した。関係市町村及び各種団体の出欠の取りまとめは、地元支部がした。また、会場との種々の調整、レイアウトの決定のほか、出席者名簿及び式次第などの資料作成も、基本的には地元支部が

担当したが、職員 α 及び β は、作成された資料の内容を確認し、必要に応じて地元支部にその修正を依頼した。職員 α 及び β は、市町村の個別の要望事項について、民主党道民連合政策審議会会長名の提出依頼文書を作成し、職員 γ が発送した。職員 α 及び β は、これらの要望事項を集約し、分野ごとに整理した上、執行機関に対し、現在の取組状況や今後の対応などについての照会を行い、職員 γ は、執行機関から提出された回答を取りまとめ、必要部数をコピーし、道政懇話会の当日、席上配付する資料とともに、関係議員に事前に送付した。職員 α 及び β は、道政懇話会の当日行われる意見交換会のテーマに即した参考資料を取りまとめ、出席する議員に配付した。当該参考資料の内容は、民主党道民連合の考え方を、意見交換を通じて、市町村や各種団体に示すことになることから、職員 α 及び β は、作成した案について、民主党道民連合政策審議会会長や筆頭副会長に相談した上、決定した。道政懇話会には、民主党道民連合から、開催地の関係議員のほか、政策審議会の所属議員と、それに随行する形で、職員 α 及び β が出席した。当日の役割分担は、司会進行は開催地の関係議員、意見交換におけるテーマの提案は政策審議会所属の議員、意見交換の際のコメントは適宜各議員が行ったが、事務方として随行した職員 α 及び β は、こうした会の進行が円滑に進むよう、地元支部と協力しながら、会場の機器、設備の管理、意見交換時の議員のコメントのフォローをするほか、市町村及び各種団体の意見要望についてメモを取るなど、必要な政策を道政及び国政に反映させるために有益な情報の収集を行った。また、道内の市町村、各種団体の要望聴取、意見交換時の書記や、これに対する回答の作成補助に、職員 α 、 β 及び δ が従事した。具体的には、要望等のために訪れた関係者を議員と共に応接し、要望聴取、意見交換時の書記を務めるとともに、北海道の取組みや議会の審議の動向等に関する情報提供を行い、執行機関に対する状況の

確認や、これを踏まえた回答案の作成補助をした。(丙243、証人扇谷寿顯)

b 代表質問（代表格の一般質問を含む。）の作成補助のため、通年に行われたり、職員 α 及び β が、ヒアリングの実施、データの収集及び分析、代表質問の文案作成等の補助業務に従事し、職員 γ は、職員 α 及び β を補助した。すなわち、職員 α 及び β は、定例会の会期が終了すると、直ちに、次の定例会の代表質問に向けた準備を進め、代表質問前の1か月間は深夜まで作業をしていた。職員 α 及び β は、議員の執行機関に対するヒアリングの実施を補助し、各部局ごとに行われる質疑応答、意見交換の日程調整、進行、内容の整理をし、必要に応じて情報提供等をもした。ヒアリングは、定例会の開催の1か月前から開始され、職員 α 及び β と、民主党道民連合の副会長（政策審議会担当）、政策審議会に所属する議員や、代表質問を行う予定の議員のほか、議会事務局の職員が、聴取される側として、各部局から執行機関の職員が参加して実施された。日程や参加者の調整は主に職員 α が、会場の設営は職員 α 及び β が、それぞれ行い、ヒアリングの実施時には、職員 α の補助により、民主党道民連合の政策審議会会長が司会進行を務め、質疑応答の内容の整理や各種情報提供は職員 α 及び β が行った。職員 α 及び β は、ヒアリングが終了した後も、必要に応じ、議員と共に、個別に執行機関の職員に連絡し、聴取を続行した。職員 α 及び β は、代表質問の作成のためのデータの収集及び分析に従事し、各種文献や市町村からの情報収集のほか、民主党北海道を通じて、国の動向の把握などを行った。職員 α 及び β は、時事通信社発行の「官庁速報」、その他の関係図書により、国の政策立案や国会の法案審議の動向、他の都府県や市町村の取組みに関する情報を収集し、整理し、道政への導入の可能性、問題点等について分析をした。平成20年度には、自動車関係諸税の存廃や、世界的な金融危機による雇用、景気対策が喫緊

の政策課題となったことから、これらに対する対応策について、データの収集及び分析が行われた。職員 α 及び β は、代表質問の文案作成を補助し、データの収集及び分析等を通じて把握した課題について代表質問を行う項目を選定し、会派の意見調整の場に説き、重要案件を絞り込み、検討するなどした。平成20年度の例としては、北海道の支庁制度改革に関する代表質問の文案作成の補助が挙げられる。(丙243, 証人扇谷寿頤)

c 道政懇話会の開催、代表質問、意見書の作成は、民主党道民連合の政策審議会が中心となって行われていたが、政策審議会のほかにも、その時々の社会情勢などに応じ、議員提案条例や会派の重点政策などの個別テーマを検討し、民主党道民連合の政策として道政に反映させることを目的とし、民主党道民連合には、複数のプロジェクトが設置されていた。プロジェクトの運営補助、議員提案条例の立案補助として、平成20年度には、主に「北海道地球温暖化防止対策条例」の制定に向けて、条例・政策検討プロジェクトの運営補助、パブリックコメントの実施、条例案の作成補助等に従事した。すなわち、職員 α 、 β 及び δ は、民主党道民連合に設置された9分野のプロジェクト（平成20年度に活動していたプロジェクトとして、北海道地球温暖化対策プロジェクト、自治体財政・道州制対策プロジェクト、道営競馬対策プロジェクト、障害児・者権利擁護条例検討プロジェクト、試験研究機関独立法化対策プロジェクト、北海道消費生活条例改正検討プロジェクト、アイヌ先住民としての権利確立プロジェクト、非正規雇用・季節労対策プロジェクト等がある。）の事務局としての事務に従事し、職員 γ 及び ε は、これを補助した。職員 α 、 β 及び δ は、各種文献調査や、執行機関や市町村からの情報収集、民主党北海道を通じた国や他の都府県からの情報収集をし、日程調整、配布資料の作成、会議の設営及び進行を行った。職員 α 、 β 及び δ は、データの収集及び分析

等を踏まえた情報提供を行い、上記の各プロジェクトによる決定を受けて、各種データの作成、条例案の周知、意見集約といったパブリックコメントに係る業務を実施し、その後、議員と共に関係部局と最終的な調整を行うなど、条例骨子案の作成補助に従事した。職員 α 、 β 及び δ は、経団連や道経連などの経済団体との意見交換会の配布資料の作成、日程調整の業務に従事し、「障害者の権利を守る民主党福祉フォーラム」の講師やパネラーの人選及び招聘、案内状の発送、会場の借上げや設営のための事業者との打合せをした。職員 α 、 β 及び δ は、知事に対する「緊急雇用対策、雇用の安定についての要望・提言」の策定のため、学習会の開催や、関係団体との意見交換、現地調査の補助の業務に従事したほか、会派内調整や文案の作成補助の業務に従事した。(丙243, 証人扇谷寿頤)

d 國及び道への要望、提言の作成補助、意見書の作成補助のため、職員 α 及び β は、他の都府県の事例調査、國の動向の把握、各種データの収集及び分析、会派全体の意見調整、意見書案の作成補助に従事した。(丙243, 証人扇谷寿頤)

e 「道議会活動の報告」の作成については、職員 α 及び β が従事し、原稿案の作成、印刷の発注、議員、市町村等に対する配付の業務に従事した。(丙243, 証人扇谷寿頤)

f 職員 α ないし ε は、本件委託契約2に基づく業務のみに従事し、政治活動その他の民主党北海道の一般的業務（ただし、民主党北海道には後援会が存在しないから、後援会活動は含まれない。）には従事しなかった。なお、平成20年度における職員 α ないし ε の給与の総額は2181万8433円であった(丙209ないし211, 243, 証人扇谷寿頤)。

二 政務調査費による支出（本件会派支出3）

民主党道民連合は、平成21年3月4日付けで、地域総研に対し、調査

研究費として、252万円の支払をし、同額の政務調査費による支出（本件会派支出3）を行った。（甲6，8）

(ア) 本件委託契約3の締結

民主党道民連合は、平成20年4月1日付けで、地域総研との間で、委託料を252万円と定めて、道州制・地方自治の在り方等に関する調査研究委託に係る本件委託契約3を締結し、調査業務委託契約書を作成した（丙11）。

民主党道民連合は、本件委託契約3により、道州制や地方自治などの調査研究について専門的なノウハウを有する地域総研に対し、道州制特区法に基づく道州の在り方及び本来の道州の在るべき姿についての考察、地方分権の進展に伴う地方自治の在り方についての考察、地方自治における中長期の財政健全化に向けた考察、これらに関わる資料の収集及び分析という調査業務を委託した。（丙11，243，証人扇谷寿顕）

委託金額の積算根拠について、本件委託契約3の委託金額は、北海道が外部の調査機関に委託した平成19年度の道民意識調査の実績を参考に積算したものである。

(イ) 本件委託契約3に基づく業務

地域総研は、本件委託契約3に基づく業務として、国の道州制ビジョン懇談会や地方分権改革推進委員会などにおける道州制に関する議論の動向を整理し、フランス、イタリア、アメリカなど欧米の国々における広域自治体制度との比較を行いながら、北海道の地域的特性を踏まえ、基礎自治体である市町村について基本的な議論を行った上、道州制等の広域自治体についての提言をまとめている。「道財政の課題と支庁再編の問題点」及び「報告 分権改革と基礎自治体の在り方について」は、いずれも本件委託契約3の成果物である。（丙12，243，証人扇谷寿顕）

才 政務調査費に係る収支報告書等の提出

民主党道民連合の代表者は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の調査研究費の項目に、「人件（書記）委託費」として本件会派支出2に係る2000万円が、「北海道地域総研所委託費」として本件会派支出3に係る252万0420円（地域総研への振込手数料を含めたもの）が、それぞれ計上されていた（残余欄には18万6778円と記載されていた。）。（甲6，8）

(2) 上記(1)で認定した事実を前提として、本件会派支出2及び3の適否について検討する。原告は、政務調査費の支出が許されるのは、議員の調査研究に資するため必要な経費に限られるところ、本件会派支出2及び3は、議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出であると認めることができないのであり、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反し、違法である旨を主張する。しかし、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員が、ある使途に政務調査費を支出するか否かの判断は、使途基準に従つてするという制約の下で、会派及び議員の裁量に委ねられていると解するのが相当であり、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記2(3)のとおりであるところ、上記(1)ウ(ア)のとおり、民主党道民連合は、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道民のニーズを的確に把握するとともに、道政に反映させることなどを目的として行っている、地域や団体の要望把握、代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成、広報など、様々な政務調査活動について、会派として通年で効率的、効果的な活動を維持するためには、これらの活動に関わる事務全般の運営、連絡調整に携わる人員等の確保が不

可欠であると判断するとともに、会派としての効率的、経済的な政務調査活動の実施のためには、会派の目指す道政の方向性を熟知している者がその担い手となる必要があり、併せて、執行機関や他の会派からの干渉を防ぎ、会派としての政務調査活動の独立性を確保するためには、活動内容の秘匿性を保つことも重要な要素であることから、政務調査業務の委託の委託先として、市町村等の要望の集約や道民のニーズの把握などについて専門的なノウハウを有するとともに、会派の目指す方向性について熟知している民主党北海道を選定して、本件委託契約2を締結したものであって、このことからするならば、民主党道民連合がした上記判断及び選定が会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできないものというべきである。また、上記(1)エ(ア)のとおり、民主党道民連合は、道州制・地方自治の在り方等に関する調査研究が会派の議会活動の基礎となるものであり、当該委託費が調査の委託のため支出する必要があるものであると判断し、道州制や地方自治などの調査研究について専門的なノウハウを有する地域総研を選定して、道州制特区法に基づく道州の在り方及び本来の道州の在るべき姿についての考察、地方分権の進展に伴う地方自治の在り方についての考察、地方自治における中長期の財政健全化に向けた考察、これらに関わる資料の収集及び分析という調査業務を委託する本件委託契約3を締結したものであって、このことからするならば、民主党道民連合がした上記判断及び選定が会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできないものというべきである。

もっとも、道政懇話会は、支庁ごとに開催され、議員が地域に出向いて、地域の市町村長や団体の代表者から地域の実情や要望を聴取し、意見交換が行われるものであるところ、平成20年度に開催された七つの道政懇話会には、地元選出の北海道議会議員のほか、当該選挙区総支部の代表を務める地元選出の国会議員等が出席し、意見要望の聴取や質疑応答、意見交換が行われたことは、上記(1)ウ(イ)のとおりであり、このことを考慮すると、専ら会派

が行う政務調査活動であると認めることができる代表質問の作成、プロジェクトの運営、議員提案条例の立案、国及び道への要望、提言の作成、意見書の作成と異なり、地域や団体の要望把握、特に道政懇話会の開催は、自民党道民会議が行う移動政調会の開催と同様、会派が行う政務調査活動であるとともに、会派が行うその会派に所属する議員の政治活動を支援する活動の性格、及び、政党支部が行う政党活動の側面をも有していると認めることができるべきである。そして、道政懇話会は、民主党道民連合が開催するものであるが、適宜、地元支部の協力を得て開催されていたのであって、その開催については、本件委託契約2に基づいて民主党道民連合の業務を行っていた民主党北海道の職員だけでなく、当該選挙区総支部の職員も、その補助業務を行い、民主党道民連合と民主党北海道が業務を分担していたことは、上記(1)ウ(イ)及び(ロ)のとおりであるところ、上記民主党北海道の職員が行った業務は、全道的な開催予定及び出席者や参加者、日程の調整のほか、出席者の手持ち資料の作成、その会議において述べられた意見や要望の取りまとめといったものであり、主として地域や団体の要望把握に係る補助業務であったということができるのに対して、地元選挙区総支部の職員が行った業務は、専ら会場の選定及び設営、出席者や参加者の出欠の取りまとめ、日程の調整といったものであり、地域や団体の要望把握にかかわらない補助業務であったということができる。本件会派支出2は、上記民主党北海道の職員が行った業務に対する対価である業務委託費を、調査研究費として、すなわち、民主党道民連合が行う調査委託に要する経費として、支出したものであるから、本件会派支出2が使途基準に違反する違法な支出であるか否かは、上記民主党北海道の職員が行った業務が民主党道民連合が行う調査委託その他の政務調査活動に係る業務であるか否かによって、また、仮に上記民主党北海道の職員が行った業務に政務調査活動以外の活動に係る業務が含まれているのであれば、業務委託費の額を活動実態又は条理により適正に按分し、民主党道民連合が行う調査委託その他の政務調査活動に係る額について支出されてい

るか否かによって決定されるところ、会派は、議員が議会活動を円滑に遂行するために結成するものであり、議会内の議員団体として政策立案等を行い、所属する議員の活動を支援し、その会議を主催するほか、政策調査、予算要望等の実施主体となることができるものの、議会外で政党活動を行うことはできないと解されることからすると、上記民主党北海道の職員が行った業務に政党活動に係る業務が含まれているということはできないが、道政懇話会の開催は、会派が行う政務調査活動であると同時に、会派が行うその会派に所属する議員の政治活動を支援する活動の性格をも有していると認めることはできるることは、上記のとおりであり、このことによれば、上記民主党北海道の職員が行った業務には、会派に所属する議員の政治活動を支援する活動という政務調査活動以外の活動に係る業務が含まれているというべきである（業務委託費の金額が適正な額を超えるものでないかということについて、本件では、そのような主張はなく、上記(1)の事実からするならば、民主党道民連合がした業務委託費の金額の決定が会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできないことは、自民党道民会議の場合と同様である。）。このように、本件委託契約2に基づいて民主党北海道が行った委託業務のうちの一定の範囲については、会派に所属する議員の政治活動を支援する活動の補助業務としての性格をも有していることができるのであり、そのような活動の経費に政務調査費を支出する場合には、原則的には、その経費が、政務調査活動と、それ以外の活動とに、それぞれどのように使用されたかという使用の実態や、その使用の前提となった活動の実態に即した合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動の経費として使用された額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきである（上記2(2)）が、本件委託契約2の委託金額の積算根拠について、本件委託契約2の委託金額は、過去の実績を踏まえ、人件費を積算の上、算出したものであるというのみであるし（上記(1)ウケ）、業務委託の対象とされた各活動の業務量は数量的には明らかでないから、使用

実態や活動実態を認定することができず、政務調査活動に係る部分と、会派に所属する議員の政治活動を支援する活動に係る部分に、合理的に区分することは困難である。そこで、諸般の事情を考慮し、条理に基づいて、社会通念に照らし合理的な割合により、本件委託契約2の業務委託費の金額を按分し、政務調査活動に係る額についてのみ、政務調査費による支出を行うものとすると、本件委託契約2に係る委託業務のうち政務調査活動以外の活動に係る業務は複数の業務のうちの一つにすぎないこと、その業務も政務調査活動以外の活動の性格のほか政務調査活動の性格をも併せ持っていることを考慮すると、本件委託契約2の業務委託費の金額を8分の7に按分し、1750万円についてのみ政務調査費による支出を行うものとするのが相当である。そうすると、本件会派支出2は、その支出額と適正な按分額との差額において、使途基準に違反する違法な支出にほかならないから、民主党道民連合は、北海道に対し、その支出額2000万円と適正な按分額1750万円との差額に相当する250万円を不当利得として返還する義務を負うこととなる。

5 本件各議員支出の適否について

(1) 本件各議員支出の適否（総論）

ア 本件各議員支出が使途基準に違反する違法な支出となる場合

まず、複数の本件各議員支出の適否に関する点について、検討することとする。（ア）政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を、使途基準に従い、専ら政務調査活動のためだけに使用しなければならず、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が、政務調査費を、使途基準に違反して、本来充てることができない経費に支出した場合、当該会派又は議員は、その政務調査費を交付した普通地方公共団体に対し、その支出額に相当する金員を不当利得として返還する義務を負うのであり、本件においても、補助参加人らが行った本件各支出が使途基準に違反する違法な支出であるならば、補助参加人らは、北海道に対し、その支出額に相当する金員を不当利得として返還する義務を負うこと、（イ）車両リース代やガソリ

ン代のような経費について、その一部が政務調査活動に必要な経費の一部として使用され、残部がそれ以外の活動の経費として使用された場合、原則的には、その経費が、政務調査活動と、それ以外の活動とに、それぞれどのように使用されたかという使用の実態や、その使用の前提となった活動の実態に即した合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動の経費として使用された額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきであるが、そのような使用実態や活動実態を認定することができず、合理的に区分することが困難であるときは、諸般の事情を考慮し、条理に基づいて、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動に係る額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきであり、これらの按分が適正に行われている限りは、その政務調査費の支出は、使途基準に違反するものではないが、これらの按分が、上記のような使用実態や活動実体に即したものでなく、社会通念に照らし合理的な割合によるものでもない場合、その政務調査費の支出は、その支出額と適正な按分額との差額において、使途基準に違反する違法な支出にほかならないから、補助参加人らのうち本件各議員は、北海道に対し、その支出額と適正な按分額との差額に相当する金員を不当利得として返還する義務を負うこととなること、(イ) 議員に係る政務調査費の使途基準が事務費の内容として定める「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究に係る事務遂行に要する経費をいうものであるから、議員が支出した車両リース代やガソリン代が事務費に該当するためには、当該事務が議員の議会活動の基礎となる調査研究に係るものであること、及び、当該費用がその事務の遂行のため支出する必要があるものであることを要すると解されるところ、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員が、ある使途に政務調査費を支出するか否かの判断は、使途基準に従ってするという制約の下で、会派及び議員の裁量に委ねられていると解するのが相当であり、被告から政務調査費の交付を受けた

会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記2(2)及び(3)のとおりである。

イ 使用実態を認定することができない場合の按分割合

議員が支出した車両リース代やガソリン代が事務費に該当するためには、当該事務が議員の議会活動の基礎となる調査研究に係るものであること、及び、当該費用がその事務の遂行のため支出する必要があるものであることを要すると解されることは、上記ア(イ)のとおりであり、具体的には、当該車両の使用が政務調査活動のためのものであることである（車両の使用と政務調査活動との関連性。この中には、当該活動が議員の調査研究に資するものであることと、その活動のため当該車両の使用が必要であることが含まれる。なお、ガソリン代については、車両の使用のため支出する必要があるものであることは明らかであるし、車両リース代についても、車両の購入は議員の資産形成につながるものであり、その経費に政務調査費を充てることは相当でないからすると、むしろ、車両の使用はリース車両による方が相当であると解されるのであり、車両の使用のため支出する必要があるものであるということができる。もっとも、車両リース代にリース車両の維持管理費等が含まれている場合には、その費用について、リース車両の使用のため支出する必要があるものであるということができるか否かが問題となることは、後記才の車両リース契約に含まれる費用のとおりである。）ところ、議員の活動は、政務調査活動以外にも、政治活動、後援会活動、選挙活動、政党活動、議会への出席等のほか、議員としての立場を離れた私的活動が挙げられ、多面性を有するのであり、車両リース代やガソリン代のような経費については、その一部が政務調査活動に

必要な経費の一部として使用され、残部がそれ以外の活動の経費として使用されたという場合もある（上記2(2)）から、当該車両を使用する都度、その走行距離、使用目的、使用目的が複数ある場合はその割合を記録するなどしていない限りは、車両の使用実態を認定し、客観的にみて合理的に区分することは困難であり、本件においても、本件各議員支出の中で、車両の使用実態を認定し、客観的にみて合理的に区分することができるものは存在しない。そのため、本件では、諸般の事情を考慮し、条理に基づいて、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分し、政務調査活動に係る額についてのみ、政務調査費による支出を行うべきであることとなるところ、その按分割合としては、(ア) 当該車両の使用が政務調査活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、議会への出席など議員本来の活動のためのものでもある場合（次の(イ)の場合を除く。）については、基本的に政務調査活動に2分の1を按分し、(イ) 当該車両の使用が政務調査活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、議会への出席など議員本来の活動のためのものでもあり、かつ、私的活動のためのものもある場合については、基本的に政務調査活動に4分の1を按分するものとしつつ、(ウ) 当該事案の具体的な事情等を考慮し、適切な調整を加えるのが相当である。この点について、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記アのとおりであるが、本件各議員支出が、上記の按分割合を超える割合により、車両リース代又はガソリン代を按分し、政務調査費による支出を行うものであるときは、その按分割合の判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであることが明らかであるとい

うことができるから、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、使途基準に違反する違法な支出となるべきである。

なお、本件各議員支出の中には、車両リース代の按分割合とガソリン代の按分割合とを異なるものとしているものがあるところ、その按分割合の判断の適否を検討するに当たっては、それぞれを個別に検討するのではなく、車両リース代の按分割合の判断とガソリン代の按分割合の判断を併せて検討するのが相当である。これは、いずれの判断も、車両の使用実態という同一の事実関係を重要な事実の基礎としてされるものであり、かつ、車両リース代でこれだけ按分したので、ガソリン代の按分割合はこれだけにするというように、実質的な牽連関係があるためである。また、収支報告書の支出欄の事務費の項目に車両リース代又はガソリン代として計上された金額が、政務調査活動以外の活動のための当該車両の使用に要した金額をあらかじめ控除した金額を基礎とするものである場合、本来であれば、計上された金額にあらかじめ控除された金額を合算し、その合計金額に上記按分割合を適用して、政務調査費による支出を行うべきであるが、本件においては、あらかじめ控除された金額が明らかにされていない議員が存在する。このような議員については、現に支出したことが立証されている金額に上記按分割合を適用して、政務調査費による支出を行うべきであるものとせざるを得ない。

ウ 車両リース契約の貸借人及び賃借人

原告は、本件各議員支出に係る車両リース契約の賃貸人が、通常の車両リースを業とする会社ではなく、当該議員が所属する政党の支部、当該議員の後援会、当該議員が役員を務める会社、当該議員が雇用している職員等である場合、その支出が現実の支出と見合う金額であるか否かが不透明であり、政党への上納金等が紛れ込んでいる可能性や、お手盛りの可能性を否定することができないし、また、本件各議員支出に係る車両リース契

約の貸借人が、当該議員ではなく、当該議員が所属する政党の支部、当該議員の後援会である場合、政党の支部や後援会が費用を支出しているという事実自体が、その車両が政務調査活動ではなく、政治活動や後援会活動に使用されたことを推認させると主張する。しかし、原告が指摘する上記各事実から、直ちに原告が指摘するような推認等が働くということはできないし（これらの車両リース代の額が同種の車両リース代の相場と比較して高額であると認めるに足りる証拠はない。）、また、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記アのとおりであるところ、車両リース契約の貸貸人及び貸借人の選定は、議員の裁量に委ねられた事項であるということができるのであり、原告の指摘に係る本件各議員支出について頗れた全ての事情によるも、当該議員がした車両リース契約の貸貸人及び貸借人の選定が、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできない。原告の上記主張は採用することができない。

エ リース期間の終了後の車両の所有権の帰趨

原告は、車両リース契約において、リース期間の終了後又は途中で、車両の所有権が議員側に移転することとされている場合には、それが有償であるか、無償であるかにかかわらず、議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費として充当することができない（本件新手引）ところ、本件各議員が提出した証拠資料の中には、リース期間の終了後の車両買取価格が定められているものがあり、リース期間の終了後の所有権移転を推認させるから、本件各議員がリース期間の終了後の車両の所有権の帰趨について証拠に基づいて明らかにしない場合、これらの支出は、政務調査費の支

出として違法である疑いが濃いと主張する。しかし、原告が指摘する上記事実から、直ちに原告が指摘するような推認が働くということはできないし、仮にリース期間の終了後に当該車両の所有権が議員の側に移転したとしても、そのために、それ以前に行われた車両リース代の支出が使途基準に違反する違法な支出となると解することはできない（自家用自動車等の購入は私的な資産の形成につながるから、当該車両の買取りが車両リース契約の締結時に既に予定されており、当該リース契約が実質的には当該車両の割賦販売契約である場合には、当該リース契約に基づいてされた車両リース代の支出が使途基準に違反する違法な支出となることとなるが、原告の指摘に係る本件各議員支出について、当該支出に係る車両リース契約がそのような契約であることを認めるに足りる証拠はない。なお、リース期間の終了後、当該車両の買取代金を政務調査費から支出すれば、それは、使途基準に違反する違法な支出になるが、リース期間中の車両リース代の支出の違法とは別の問題である。リース期間の終了後、政務調査費以外の経費により当該車両の買取代金を支出する場合、それがリース期間中の使用によって低減した当該車両の客観的価値に見合う金額での買取りであるならば、政務調査費の支出により私的な資産を形成しているものではなく、違法の問題は生じないし、それが上記客観的価値よりも低い金額での買取りであるならば、その客観的価値と買取金額との差額に相当する金額については使途基準に違反する違法な支出となる余地があるかもしれないが、原告の指摘に係る本件各議員支出について、上記客観的価値よりも低い金額での買取りが行われたことを認めるに足りる証拠はない。また、原告が引用する本件新手引の記載は、車両リース契約の締結時に、リース期間満了後の所有権移転を特約で定めるなど、あらかじめ車両の所有権が移転することを前提とするリース契約を締結する場合は、事実上の割賦販売と異なることから、これを資産形成たる車両の購入と同視し、政務調査費を充当することができないものとしたものであり、リース期間の終了後、

政務調査費以外の経費により当該車両を買い取ることまでをも禁止するものであると解することはできない。)。そして、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記アのとおりであるところ、リース期間の終了後の所有権移転ほかの車両リース契約の内容の決定は、議員の裁量に委ねられた事項であるということができるのであり、原告の指摘に係る本件各議員支出について頗れた全ての事情によるも、当該議員がした車両リース契約の内容の決定が、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできない。原告の上記主張は採用することができない。

オ 車両リース契約に含まれる費用

原告は、車両の購入費及び維持管理費（車検代、任意保険料、車両諸税、修理代、消耗品費など）は、議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費として充当することができない（本件新手引）ところ、本件各議員が提出した証拠資料の中には、明らかにこれに含まれるものがあり、これらの支出は、政務調査費の支出として違法であると主張する。しかし、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記アのとおりであるところ、車両リース契約に係る登録諸費用、自動車取得税、自動車税、重量税、自動車損害賠償責任保険料、車検代、自動車保険料等は、リース車両に係る維持管理費として、リース車両の使用によって生じた経費である（もっとも、登録諸費用や自動車取得税は、本来、車両の使用に係る費用であるというよりも、車両の取得に係る費用であるが、リース車両の賃貸人は賃借人に使用させるために当該リース車両を取得したものであるから、当該リース車両の取得費用も、リース車両の使用によって生じた経費であるということができる。）から、リース車両の使用のため支出する必要があるものであるということができるのであり、当該議員がした車両リース契約の内容の決定が、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできない。原告の指摘に係る本件新手引の記載は、自己所有の車両の維持管理費について、そのような費用は、議員の資産形成ないしその維持に寄与するものであり、政務調査費の支出に適さない経費であるという観点から、政務調査活動に必要な経費ではないとしたものであり、その記載を根拠に、リース車両の維持管理費に政務調査費を支出することが使途基準に違反するということはできない。原告の上記主張は採用することができない。

カ 複数の車両の使用及び議員でない者の政務調査活動

原告は、政務調査活動に使用する車両が複数あるというのは、よほど特殊な場合しか想定することができず、仮に政務調査活動に複数の車両を使用する場合があるとしても、議員の体は一つであるから、その場合、個々の車両を政務調査活動に使用する割合は低下すると考えられるのであり、議員が複数の車両を使用している場合、政務調査費からの支出が許されるのは1台についてのみであり、1台の車両の支出額のみを基準とし、その支出額について社会通念上相当な割合に従った按分をすべきであって、2台目以降については、政務調査費からの支出は一切許されないと解すべきであると主張する。しかし、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主

的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記アのとおりであるところ、弁論の全趣旨によれば、議員に求められる政務調査活動は多岐にわたり、北海道議会議員の場合、その政務調査活動の対象となる地域の面積が広大である上、札幌市から遠い選挙区から選出された議員は、議会への出席などのため、相当期間にわたり、自宅を離れ、札幌に滞在する必要があるから、その間、選挙区周辺で自ら政務調査活動を行うことは事実上不可能になるし、また、札幌市又はその周辺の選挙区から選出された議員も、相当期間にわたり、議会活動を行わなければならぬいため、自ら政務調査活動を行うことには制約があるのであって、いずれにしても、議員単独で政務調査活動を行うことには限界があるから、議員単独で行う活動には自ずと限界があるため、事務所の職員らと手分けして活動を行うことが一般的であるという実態があると認めることができるのであり、当該議員がした自らが行う政務調査活動のため複数の車両の使用が必要であるという判断が、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできない。原告の上記主張は採用することができない。

原告は、議員でない者が車両を使用して行った調査活動も政務調査活動であるものとすると、議員でない者が、議員が同行することなく行った活動も、政務調査活動であることとなるのであり、本件規程別表第2が「議員が行う」調査研究に係る事務遂行に必要な経費と明文で定めていることに明らかに反し、実質的にも、議員の政務調査につながらない活動にまで安易に政務調査費の支出を許容することになりかねず、著しく不适当であると張する。しかし、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律

的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記アのとおりであるところ、議員が自ら行う調査研究活動だけでなく、議員の事務所の職員が当該議員の意を体して行う調査研究活動も、議員が行う調査研究活動であるということができるのであり、当該議員がした当該活動が自らの調査研究に資するものであるという判断が、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできない。また、原告は、議員が同行することなく行われた活動のためのガソリン代の支出については、本来、議員自身が行うべき政務調査活動との関連性があることは通常推認されないから、原則として違法となるのであり、議員が同行することなく行われた政務調査活動が違法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされ、かつ、その調査結果が議員に確實に伝達され、議員の政務調査に資するものとなったことが、証拠上明らかにされた場合に限られるとも主張するが、議員が自ら行う調査研究活動だけでなく、議員の事務所の職員が当該議員の意を体して行う調査研究活動も、議員が行う調査研究活動であるということはできるることは、上記のとおりであり、このことからすると、議員でない者が車両を使用して行った活動であっても、議員が行う政務調査活動のためのものであることが通常推認されないということはできない。原告の上記主張は採用することができない。

キ 議会への出席に対する費用弁償との関係

原告は、定例会が開催される前後の日時にガソリン代を支出している議員が複数存在することを指摘し、このガソリン代の支出は、議員が議会に出席するための費用弁償との二重取りになっているか、または、議員が同行しない活動について政務調査費が支出されているかのいずれかであり、

このいずれもが、本件条例及び本件規程に違反し、違法となることは明白であると主張する。確かに、議員の議会への出席は政務調査活動ではなく、それについては費用弁償がされているから、議会への出席のため車両の使用をした際に消費したガソリンの代金を政務調査費から支出すれば、その車両の使用は政務調査活動のためのものではなく、ガソリン代の政務調査費への計上に当たり、そのような議会への出席分を勘案した按分がされなければ、その支出は使途基準に違反する違法な支出であるということとなる。しかし、定例会が開催される前後の日時にガソリン代を支出しているからといって、必ずしも、そのガソリンを、議会への出席のため車両の使用をした際に消費したということはできず、定例会の日以前に行つた政務調査活動で消費した分のガソリンを給油している場合や、事務所の職員が政務調査活動の補助業務を行うため給油している場合など、様々な場合があり得るのであるから、定例会が開催される前後の日時にガソリン代を支出した事実は、議員が議会に出席するための費用弁償との二重取りになっていることを直ちに証するものではない。また、議員が自ら行う調査研究活動だけでなく、議員の事務所の職員が当該議員の意を体して行う調査研究活動も、議員が行う調査研究活動であるということができるのであり、当該議員がした当該活動が自らの調査研究に資するものであるという判断が、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできないことは、上記力のとおりである。原告の上記主張は採用することができない。

ク ガソリンの掛け買い

原告は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出するという支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならないから、このような形態でガソリン代を政務調査費から支出している補助参加人らについては、そ

の支出の全額が違法と判断されるべきであると主張する。しかし、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきであるから、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることは、上記アのとおりであるところ、弁論の全趣旨によれば、掛け買いというガソリンの購入方法は、一般的に行われているものであると認めることができるのであり、ガソリン代の政務調査費への計上に当たり、適正な按分がされれば、使途基準に違反する違法な支出とはならないことをも考慮すると、当該議員がした政務調査活動のための車両の使用に消費するガソリンの購入方法を掛け買いとするという判断が、議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできない。

(2) 本件各議員支出の個別的な適否

上記(1)を前提として、本件各議員支出の適否について、個別的に検討することとする。

ア 自民党道民会議に所属する議員に係る本件各議員支出の適否

ア) 本件議員支出 1

次のとおり、補助参加人東国幹は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出1については、領収書等合計額87万4062円の2分の1に相当する43万7031円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人東国幹が收支報告書に計上した43万5431円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人東国幹は、北海道に対し、不当利得

の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人東国幹に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の1)

b 政務調査費による支出(本件議員支出1)

補助参加人東国幹は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出1)を行った。(甲9の1)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人東国幹は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出1に係る43万5431円が計上されていた(残余欄には1259円と記載されていた。)。補助参加人東国幹は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を87万4062円とした上、(a) 政務調査活動と後援会活動とが混在するため、概ね2分の1に按分した、(b) 議会審議のための地域住民との意見交換、情報収集、政策課題に対する民意の調査、道政への反映活動のため、道内各地に移動する際に、車両を使用しているとしている。(甲9の1、丙16)

(イ) 本件議員支出6

次のとおり、補助参加人石塚正寛は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を含む。)のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出6について

は、領収書等合計額35万9012円の4分の1に相当する8万9753円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人石塚正寛が収支報告書に計上した17万1679円は、上記金額の範囲を8万1926円上回るから、補助参加人石塚正寛は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人石塚正寛に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の6)

b 政務調査費による支出(本件議員支出6)

補助参加人石塚正寛は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等のほか私的活動のため車両を使用し(補助参加人石塚正寛は、他の車両を使用していないかったのであり、私的活動のため当該車両を使用していたと認めることができる。), 事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出6)を行った。(甲9の6、丙227)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人石塚正寛は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出6に係る17万1679円が計上されていた(残余欄には19万1904円と記載されていた。)。補助参加人石塚正寛は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を35万9012円とした上、(a) 政務調査活動が後援会活動と混在し、明確に区分することができないことから、2分の1以内で按分した、(b) 地域住民との意見交換や現地調査などに、車両を使用しているとしている。(甲

9の6、丙20)

(イ) 本件議員支出7

次のとおり、補助参加人伊藤条一は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出7については、領収書等合計額168万円の2分の1に相当する84万円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人伊藤条一が収支報告書に計上した84万円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人伊藤条一は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人伊藤条一に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の7）

b 政務調査費による支出（本件議員支出7）

補助参加人伊藤条一は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出7）を行った。補助参加人伊藤条一は、平成20年4月1日、株式会社北海道観光物産興業との間で、賃貸車両をトヨタレクサスと、賃料を月額6万円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、新雪交通株式会社との間で、賃貸車両をトヨタクラウンと、賃料を月額8万円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、それぞれ車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこれらの車両の賃料である。補助参加人伊藤条一は、

株式会社北海道観光物産興業及び新雪交通株式会社の代表取締役である。（甲9の7、丙21、81）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人伊藤条一は、平成21年4月23日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車輌借上費」として本件議員支出7に係る84万円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人伊藤条一は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を168万円とした上、(a) 政務調査活動と政党活動及び後援会活動が混在しており、政務調査活動の割合を明確に区分することが困難であるため、2分の1に按分した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。（甲9の7、丙21）

(ニ) 本件議員支出12

次のとおり、補助参加人内海英徳は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出12については、領収書等合計額76万3759円から収支報告書の修正報告に係る9543円を控除した75万4216円の2分の1に相当する37万7108円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人内海英徳が収支報告書に計上した38万6309円は、上記金額の範囲を9201円上回るから、補助参加人内海英徳は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人内海英徳に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付し

た。(甲9の12)

b 政務調査費による支出（本件議員支出12）

補助参加人内海英徳は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出12）を行った。補助参加人内海英徳は、平成19年4月1日、株式会社田西会館との間で、賃貸車両をトヨタマークIIと、賃料を月額2万1000円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。上記車両は、株式会社田西会館が平成16年3月頃に札幌トヨペット株式会社からリースして使用しており、平成19年2月16日にリース料月額4万2000円で再リースしたものである。補助参加人内海英徳は、自動車賃貸借契約を締結した同年4月1日の時点で、株式会社田西会館の代表取締役であったが、同月20日に退任し、その相談役に就任した。（甲9の12、丙25、83、213、214、215、246）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人内海英徳は、平成21年4月27日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース・ガソリン代」として本件議員支出12に係る39万5852円（車両リース代11万5500円、ガソリン代28万0352円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人内海英徳は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ23万1000円及び53万2759円とした上、(a) 政務調

査活動と後援会活動等とが混在しており、明確に区分することが困難なため、2分の1に按分した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人内海英徳は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車リース・ガソリン代」の計上額は、38万6309円（車両リース代11万5500円、ガソリン代27万0809円）に修正された（残余欄の記載は24万9716円に修正された。）。（甲9の12、乙19、丙25）

(イ) 本件議員支出15

次のとおり、補助参加人遠藤連は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができる。本件議員支出15については、領収書等合計額47万8809円から収支報告書の修正報告に係る1万3820円を控除した46万4989円の2分の1に相当する23万2494円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人遠藤連が収支報告書に計上した17万1565円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人遠藤連は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人遠藤連に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の15）

b 政務調査費による支出（本件議員支出15）

補助参加人遠藤連は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、

別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出15）を行った。（甲9の15）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人遠藤連は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出15に係る18万5385円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人遠藤連は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を47万8809円とした上、(a) 政務調査活動と政党活動、後援会活動が混在しており、政務調査活動との明確な区分が困難であるため、5分の2以内に按分した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人遠藤連は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車ガソリン代」の計上額は、17万1565円に修正された（残余欄の記載は1万3820円に修正された。）。（甲9の15、乙20、丙27）

(a) 本件議員支出23

次のとおり、補助参加人小野寺秀は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出23については、領収書等合計額24万円の2分の1に相当する12万円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人小野寺秀が収支報告書に計上した24万円は、上記金額の範囲を12万

円上回るから、補助参加人小野寺秀は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人小野寺秀に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の23）

b 政務調査費による支出（本件議員支出23）

補助参加人小野寺秀は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人小野寺秀は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出23）を行った。補助参加人小野寺秀は、平成15年7月18日、北海道道路整備株式会社との間で、賃貸車両をトヨタエスティマと、賃料を年額24万円と、賃貸借期間を平成16年3月31日まで（ただし、双方のいずれかから申出がない限り、1年契約とし、自動的に更新する。）と定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両の賃料である。（甲9の23、丙31、85）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人小野寺秀は、平成21年4月6日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」として本件議員支出23に係る24万円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人小野寺秀は、領収書等総括票で、車両リース代

について、領収書等合計額を24万円とした上、(a) 政務調査活動のみに使用したため、全額計上した、(b) 議会活動のための調査、資料収集のほか、各地域との意見交換などに、車両を使用しているとしている。(甲9の23、丙31)

(a) 本件議員支出24

次のとおり、補助参加人小畠保則は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めるができるのであり、本件議員支出24については、領収書等合計額240万2500円の2分の1に相当する120万1250円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人小畠保則が収支報告書に計上した98万9375円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人小畠保則は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人小畠保則に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の24)

b 政務調査費による支出（本件議員支出24）

補助参加人小畠保則は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のためリース車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出24）を行った。補助参加人小畠保則は、平成20年4月1日、渡邊武郎との間で、賃貸車両をいすゞウイザードと、賃料を月額1万円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結した。補助参加人小畠保則は、平成20年4月1日、小畠正敏との間で、賃貸車両をホンダアコードと、賃料を月額1万円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結した。補助参加人小畠保則は、釧路装備株式会社との間で、平成17年5月頃、リース車両をトヨタカローラと、リース料を総額144万円、月額4万円と、リース期間を平成20年4月までと定めて、車両リース契約を締結したところ、そのリース期間の満了に当たり、新たに、リース車両を日産マーチと、リース料を総額168万円、月額3万5000円と、リース期間を平成24年3月26日までと定めて、車両リース契約を締結した。補助参加人小畠保則は、釧路トヨタ自動車株式会社との間で、平成15年5月頃、リース車両をトヨタクラウンと、リース料を総額420万円、月額7万円と、リース期間を平成20年5月までと定めて、車両リース契約を締結したところ、そのリース期間の満了に当たり、新たに、リース車両をトヨタクラウンと、リース料を総額600万円、月額10万円と、リース期間を平成25年5月29日までと定めて、車両リース契約を締結した。上記車両リース代はこれらの車両の賃料及びリース代である。渡邊武郎及び小畠正敏は、補助参加人小畠保則の事務所の職員であり、小畠正敏は、補助参加人小畠保則の子である。(甲9の24、丙32、86、218、230、証人小畠保則)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人小畠保則は、平成21年4月3日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出24に係る98万9375円（車両リース代84万円、ガソリン代14万9375円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人小畠保則は、領収書等

総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を180万500円とした上、(a) 政党活動等を含めた活動状況を踏まえ、2分の1以内で按分した、(b) 政務調査費にリース料を計上した車両のほかにも車両を保有し、政務調査活動にも使用している、(c) 議会審議のための情報収集、地域住民からの意見聴取、意見交換、関係機関との情報交換、懇談等のための出張などに、車両を使用しているとしている。補助参加人小畠保則は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を59万7500円とした上、リース車両のほかにも車両を保有しており、政務調査活動にも使用しているが、政党活動等との明確な区分が困難なため、4分の1に按分したとしている。(甲9の24、丙32)

(g) 本件議員支出25

次のとおり、補助参加人柿木克弘は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出25については、領収書等合計額85万0920円の2分の1に相当する42万5460円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人柿木克弘が収支報告書に計上した41万8740円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人柿木克弘は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人柿木克弘に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の25)

b 政務調査費による支出（本件議員支出25）

補助参加人柿木克弘は、平成20年度において、政務調査活動や後

援会活動等（私的活動を除く。）のためリース車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出25）を行った。補助参加人柿木克弘は、平成15年11月21日、日立キャピタルオートリース株式会社との間で、リース車両をマツダアテンザと、リース料を総額391万8600円、月額6万5310円と、リース期間を平成20年11月12日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の25、丙33)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人柿木克弘は、平成21年4月27日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車のリース代」として本件議員支出25に係る41万8740円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人柿木克弘は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を85万0920円とした上、(a)ほとんどが政務調査活動であるが、他の活動にも使用しているため、概ね2分の1に按分した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。(甲9の25、丙33)

(f) 本件議員支出27

次のとおり、補助参加人勝木省三は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出27については、領収書等合計額19万1300円の2分の1に相当する9万5650円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきであ

る。補助参加人勝木省三が収支報告書に計上した9万2900円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人勝木省三は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人勝木省三に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の27)

b 政務調査費による支出(本件議員支出27)

補助参加人勝木省三は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため自己所有の車両を使用し、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出27)を行った。(甲9の27)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人勝木省三は、平成21年4月27日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出27に係る9万2900円が計上されていた(残余欄には零円と記載されていた。)。補助参加人勝木省三は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を19万1300円とした上、(a)後援会活動と政務調査活動が混在しており、明確に区分することが困難なため、概ね2分の1に按分した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。(甲9の27、丙35)

(2) 本件議員支出28

次のとおり、補助参加人加藤唯勝は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動の

ためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認めることができる所以あり、本件議員支出28については、領収書等合計額97万1777円の2分の1に相当する48万5888円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人加藤唯勝が収支報告書に計上した73万1000円は、上記金額の範囲を24万5112円上回るから、補助参加人加藤唯勝は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人加藤唯勝に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の28)

b 政務調査費による支出(本件議員支出28)

補助参加人加藤唯勝は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のためリース車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出28)を行った。補助参加人加藤唯勝は、平成20年3月10日、有限会社ケイティペイオニアとの間で、賃貸車両をトヨタクラウンマジェスタと、賃料を月額4万2850円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両の賃料である。有限会社ケイティペイオニアの代表者である加藤剛士は、補助参加人加藤唯勝の子である。(甲9の28、丙36、87、219)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人加藤唯勝は、平成21年4月21日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書

には、支出欄の事務費の項目に「自動車借上料等」及び「ガソリン代・高速料等」として本件議員支出 28 に係る 7 3 万 1 0 0 0 円（車両リース代 4 1 万 1 0 0 0 円、ガソリン代 3 2 万円）が計上されていた（残余欄には 3 1 万 5 0 0 0 円と記載されていた。）。補助参加人加藤唯勝は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を 5 1 万 4 2 0 0 円とした上、(a) 主に政務調査活動に使用する車両として借り上げているが、後援会活動など他の活動を含めた活動実態を考慮し、5 分の 4 以内で按分した、(b) 政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも、車両を保有しており、政務調査活動にも使用している、(c) 地域住民との意見交換のほか、現地視察などに、車両を使用しているとしている。補助参加人加藤唯勝は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を 4 5 万 7 5 7 7 円とした上、主に政務調査活動に使用しているリース車両とその他の車両は、いずれも政務調査活動に使用しつつ、後援会活動など他の活動にも使用しているので、10 分の 7 以内に按分したとしている。（甲 9 の 28、丙 36）

(g) 本件議員支出 30

次のとおり、補助参加人川尻秀之は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出 30 については、領収書等合計額 5 0 万 7 0 9 2 円の 2 分の 1 に相当する 2 5 万 3 5 4 6 円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人川尻秀之が収支報告書に計上した 5 0 万 7 0 9 2 円は、上記金額の範囲を 2 5 万 3 5 4 6 円上回るから、補助参加人川尻秀之は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成 20 年度において、補助参加人川尻秀之に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、5 1 6 万円を交付した。（甲 9 の 30）

b 政務調査費による支出（本件議員支出 30）

補助参加人川尻秀之は、平成 20 年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため自己所有の車両を使用し、事務費として、別紙 2 の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出 30）を行った。（甲 9 の 30）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人川尻秀之は、平成 21 年 4 月 20 日、議長に対し、平成 20 年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出 30 に係る 5 0 万 7 0 9 2 円が計上されていた（この金額は、監査委員の勧告を受けて、被告が措置を行い、収支報告書の修正報告がされた後のものである。残余欄には零円と記載されていたが、上記修正報告により 5 万 3 1 0 5 円となった。）。補助参加人川尻秀之は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を 5 0 万 7 0 9 2 円とした上、(a) 政務調査活動のみに使用したため、全額計上した、(b) 地域住民、市民との意見交換、議会審議のための情報収集等、現地調査などに、車両を使用しているとしている。（甲 9 の 30、乙 1、2、5、丙 37）

(j) 本件議員支出 31

次のとおり、補助参加人神戸典臣は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出 31 につい

では、領収書等合計額102万4528円の2分の1に相当する51万2264円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人神戸典臣が収支報告書に計上した84万4528円は、上記金額の範囲を33万2264円上回るから、補助参加人神戸典臣は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人神戸典臣に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の31)

b 政務調査費による支出(本件議員支出31)

補助参加人神戸典臣は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のためリース車両を使用し(補助参加人神戸典臣は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。), 事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出31)を行った。補助参加人神戸典臣は、平成18年5月、株式会社トヨタレンタリース札幌との間で、リース車両をトヨタフィールダーと、リース料を総額239万4000円、月額3万9900円と、リース期間を平成23年5月24日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人神戸典臣は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、株式会社トヨタレンタリース札幌に車両を返還し、トヨタカローラ室蘭株式会社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。(甲9の31, 丙38, 88,

133, 134)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人神戸典臣は、平成21年4月21日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出31に係る84万4528円(車両リース代47万8800円、ガソリン代36万5728円)が計上されていた(残余欄には零円と記載されていた。)。補助参加人神戸典臣は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を47万8800円とした上、(a) 政務調査活動に使用している車両のリース代を全額計上した、(b) 政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも車両を保有しており、政務調査活動に使用した、(c) 議会審議に必要な情報を得るために、地元関係者との意見交換のほか、現地調査等に、車両を使用しているとしている。補助参加人神戸典臣は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を54万5728円とした上、政務調査活動専用に使用しているリース車両以外の保有車両についても政務調査活動に使用しているが、政治活動、後援会活動等にも使用している、明確に区分することは困難であるため、概ね3分の2に按分したとしている。(甲9の31, 丙38)

(z) 本件議員支出34

次のとおり、補助参加人北原秀一郎は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出34については、領収書等合計額36万2569円の2分の1に相当する18万1284円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人北原秀一郎が収支報告書に計上した21万7540

円は、上記金額の範囲を3万6256円上回るから、補助参加人北原秀一郎は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人北原秀一郎に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の34)

b 政務調査費による支出(本件議員支出34)

補助参加人北原秀一郎は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため自己所有の車両を使用し、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出34)を行った。(甲9の34)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人北原秀一郎は、平成21年4月15日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出3.4に係る21万7540円が計上されていた(残余欄には零円と記載されていた。)。補助参加人北原秀一郎は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を36万2569円とした上、(a) 政党活動及び後援会活動が混在するため、政務調査活動の活動実態を考慮して、概ね5分の3に按分した、(b) 議会審議のための地域住民との意見交換及び情報収集、現地調査、道政報告、関係機関との打合せなどに、車両を使用しているとしている。(甲9の34、丙41)

(セ) 本件議員支出36

次のとおり、補助参加人工藤敏郎は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動の

ためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出36については、領収書等合計額81万5097円の2分の1に相当する40万7548円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人工藤敏郎が収支報告書に計上した39万3043円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人工藤敏郎は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人工藤敏郎に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の36)

b 政務調査費による支出(本件議員支出36)

補助参加人工藤敏郎は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため自己所有の車両を使用し、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出36)を行った。(甲9の36)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人工藤敏郎は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「ガソリン」として本件議員支出36に係る39万3043円が計上されていた(残余欄には零円と記載されていた。)。補助参加人工藤敏郎は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を81万5097円とした上、(a) 後援会は休止しているため、後援会活動そのものを全く行っておらず、議員活動は政務調査活動である、(b) 市町村、議会関係、各産業団体や地域住民の要望等の課題や現状把握と、その解決のための意見交換や

視察などの活動をしており、ほとんどの活動が現地に自ら出向き、関係機関などとの意見交換や調査などである。(c) 支出額81万5097円を全額計上すべきところ、政務調査費の支給総額の範囲内とするため、2分の1程度に相当する39万3043円を計上したものであるとしている。(甲9の36、丙43)

(j) 本件議員支出38

次のとおり、補助参加人小松茂は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためにもあったと認めることができるのであり、本件議員支出38については、領収書等合計額151万9851円の2分の1に相当する75万9925円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人小松茂が収支報告書に計上した144万3247円は、上記金額の範囲を68万3322円上回るから、補助参加人小松茂は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人小松茂に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の38)

b 政務調査費による支出（本件議員支出38）

補助参加人小松茂は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のためリース車両を使用し（補助参加人小松茂は、当該車両を政務調査活動以外の活動のために一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払を

し、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出38）を行った。補助参加人小松茂は、平成19年7月、釧路トヨタ自動車株式会社との間で、リース車両をトヨタエスティマと、リース料を月額7万3500円と、リース期間を平成24年8月までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の38、丙44、92)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人小松茂は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「給油燃料費」として本件議員支出38に係る144万3247円（車両リース代72万0600円、ガソリン代72万2647円）が計上されていた（残余欄には3万4866円と記載されていた。）。補助参加人小松茂は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を8万2000円とした上、(a) 使用車両は2台あり、1台は自家用・後援会活動用、1台は政務調査活動用としており、政務調査活動用の車両について、概ね5分の4に充当している、(b) 現地調査のほか、市町村、産業団体との意見交換、議会報告等に、車両を使用しているとしている。補助参加人小松茂は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を82万6538円とした上、上記政務調査活動用の車両のガソリン代を計上しているが、灯油代も含めており、ガソリンに係る領収書等合計額は63万7851円、そのうち収支報告書に計上した額は53万3960円（概ね8割）であるとしている。(甲9の38、丙44)

(k) 本件議員支出41

次のとおり、補助参加人佐々木俊雄は、当該車両を政務調査活動のた

め使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出41については、領収書等合計額30万2239円の2分の1に相当する15万1119円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人佐々木俊雄が収支報告書に計上した30万2239円は、上記金額の範囲を15万1120円上回るから、補助参加人佐々木俊雄は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人佐々木俊雄に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の41）

b 政務調査費による支出（本件議員支出41）

補助参加人佐々木俊雄は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のためリース車両を使用し（補助参加人佐々木俊雄は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出41）を行った。（甲9の41）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人佐々木俊雄は、平成21年4月7日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「ガソリン代」として本件議員支出41に係る30万2239円が計上されていた（残余欄には零円と記載

されていた。）。補助参加人佐々木俊雄は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を30万2239円とした上、(a) 政務調査活動に係るもののみ計上した、(b) 議会審議のための地域住民との意見交換及び情報収集、現地調査、道政報告などに、車両を使用しているとしている。（甲9の41、丙47）

(f) 本件議員支出45

次のとおり、補助参加人清水誠一は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるので、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出45については、領収書等合計額65万1700円の2分の1に相当する32万5850円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人清水誠一が収支報告書に計上した50万5850円は、上記金額の範囲を18万円上回るから、補助参加人清水誠一は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人清水誠一に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の45）

b 政務調査費による支出（本件議員支出45）

補助参加人清水誠一は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人清水誠一は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、

同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出45）を行った。補助参加人清水誠一は、平成20年3月31日、鈴木貢との間で、賃貸車両を三菱軽自動車と、賃料を月額3万円と、賃貸借期間を平成24年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結した。補助参加人清水誠一は、平成20年3月31日、阿部光博との間で、賃貸車両を日産小型乗用車と、賃料を月額3万円と、賃貸借期間を平成22年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのである、上記車両リース代はこの車両のリース代である。鈴木貢及び阿部光博は、いずれも補助参加人清水誠一の事務所の職員である。（甲9の45、丙50、95）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人清水誠一は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車両リース代」及び「車両燃料代」として本件議員支出45に係る50万5850円（車両リース代36万円、ガソリン代14万5850円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人清水誠一は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を36万円とした上、(a) 政務調査活動に係る車両2台分の借上料を全額計上した、(b) 現地調査のほか、議会審議のための地域住民との意見交換及び情報収集などに、車両を使用しているとしている。補助参加人清水誠一は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を29万1700円とした上、車両5台（広報車1台）のうち政務調査活動に係る経費を計上した（按分率は2分の1）としている。（甲9の45、丙50）

(イ) 本件議員支出46

次のとおり、補助参加人高木宏壽は、当該車両を政務調査活動のため

使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出46については、領収書等合計額52万3400円の2分の1に相当する26万1700円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人高木宏壽が収支報告書に計上した26万1700円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人高木宏壽は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人高木宏壽に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の46）

b 政務調査費による支出（本件議員支出46）

補助参加人高木宏壽は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出46）を行った。（甲9の46）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人高木宏壽は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出46に係る26万1700円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人高木宏壽は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を52万3400円とした上、(a) 後援会活動が混在しており、政務調査活動の割合を明確に区分することが困難なため、2分の1に按分した、(b) 議会審議のための地

域住民との意見交換、要望聴取、現地調査などに、車両を使用しているとしている。(甲9の46、丙51)

(e) 本件議員支出48

次のとおり、補助参加人高橋文明は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出48については、領収書等合計額のうち車両リース代に係る68万0400円の2分の1及びガソリン代に係る155万9756円の5分の1（ガソリン代の領収書等合計額が不相当地高額であることからすると、ガソリン代の按分割合は補助参加人高橋文明が自ら採用した按分割合である5分の1とするのが相当である。）の合計額に相当する65万2151円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人高橋文明が収支報告書に計上した67万1132円は、上記金額の範囲を1万8981円上回るから、補助参加人高橋文明は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人高橋文明に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の48)

b 政務調査費による支出（本件議員支出48）

補助参加人高橋文明は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出48）を行った。補助参加人高橋文明は、平成18年6月14日、政党の支部の

名義をもって、有限会社北興レンタリースとの間で、リース車両をトヨタクラウンと、リース料を月額5万6700円と、リース期間を平成23年6月13日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の48、丙53、96)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人高橋文明は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出48に係る67万1132円（車両リース代34万0200円、ガソリン代33万0932円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人高橋文明は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を68万0400円とした上、(a) 政党活動及び後援会活動も混在しているため、基本的に2分の1で按分した、(b) 政務調査費にリース代を計上している自動車のほかにも自動車を保有しており、政務調査活動にも使用している、(c) 市町村、各種団体及び地域住民などとの意見交換、現地調査に、車両を使用しているとしている。補助参加人高橋文明は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を155万9756円とした上、主に政務調査活動に使用しているリース車両と、その他の自己保有車両は、いずれも、政務調査活動に使用しつつ、政党活動及び後援会活動にも使用しているため、基本的に約2割に按分した、(b) 市町村、各種団体及び地域住民などとの意見交換、要望聴取、現地調査などに、車両を使用しているとしている。(甲9の48、丙53)

(d) 本件議員支出50

次のとおり、補助参加人竹内英順は、当該車両を政務調査活動のため

使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を含む。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出50については、領収書等合計額108万円の4分の1に相当する27万円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人竹内英順が収支報告書に計上した36万円は、上記金額の範囲を9万円上回るから、補助参加人竹内英順は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人竹内英順に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の50）

b 政務調査費による支出（本件議員支出50）

補助参加人竹内英順は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等のほか私的活動のため車両を使用し（補助参加人竹内英順は、当該車両を、次の有限会社竹内山林緑化農園の社用等で使用していたというのであり、私的活動のため当該車両を使用していたと認めることができる。），事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出50）を行った。補助参加人竹内英順は、平成20年4月1日、後援会の名義をもって、有限会社竹内山林緑化農園との間で、賃貸車両をトヨタクラウンと、賃料を年額108万円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両の賃料である。有限会社竹内山林緑化農園は、補助参加人竹内英順が取締役を務める会社であり、その代表者である竹内一秋は、補助参加人竹内英順の弟である。（甲9の50、丙55、

98, 216）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人竹内英順は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース代」として本件議員支出50に係る36万円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人竹内英順は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を108万円とした上、(a) 政党活動及び後援会活動が混在しており、政務調査活動の割合を明確に区分することが困難なため、3分の1で按分した、(b) 現地調査のほか、道民との意見交換や要望の聴取などに、車両を使用しているとしている。（甲9の50、丙55）

(e) 本件議員支出53

次のとおり、補助参加人富原亮は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出53については、領収書等合計額22万6800円の2分の1に相当する11万3400円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人富原亮が収支報告書に計上した22万6800円は、上記金額の範囲を11万3400円上回るから、補助参加人富原亮は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人富原亮に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の53）

b 政務調査費による支出（本件議員支出53）

補助参加人富原亮は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人富原亮は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかつたとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出53）を行った。補助参加人富原亮は、自己所有のトヨタアルファード、マツダスピアーノを政務調査活動に使用していたところ、平成20年4月1日、株式会社ジャバントレーディング函館との間で、賃貸車両をスバルステラと、賃料を月額1万8900円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両の賃料である。補助参加人富原亮は、スバルステラを事務所の職員による政務調査活動の専用車両とした。（甲9の53、丙58、100、237、証人富原亮）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人富原亮は、平成21年4月20日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース」として本件議員支出53に係る22万6800円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人富原亮は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を22万6800円とした上、(a) 自己所有車両2台では補えない場合にリース車両を使用していたものであり、リース車両については全て政務調査活動に使用していたことから、全額計上した、(b) 議会審議のための情報収集、住民との意見交換、現地調査などに、車両を使用しているとしている。（甲9の53、

丙58）

(二) 本件議員支出55

次のとおり、補助参加人中司哲雄は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出55については、領収書等合計額114万5000円の2分の1に相当する57万2500円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人中司哲雄が収支報告書に計上した10万5000円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人中司哲雄は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人中司哲雄に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の55）

b 政務調査費による支出（本件議員支出55）

補助参加人中司哲雄は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、調査研究費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額の車両借上料及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出55）を行った。補助参加人中司哲雄は、野表政美及び館下香子から、賃料を月額5万5000円及び4万円と定めて、トヨタクラウン及びトヨタハリアーを借り上げ、その車両の使用の対価（賃料）及びその使用に伴い要したガソリン代の弁償の趣旨で、自ら又は後援会、政党の支部の名義をもって、合計66万円及び48万5000円を支出した。野表政美及び館下香子は、補助参加人中司哲雄の事務所の職員である。（甲9の55、丙60、

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人中司哲雄は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の調査研究費の項目に「車両借上燃料費」として本件議員支出55に係る10万5000円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人中司哲雄は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を114万5000円とした上、(a) 政務調査活動に10分の1程度按分した、(b) 農畜産物制度の実態把握、災害での被災状況把握、支庁制度改革に関する意見収集、その他道政上の課題の調査活動などに、車両を使用しているとしている。（甲9の55、丙60）

(ア) 本件議員支出56

次のとおり、補助参加人中村裕之は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出56については、領収書等合計額129万8054円の2分の1に相当する64万9027円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人中村裕之が収支報告書に計上した64万9029円は、上記金額の範囲をほとんど超えていないから、補助参加人中村裕之は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人中村裕之に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の56）

b 政務調査費による支出（本件議員支出56）

補助参加人中村裕之は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出56）を行った。補助参加人中村裕之は、平成19年4月20日、株式会社エリアサポート・プロネット後志損害保険事務所との間で、リース車両をトヨタアベンシスと、リース料を月額4万3000円と、リース期間を平成23年1月31日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の56、丙61、102）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人中村裕之は、平成21年4月27日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース」及び「リース自動車ガソリン」として本件議員支出56に係る64万9029円（車両リース代25万8000円、ガソリン代39万1029円）が計上されていた（残余欄には13万2990円と記載されていた。）。補助参加人中村裕之は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ51万6000円及び78万2054円とした上、(a) 政務調査活動と後援会活動が混在しており、割合を明確に区分することが困難なため、2分の1に按分した、(b) 道政に関する地域住民からの意見聴取、道政に関する意見交換会、会議等への参加、道政に関する現地調査などに、車両を使用しているとしている。（甲9の56、丙61）

(ア) 本件議員支出58

次のとおり、補助参加人布川義治は、当該車両を政務調査活動のため

使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出58については、領収書等合計額90万6075円の2分の1に相当する45万3037円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人布川義治が収支報告書に計上した60万4110円は、上記金額の範囲を15万1073円上回るから、補助参加人布川義治は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人布川義治に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の58）

b 政務調査費による支出（本件議員支出58）

補助参加人布川義治は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人布川義治は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出58）を行った。補助参加人布川義治は、平成20年4月1日、丸二北海煉瓦株式会社との間で、賃貸車両をマツダデミオと、賃料を年額30万4110円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両の賃料である。丸二北海煉瓦株式会社は、補助参加人が取締役を務める会社である。（甲9の58、丙63、1

03.217.弁論の全趣旨）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人布川義治は、平成21年4月3日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース代」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出58に係る60万4110円（車両リース代30万4110円、ガソリン代30万円）が計上されていた（残余欄には3166円と記載されていた。）。補助参加人布川義治は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を30万4110円とした上、(a) 政務調査活動に使用している車両のリース代を全額計上した、(b) 政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも車両を保有しており、政務調査活動で使用している、(c) 道内各地での現地調査、議会審議のための住民との意見交換、要望聴取などに、車両を使用しているとしている。補助参加人布川義治は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を60万1965円とした上、政務調査活動に使用しているリース車両以外の自己保有車両は調査活動のほか後援会活動等にも使用しており、明確に区分することが困難なので、2分の1の範囲内で充当したとしている。（甲9の58、丙63）

(ア) 本件議員支出59

次のとおり、補助参加人八田盛茂は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認める能够であるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認める能够であるのであり、本件議員支出59については、領収書等合計額123万1628円の2分の1に相当する61万5814円の限度で政務調査費を支出する能够なものというべきである。補助参加人八田盛茂が収支報告書に計上した115万9945

円は、上記金額の範囲を54万4131円上回るから、補助参加人八田盛茂は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人八田盛茂に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の59)

b 政務調査費による支出(本件議員支出59)

補助参加人八田盛茂は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため車両を使用し(補助参加人八田盛茂は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。), 事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出59)を行った。補助参加人八田盛茂は、平成19年5月、株式会社トヨタレンタリース札幌との間で、リース車両をトヨタクラウンと、リース料を総額466万2000円、月額8万4625円と、リース期間を平成23年5月30日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人八田盛茂は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、株式会社トヨタレンタリース札幌との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。(甲9の59, 丙64, 104, 125)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人八田盛茂は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書

には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「ガソリン代・交通費」として本件議員支出59に係る115万9945円(車両リース代101万5500円、ガソリン代14万4445円)が計上されていた(残余欄には零円と記載されていた。)。補助参加人八田盛茂は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を101万5500円とした上、(a) 使用車両は2台あり、うち1台を後援会活動及び私用に使用し、1台は政務調査活動用に使用しており、後者を全額計上した、(b) 地域住民との意見交換、現地調査などに、車両を使用しているとしている。補助参加人八田盛茂は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を25万2228円とした上、(a) 政務調査費の範囲内とするため、14万4445円を計上した、(b) 上記金額には、タクシー代等の交通費が含まれており、ガソリン代は21万6128円のところを10万8345円を計上したとしている。(甲9の59, 丙64)

イガ 本件議員支出62

次のとおり、補助参加人原田裕は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出62については、領収書等合計額12万8940円の2分の1に相当する6万4470円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人原田裕が収支報告書に計上した12万8940円は、上記金額の範囲を6万4470円上回るから、補助参加人原田裕は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人原田裕に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付し

た。(甲9の62)

b 政務調査費による支出（本件議員支出62）

補助参加人原田裕は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人原田裕は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人原田裕は、後援会活動を休止していたとするところ、仮にそうであったとしても、その他の政治活動は継続していたと考えるのが自然である。），事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出62）を行った。補助参加人原田裕は、平成19年8月2日、株式会社札幌北洋リースとの間で、リース車両をヒュンダイトラジエと、リース料を月額3万2235円と、リース期間を借受書交付日から12か月と定めて、車両リース契約（再リース契約）を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の62、丙66、106）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人原田裕は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車リース料」として本件議員支出62に係る12万8940円が計上されていた（残余欄には38万1617円と記載されていた。）。補助参加人原田裕は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を12万8940円とした上、
(a) 複数の車両を保有しており、政務調査活動に係る分のみ計上した、
(b) 議会審議に係る情報収集、地域住民との意見聴取及び意見交換、

現地調査などに、車両を使用しているとしている。（甲9の62、丙66）

(b) 本件議員支出64

次のとおり、補助参加人船橋利実は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができる。本件議員支出64については、領収書等合計額162万4834円から収支報告書の修正報告に係る2万6376円を控除し、後援会が負担した車両リース代43万2600円を加えた203万1058円の2分の1に相当する101万5529円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人船橋利実が収支報告書に計上した157万3522円は、上記金額の範囲を55万7993円上回るから、補助参加人船橋利実は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人船橋利実に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の64）

b 政務調査費による支出（本件議員支出64）

補助参加人船橋利実は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人船橋利実は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人船橋利実は、後援会活動を休止していたとするところ、仮にそうであったとしても、その他の政治活動は継続していたと考えるのが自然である。），事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出64）を行った。補助参加人船橋利実は、平成19年8月2日、株式会社札幌北洋リースとの間で、リース車両をヒュンダイトラジエと、リース料を月額3万2235円と、リース期間を借受書交付日から12か月と定めて、車両リース契約（再リース契約）を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の64、丙66、106）

ス代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出 6 4）を行った。補助参加人船橋利実は、平成 16 年 6 月 10 日、後援会の名義をもって、株式会社トヨタレンタリース北見との間で、リース車両をトヨタクラウンと、リース料を総額 648 万 9000 円、月額 10 万 8150 円と、リース期間を平成 21 年 6 月 17 日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人船橋利実は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、株式会社トヨタレンタリース北見に車両を返還し、同社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。（甲 9 の 6 4、丙 68、108、136、137）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人船橋利実は、平成 21 年 4 月 20 日、議長に対し、平成 20 年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料費」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出 6 4 に係る 159 万 9898 円（車両リース代 86 万 5200 円、ガソリン代 73 万 4698 円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。この車両リース代 86 万 5200 円は、上記 b のとおり、月額 10 万 8150 円、年額 129 万 7800 円の車両リース代のうち 43 万 2600 円を後援会の負担として控除したものである。補助参加人船橋利実は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を 86 万 5200 円とした上、(a) リース車両は政務調査活動に使用したため、全額計上した、(b) 政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも車両を保有しており、政務調査活動にも使用している、(c) 各種団体からの要望聴取、企業からの意見聴取、住民からの意見及び要望の聴取、

議会活動や道政の状況に関する報告、現地調査、市町村との情報交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人船橋利実は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を 75 万 9634 円とした上、政務調査活動分のみを全額計上すべきところ、政務調査費の範囲内とするため 73 万 4698 円を計上したとしている。補助参加人船橋利実は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車リース料費」及び「自動車ガソリン代」の計上額は、157 万 3522 円（車両リース代 86 万 5200 円、ガソリン代 70 万 8322 円）に修正された（残余欄の記載は 2 万 6376 円に修正された。）。（甲 9 の 6 4、乙 26、丙 68）

(f) 本件議員支出 6 5

次のとおり、補助参加人堀井学は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出 6 5 については、領収書等合計額 76 万 3274 円から収支報告書の修正報告に係る 1890 円を控除した 76 万 1384 円の 2 分の 1 に相当する 38 万 0692 円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人堀井学が収支報告書に計上した 76 万 1384 円は、上記金額の範囲を 38 万 0692 円上回るから、補助参加人堀井学は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成 20 年度において、補助参加人堀井学に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516 万円を交付した。（甲 9 の 6 5）

b 政務調査費による支出（本件議員支出 6 5）

補助参加人堀井学は、平成 20 年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人堀井学は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人堀井学は、後援会活動を休止していたとするところ、仮にそうであったとしても、他の政治活動は継続していたと考えるのが自然である。），事務費として、別紙 2 の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出 6 5）を行った。（甲 9 の 6 5）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人堀井学は、平成 21 年 4 月 30 日、議長に対し、平成 20 年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「ガソリン代」として本件議員支出 6 5 に係る 76 万 3274 円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人堀井学は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を 76 万 3274 円とした上、(a) 政務調査活動に係るもののみ全額計上した、(b) 議会審議のための住民との意見交換、要望聴取、現地調査などに、車両を使用しているとしている。補助参加人堀井学は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「ガソリン代」の計上額は、76 万 1384 円に修正された（残余欄の記載は 1890 円に修正された。）。（甲 9 の 6 5、乙 27、丙 6 9）

(iv) 本件議員支出 6 6

次のとおり、補助参加人本間煦は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めるができるのであり、本件議員支出 6 6 について、領収書等合計額 192 万 1500 円の 2 分の 1 に相当する 96 万 0750 円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人本間煦が収支報告書に計上した 96 万円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人本間煦は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成 20 年度において、補助参加人本間煦に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516 万円を交付した。（甲 9 の 6 6）

b 政務調査費による支出（本件議員支出 6 6）

補助参加人本間煦は、平成 20 年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙 2 の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出 6 6）を行った。補助参加人本間煦は、株式会社トヨタレンタリース旭川との間で、平成 19 年 10 月 18 日、リース車両をトヨタプレミオと、リース料を総額 387 万 4500 円、月額 6 万 4575 円と、リース期間を平成 24 年 10 月 30 日までと定めて、平成 20 年 3 月 29 日、リース車両をトヨタクラウンと、リース料を総額 802 万 6200 円、月額 9 万 5550 円と、リース期間を平成 27 年 4 月 20 日までと定めて、それぞれ車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこれらの車両のリース代である。補助参加人本間煦にとって、車両を用途ごとに使い分けることは

困難であった。すなわち、一度外をまわると、政務調査活動のみでなく、他の活動をも行うことが予想され、むしろ、事務所の職員と手分けして、政務調査活動と後援会活動等の両方を行う方が効率的であった。(甲9の66、丙70、109、239)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人本間歟は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」として本件議員支出66に係る96万円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人本間歟は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を192万1500円とした上、(a) 政務調査活動と後援会活動が混在しており、割合を明確に区分することができないため、2分の1で按分した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。(甲9の66、丙70)

(a) 本件議員支出68

次のとおり、補助参加人村田憲俊は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出68については、領収書等合計額81万9790円の2分の1に相当する40万9895円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人村田憲俊が収支報告書に計上した81万9790円は、上記金額の範囲を40万9895円上回るから、補助参加人村田憲俊は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人村田憲俊に対し、その

調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の68)

b 政務調査費による支出（本件議員支出68）

補助参加人村田憲俊は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人村田憲俊は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人村田憲俊は、後援会活動を休止していたところ、仮にそうであったとしても、その他の政治活動は継続していたと考えるのが自然である。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出68）を行った。補助参加人村田憲俊は、平成20年4月1日、佐藤政勝との間で、賃貸車両を普通乗用自動車と、賃料を月額3万円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両の賃料である。佐藤政勝は、補助参加人村田憲俊の事務所の職員である。(甲9の68、丙72、111)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人村田憲俊は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車借上料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出68に係る81万9790円（車両リース代36万円、ガソリン代45万9790円）が計上されていた（残余欄には15万4962円と記載されていた。）。補助参加人村田憲俊は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等

合計額を、それぞれ36万円及び45万9790円とした上、(a) 車両を3台使用しており、そのうち政務調査活動に係る常勤職員の車両1台の借上料及びガソリン代を全額計上した、(b) 議会審議のための地域住民との意見交換、要望聴取及び現地調査などに、車両を使用しているとしている。(甲9の68、丙72)

(ア) 本件議員支出70

次のとおり、補助参加人山本雅紀は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出70については、領収書等合計額77万3850円の2分の1に相当する38万6925円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人山本雅紀が収支報告書に計上した50万6520円は、上記金額の範囲を11万9595円上回るから、補助参加人山本雅紀は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人山本雅紀に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の70)

b 政務調査費による支出（本件議員支出70）

補助参加人山本雅紀は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出70）を行った。補助参加人山本雅紀は、平成20年頃、株式会社トヨタレンタリース札幌との間で、リース車両をトヨタクラウンと、リース料を総額422万1000円、月額7万03

50円と、リース期間を60か月と定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の70、丙73、112、240）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人山本雅紀は、平成21年4月25日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車リース」として本件議員支出70に係る50万6520円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人山本雅紀は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を77万3850円とした上、(a) 政務調査活動の実態を踏まえ、概ね3分の2で按分した、(b) 議会審議のための住民との意見交換、要望聴取、現地調査などに、車両を使用しているとしている。(甲9の70、丙73)

(ミ) 本件議員支出71

次のとおり、補助参加人吉田正人は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出71については、領収書等合計額121万4057円の2分の1に相当する60万7028円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人吉田正人が収支報告書に計上した90万0865円は、上記金額の範囲を29万3837円上回るから、補助参加人吉田正人は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人吉田正人に對し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の71)

b 政務調査費による支出（本件議員支出 7 1）

補助参加人吉田正人は、平成 20 年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人吉田正人は、札幌での政務調査活動のためリース車両である日産ティアナを使用し、地元での政務調査活動のため自己所有の車両である日産ムラーノを使用していたところ、札幌には後援会が存在しないことから、ティアナは後援会活動には使用しておらず、政党活動にも使用していなかったとするが、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙 2 の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出 7 1）を行った。補助参加人吉田正人は、株式会社日産フィナンシャルサービスとの間で、平成 15 年 6 月 18 日、リース車両を日産ティアナと、リース料を総額 523 万 4653 円、月額 9 万 4783 円（4 年目以降は 7 万 5936 円）と、リース期間を平成 20 年 6 月 17 日までと定めて、同年 5 月 31 日、リース車両を日産ティアナと、リース料を総額 482 万 5080 円、月額 8 万 0418 円と、リース期間を 6 か月と定めて、それぞれ車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲 9 の 7 1、丙 7 4、113、241）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人吉田正人は、平成 21 年 4 月 28 日、議長に対し、平成 20 年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース」及び「ガソリン代」として本件議員支出 7 1 に係る 90 万 0865 円（車両リース代 85 万 1570 円、ガソリン代 4 万 9295 円）が計上されていた（残余

欄には零円と記載されていた。）。補助参加人吉田正人は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を 95 万 1570 円とした上、(a) 地元で使用している車両の代金は計上せず、札幌で使用しているリース車両は政務調査活動のみに使用したため、全額計上した、(b) ただし、政務調査費の範囲内とするため、10 万円を差し引いた、(c) 議会審議のため、住民からの意見、要望の聴取や、現地調査などに、車両を使用しているとしている。補助参加人吉田正人は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を 26 万 2487 円とした上、地元で使用している車両については、政務調査活動、後援会活動など、使途が混在しているため、道民の負担軽減を考慮して、概ね 2 割で按分したとしている。（甲 9 の 7 1、丙 7 4）

(d) 本件議員支出 7 2

次のとおり、補助参加人和田敬友は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めるができるのであり、本件議員支出 7 2 については、領収書等合計額 57 万 6164 円の 2 分の 1 に相当する 28 万 8082 円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人和田敬友が収支報告書に計上した 18 万 6943 円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人和田敬友は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成 20 年度において、補助参加人和田敬友に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516 万円を交付した。（甲 9 の 7 2）

b 政務調査費による支出（本件議員支出 7 2）

補助参加人和田敬友は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出72）を行った。（甲9の72）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人和田敬友は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出72に係る18万6943円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人和田敬友は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を57万6164円とした上、(a) 後援会活動が混在するため、概ね3分の1で按分した、(b) 議会審議のための住民との意見交換、要望聴取、現地調査などに、車両を使用しているとしている。（甲9の72、丙75）

イ 民主党道民連合に所属する議員に係る本件各議員支出の適否

(ア) 本件議員支出3

次のとおり、補助参加人池田隆一は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を含む。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出3については、領収書等合計額24万6867円の4分の1に相当する6万1716円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人池田隆一が収支報告書に計上した12万0431円は、上記金額の範囲を5万8715円上回るから、補助参加人池田隆一は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人池田隆一に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の3）

b 政務調査費による支出（本件議員支出3）

補助参加人池田隆一は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等のほか私的活動のため車両を使用し（領収書等総括票の記載によれば、補助参加人池田隆一は、私的活動のため当該車両を使用していたと認めることができる。）、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出3）を行った。補助参加人池田隆一は、自己所有のホンダアコードを政務調査活動に使用していたが、自家用車であるため、政務調査活動専用ではなく、私的活動も含めたその他の活動との兼用となっていた。補助参加人は、上記車両を使用し、議会審議のための情報収集を行い、地域住民の要望を聴取し、意見交換を行ったりしていた。補助参加人は、JR北海道を利用して議会に出席していたが、札幌で政務調査活動があるときは上記車両を使用して出席したことわざがあった。（甲9の3、丙225）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人池田隆一は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「ガソリン代」として本件議員支出3に係る12万0431円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人池田隆一は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を24万6867円とした上、(a) 政務調査活動とそれ以外の活動（私的活動）が混在するため、概ね2分の1に按分した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交

換、現地調査に際し、車両を使用しているとしている。(甲9の3、丙17)

(イ) 本件議員支出4

次のとおり、補助参加人池本柳次は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出4については、領収書等合計額67万8112円の2分の1に相当する33万9056円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人池本柳次が収支報告書に計上した67万8112円は、上記金額の範囲を33万9056円上回るから、補助参加人池本柳次は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人池本柳次に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の4)

b 政務調査費による支出（本件議員支出4）

補助参加人池本柳次は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人池本柳次は、自己所有の三菱アスパイアを政務調査活動に使用していたところ、明らかに政務調査活動に使用したと判断することができるもののみ掛け売りの概算払にしており、私的活動に使用した場合は政務調査活動に使用した分が含まれていても現金払で満タン返しにしていたので、計上したのは全て政務調査活動に使用したものであるとしているが、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人池本柳次は、収支報告書にガソリン代として計上した金額について、地元である士幌町ほかで専

ら自らがアスパイアを運転し、政務調査活動を行った際に使用したガソリンの代金の額である旨を供述しているが、平成20年9月分のガソリン代の額は8万2543円である（丙18の4枚目）ところ、甲第12号証の23頁及び30頁によれば、補助参加人池本柳次は、同月は議会への出席のため平日は札幌に滞在しており、移動日を除くと、同月中で士幌町にいたのは5日、6日及び14日の三日だけであったと認めることができるのであり、補助参加人池本柳次が、それだけの期間のうちに上記のガソリン代によって購入することができるガソリンを消費するような政務調査活動を行ったことを説明することができないことに照らし、証人池本柳次の上記供述は、措信することができない。）、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出4）を行った。（甲9の4、丙226、証人池本柳次）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人池本柳次は、平成21年4月21日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「ガソリン代」として本件議員支出4に係る67万8112円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人池本柳次は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を67万8112円とした上、(a) 政務調査活動用と後援会活動等その他の活動用と2台の車両を保有しているため、全額計上した、(b) 会派の幹事長として、市町村、関係団体等との意見交換、要望、実態把握等道政及び国への意見の反映、提言のため、調査活動を行ったとしている。（甲9の4、丙18）

(ウ) 本件議員支出8

次のとおり、補助参加人伊藤政信は、当該車両を政務調査活動のため

使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出8については、領収書等合計額91万1527円から収支報告書の修正報告に係る650円を控除した91万0877円の2分の1に相当する45万5438円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人伊藤政信が収支報告書に計上した59万1835円は、上記金額の範囲を13万6397円上回るから、補助参加人伊藤政信は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人伊藤政信に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の8）

b 政務調査費による支出（本件議員支出8）

補助参加人伊藤政信は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出8）を行った。補助参加人伊藤政信は、平成19年9月、株式会社ホンダカーズ南札幌との間で、リース車両をホンダインスパイアと、リース料を総額366万7240円、月額4万4454円と定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の8、丙22、丙244）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人伊藤政信は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書

には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出8に係る59万2485円（車両リース代47万6740円、ガソリン代11万5745円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人伊藤政信は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ73万3448円及び17万8079円とした上、(a) 主に政務調査活動に使用しているが、後援会活動等にも使用しているため、概ね65%に按分した、(b) 議会審議に係る地域住民との意見交換、現地調査に、車両を使用しているとしている。補助参加人伊藤政信は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」の計上額は、59万1835円（車両リース代47万6740円、ガソリン代11万5095円）に修正された（残余欄の記載は650円に修正された。）。（甲9の8、乙18、丙22）

(c) 本件議員支出10

次のとおり、補助参加人稻村久男は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出10については、領収書等合計額229万0987円の2分の1に相当する114万5493円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人稻村久男が収支報告書に計上した138万2551円は、上記金額の範囲を23万7058円上回るから、補助参加人稻村久男は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人稻村久男に対し、その

調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の10)

b 政務調査費による支出（本件議員支出10）

補助参加人稻村久男は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出10）を行った。補助参加人稻村久男は、平成20年4月1日、有限会社総合総社ツヅキとの間で、賃貸車両をトヨタクラウンと、賃料を月額13万1700円と、賃貸借期間を平成22年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の10,丙23,82,245)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人稻村久男は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料等」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出10に係る138万2551円（車両リース代102万7260円、ガソリン代35万5291円）が計上されていた（残余欄には4円と記載されていた。）。補助参加人稻村久男は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を158万0400円とした上、(a) 主に政務調査活動に使用する車両として借り上げているが、後援会活動等との明確な区分が困難なケースもあるため、概ね3分の2に按分した、(b) リース車両のほかにも、もう1台車両を保有しており、政務調査活動にも使用している、(c) 調査、研究、会議及び意見・情報交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人稻村久男は、ガソリン代について、領収書

等合計額を71万0587円とした上、(a) 主に政務調査活動に使用しているリース車両と、主に後援会活動等に使用している自己保有車両が混在しているため、全体として2分の1に按分している、(b) 調査、研究、会議及び意見・情報交換などに、車両を使用しているとしている。(甲9の10,丙23)

(d) 本件議員支出13

次のとおり、補助参加人蝦名清悦は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めるができるのであり、本件議員支出13については、領収書等合計額23万8725円の2分の1に相当する11万9362円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人蝦名清悦が収支報告書に計上した23万8725円は上記金額の範囲を11万9363円上回るから、補助参加人蝦名清悦は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人蝦名清悦に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の13)

b 政務調査費による支出（本件議員支出13）

補助参加人蝦名清悦は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人蝦名清悦は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載

の金額の政務調査費による支出（本件議員支出13）を行った。（甲9の13、丙228）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人蝦名清悦は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出13に係る23万8725円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人蝦名清悦は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を23万8725円とした上、(a)複数の車両を保有しており、政務調査活動に係る分のみ計上した、(b)道の政策形成に関する調査、企画、立案、道の政策形成に必要な情報収集、道民意思等の調査、住民との意見交換等に、車両を使用しているとしている。（甲9の13、丙226）

(a) 本件議員支出19

次のとおり、補助参加人岡田篤は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出19については、領収書等合計額93万6016円の2分の1に相当する46万8008円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人岡田篤が収支報告書に計上した74万8813円は、上記金額の範囲を28万0805円上回るから、補助参加人岡田篤は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人岡田篤に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の19）

b 政務調査費による支出（本件議員支出19）

補助参加人岡田篤は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人蝦名清悦は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出19）を行った。補助参加人岡田篤は、平成20年4月1日、有限会社アクツとの間で、賃貸車両を日産ブルーバードシルフィと、賃料を月額6万2500円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の19、丙28、84）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人岡田篤は、平成21年4月23日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「ガソリン」として本件議員支出19に係る74万8813円（車両リース代60万円、ガソリン代14万8813円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人岡田篤は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を75万円とした上、(a)政務調査活動以外の活動には別の車両を使用しているが、明確な区分が困難なケースも考慮して、5分の4に按分した、(b)議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人岡田篤は、領収書等総括票で、ガソリン代につい

て、領収書等合計額を18万6016円とした上、(a) 政務調査費にリース料を計上している車両に係るガソリン代を計上している、(b)他の活動との明確な区分が困難なケースも考慮して、5分の4に按分したとしている。(甲9の19、丙28)

(a) 本件議員支出20

次のとおり、補助参加人岡田俊之は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることがができるのであり、本件議員支出20については、領収書等合計額29万7973円の2分の1に相当する14万8986円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人岡田俊之が収支報告書に計上した29万6450円は、上記金額の範囲を14万7464円上回るから、補助参加人岡田俊之は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人岡田俊之に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の20)

b 政務調査費による支出（本件議員支出20）

補助参加人岡田俊之は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人岡田俊之は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。証人岡田俊之の証言の中には、(a) 補助参加人岡田俊之は、自己所有のディアマンテを、政務調査活動だけでなく、私的活動、後援会活動及び政党活動にも使用していたが、ディアマンテを使用する

都度給油し、満タンにしていたのであり、その際に、その使用の目的を区分し、政務調査活動のためだけにディアマンテを使用した場合のみ、そのガソリンの代金を政務調査費に計上し、わずかでも政務調査活動以外の活動のためにディアマンテを使用した部分がある場合には、大部分が政務調査活動のために使用したものであっても、そのガソリンの代金は政務調査費に計上しなかった、(b) 補助参加人岡田俊之は、夏場は、議会に出席するためにディアマンテを使用することもあったが、その際のガソリン代は政務調査費に計上していない、(c) 補助参加人岡田俊之が使用していたディアマンテはガソリン1リットルで10km程度走行したという供述があるところ、甲第9号証の20、第12号証の20頁、丙第29号証の26枚目及び27枚目によれば、補助参加人岡田俊之は、平成20年8月4日午前8時43分に鹿部町でガソリン10リットルを給油した後、議会に出席するためにディアマンテを使用して札幌市に移動し、同月5日午後3時15分に札幌市東区北6条東7丁目でガソリン24リットルを給油し、そのガソリン24リットルの代金の額を収支報告書にガソリン代として計上したと認めるができるのであり、証人岡田俊之の上記供述のうち、(b)の部分は、措信することができず、ひいては、(a)の部分も、たやすく措信することができない。補助参加人岡田俊之の地元である八雲町から札幌までは2百数十kmほどの距離があるところ、前日、それだけの距離を移動して札幌入りをした、その翌日午後3時15分までに、常任委員会が開かれているにもかかわらず、さらに2百kmにもわたりディアマンテを走行させ、政務調査活動を行ったとは考え難い。), 事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出20）を行った。(甲9の20、丙229、証人岡田俊之)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人岡田俊之は、平成21年4月14日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出20に係る29万6450円が計上されていた（残余欄には10万2440円と記載されていた。）。補助参加人岡田俊之は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を29万7973円とした上、(a) 政務調査活動のみに使用したため、全額計上した、(b) 道政調査や行政調査、研修会等への参加をするために、車両を使用しているとしている。（甲9の20、丙29）

(ク) 本件議員支出21

次のとおり、補助参加人沖田龍児は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出21については、領収書等合計額19万3188円の2分の1に相当する9万6594円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人沖田龍児が収支報告書に計上した10万0620円は、上記金額の範囲を4026円上回るから、補助参加人沖田龍児は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人沖田龍児に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の21）

b 政務調査費による支出（本件議員支出21）

補助参加人沖田龍児は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、

別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出21）を行った。（甲9の21、丙247）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人沖田龍児は、平成21年4月10日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「ガソリン代」として本件議員支出21に係る10万0620円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人沖田龍児は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を19万3188円とした上、(a) 政務調査活動と政党活動、後援会活動が混在しているため、政務調査活動の明確な区分は困難であるため、概ね2分の1に按分した、(b) 議会の議案審査に係る調査活動、道政課題についての住民との意見交換、道政課題の現地調査、道政に関する研修活動に、車両を使用しているとしている。（甲9の21、丙30）

(ケ) 本件議員支出26

次のとおり、補助参加人梶谷大志は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認める能够があるのであり、本件議員支出26については、領収書等合計額62万7739円から収支報告書の修正報告に係る1995円を控除した62万5744円の2分の1に相当する31万2872円の限度で政務調査費を支出する能够るものというべきである。補助参加人梶谷大志が収支報告書に計上した37万7549円は、上記金額の範囲を6万4677円上回るから、補助参加人梶谷大志は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人梶谷大志に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の28)

b 政務調査費による支出（本件議員支出28）

補助参加人梶谷大志は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出26）を行った。(甲9の26,丙231)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人梶谷大志は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出26に係る37万9544円が計上されていた（残余欄には429円と記載されていた。）。補助参加人梶谷大志は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を62万7739円とした上、(a) 政務調査活動と後援会活動が混在するため、基本的に2分の1で按分し、政務調査活動のみに使用したことが明確な分については全額計上した、(b) 議会での審議に資するための現地調査、地域住民との意見交換などに際し、車両を使用しているとしている。補助参加人梶谷大志は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車ガソリン代」の計上額は、37万7549円に修正された（残余欄の記載は2424円に修正された。）。(甲9の26,乙22,丙34)

(2) 本件議員支出32

次のとおり、補助参加人北口雄幸は、当該車両を政務調査活動のため

使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出32については、領収書等合計額80万1418円の2分の1に相当する40万0709円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人北口雄幸が収支報告書に計上した80万1418円は、上記金額の範囲を40万0709円上回るから、補助参加人北口雄幸は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人北口雄幸に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の32,丙39)

b 政務調査費による支出（本件議員支出32）

補助参加人北口雄幸は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人蝦名清悦は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出32）を行った。補助参加人北口雄幸は、平成19年6月1日、旭川トヨペット株式会社との間で、賃貸車両をトヨタプリウスと、賃料を月額4万9000円と、賃貸借期間を平成22年5月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両の賃料である。(甲9の32,丙39,89,248,証人北口雄幸)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人北口雄幸は、平成21年4月24日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース代」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出32に係る80万1418円（車両リース代58万8000円、ガソリン代21万3418円）が計上されていた（残余欄には1324円と記載されていた。）。補助参加人北口雄幸は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ58万8000円及び21万3418円とした上、(a)複数の車両を保有しており、政務調査活動に係る分のみ計上した、(b)議会審議のための地域住民との意見交換及び情報収集、現地調査、道政報告などに、車両を使用しているとしている。（甲9の32、丙39）

(b) 本件議員支出33

次のとおり、補助参加人北準一は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出33については、収支等合計額165万0275円から収支報告書の修正報告に係る1万5918円を控除した163万4357円の2分の1に相当する81万7178円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人北準一が収支報告書に計上した128万9884円は、上記金額の範囲を47万2706円上回るから、補助参加人北準一は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人北準一に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付し

た。（甲9の33）

b 政務調査費による支出（本件議員支出33）

補助参加人北準一は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人北準一は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出33）を行った。補助参加人北準一は、平成19年10月12日、日本カーソリューションズ株式会社との間で、リース車両を日産ティアナと、リース料を総額352万7920円、月額7万3290円と、リース期間を平成23年11月14日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の33、丙40、90）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人北準一は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車両リース料」及び「燃料交通費」として本件議員支出33に係る130万5802円（車両リース代68万7057円、ガソリン代61万8745円）が計上されていた（残余欄には10万9810円と記載されていた。）。補助参加人北準一は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ87万9480円及び70万9637円とした上、現地調査、住民との意見交換、議会審議のための情報収集などの政務調査活動の実態を踏まえて、充当したとしている（ただし、ガ

ソリン代については、77万0795円が正確な金額であった。)。

補助参加人北準一は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「車輌リース料」及び「燃料交通費」の計上額は、128万9884円（車両リース代68万7057円、ガソリン代60万2827円）に修正された（残余欄の記載は1万5728円に修正された。）。（甲9の33、乙23、丙40、212）

(イ) 本件議員支出35

次のとおり、補助参加人木村峰行は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためにもあったと認めるができるのであり、本件議員支出35については、領収書等合計額174万9568円の2分の1に相当する87万4784円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人木村峰行が収支報告書に計上した76万7172円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人木村峰行は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人木村峰行に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の35）

b 政務調査費による支出（本件議員支出35）

補助参加人木村峰行は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支

出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出35）を行った。補助参加人木村峰行は、平成19年12月17日、株式会社日产フィナンシャルサービスとの間で、リース車両を日产エクストレイルと、リース料を総額360万円、月額6万円と、リース期間を平成24年12月13日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の35、丙42、91）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人木村峰行は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車リース料」及び「燃料費」として本件議員支出35に係る76万7172円（車両リース代61万2000円、ガソリン代15万5172円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人木村峰行は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を156万円とした上、(a) 政務調査活動と後援会活動等の活動状況を考慮し、リース代月額6万円の1台の2分の1と、月額7万円の1台の10分の3を計上し、トータルで5分の2を計上した、(b) 政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも車両を保有している、(c) 議会審議のための地域住民との意見交換及び情報収集、現地調査、道政報告などに、車両を使用しているとしている。補助参加人木村峰行は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を18万9568円とした上、主に政務調査活動に使用したと判断したものについて領収書を保管し、計上しているが、一部後援会活動も含んでいるため、約5分の4に按分したとしている。（甲9の35、丙42）

(ス) 本件議員支出39

次のとおり、補助参加人齊藤博は、当該車両を政務調査活動のため使

用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出39について、領収書等合計額50万4000円の2分の1に相当する25万2000円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人齊藤博が収支報告書に計上した50万4000円は、上記金額の範囲を25万2000円上回るから、補助参加人齊藤博は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人齊藤博に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の39）

b 政務調査費による支出（本件議員支出39）

補助参加人齊藤博は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人齊藤博は、平成20年度は、後援会活動や政党活動は特になく、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出39）を行った。補助参加人齊藤博は、平成19年8月22日、日本カーソリューションズ株式会社との間で、リース車両をスズキエブリイワゴンと、リース料を総額151万2000円、月額4万2000円と、リース期間を平成22年9月19日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人齊藤博は、同日、上

記リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。（甲9の39、丙45、93、115、119、232）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人齊藤博は、平成21年4月29日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」として本件議員支出39に係る50万4000円が計上されていた（残余欄には1万1058円と記載されていた。）。補助参加人齊藤博は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を50万4000円とした上、(a) 政務調査活動以外の活動が特になかったことから、全額計上した、(b) 道政に関する相談、情報提供、情報収集などの活動のほか、必要に応じた道政課題に関する現地調査活動、年4回定期発行している「道政ニュース」の地域配布活動等に使用しているとしている。（甲9の39、丙45）

(セ) 本件議員支出40

次のとおり、補助参加人佐々木恵美子は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出40については、領収書等合計額127万0444円から収支報告書の修正報告に係る5145円を控除した126万5299円の2分の1に相当する63万2649円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人佐々木恵美子が収支報告書に計上した96万4945円は、上記金額の範囲を33万2296円上回るから、補助参加人佐々木恵美子は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人佐々木恵美子に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の40)

b 政務調査費による支出（本件議員支出40）

補助参加人佐々木恵美子は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出40）を行った。補助参加人佐々木恵美子は、平成16年7月30日、日本カーソリューションズ株式会社との間で、リース車両を三菱エアトレックと、リース料を総額369万9021円、月額5万7015円と、リース期間を平成21年5月30日までと定めて、車両リース契約を締結していたのである。上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人佐々木恵美子は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社に車両を返還し、MMCダイヤモンドファイナンス株式会社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。(甲9の40、丙46、94、120)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人佐々木恵美子は、平成21年4月27日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「リース代」及び「燃料費」として本件議員支出40に係る97万0090円（車両リース代59万0126円、ガソリン代37万9964円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人佐々木恵美子は、領収書

等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を79万7685円とした上、(a) 政務調査活動用とは別に、後援会活動用・私的活動用として自家用車を保有し、活動別に使用しているが、後援会活動と混在する場合があり、10分の7で按分することとしている、(b) 車両リース代に係る領収書等合計額は、コピー機のリース代を含んだ金額であり、車両リースに係る領収書等合計額は69万1845円、収支報告書に計上した額は48万4286円である、(c) 地域事情把握のための視察、調査、懇談等に、車両を使用しているとしている。補助参加人佐々木恵美子は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を47万2759円とした上、政務調査活動用のリース車両のほか、後援会活動用・私的活動用として自家用車を保有し、活動別に使用しているが、政務調査活動のみの場合は按分せず、やむなく後援会活動と混在した場合は10分の7で按分しているとしている。補助参加人佐々木恵美子は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「リース代」及び「燃料費」の計上額は、96万4945円（車両リース代59万0126円、ガソリン代37万4819円）に修正された（残余欄の記載は5145円に修正された。）。(甲9の40、乙24、丙46)

(iv) 本件議員支出43

次のとおり、補助参加人佐野法充は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出43については、領収書等合計額29万8371円の2分の1に相当する14万9185円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人佐野法充が収支報告書に計上した29万8371円は、

上記金額の範囲を 1 4 万 9 1 8 6 円上回るから、補助参加人佐野法充は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成 20 年度において、補助参加人佐野法充に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、5 1 6 万円を交付した。(甲 9 の 4 3)

b 政務調査費による支出(本件議員支出 4 3)

補助参加人佐野法充は、平成 20 年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人佐野法充は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙 2 の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出 4 3）を行った。（甲 9 の 4 3、丙 2 3 3）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人佐野法充は、平成 21 年 4 月 30 日、議長に対し、平成 20 年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出 4 3 に係る 2 9 万 8 3 7 6 円が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人佐野法充は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車ガソリン代」の計上額は、2 9 万 8 3 7 1 円に修正された（残余欄の記載は 5 円に修正された。）。補助参加人佐野法充は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を 2 9 万 8 3 7 1 円とし

た上、(a) 車両 2 台を所有し、政務調査活動用と後援会活動・政党活動用の自動車とに分けて、使用しており、政務調査活動用の車両に係るガソリン代を全額充当した、(b) 住民からの要望の聴取、現地調査、住民・団体との意見交換、関係機関との情報交換などに、車両を使用しているとしている。(甲 9 の 4 3、乙 8、9、丙 4 8)

(イ) 本件議員支出 4 4

次のとおり、補助参加人沢岡信広は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めるができるのであり、本件議員支出 4 4 については、領収書等合計額 2 1 万 4 6 6 1 円から収支報告書の修正報告に係る 1 万 1 5 5 0 円を控除した 2 0 万 3 1 1 1 円の 2 分の 1 に相当する 1 0 万 1 5 5 5 円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人沢岡信広が収支報告書に計上した 1 5 万 1 8 4 0 円は、上記金額の範囲を 5 万 0 2 8 5 円上回るから、補助参加人沢岡信広は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成 20 年度において、補助参加人沢岡信広に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、5 1 6 万円を交付した。(甲 9 の 4 4)

b 政務調査費による支出(本件議員支出 4 4)

補助参加人沢岡信広は、平成 20 年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人沢岡信広は、政務調査活動とそれ以外を明確に区分していたとするとしているが、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙 2 の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査

費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出44）を行った。（甲9の44、丙250）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人沢岡信広は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「ガソリン代」として本件議員支出44に係る16万3390円が計上されていた（残余欄には1万4516円と記載されていた。）。補助参加人沢岡信広は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を21万4661円とした上、(a) 保管している領収書を、政務調査活動、私用・党務活動、私用・後援会活動に区分して、計上した、(b) 議会対策、政策打合せ、道政相談は、政務調査活動、党政策懇談、打合せは、私用・党務活動、地元挨拶回り、懇談会打合せは、私用・後援会活動と明確に区分しているとしている。補助参加人沢岡信広は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「ガソリン代」の計上額は、15万1840円に修正された（残余欄の記載は2万6066円に修正された。）。（甲9の44、乙25、丙49）

(イ) 本件議員支出47

次のとおり、補助参加人高橋亨は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出47については、領収書等合計額26万0261円の2分の1に相当する13万0130円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人高橋亨が収支報告書に計上した26万0261円は、上記金額の範囲を13万0131円上回るから、補助参加人高橋亨は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人高橋亨に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の47）

b 政務調査費による支出（本件議員支出47）

補助参加人高橋亨は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人高橋亨は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出47）を行った。（甲9の47、丙234）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人高橋亨は、平成21年4月20日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出47に係る26万0261円が計上されていた（残余欄には7万4458円と記載されていた。）。補助参加人高橋亨は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を26万0261円とした上、(a) 政務調査活動に係るもののみ全額計上した、(b) 道政ニュースの配付、産業別道政の課題についての情報収集、地域住民との意見交換、道政課題に対する現地調査に、車両を使用しているとしている。（甲9の47、丙52）

(ジ) 本件議員支出49

次のとおり、補助参加人滝口信喜は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出49については、領収書等合計額163万0481円の2分の1に相当する81万5240円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人滝口信喜が収支報告書に計上した73万0892円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人滝口信喜は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人滝口信喜に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の49）

b 政務調査費による支出（本件議員支出49）

補助参加人滝口信喜は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出49）を行った。補助参加人滝口信喜は、平成16年7月頃、株式会社トヨタレンタリース札幌との間で、リース車両をトヨタカムリと、リース料を総額377万3700円、月額6万2895円と、リース期間を平成21年7月18日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人滝口信喜は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、トヨタカローラ室蘭株式会社との間で、再リース契約を締結し、さらに、再々リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。（甲9の4

9、丙54、97、121、122、235）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人滝口信喜は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車リース」及び「ガソリン代」として本件議員支出49に係る7.3万0892円（車両リース代45万2844円、ガソリン代27万8048円）が計上されていた（残余欄には12万円と記載されていた。）。補助参加人滝口信喜は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を75万4740円とした上、(a) 政務調査活動以外の活動が混在していることから、実態を踏まえ、5分の3に按分した、(b) 政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも車両を保有しており、政務調査活動にも使用している、(c) 各種調査、住民との意見交換、道政広報会の開催などに、車両を使用しているとしている。補助参加人滝口信喜は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を87万5741円とした上、主に政務調査活動に使用しているリース車両のほかに、後援会活動、政務調査活動に使用している自動車にも給油しており、活動が混在し、明確には区分することが困難であるため、3分の1以内で按分したとしている。（甲9の49、丙54）

(d) 本件議員支出51

次のとおり、補助参加人田島央一は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を含む。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出51については、領収書等合計額36万8194円の4分の1に相当する9万2048円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人田島央一が収支報告書に計上した9万8104円は、上

記金額の範囲を6056円上回るから、補助参加人田島央一は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人田島央一に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の51)

b 政務調査費による支出（本件議員支出51）

補助参加人田島央一は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等のほか私的活動のため車両を使用し(丙236によれば、補助参加人池田隆一は、私的活動のため当該車両を使用していたと認めることができる。),事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出51）を行った。(甲9の51, 丙236)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人田島央一は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン代」として本件議員支出51に係る9万8104円が計上されていた（残余欄には8円と記載されていた。）。補助参加人田島央一は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を36万8194円とした上、(a) 政務調査活動のほか、政党活動、後援会活動、私的活動が混在するため、概ね4分の1で按分した、(b) 専ら政務調査活動に使用したことが明確な1万0647円については、全額計上した、(c) 地域住民や有識者との意見交換、政策調査や研究に資する活動などに、車両を使用しているとしている。(甲9の51, 丙56)

(b) 本件議員支出52

次のとおり、補助参加人田村龍治は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めるができるのであり、本件議員支出52については、領収書等合計額99万3595円の2分の1に相当する49万6797円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人田村龍治が収支報告書に計上した99万3595円は、上記金額の範囲を49万6798円上回るから、補助参加人田村龍治は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人田村龍治に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の52)

b 政務調査費による支出（本件議員支出52）

補助参加人田村龍治は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人田村龍治は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。),事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出52）を行った。補助参加人田村龍治は、平成19年5月19日、日本カーソリューションズ株式会社との間で、リース車両を日産ムラーノと、リース料を総額357万8400円、月額7万4550円と、リース期間を平成23年6月14日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車

両のリース代である。補助参加人田村龍治は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。(甲9の52、丙57、99、123、124)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人田村龍治は、平成21年4月17日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出52に係る99万3595円（車両リース代89万4600円、ガソリン代9万8995円）が計上されていた（残余欄には5401円と記載されていた。）。補助参加人田村龍治は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を89万4600円とした上、(a) 車両が2台あり、政務調査活動に使用している車両1台分を計上計上した、(b) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人田村龍治は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を9万8995円とした上、政務調査活動に係る分のみを計上したとしている。(甲9の52、丙57)

(e) 本件議員支出54

次のとおり、補助参加人長尾信秀は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出54については、領収書等合計額108万4443円の2分の1に相当する54万2221円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人長尾信秀が収支報告書に計上した77万円は、上記金額の範囲を22万7779円上回るから、補助参加人長尾信秀は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人長尾信秀に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の54)

b 政務調査費による支出（本件議員支出54）

補助参加人長尾信秀は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出54）を行った。補助参加人長尾信秀は、平成19年1月18日、株式会社トヨタレンタリース函館との間で、リース車両をトヨタハリアーと、リース料を総額360万3600円、月額6万0060円と、リース期間を平成24年1月24日までと定めて、車両リース契約を締結していたのである、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の54、丙59、101、251)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人長尾信秀は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出54に係る77万円（車両リース代61万4000円、ガソリン代15万6000円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人長尾信秀は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を72万0720円とした上、(a) 主に政務調査活動に使用する車両として借り上げているが、一部他の用務にも使用するので9割以内で按分した、(b)



政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも車両を保有しており、政務調査活動にも使用している。(c) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人長尾信秀は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を36万3723円とした上、政務調査活動と政党活動に係る使用状況により、2分の1以下で按分したとしている。(甲9の54、丙59)

(二) 本件議員支出57

次のとおり、補助参加人中山智康は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めるができるのであり、本件議員支出57については、領収書等合計額48万5365円から収支報告書の修正報告に係る6300円を控除した47万9065円の2分の1に相当する23万9532円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人中山智康が収支報告書に計上した47万6182円は、上記金額の範囲を23万6650円上回るから、補助参加人中山智康は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人中山智康に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の57)

b 政務調査費による支出（本件議員支出57）

補助参加人中山智康は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人中山智康は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを

裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。）、事務費として、別紙2の「ガソリン代」欄記載の金額のガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出57）を行った。（甲9の57、丙238）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人中山智康は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車ガソリン・交通費」として本件議員支出57に係る48万5365円が計上されていた（残余欄には1万6883円と記載されていた。）。補助参加人中山智康は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を48万5365円とした上、(a) 政務調査活動に係る分を計上した、(b) 48万5365円は、ガソリン代のほか、高速道路通行料金その他の交通費を含んでおり、ガソリン代については、25万8865円、高速道路通行料金その他の交通費については22万6500円である、(c) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換などに、車両を使用しているとしている。補助参加人中山智康は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車ガソリン・交通費」の計上額は、47万6182円に修正された（残余欄の記載は2万3183円に修正された。）。（甲9の57、乙28、29、丙62）

(又) 本件議員支出61

次のとおり、補助参加人林大記は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めるができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のため

でもあったと認めることができるのであり、本件議員支出61については、領収書等合計額123万6589円の2分の1に相当する61万8294円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人林大記が収支報告書に計上した120万円は、上記金額の範囲を58万1706円上回るから、補助参加人林大記は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人林大記に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の61)

b 政務調査費による支出(本件議員支出61)

補助参加人林大記は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため車両を使用し(補助参加人林大記は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人林大記は、後援会活動を休止していたとするところ、仮にそうであったとしても、その他の政治活動は継続していたと考えるのが自然である。), 事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出61)を行った。補助参加人林大記は、平成19年5月24日、日本カーソリューションズ株式会社との間で、リース車両を日産スカイラインと、リース料を総額504万円、月額8万4000円と、リース期間を平成24年6月13日までと定めて、車両リース契約を締結していたのである、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の61, 丙65, 105)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人林大記は、平成21年4月13日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース代金」及び「ガソリン費」として本件議員支出61に係る120万円(車両リース代100万8000円、ガソリン代19万2000円)が計上されていた(残余欄には零円と記載されていた。)。補助参加人林大記は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を100万8000円とした上、(a) 後援会活動は選挙時以外は休眠状態であり、政務調査活動のみに使用したため、全額計上した、(b) 議会審議のための地域住民との意見交換、情報収集、現地調査などに、車両を使用しているとしている。補助参加人林大記は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を22万8589円とした上、上記のとおり全額計上すべきところ、政務調査費の範囲内とするため、19万2000円のみを計上したとしている。(甲9の61, 丙65)

(ア) 本件議員支出63

次のとおり、補助参加人福原賢孝は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認める能够であるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認める能够であるのであり、本件議員支出63については、領収書等合計額118万7838円の2分の1に相当する59万3919円の限度で政務調査費を支出する能够るものというべきである。補助参加人福原賢孝が収支報告書に計上した107万2000円は、上記金額の範囲を47万8081円上回るから、補助参加人福原賢孝は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人福原賢孝に対し、その

調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の63)

b 政務調査費による支出（本件議員支出63）

補助参加人福原賢孝は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人福原賢孝は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人福原賢孝は、後援会活動を休止していたところ、仮にそうであったとしても、その他の政治活動は継続していたと考えるのが自然である。）、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出63）を行った。補助参加人福原賢孝は、平成16年8月5日、日本カーソリューションズ株式会社との間で、リース車両を日産グロリアと、リース料を総額507万7800円、月額8万2635円と、リース期間を平成21年8月4日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人福原賢孝は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けたが、その後、再リース期間も終了したことから、同社に車両を返還し、同社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。(甲9の63、丙67、107、126、127)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人福原賢孝は、平成21年4月23日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書

には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「ガソリン代」として本件議員支出63に係る107万2000円（車両リース代96万1000円、ガソリン代1万1000円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人福原賢孝は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ106万1445円及び12万6393円とした上、(a) 政務調査活動用の車両と政党活動、後援会活動用の車両を分けて使用したことから、按分していないが、政務調査費の範囲内とするため、それぞれ、96万1000円及び11万1000円のみを計上した、(b) 議会審議のための住民との意見交換、要望聴取、現地調査などに、車両を使用しているとしている。(甲9の63、丙67)

(i) 本件議員支出67

次のとおり、補助参加人三津丈夫は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出67については、領収書等合計額145万3863円の2分の1に相当する72万6931円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人三津丈夫が収支報告書に計上した90万円は、上記金額の範囲を17万3069円上回るから、補助参加人三津丈夫は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人三津丈夫に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の67)

b 政務調査費による支出（本件議員支出67）

補助参加人三津丈夫は、平成20年度において、政務調査活動や後

援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人三津丈夫は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。補助参加人三津丈夫は、後援会活動を休止していたとするところ、仮にそうであったとしても、その他の政治活動は継続していたと考えるのが自然である。），事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出67）を行った。補助参加人三津丈夫は、平成16年2月25日、エヌ・ティ・ティオートリース株式会社との間で、リース車両を日産ティアナと、リース料を総額345万8700円、月額5万7645円と、リース期間を平成21年2月24日までと定めて、平成21年1月22日、日本カーソリューションズ株式会社との間で、リース車両を日産セレナと、リース料を総額314万8950円、月額5万1345円と、リース期間を平成26年2月17日までと定めて、それぞれ車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の67、丙71、110、128）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人三津丈夫は、平成21年4月28日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車リース」及び「ガソリン」として本件議員支出67に係る90万円（車両リース代60万円、ガソリン代30万円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人三津丈夫は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を68万5440円とした上、(a) 複数の車

両を保有しており、リース車両は政務調査活動用に使用したため、全額計上することができるが、政務調査費の範囲内とするため60万円のみを計上した、(b) リース車両以外の車両も政務調査活動に使用している、(c) 議会審議のための住民との意見交換、要望聴取、現地調査などに、車両を使用しているとしている。補助参加人三津丈夫は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を76万8423円とした上、政務調査活動用のリース車両のほかにも、自己保有車両があるところ、後援会活動等とともに政務調査活動にも使用しており、明確な区別は困難なので、全体として概ね2分の1を充当したが、政務調査費の範囲内とするため、30万円のみを計上したとしている。（甲9の67、丙71）

ウ フロンティア議員会に所属する議員に係る本件各議員支出の適否

(ア) 本件議員支出16

次のとおり、補助参加人大河昭彦は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出16については、領収書等合計額127万9875円から収支報告書の修正報告に係る2万5377円を控除した125万4498円の2分の1に相当する62万7249円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人大河昭彦が収支報告書に計上した76万1943円は、上記金額の範囲を13万4694円上回るから、補助参加人大河昭彦は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人大河昭彦に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の16）

b 政務調査費による支出（本件議員支出 16）

補助参加人大河昭彦は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出 16）を行った。補助参加人大河昭彦は、平成16年6月28日、北海道自動車リース株式会社との間で、リース車両を日産ティアナと、リース料を総額408万2400円、月額6万8040円と、リース期間を平成21年6月27日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人大河昭彦は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、北海道自動車リース株式会社との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。補助参加人大河昭彦は、平成23年6月の再リース期間の終了時、代金15万2050円で、当該車両を買い取った。補助参加人大河昭彦は、同年5月20日、北海道自動車リース株式会社との間で、リース車両を日産ティアナと、リース料を総額593万0400円、月額7万0600円と、リース期間を平成30年8月24日までと定めて、車両リース契約を締結しており、そのリース契約に係る新たな車両の納車を待って、市川淳一に対し、上記買取りに係る車両を上記買取額と同額で譲渡した。（甲9の16、丙13、78、129、130、131、132）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人大河昭彦は、平成21年4月27日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「ガソリン代」として本件議員支出 16 に係る78万7320円（車両リース代

54万4320円、ガソリン代24万3000円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人大河昭彦は、領収書等総括票で、車両リース代について、領収書等合計額を、それぞれ81万6480円及び46万3395円とした上、(a) 主に政務調査活動に使用する車両として借り上げているが、政治活動、後援会活動等にも使用するので、概算で3分の2に按分した、(b) 政務調査費にリース代を計上している車両のほかにも車両を保有しており、政務調査活動にも使用している、(c) 議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換のほか、様々な政務調査活動にリース車両を使用しているとしている。補助参加人大河昭彦は、領収書等総括票で、ガソリン代について、主に政務調査活動に使用しているリース車両とその他の自己保有車両は、いずれも政務調査活動に使用しつつ、政治活動、後援会活動等にも使用しており、明確に区分することは困難なので、概算で2分の1に按分したとしている。補助参加人大河昭彦は、本件訴えの提起後に、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額の返納をした。この修正報告により、収支報告書の支出欄の事務費の項目の「自動車リース料」及び「ガソリン代」の計上額は、76万1943円（車両リース代54万4320円、ガソリン代21万7623円）に修正された（残余欄の記載は2万5377円に修正された。）。（甲9の16、乙21、丙13）

(イ) 本件議員支出 22

次のとおり、補助参加人織田展嘉は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出 22 については、領収書等合計額54万1244円の2分の1に相当する27万0622円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきで

ある。補助参加人織田展嘉が収支報告書に計上した54万1244円は、上記金額の範囲を27万0622円上回るから、補助参加人織田展嘉は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人織田展嘉に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の22)

b 政務調査費による支出(本件議員支出22)

補助参加人織田展嘉は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため車両を使用し(補助参加人織田展嘉は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。), 事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出22)を行った。補助参加人織田展嘉は、平成19年6月21日、日立キャピタルオートリース株式会社との間で、リース車両をスズキワゴンアールと、リース料を総額170万8560円、月額3万5500円と、リース期間を平成23年6月19日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。補助参加人織田展嘉は、同日、上記リース契約のリース期間が終了したことから、日立キャピタルオートリース株式会社に車両を返還し、株式会社ホンダカーズ札幌中央との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。(甲9の22、丙14
4, 79, 118)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人織田展嘉は、平成21年4月7日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車リース料」及び「ガソリン代」として本件議員支出22に係る54万1244円(車両リース代42万6000円、ガソリン代11万5244円)が計上されていた(残余欄には零円と記載されていた。)。補助参加人織田展嘉は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ42万6000円及び11万5244円とした上、(a) 政務調査活動に関連する活動のみに使用したため、全額計上した、(b) 議会での審議に資するための現地調査、地域住民との意見交換などに際し、車両を使用しているとしている。(甲9の22、丙14)

(イ) 本件議員支出37

次のとおり、補助参加人久保雅司は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出37については、領収書等合計額85万3289円の2分の1に相当する42万6644円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人久保雅司が収支報告書に計上した85万3289円は、上記金額の範囲を42万6645円上回るから、補助参加人久保雅司は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人久保雅司に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の37)

b 政務調査費による支出(本件議員支出37)

補助参加人久保雅司は、平成20年度において、政務調査活動や後

援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人久保雅司は、当該車両を政務調査活動以外の活動のためには一切使用しなかったとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。），事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出37）を行った。補助参加人久保雅司は、その頃、株式会社ホンダオートトラストとの間で、リース車両をホンダストリームと、リース料を月額4万5450円と定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の37、丙15、249）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人久保雅司は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出37に係る85万3289円（車両リース代54万5400円、ガソリン代30万7889円）が計上されていた（残余欄には零円と記載されていた。）。補助参加人久保雅司は、領収書等総括票で、車両リース代及びガソリン代について、領収書等合計額を、それぞれ54万5400円及び30万7889円とした上、
(a) 政務調査活動とそれ以外の活動とで車両を分けていたため、全額計上した、(b) 関係諸団体への道政報告、政策形成に必要な情報収集、道民意識の調査、住民との意見交換、道政の課題把握のための道民意見の聴取及び意見交換に、車両を使用しているとしている。（甲9の37、丙15）

エ 公明党議員団に所属する議員に係る本件各議員支出の適否

(ア) 本件議員支出2

次のとおり、補助参加人荒島仁は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出2については、領収書等合計額130万9231円の2分の1に相当する65万4615円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人荒島仁が収支報告書に計上した103万8144円は、上記金額の範囲を38万3529円上回るから、補助参加人荒島仁は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人荒島仁に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。（甲9の2）

b 政務調査費による支出（本件議員支出2）

補助参加人荒島仁は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し（補助参加人荒島仁は、補助参加人荒島仁は、平成19年9月、車両リース契約を締結した際、リース料総額の約30%に相当する130万円を頭金として自己負担したことから、残金の約70%を政務調査費から支出した場合、実質的には10分の7の割合で按分されているものであると考えたと主張するが、採用することができない。），事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出2）を行った。補助参加人荒島仁は、平成19年9月頃、トヨタオートリース株式会社との間で、リース車両をトヨタマークXと、リース料を総額411

万4600円（前払金130万円）、月額7万1462円と、リース期間を平成23年3月19日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の2、丁1）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人荒島仁は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出2に係る合計103万8144円（車両リース代85万7544円、ガソリン代18万0600円）が計上されていた（残余欄には30万0773円と記載されていた。）。補助参加人荒島仁は、車両リース代については85万7544円を全額計上し、ガソリン代については45万1687円のうち18万0600円を按分して計上したものである。（甲9の2、丁1）

(イ) 本件議員支出9

次のとおり、補助参加人稻津久は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出9については、領収書等合計額113万7780円の2分の1に相当する56万8890円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人稻津久が収支報告書に計上した56万8884円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人稻津久は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人稻津久に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付し

た。（甲9の9）

b 政務調査費による支出（本件議員支出9）

補助参加人稻津久は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等（私的活動を除く。）のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出（本件議員支出9）を行った。補助参加人稻津久は、平成19年5月頃、日立キャピタルオートリース株式会社との間で、リース車両をトヨタカムリと、リース料を月額9万4815円と、リース期間を平成23年5月29日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。（甲9の9、丁2）

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人稻津久は、平成21年4月15日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出了。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース料」として本件議員支出9に係る56万8884円が計上されていた（残余欄には22万2056円と記載されていた。）。補助参加人稻津久は、車両リース代113万7780円を2分の1に按分して計上したものである。（甲9の9、丁2）

(ウ) 本件議員支出42

次のとおり、補助参加人佐藤英道は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動（私的活動を除く。）のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出42については、領収書等合計額91万4718円の2分の1に相当する45万7359円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきで

ある。補助参加人佐藤英道が収支報告書に計上した47万8577円は、上記金額の範囲を2万1218円上回るから、補助参加人佐藤英道は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人佐藤英道に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の42)

b 政務調査費による支出(本件議員支出42)

補助参加人佐藤英道は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出42)を行った。補助参加人佐藤英道は、平成19年3月26日、株式会社トヨタレンタリース札幌との間で、リース車両をトヨタアイシスと、リース料を総額339万8220円、月額5万6637円と、リース期間を平成24年3月29日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の42、丁3)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人佐藤英道は、平成21年4月27日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース代」及び「自動車ガソリン代」として本件議員支出42に係る47万8577円(車両リース代33万9816円、ガソリン代13万8761円)が計上されていた(残余欄には25万8357円と記載されていた。)。補助参加人佐藤英道は、車両リース代については67万9644円を2分の1

に按分し、ガソリン代については23万5074円を2分の1に按分して、計上したものである。(甲9の42、丁3)

(e) 本件議員支出69

次のとおり、補助参加人森成之は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出69については、領収書等合計額25万8300円の2分の1に相当する12万9150円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人森成之が収支報告書に計上した25万8300円は、上記金額の範囲を12万9150円上回るから、補助参加人森成之は、北海道に対し、同額の不当利得の返還をすべきである。

a 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人森成之に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の69)

b 政務調査費による支出(本件議員支出69)

補助参加人森成之は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため車両を使用し(補助参加人久保雅司は、当該車両を専ら政務調査活動のため使用していたとしているが、そのようなことは不自然であり、そのことを裏付ける具体的な事実が示されていないことによれば、採用することができない。), 事務費として、別紙2の「車両リース代」欄記載の金額の車両リース代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出69)を行った。補助参加人森成之は、平成19年11月22日、ジーイーフリートサービス株式会社との間で、リース車両をトヨタプレミオと、リース料を月額2万1525円

と、リース期間を平成21年5月28日までと定めて、車両リース契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の69, 丁4)

c 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人森成之は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「自動車リース代」として本件議員支出69に係る25万8300円が計上されていた(残余欄には96万4508円と記載されていた。)。補助参加人森成之は、車両リース代25万8300円を全額計上したものである。(甲9の69, 丁4)

才 本件議員支出60の適否

本件訴え中、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分は却下すべきものであるから、本件議員支出60のうちガソリン代に係る部分の適否についてのみ検討するに、次のとおり、補助参加人花岡ユリ子は、当該車両を政務調査活動のため使用したと認めることができるが、当該車両の使用は、政務調査活動のためだけではなく、政務調査活動以外の活動(私的活動を除く。)のためでもあったと認めることができるのであり、本件議員支出60については、領収書等合計額34万3791円の2分の1に相当する17万1895円の限度で政務調査費を支出することができるものというべきである。補助参加人花岡ユリ子が収支報告書に計上した9万4705円は、上記金額の範囲内にあるから、補助参加人花岡ユリ子は、北海道に対し、不当利得の返還をすべきものではない。

(ア) 政務調査費の交付

被告は、平成20年度において、補助参加人花岡ユリ子に対し、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、516万円を交付した。(甲9の60)

(イ) 政務調査費による支出(本件議員支出60)

補助参加人花岡ユリ子は、平成20年度において、政務調査活動や後援会活動等(私的活動を除く。)のため車両を使用し、事務費として、別紙2の「車両リース代」欄及び「ガソリン代」欄記載の金額の車両リース代及びガソリン代の支払をし、同別紙の「政務調査費による支出」欄記載の金額の政務調査費による支出(本件議員支出60)を行った。補助参加人花岡ユリ子は、平成20年3月31日、知人との間で、賃料を月額1万5000円と、賃貸借期間を平成21年3月31日までと定めて、車両賃貸借契約を締結していたのであり、上記車両リース代はこの車両のリース代である。(甲9の60, 戊1, 3)

(カ) 政務調査費に係る収支報告書等の提出

補助参加人花岡ユリ子は、平成21年4月30日、議長に対し、平成20年度政務調査費に係る収支報告書等を提出した。その収支報告書には、支出欄の事務費の項目に「車借上料」及び「ガソリン代」として本件議員支出60に係る27万4705円(車両リース代18万円、ガソリン代9万4075円)が計上されていた(この金額は、監査委員の勧告を受けて、被告が措置を行い、収支報告書の修正報告がされた後のものである。残余欄には零円と記載されていたが、上記修正報告により24万9716円となった。)。補助参加人花岡ユリ子は、車両リース代については18万円を全額計上した。補助参加人花岡ユリ子は、領収書等総括票で、ガソリン代について、領収書等合計額を34万3791円とした上、(ア) 政務調査活動に係る分を実績に応じて計上した、(イ) 議会審議に係る情報収集や現地調査等、具体的には、札幌市北区での助産所の調査、北広島市での産業廃棄物処理施設の現地調査、余市漁業協同組合及び中央水産試験場の訪問調査、留寿都村での個人宅ほか数か所の調査に、車両を使用しているとしている。(甲9の60, 乙1, 2, 5, 7, 戊2)

第4 結論



(別紙1)

よって、本件訴え中、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分は不適法であるから、これを却下することとし、原告のその余の訴えに係る請求のうち、自民党道民会議に544万5000円の不当利得返還の請求をすることを、民主党道民連合に250万円の不当利得返還の請求をすることを、本件各議員に本件各議員に対応する別紙2相手方目録の「請求認容額」欄記載の各金額の不当利得返還の請求をすることを、それぞれ求める部分は、いずれも、その限度で理由があるから、これを認容し、その余の部分は、いずれも、失当であるから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき地方自治法242条の第211項、行政事件訴訟法43条3項及び7条、民事訴訟法61条、64条本文、66条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 内野俊夫

裁判官 劍持亮

裁判官 北島睦大

当事者目録

札幌市中央区南1条西10丁目 タイムズビル3階

札幌おおぞら法律事務所内

原 告	札幌市民オンブズマン
同代表者代表 太田 賢二	島田 里度美昭
同訴訟代理人弁護士 島田	小川 慶洋
	中村 昭生
	福田 里彰
	渡辺 洋
	桑島 達良
上記島田訴訟復代理人弁護士 齊藤 指揮	齊藤 佑太郎
上記福田訴訟復代理人弁護士 田中	田中 健太郎

札幌市中央区北3条西6丁目

被 告	北 海 道 知 事
同訴訟代理人弁護士 高橋 はるみ	藤田 美津夫
同指定代理人 佐藤 則子	尾崎 純一
	小森 康広
	有尾 太郎
	吉田 幸嗣
	山田 学浩

札幌市中央区北2条西6丁目

被告補助参加人 自由民主党・道民会議北海道
 議会議員会
 同代表者代表 布川義治
 札幌市中央区北2条西6丁目
 被告補助参加人 北海道議会民主党・道民連合
 議員会
 同代表者代表 岡田篤
 1 北海道旭川市春光6条8丁目14番11号
 被告補助参加人 東国幹
 3 北海道小樽市稲穂4丁目1番9号 池田隆一こと
 被告補助参加人 池田隆一
 4 北海道河東郡士幌町字士幌西2線160番地
 被告補助参加人 池本柳次
 6 北海道留萌市泉町2丁目23番地1
 被告補助参加人 石塚正寛
 7 札幌市白石区本通12丁目南3番1号
 被告補助参加人 伊藤条一
 8 札幌市厚別区厚別南4丁目2番21号
 被告補助参加人 伊藤政信
 10 北海道砂川市晴見3条北10丁目9番4号
 被告補助参加人 稲村久男
 12 北海道石狩郡当別町末広546番地30
 被告補助参加人 内海英徳
 13 札幌市北区あいの里4条5丁目8番13号
 被告補助参加人 蝦名清悦
 15 北海道苫小牧市緑町1丁目26番地12

被告補助参加人 遠藤連
 16 北海道滝川市明神町4丁目4番5号
 被告補助参加人 大河昭彦
 19 北海道釧路郡釧路町陸3丁目6番地6
 被告補助参加人 岡田篤
 20 北海道二海郡八雲町出雲町19番地19
 被告補助参加人 岡田俊之
 21 北海道苫小牧市美園町3丁目14番9号
 被告補助参加人 沖田龍児
 22 北海道石狩市花畔363番地7
 被告補助参加人 織田展嘉
 23 北海道帯広市西9条南18丁目9番地6
 被告補助参加人 小野寺秀
 24 北海道釧路市共栄大通4丁目1番20号
 被告補助参加人 小畑保則
 25 北海道美唄市西1条南1丁目3番26号
 被告補助参加人 柿木克弘
 26 札幌市清田区美しが丘2条4丁目7番15号
 被告補助参加人 梶谷大志
 27 札幌市西区西野2条7丁目5番22号
 被告補助参加人 勝木省三
 28 北海道名寄市西4条南3丁目7番地1 加藤唯勝こと
 被告補助参加人 加藤和久
 30 北海道函館市大手町3番19号 カーサ函館701号
 被告補助参加人 川尻秀之
 31 北海道白老郡白老町大町3丁目2番19号

被告補助参加人 神戸典臣
 32 北海道士別市東4条9丁目4番地
 被告補助参加人 北口雄幸
 33 北海道空知郡奈井江町字奈井江1272番地
 被告補助参加人 北準一
 34 北海道紋別市潮見町5丁目1番13号
 被告補助参加人 北原秀一郎
 35 北海道旭川市永山10条9丁目2番6号
 被告補助参加人 木村峰行
 36 北海道苦前郡羽幌町幸町56番地4
 被告補助参加人 工藤敏郎
 37 札幌市東区東苗穂14条4丁目1番10号
 被告補助参加人 久保雅司
 38 北海道釧路郡釧路町雁来1番地92 小松茂こと
 被告補助参加人 小松茂
 39 北海道函館市湯川町2丁目13番24号 斎藤博こと
 被告補助参加人 齊藤博
 40 北海道河東郡音更町東通12丁目5番地17 佐々木恵美子こと
 被告補助参加人 佐々木恵美子
 41 北海道函館市富岡町2丁目46番5号
 被告補助参加人 佐々木俊雄
 43 札幌市豊平区福住2条1丁目5番5-405号
 被告補助参加人 佐野法充
 44 北海道北広島市北進町1丁目5番地1 ロイヤルシャトーN-807 沢岡信広こと

被告補助参加人 澤岡信廣
 45 北海道帯広市西5条南14丁目17番地
 被告補助参加人 清水誠一
 46 札幌市豊平区月寒西1条5丁目1番12号
 被告補助参加人 高木宏壽
 47 北海道函館市美原4丁目2番14号
 被告補助参加人 高橋亨
 48 北海道斜里郡斜里町青葉町36番地39
 被告補助参加人 高橋文明
 49 北海道室蘭市中央町3-6-5 フルミチビル3F 滝口信喜こと
 被告補助参加人 滝口信喜
 50 北海道上川郡美瑛町寿町1丁目1番34号 竹内英順こと
 被告補助参加人 竹内英順
 51 北海道枝幸郡枝幸町栄町502番地1
 被告補助参加人 田島央一
 52 北海道白老郡白老町末広町5丁目3番15号
 被告補助参加人 田村龍治
 53 北海道亀田郡七飯町大中山1丁目1番3号 富原亮こと
 被告補助参加人 富原亮
 54 北海道北斗市開発181番地1
 被告補助参加人 長尾信秀
 55 北海道標津郡中標津町字武佐1469番地2
 被告補助参加人 中司哲雄
 56 北海道余市郡余市町黒川町7丁目40番地

	被 告 極 助 參 加 人	中 村 裕 之		被 告 極 助 參 加 人	吉 田 正 人
57	北海道伊達市館山町17番地24			72	札幌市西区西野4条5丁目5番3号
	被 告 極 助 參 加 人	中 山 智 康		被 告 極 助 參 加 人	和 田 敬 友
58	北海道江別市野幌代々木町77番地1			上記63名訴訟代理人弁護士	伊 藤 隆 道
	被 告 極 助 參 加 人	布 川 義 治		2	北海道旭川市永山10条4丁目4番14号
59	北海道小樽市奥沢2丁目6番22号			被 告 極 助 參 加 人	荒 島 仁
	被 告 極 助 參 加 人	八 田 盛 茂		9	北海道芦別市常磐町517番地
61	札幌市南区澄川5条3丁目8番13-702号			被 告 極 助 參 加 人	稻 津 久
	被 告 極 助 參 加 人	林 大 記		42	札幌市北区新琴似8条13丁目3番21号
62	北海道恵庭市島松東町1丁目2番7号			被 告 極 助 參 加 人	佐 藤 英 道
		原田裕こと		69	札幌市白石区本郷通2丁目北3-21
	被 告 極 助 參 加 人	原 田 裕		被 告 極 助 參 加 人	森 成 之
63	北海道桧山郡上ノ国町字石崎80番地			上記4名訴訟代理人弁護士	八 幡 敬 一
	被 告 極 助 參 加 人	福 原 賢 孝		林 佑 介	
64	北海道北見市本町5丁目2番38号			60	北海道小樽市松ヶ枝1丁目19番地 バローレ松ヶ枝115号
	被 告 極 助 參 加 人	船 橋 利 実		被 告 極 助 參 加 人	花 岡 ユ リ 子
65	北海道登別市登別本町2丁目16番地2			同訴訟代理人弁護士	肘 井 博 行
	被 告 極 助 參 加 人	堀 井 學			
66	北海道富良野市字北扇山の2				
	被 告 極 助 參 加 人	本 間 熟			
67	北海道帯広市大空町7丁目3番地2				
	被 告 極 助 參 加 人	三 津 文 夫			
68	北海道岩内郡岩内町字相生45番地1				
	被 告 極 助 參 加 人	村 田 慶 俊			
70	北海道室蘭市中島町1丁目29番1-501号				
	被 告 極 助 參 加 人	山 本 雅 紀			
71	北海道稚内市緑4丁目12番16号				

(別紙2)

相 手 方 目 錄

	相手方	車両リース代	ガソリン代	政務調査費による支出	請求認容額	費用負担
1	東 国幹	—	435,431円	435,431円	請求棄却	1分の1
2	荒島 仁	857,544円	180,600円	1,038,144円	383,529円	5分の3
3	池田 隆一	—	120,431円	120,431円	58,715円	2分の1
4	池本 柳次	—	678,112円	678,112円	339,056円	2分の1
6	石塚 正寛	—	171,679円	171,679円	81,926円	2分の1
7	伊藤 条一	840,000円	—	840,000円	請求棄却	1分の1
8	伊藤 政信	476,740円	115,095円	591,835円	136,397円	4分の3
9	稻津 久	568,884円	—	568,884円	請求棄却	1分の1
10	稻村 久男	1,027,260円	355,291円	1,382,551円	237,058円	6分の5
12	内海 英徳	115,500円	270,809円	386,309円	9,201円	4分の3
13	蝦名 清悦	—	238,725円	238,725円	119,363円	2分の1
15	遠藤 達	—	171,565円	171,565円	請求棄却	1分の1
16	大河 昭彦	544,320円	217,623円	761,943円	134,694円	6分の5
19	岡田 篤	600,000円	148,813円	748,813円	280,805円	5分の3
20	岡田 俊之	—	296,450円	296,450円	147,464円	2分の1
21	沖田 龍児	—	100,620円	100,620円	4,026円	5分の3
22	織田 展嘉	426,000円	115,244円	541,244円	270,622円	2分の1
23	小野寺 秀	240,000円	—	240,000円	120,000円	2分の1
24	小畠 保則	840,000円	149,375円	989,375円	請求棄却	1分の1
25	柿木 克弘	418,740円	—	418,740円	請求棄却	1分の1
26	梶谷 大志	—	377,549円	377,549円	64,677円	6分の5
27	勝木 省三	—	92,900円	92,900円	請求棄却	1分の1

28	加藤 唯勝	411,000円	320,000円	731,000円	245,112円	3分の2
30	川尻 秀之	—	507,092円	507,092円	253,546円	2分の1
31	神戸 典臣	478,800円	365,728円	844,528円	332,264円	8分の5
32	北口 雄幸	588,000円	213,418円	801,418円	400,709円	2分の1
33	北 準一	687,057円	602,827円	1,289,884円	472,706円	5分の3
34	北原秀一郎	—	217,540円	217,540円	36,256円	6分の5
35	木村 峰行	612,000円	155,172円	767,172円	請求棄却	1分の1
36	工藤 敏郎	—	393,043円	393,043円	請求棄却	1分の1
37	久保 雅司	545,400円	307,889円	853,289円	426,645円	2分の1
38	小松 茂	720,600円	722,647円	1,443,247円	683,322円	2分の1
39	斎藤 博	504,000円	—	504,000円	252,000円	2分の1
40	佐々木恵美子	590,126円	374,819円	964,945円	332,296円	3分の2
41	佐々木 俊雄	—	302,239円	302,239円	151,120円	2分の1
42	佐藤 英道	339,816円	138,761円	478,577円	21,218円	20分の19
43	佐野 法充	—	298,371円	298,371円	149,186円	2分の1
44	沢岡 信広	—	151,840円	151,840円	50,285円	3分の2
45	清水 誠一	360,000円	145,850円	505,850円	180,000円	5分の3
46	高木 宏壽	—	261,700円	261,700円	請求棄却	1分の1
47	高橋 亨	—	260,261円	260,261円	130,131円	2分の1
48	高橋 文明	340,200円	330,932円	671,132円	18,981円	30分の29
49	滝口 信喜	452,844円	278,048円	730,892円	請求棄却	1分の1
50	竹内 英順	360,000円	—	360,000円	90,000円	4分の3
51	田島 央一	—	98,104円	98,104円	6,056円	15分の14
52	田村 龍治	894,600円	98,995円	993,595円	496,798円	2分の1
53	富原 亮	226,800円	—	226,800円	113,400円	2分の1
54	長尾 信秀	614,000円	156,000円	770,000円	227,779円	7分の5

55	中司 哲雄	一	105,000円	105,000円	請求棄却	1分の1
56	中村 裕之	258,000円	391,029円	649,029円	請求棄却	1分の1
57	中山 智康	一	476,182円	476,182円	236,650円	2分の1
58	布川 義治	304,110円	300,000円	604,110円	151,073円	4分の3
59	八田 盛茂	1,015,500円	144,445円	1,159,945円	544,131円	2分の1
60	花岡ユリ子	180,000円	94,075円	274,075円	請求棄却	1分の1
61	林 大記	1,008,000円	192,000円	1,200,000円	581,706円	2分の1
62	原田 裕	128,940円	一	128,940円	64,470円	2分の1
63	福原 賢孝	961,000円	111,000円	1,072,000円	478,081円	2分の1
64	船橋 利実	865,200円	708,322円	1,573,522円	557,993円	3分の2
65	堀井 学	一	761,384円	761,384円	380,692円	2分の1
66	本間 黙	960,000円	一	960,000円	請求棄却	1分の1
67	三津 丈夫	600,000円	300,000円	900,000円	173,069円	5分の4
68	村田 憲俊	360,000円	459,790円	819,790円	409,895円	2分の1
69	森 成之	258,300円	一	258,300円	129,150円	2分の1
70	山本 雅紀	506,520円	一	506,520円	119,595円	2分の1
71	吉田 正人	851,570円	49,295円	900,865円	293,837円	3分の2
72	和田 敬友	一	186,943円	186,943円	請求棄却	1分の1
請求額合計39,154,424円 認容額合計11,577,685円						

* 5番, 11番, 14番, 17番, 18番, 29番は欠番

関係法令の定め

- 1 地方自治法100条(平成20年法律第69号による改正前のもの)
 - (1) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならぬ。(13項)
 - (2) 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。(14項)

2 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。平成21年北海道条例第56号による改正前のもの。乙3）

(1) 1条（趣旨）

この条例は、地方自治法100条13項及び14項の規定に基づき、北海道議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、北海道議会（以下「議会」という。）における会派及び議員に対する政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 2条（政務調査費の交付対象）

政務調査費は、議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(3) 3条（会派に係る政務調査費）

会派に係る政務調査費は、月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（1項）

(4) 4条（議員に係る政務調査費）

議員に係る政務調査費は、月額43万円を月の初日在職する議員に対し交付する。（1項）

(5) 5条（会派の届出）

議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、別に定める様式により、会派結成届を議長に提出しなければならない。（1項）

(6) 6条（会派等の通知）

議長は、前条1項の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月3日までに、別に定める様式により、知事に通知しなければならない。（1項）

(7) 7条（政務調査費の交付決定及び交付）

ア 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査

費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。（1項）

イ 知事は、毎月10日（その日が北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例2号）1条1項に規定する休日であるときは、その前日）までに、当該月分の政務調査費を交付するものとする。（2項）

(8) 8条（政務調査費の使途）

会派及び議員は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。

(9) 9条（収支報告書等）

ア 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、会派の代表者にあっては別記第1号様式により、議員にあっては別記第2号様式により、それぞれ年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。（1項）

イ 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、1件5万円以上のすべての支出（別に定める使途に係る支出を除く。）について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない。（4項）

(10) 10条（議長の調査）

議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(11) 11条（政務調査費の返納）

会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返納しなければならない。

(12) 12条（収支報告書等の保存及び閲覧）

ア 9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（1項）

イ 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。（2項）

ウ 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、北海道議会情報公開条例9条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。（3項）

3 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程（平成13年北海道議会告示第1号。平成21年北海道議会告示第4号による改正前のもの。乙4）

(1) 1条（趣旨）

この規程は、北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 4条（政務調査費の使途基準）

条例8条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

(3) 5条（領収書等の写しの添付）

条例9条4項の使途は、事務所費、事務費及び人件費とする。（1項）

(4) 別表第1（会派に係る政務調査費の使途基準）

調査研究費　会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）

(5) 別表第2（議員に係る政務調査費の使途基準）

事務費　議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（消耗品等、備品購入費、通信費等）

当事者の主張

(1) 争点1について

ア 被告の主張

本件訴え中、本件議員支出60のうち車両リース代の支出に係る部分は、不適法なものであり、却下されるべきである。すなわち、本件監査請求に係る措置請求書の別表において、本件議員支出60のうち車両リース代に係る部分が零円とされていることからすると、同部分は監査請求の対象とされていないものというべきであり、本件訴え中、同部分に関するものは、監査請求前置を欠く。

イ 原告の主張

争う。

(2) 争点2に関する原告の主張

ア 政務調査費の支出が違法となる場合

(ア) 政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるから、その使途は厳しく限定されなければならない。政務調査費の支出が許されるのは、議員の調査研究に資するため必要な経費、すなわち調査研究に要した実費に限られる。政務調査費の使途は、本件条例、本件規程、本件手引及び本件ガイドラインによって定められた使途基準を逸脱してはならない。政務調査費は、平成24年法律第72号による地方自治法改正により、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」である政務活動費と改められたが、このことは、同改正前の政務調査費が、あくまでも議員の調査研究に資するためにのみ用いることが許されたものであり、それ以外の用途に用いることを全く禁じられたものであったことを浮き彫りにしている。本件においても、平成20年度に交付された政務調査費が議員の調査研究以外の用途に支

出されていた場合は、直ちに違法な支出となる。そして、政務調査費の支出の対象が真に調査研究に資するため必要な経費であることについては、収支報告書及び領収書等の写しから明らかでなければならず、政務調査費が本件条例、本件規程、本件手引及び本件ガイドラインによって定められた使途基準を逸脱して支出されていたら、政務調査費の支出が使途基準を遵守したものであるか否かが収支報告書及び領収書等の写しを参照しても判然としない場合、その支出は、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反するものであり、違法な支出となる。

(イ) 被告の主張について

a 被告は、平成17年の最高裁判所決定を引用して、政務調査活動の内容については、できる限り秘匿され、会派や議員の自律において適正な使用が図られるべきであると主張する。しかし、政務調査費が住民の税金であり、公金であることに鑑みれば、その使途には透明性、公平性が求められるべきである（札幌高等裁判所平成16年10月20日判決）から、その使途は、厳しく限定されなければならない。議員の調査研究に資するため必要な費用に限られなければならない。

b 被告は、本件各支出の適法性については、被告からその補助職員として任命されている議会事務局職員が必要な監査事務を行っており、その審査の結果、政務調査費の支出が法律や条例等の目的や基準に違反すると疑うに足りる事実は認められなかったと主張するが、被告に一方的に送られてきた収支報告書や領収書等について、議会事務局職員が所定の要件を備えているか否かをチェックするだけで、支出の適法性を判断することができるのか疑問である。

c 札幌高等裁判所平成16年10月20日判決は、政務調査費が公金であり、その使途に透明性、公平性が要求されることから、具体的な使途の適法性の立証責任は会派及び議員にあることを明らかにしたものであり、本件においても、被告、各会派及び各議員が、本件各支出

の内容について、その詳細を明らかにするのは相当でなく、その必要性もないという主張に終始するのであれば、それらの支出は、政務調査費として適法に支出したことの立証がないものとなるから、本件各支出は、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反する違法な支出であることとなる。

イ 本件各会派支出の違法

(ア) 本件会派支出1の違法

a 本件会派支出1の費目は、収支報告書に「調査委託費」と記載され、領収書等の写しに使途項目として「調査研究費」と記載されているのみである。これらの記載からすると、本件会派支出1は、自民党道民会議と自民党道連との間で締結された、何らかの調査を委託する契約に基づくものであると考えられる。しかし、収支報告書及び領収書等の写しを参照しても、委託契約の内容、金額の積算根拠などは不明である。政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費についてのみ支出することが許されるところ、本件会派支出1は、「調査研究費」又は「調査委託費」と記載されているのみで、具体的にいかなる使途に用いられたのか判然とせず、真に議員の調査研究に資するため必要な経費であったか否か明らかでない。また、本件監査請求に対する監査結果の通知においては、本件会派支出1は、「道政に反映させることを目的とした情報収集、資料作成等に係る委託業務」のためにされたものであるとされているが、その説明自体抽象的で、具体的な内容が明らかでなく、このような支出が真に議員の調査研究に資するため必要な経費に該当するものであるか判断することができない。本件会派支出1は、議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出であると認めることがないのであり、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反し、違法である。

b ここで、自民党道民会議が、本件委託契約1の委託業務費の金額は、

過去の実績を踏まえ、人件費を基本に調査活動に要する経費を積算して、算出したものであるとした上、委託業務に従事していた自民党道連の職員は、専ら政務調査活動に従事していたものであり、その他の活動との関係で按分の問題は生じないとしていることに鑑み、本件会派支出1が実質的には人件費を支出したものであるとして、その違法性について検討する。(a) 自民党道連は、平成20年当時、途中退職者を含め、全部で16名の職員を雇用していた（臨時職員やアルバイト職員を除く）。この16名の年間人件費総額は、社会保険料等の事業主負担部分を除き、5440万5315円であった。その一方で、上記のとおり人件費を基本に算出した委託業務費の金額は4356万円なのであり、自民党道連の人件費総額のほぼ5分の4が政務調査費によって賄われていたことになる。(b) 自民党道連は、各支部の連合体として、政策を推進し、北海道における地域課題を把握し、それを政策に盛り込み、国政に反映させることを目的としている。そして、そのためには、党としての宣伝活動や選挙活動なども、自民党道連の重要な活動となる。これらの活動は、政務調査費による業務委託の内容には含まれない。ところが、北海道議会庁舎内で委託業務に従事していた自民党道連の職員に加え、自民党道連の事務局長は、北海道議会庁舎内に勤務している職員との連絡役をしつつ、適宜、その他の職員に対し、業務委託に関する業務を指示していた。(c) 事務局長だけでなく、委託業務に従事していた自民党道連の職員の活動も、政務調査活動にとどまるものではなく、広く政党活動に関与していたと評価すべきである。すなわち、i 上記職員の一人である今井英之は、自民党道民会議から支払われる委託業務費を自民党道連に入ってくる金銭の一部と認識しており、委託業務費の収支について独立した会計処理をしていなかった。そのため、自民党道連と自民党道民会議が一体となってする会議等について自民党道連の負担部分と委託業務費の負

担部分をどのように決定するかに関する特段の基準はなかった。委託業務に従事していた自民党道連の職員は、平成20年度が終了する時点で、委託業務費について、何にいくら掛かり、何が不足しているという検討を全くしていなかった。そして、当初の委託業務費が最終段階で足りなくなると、上記職員と自民党道連事務局長との間で、委託業務費の自民党道連に対する支払額が減額されたというのである。ii 職員の一人は、北海道議会庁舎内のほかに、自民党道連にも机を有していた。この職員は、自民党道民会議の政策立案の補助を専門とするとしているが、自民党道連における政務調査の担当者でもある。自民党道連における政策の調査や立案は、その機関である政務調査会が行い、自民党道民会議では、その機関である政策審議委員会が行うことであるが、別個独立に活動することを基本としながらも、地域や団体の要望聴取など両者にとって必要な活動は共同で行うのであるし、両者は、議員の集まりとしてはほぼ同じである。自民党道連は、北海道議会庁舎内で委託業務に従事していた自民党道連の職員は一体となって委託業務に専念してきたとするが、そのことは同時に、自民党道連の政策立案の中心的な役割を担っていたと評価すべきである。iii 自民党道連は、国政に関することであっても、会派の活動の対象となることがあるとし、各種会合等における要望内容は、国と道を跨ぐ案件が多いとするが、その実態からは、それらの活動は、ほとんどが政党活動と評価すべきものである。iv 移動政調会の主催者は、自民党道連や地元支部であり、自民党道民会議ではない。今井英之は、移動政調会自体は政党活動という要素を否定することができないが、自民党道連の職員の業務は政党活動には当たらないと思うとするが、主催者が自民党道連であることに加えて、移動政調会は、国政の小選挙区ごとに、その選挙区を地元とする国会議員を中心に行われていることからも、端的に政党活動と評価すべきである。移動政調会において

ては、国政に関する要望も聽かれている。移動政調会の準備は専ら今井英之らが行い、他の会議も基本的に同様であった。つまり、自民党道連としての要望の聴取を担当するのは、今井英之らであった。v 団体政策懇談会の主催者は、自民党道連や地元支部であり、自民党道民会議ではない。参加者の確認や連絡は、自民党道民会議ではなく、自民党道連にされる。衆参両議院議員が出席し、国政に関する要望の聴取も行われている。このような実態に照らせば、团体政策懇談会も、その性格上、政党活動というほかなく、自民党道連の職員の業務も、政務調査活動ということはできない。vi 今井英之は、公職選挙法の関係で、選挙期間中に移動政調会を行うのは不都合であるという認識を有しているのであり、移動政調会の開催が選挙活動の性格を有していることを自覚している。

自民党道連や議員の活動としては、政務調査活動以外に、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動が挙げられ、これらとの区別には相当に困難な部分がある。そして、自民党道連の職員の業務の実態に鑑みると、自民党道民会議の調査研究活動とそうでない活動を明確に区分することは困難である。本件委託契約1に基づいて自民党道連が行った委託業務の相当範囲については、政党活動の側面を有することができ、自民党道民会議と自民党道連が共催で行う業務について費用を明確に分担したと認めることもできない。そして、本件委託契約1に基づいて自民党道連が行った委託業務を政務調査活動と政党活動に明確に区分することは困難であるところ、自民党道民会議が本件条例及び本件規程に定められた使途基準に基づいて実質的な人件費として政務調査費を支出することが許されるのは、今井英之を含む後記の職員AないしFに対する人件費の2分の1を上回ることはない。自民党道民会議は、被告に対し、少なくとも、本件委託契約1に基づいて支出した政務調査費4356万円から、後記の職員AないしFの人

件費の合計額である2321万4230円の2分の1に相当する額を控除した金額を返還すべきである。

(イ) 本件会派支出2の違法

a 本件会派支出2の費目は、収支報告書に「人件（書記）委託費」と記載され、領収書等の写しに使途項目として「調査研究費」と記載されているのみである。これらの記載からすると、本件会派支出2は、民主党道民連合と民主党北海道との間で締結された、人員の派遣契約又は何らかの調査を委託する契約に基づくものであると考えられる。しかし、収支報告書及び領収書等の写しを参照しても、契約の内容、金額の積算根拠などは不明である。政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費についてのみ支出することが許されるところ、本件会派支出2は、「人件（書記）委託費」又は「調査委託費」と記載されているのみで、具体的にいかなる使途に用いられたのか判然とせず、真に議員の調査研究に資するため必要な経費であったか否か明らかでない。また、本件監査請求に対する監査結果の通知においては、本件会派支出2は、「道政に係るデータ収集、調査、分析等に係る委託」のためにされたものであるとされているが、その説明自体抽象的で、具体的な内容が明らかでなく、このような支出が真に議員の調査研究に資するため必要な経費に該当するものであるか判断することができない。本件会派支出2は、議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出であると認めることができないのであり、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反し、違法である。

b ここで、民主党道民連合が、本件委託契約2の調査委託費の金額は、調査に必要な人件費を基に算出したものであるとした上、委託業務に従事していた民主党北海道の職員は、専ら政務調査活動に従事したものであり、その他の活動との関係で按分の問題は生じないとしていることに鑑み、本件会派支出2が実質的には人件費を支出したもの

であるとして、その違法性について検討する。(a) i 地域や団体の要望把握について、北海道議会庁舎内で委託業務に従事していた民主党北海道の職員の業務の概要是、日常的な情報収集であり、日常的に議員から寄せられる情報提供の依頼、道の職員等からの情報提供といったものの整理であったと考えられる。この日常的な情報収集とされる業務は、その個別具体的な内容が判然とせず、この説明では、政務調査活動の補助業務への専徳性が合理的に説明されているということはできない。上記職員の一人である扇谷寿穎は、典型的な政党活動を選挙活動とした上、各種の要望を聞くことも選挙活動ひいては政党活動に該当するとしているのであり、これは、日常的な情報収集に政党活動の側面があったことの証左である。ii 道政懇話会は、年に約20回と相当回数にわたり開催され、かつ、主要な業務であると認識されていたところ、道政懇話会については、開催通知が民主党北海道と民主党道民連合の連名でされ、当日は民主党北海道に所属する現職の国会議員が出席し、開会の挨拶を行っていた。道政懇話会においては、国政に関する要望も出され、委託業務に従事していた民主党北海道の職員が地域の国会議員の事務所にそれを伝達していた。このような形式及び内容からすれば、道政懇話会が政務調査活動としての性質を有すること自体は否定しないものの、その一方で、政党活動の側面が存在することは明らかであり、委託業務に従事していた民主党北海道の職員の業務全般も、政党活動の側面を有するというべきである。(b) 委託業務に従事していた民主党北海道の職員は、様々なプロジェクトの運営補助を行っていたが、i 非正規雇用・季節労対策PTについては、道政のみならず、国政に関する部分も多いことを前提として、現職の衆議院議員が委員長を務め、国会議員もメンバーに入り、民主党道民連合と民主党北海道が合同でPTを組織していた。そして、同PTが平成21年1月に被告宛に提出した「緊急雇用対策、雇用の安定

についての要望・提言」も、民主党道民連合と民主党北海道の連名で作成されていた。ii 障害児・者権利擁護条例プロジェクトにおいても、プロジェクトに関する外部作業部会については、民主党北海道の参加が明記されており、実際に党として協力している。これらのプロジェクトについても、委託業務に従事していた民主党北海道の職員は、補助業務を行っていたが、これらのプロジェクトは、民主党北海道が関与し、政務調査活動のみならず、政党活動の側面を有していたのであり、民主党北海道の職員の上記補助業務も、政務調査活動のみならず、政党活動の側面を有していた。そして、目的の実現のためには民主党北海道が有する知識や人員が有用であり、地方での目的の実現が国政に関連する可能性が存在するという各プロジェクトの性質上、その他のプロジェクトにおいても、民主党北海道の関与が存在した可能性が高いのであり、平成20年度に活動していたプロジェクト全体が、政務調査活動のみならず、政党活動の側面を有し、そのようなプロジェクトに関して運営補助を行った民主党北海道の職員の業務も、政務調査活動のみならず、政党活動の側面を有していた。(c) 委託業務に従事していた民主党北海道の職員は、要望提言の作成補助業務に従事していたところ、その際、民主党北海道から、文案に関する見解や意見を得つつ作業を行っていた。このように、そもそも作成過程において、民主党北海道の意見を反映させることが前提となっており、さらに、実際に提出された要望提言書についても、民主党道民連合と民主党北海道の連名で作成されたものが存在する。北海道議會議員の活動とは本来異なる国に対する要望提言に関しては、明らかに政務調査活動よりも政党活動の側面が強い。要望提言の作成が政党活動の側面をも有することは疑いなく、民主党北海道の職員が行った上記補助業務も政党活動の側面を有するというべきである。(d) 委託業務に従事していた民主党北海道の職員は、意見書の作成補助業務に従事していた

ところ、その際も、必要に応じて、民主党北海道から、文案に関する見解や意見を得つつ作業を行っていたのであり、要望・意見書の作成補助業務の場合と同様に、民主党北海道の職員が行った上記補助業務も政党活動の側面を有するというべきである。

このように、北海道議会庁舎内で委託業務に従事していた民主党北海道の職員が委託業務に含まれる政務調査活動として実際に行った業務は、その大部分が政党活動の側面を有するのであり、上記職員は、政務調査活動に専従していたと認めることはできない。そして、人件費については、政務調査活動とそれ以外の活動が混在している場合、政務調査費の支出は、その活動実態に照らし、政務調査活動と評価すべき部分にのみ許されるのであり、それを超える部分については違法である。原告は、2000万円の全額が違法となると考えるが、仮に一部が適法となるとしても、その割合は2000万円の2分の1を超えるものではないと考える。本件委託契約2に基づいて民主党北海道が行った委託業務の大部分は、民主党道民連合の議会活動の基礎となる調査研究活動としての性質だけでなく、民主党北海道の政党活動の側面をも有するところ、調査委託費が政務調査活動と政党活動とを区別するための合理的な根拠に基づいて算出された事情もなく、本件委託契約2に基づいて民主党北海道が行った委託業務を政務調査活動と政党活動に明確に区分することは困難であるから、民主党道民連合が本件条例及び本件規程に定められた使途基準に基づいて政務調査費を支出することが許されるのは、2000万円の2分の1を上回ることはない。民主党道民連合は、被告に対し、少なくとも、本件委託契約2に基づいて支出した政務調査費2000万円の2分の1を超える部分に相当する額を返還すべきである。

(e) 本件会派支出3の違法

本件会派支出3の費目は、収支報告書には「北海道地域総合研究所委

託費」と記載され、領収書等の写しには、使途項目として「調査研究費」と記載されているのみである。これらの記載からすると、本件会派支出3は、民主党道民連合と地域総研との間で締結された、何らかの調査を委託する契約に基づくものであると考えられる。しかし、収支報告書及び領収書等の写しを参照しても、契約の内容、金額の積算根拠などは全く不明である。政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費についてのみ支出することが許されるところ、本件会派支出3は、単に「北海道地域総合研究所委託費」と記載されているのみで、具体的にいかなる使途に用いられたのか判然とせず、真に議員の調査研究に資するため必要な経費であったか否か明らかでない。また、本件監査請求に対する監査結果の通知においては、本件会派支出3は、「道州制・地方自治の在り方等の調査研究業務を委託し、成果がまとめられていることも確認されて」いるとされているが、その説明自体抽象的で、具体的な内容が明らかでなく、このような支出が真に議員の調査研究に資するため必要な経費に該当するものであるか判断することができない。本件会派支出3は、議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出であると認めることができないのであり、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反し、違法である。

(二) 補助参加入らの主張について

- a 補助参加入らは、本件会派支出1及び2について、自民党道民会議又は民主党道民連合と自民党道連又は民主党北海道との間で締結された業務委託契約に基づいて適正に支出された旨を主張する。
- b しかし、補助参加入らが主張する業務委託の方法による支出は、本件条例に違反し、違法である。すなわち、補助参加入らが主張する委託業務の内容（移動政調会や道政懇話会の開催、代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成等）は、いずれも、議員の本来的業務を一般的、抽象的、包括的に示したものにすぎず、これをもって委

託業務の具体的な内容が明らかになったということはできない。補助参加入らは、議員の仕事全般についての補助を委託した旨を主張しているにすぎず、個々の委託業務と委託費用との対価関係の内訳も明らかになっていない。政務調査費は、使途基準に従い使用しなければならない（本件条例8条）ところ、使途基準は、使途の項目別に、支出が許される費目の内容を規定している（本件規程4条、別表第1及び第2）。そして、政務調査費の実際の使途については、使途基準に沿って定められた様式に従って収支報告書を作成し、議長に提出しなければならず（本件条例9条1項）、議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとされ（本件条例10条）、収支報告書等については、何人でも、議長に対し、その閲覧を請求することができる（本件条例12条2項）。これらの規定の趣旨は、政務調査費の実際の使途について、議長及び一般市民が事後的に検証することを可能にすることにある。このような趣旨からしても、政務調査費の使途については、使途基準への適合性及び透明性が厳格に要求されると解すべきである。ところが、自民党道民会議及び民主党道民連合は、自民党道連又は民主党北海道に対し、一般的、抽象的、包括的な業務委託をした上、それに基づいて政務調査費を支出しているのである。政務調査費の支出の使途基準への適合性を議長が判断することがおよそ不可能であるから、実質的には本件条例で定められた使途基準を潜脱するものというほかなく、このように一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による政務調査費の支出は、それ自体違法なものである。

- c また、補助参加入らが主張する業務委託の方法による支出は、本件手引に違反し、違法である。すなわち、政務調査費の使途基準については、本件手引に詳細な基準が定められているところ、調査研究費については、活動例として、道内外における現地調査、道政に関する執

行部との意見交換（費用弁償支給日を除く。）、各種議員連盟活動及び研究会等の運営（政策の勉強や提言を目的とするものに限る。）、国等からの説明聴取及び要望活動、国・道・市町村・各種団体が主催する会議等への参加（意見交換を伴うものに限る。）、住民に対するアンケート調査、他の機関等への調査委託が例示列挙されている。そして、調査研究費の支出の対象となる活動に、上記のとおり、費用弁償支給日を除く、政策の勉強や提言を目的とするものに限る、意見交換を伴うものに限る、という制限が付された趣旨は、政務調査費の支出に当たり、他に支給される経費との二重計上が行われることや、選挙活動や後援会活動に政務調査費が使用されることを防止することにあり、このことからも明らかなどおり、調査研究費として政務調査費を支出するのが許されるのは、個別具体的で、使途が特定可能な場合に限られる。けだし、そうでなければ、政務調査費が真に議員の政務調査活動に資する費用として支出されたか否かを判断することができず、他に支給される経費との二重計上を防ぐこともできないからである。そうすると、本件会派支出1及び2のような、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出は、本件手引が予定しない違法な支出形態である。

本件では、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出がされたことから、本来であれば政務調査費でない項目で支出されるべき費用までもが調査研究費に計上され、その具体的な内訳も明らかになっていないため、政務調査費が真に本件手引の使途基準に従って適法に支出されているか否かを検証することができない事態が生じている。例えば、(a) 本件手引では「会議費」の活動例として「移動政審会、政懇談会の開催」が掲げられており、補助参加人らが主張する委託業務の内容のうち移動政調会や道政懇話会の開催費用は、本来、会議費に計上されるべきであるが、これらの費用も調査研究費に含めら

れているため、移動政調会や道政懇話会の開催のためいかなる支出がされたのかを、収支報告書及び領収書等を閲覧することにより検証することができなくなっている。このことは、(b) 「資料作成費」（活動例 定例会質疑参考資料集の作成）と代表質問や議員提案条例案、意見書等の作成費用中の資料作成に対応する部分（活動 代表質問や議員提案条例案、意見書等の作成）、(c) 「広報費」（活動例 会派広報誌の発行、ホームページを用いた広報活動）とホームページの運営管理費、「道議会活動の報告」の作成費用（活動 ホームページの運営管理、「道議会活動の報告」の作成）についても同様である。加えて、(d) 本件手引では「人件費」の活動例として「政治調査活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用（すること）」が掲げられているところ、補助参加人らは、本件会派支出1の委託金額の積算根拠について、「過去の実績を踏まえ、人件費を基本に調査活動に要する経費を積算して、算出したもの」であるとし、また、本件会派支出2の委託金額の積算根拠について、「過去の実績を踏まえ、人件費を積算の上、算出したもの」であるとしているのであり、本件会派支出1の委託金額の大部分及び本件会派支出2の委託金額の全ては、人件費に支出されていることになる。そうであるとすると、補助参加人らが主張する委託業務の費用は、本来、人件費に計上されるべきであるが、これらの費用も調査研究費に含められているため、いかなる業務にどれだけの人件費が支出されたのかを、収支報告書及び領収書等を閲覧することにより検証することができなくなっている。なお、本件ガイドラインは、会派の人件費について、政務調査活動の補助実態により政務調査活動分を按分することを要するものとするところ、本件では、業務委託の方法により調査研究費として包括的に支出がされているため、按分について判断しようにも政務調査活動の補助実態が全く不明な状態となっているのであり、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法



による支出は、本件ガイドラインが定める運用基準を潜脱する手段にもなっている。

d このように、本件会派支出1及び2は、本件条例、本件規程、本件手引及び本件ガイドラインが定める使途基準に反し、あるいは実質的にこれを潜脱するものであり、違法である。

補助参加人らは、本件会派支出1の委託金額が当初の契約金額から減額されたことについて、会派が直接行う政務調査活動に係る経費が嵩んだことから、自民党道民会議と自民党道連との間の協議により、当初の契約金額から減額したため生じたものであると主張するが、このことは、会派と政党の支部との間で締結された業務委託契約において、委託業務と委託費用との間に対価関係などは存在せず、政党の資金需要に応じて恣意的に金額が決定されているにすぎないことを示すものである。自民党道民会議と自民党道連との間の業務委託契約には、委託金額について、必要に応じ別途協議する旨の約定があるが、この約定は、委託業務の内容等に変更があった場合について定めたものであると解することはできても、委託業務とは無関係の他の政務調査活動に係る経費が嵩んだ場合にまで減額を認めるものであると解ることはできない。そして、この減額の結果、自民党道民会議の平成20年度政務調査費の支出額は交付額と同一金額となり、返納額は零円となつた。このような事情からすれば、自民党道民会議と自民党道連との間で締結されたとされる業務委託契約は、実際に何らかの対価関係に基づくものであると認めるることはできず、むしろ、政務調査費の支出額について、政党の支部の資金需要、政務調査費の残額等の事情に応じ、恣意的に操作するためのものであると認めることができる。このような恣意的な支出は、個別具体的な支出の内容と対応しない、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出によって可能になつたものであり、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法は、違法

な支出を糊塗するための手段であるから、このような支出方法そのものについて違法と評価されなければならない。

北海道議会の政務調査費については、制度改正がされ、平成21年度分からは、原則として、1万円以上の領収書等を公開することとされた。さらに、平成22年度分からは、原則として、全ての領収書等を公開することとされた。こうした制度改正は、政務調査費の使途について、より透明性を確保し、政務調査費の支出の適正を担保しようとする趣旨に出たものである。本件会派支出1及び2の業務委託の方法による支出は、このような制度改正に完全に逆行し、その趣旨を没却するものであり、不当である。極論すれば、会派は、交付された政務調査費全額を業務委託費として政党の支部に支出し、その支出を証する書類のみを提出すれば、それだけで全支出を説明したこととなるのであるから、上記の制度改正は何の意味も持たなくなってしまう。このような事態を避けるためにも、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出が適法と認められることがあってはならない。

e 本件新手引との関係について

北海道議会では、平成22年4月、本件手引が改訂され、「政務調査の手引き 実務・留意事項等」及び「政務調査の手引き 様式編」（以下「本件新手引」という。）が作成されたところ、このことは、政務調査費に関する考え方が変更されたことによるものではなく、議会において、政務調査費の開示範囲を広げたことから細かな留意事項等を定める必要が生じ、それに対応したものにすぎないのであるから、平成20年度に交付された政務調査費の支出についても、本件新手引と同一の使途基準への適合性及び使途の透明性が厳格に要求されると解すべきである。そして、本件新手引は、政務調査費の使途基準に関する運用方針として、(a) 会派及び議員が行う政務調査活動は、会派及び議員の自発的な意思に基づいて行われるものであるから、政務調査

費は、使途基準に基づき、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上、会派及び議員が行う政務調査活動に要した費用について実費弁償することを原則とするとともに（実費弁償の原則）、(b) 会派及び議員の活動は、政務調査活動とその他の活動（政党活動、後援会活動等）が混在する場合であることから、会派及び議員が政務調査費を充當するに当たっては、活動費や使用実態に応じた合理的割合で按分するものとし（按分による充当），その上で、政務調査費の項目別の充当の適否や取扱いの項目について、別表を定めている。

補助参加人らは、本件会派支出1及び2について、会派における調査研究費として計上しているところ、本件新手引は、調査研究費の項目の調査委託費に関する使途基準の運用について、(a) 業務委託を行った場合は、活動記録を整理するものとし、契約書、成果物などにより実績を確認すると定めるとともに、(b) 使途の透明性を図り、説明責任を果たすため、整理保管する必要があると思われる書類として、契約書、成果品を挙げ、(c) 調査研究費（調査委託費）についての活動記録簿の記載例を示している。さらに、本件新手引は、活動記録簿について、政務調査活動の内容を記録し、公表することにより、透明性の向上を図ることを目的として記載するものであるとした上、その記載方法について、(d) 業務委託調査を行ったときも、活動年月日、場所、相手方、参加者、活動目的・内容・結果、それらに要した経費等を記載すると定めている。ところが、本件会派支出1及び2については、単に業務委託契約書が提出されているにとどまり、その活動記録も成果物も何ら示されてはいない。本件新手引は、政務調査業務委託契約書の雛形を示しているところ、そこでは、政務調査業務等仕様書として、調査対象、調査方法、調査内容、委託物・委託業務報告書が予定されているが、本件会派支出1及び2については、これらの内容が一切明らかにされていない。そして、補助参加人らの主張に係る

本件会派支出1及び2の内容は、移動政調会及び道政懇話会の開催、代表質問作成、議員提案条例の立案、意見書の作成等であるところ、これらは、いずれも、議員の本来的業務を一般的、抽象的、包括的に示したものにすぎず、これをもって、委託業務の具体的な内容が明らかになったということができるものではない。本件会派支出1及び2は、本件新手引が容認するものでなく、本件手引も容認しない違法な支出形態である。補助参加人らは、本件各会派支出1及び2の内容は一般的、抽象的なものではなく、本件委託契約1及び2に基づいて具体的な業務が実施されていると主張するが、調査委託の具体的な活動内容及び成果物については明らかでなく、その実態は人件費である。本件会派支出1及び2は、政務調査費として許される調査研究費ではない。

仮に本件会派支出1及び2の実態が人件費であるとしても、本件新手引が定める要件を満たしていない。すなわち、本件新手引は、会派における人件費の支出に関する使途基準として、会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とする一方、その場合、雇用実態を客観的に確認することができる証拠書類（雇用契約書、協定書ないし覚書、勤務実績表等）を適切に整理保管するものとするところ、本件会派支出1及び2は、その根拠として契約書しか存在しないのであり、政務調査費として許される人件費ではない。

f 补助参加人らは、それぞれの職員が従事した業務の内容について、一応の立証を試みているが、結局、各職員の就業場所及び携わった業務の一部が明らかにされたのみであり、これをもって、各職員の勤務実態の全てが明らかになったわけではない。そうすると、自民党道連及び民主党北海道が雇用している職員らが本件委託契約1及び2に基づいて従事していた職務の相当部分については、政務調査と関連しない業務が含まれているという疑惑をなお払拭し得ないのであり、この点が明らかにならない限り、本件各会派支出については、少なくとも

その一部については違法とされるべきである。

ウ 本件各議員支出の違法

(ア) 本件各議員支出の使途が明らかにされていないこと

本件ガイドラインは、自動車に関する政務調査費の支出について、議員活動は多面性を有するので、燃料費、有料道路通行料、駐車料金等の実費についても、政務調査活動分の活動実績を踏まえ、按分することが必要となるとしている。ところが、本件各議員支出のうち、本件議員支出16及び66については、収支報告書において、いかなる割合をもって実費を按分したのか、その内訳が記載されているが、その余の本件各議員支出については、収支報告書において、実費を按分した内訳が全く記載されていない。本件議員支出16及び66についても、具体的にいかなる政務調査活動のために車両リース代及びガソリン代の支出を行ったのかは、収支報告書等の記載からは不明である。加えて、本件各議員支出の全てに係る収支報告書において、車両リース代及びガソリン代の支出に関する領収書等の写しは一切添付されていない。

車両リース代やガソリン代は、本件各議員が車両を用いて移動する際には常に支出を強いられる費用であるところ、車両を用いて移動する場合は政務調査活動を行う場合に限られるものではなく、議員本来の職務として本会議や委員会等に出席する場合（この場合には、費用弁償により交通費が支給される。）、選挙活動や後援会活動を行う場合、日常生活において買い物やレジャーに出掛ける場合など、多様なケースが想定される。しかし、政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるから、本件各議員が政務調査費から車両リース代やガソリン代を支出することが許されるのは、あくまでも政務調査活動のため車両を用いて移動する場合に限られる。そうすると、本件各議員支出が適法であるというためには、少なくとも、車両の使用と政務調査活動との関連性が明らかにされることが必要であり、そのためには、本件各議員の車両の使用状況が明らかにされなければならない。

さらに、本件各議員の中には、政務調査費の中から支出したガソリン代が50万円を超える者が7名もいる。1台の車両のガソリン代の支出が年50万円を超えるということは通常考え難いのであり、これらの議員は、複数の車両のガソリン代を政務調査費から支出している可能性がある。このような状況を前提とすると、車両の使用と政務調査活動との関連性が明らかにされるためには、本件各議員が使用する全ての車両が明らかにされる必要がある。

本件各議員支出は、議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出であると認めることができないのであり、地方自治法100条13項及び本件条例1条に違反し、違法である。

(イ) 本件各議員支出の適否の判断基準

政務調査費の支出の適否の判断基準について、a 地方自治法が政務調査費の交付を受けた議員に対して収支報告書の提出を義務付けていること、b 政務調査費の交付に関する条例及び規則が政務調査費の細目にわたる使途基準を定めるとともに、政務調査費の交付を受けた議員に対し政務調査費に係る会計帳簿の調製や領収書等の書類の整理、それらの保管を義務付けていること、c 政務調査費の具体的な使途や金額について最もよく把握しているのは政務調査費の交付を受けてこれを支出した当該議員自身であることによれば、政務調査費の支出を裏付ける資料が存しない場合（領収書等が提出されない場合や、領収書等が提出されたとしても、その領収書等の作成者の住所を欠いており、第三者による事後的な検証が困難であるとか、領収書の記載からは政務調査活動との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないなど、政務調査費としての支出の具体的な説明がない場合）、原則として、これを正当な政務調査費の支出であると認めるることはできず、政務調査費の支出は全額が違法となる。また、同一名目の相当額の支出について、政

務調査活動に資する部分（使途基準に適合する部分）と、その他の活動のための部分とを、合理的に区分することができるにもかかわらず、それをしておらず、その金額や使途等からみてその大半が政務調査活動以外の活動に使用されていると社会通念上推認されるような場合、当該支出は全額が使途基準に適合しないものであると認めるのが相当であるが、政務調査活動に資する部分と、その他の活動のための部分とが混在しており、その合理的な区分が困難な場合、社会通念上相当な割合による按分をして、政務調査活動に資する費用の金額を確定するのが相当である。そして、一般に、車両リース代やガソリン代の領収書等は、単に車両を利用した事実を示すにすぎないのであり、具体的にいかなる活動にその車両が使用されたかまでが、その記載内容から読み取れるわけではない。すなわち、車両やガソリンが現実に調査活動に使用されたか否かについて、領収書等の記載のみから判断することはできないのであり、車両リース代やガソリン代の支出は、政務調査活動のために資する部分と、その他の活動のための部分とを、合理的に区分することが困難であるから、社会通念上相当な割合による按分によって政務調査費としての適法な支出額が確定されるべきである。この社会通念上相当な割合が具体的にいかなる割合になるかについて、裁判例は、個人的使用分を2分の1、政務調査活動以外の議員活動のための部分を4分の1、政務調査活動に資する部分を4分の1とみて、全体の支出額の4分の1に相当する金額を政務調査活動に資するため必要な費用と認めている。本件新手引は、活動の実態により明確に区分することができない場合の按分割合について、政務調査活動と後援会活動及び私的活動が混在するときは、政務調査活動の按分割合は4分の1にすべきであるとしている。按分比率について、確定的にこれが正しいという比率を示すことは困難であるが、一般的には、政務調査活動と政治活動及び後援会活動が混在するような場合、政務調査費を支出することができる範囲は3分の1を限度とすべきである。

これに加えて、さらに私的活動が混在するような場合、政務調査費を支出することができる範囲は4分の1を限度とすべきである。政務調査活動とその他の活動が混在する場合、これらの按分比率を超える支出については違法となるというべきである。

そうすると、補助参加人が車両やガソリンを全て政務調査活動に使用したと主張する場合、たとえ補助参加人作成の領収書等総括票に全て政務調査活動に使用した旨の記載があるとしても、それだけで私的活動分、議員活動分との合理的に区分することができるようになるわけではないから、政務調査活動に使用したことが個別具体的に立証されない限り、社会通念上相当な割合による按分がされなければならないということになる。また、補助参加人が車両リース代やガソリン代から私的活動分をあらかじめ控除してあると主張する場合、私的活動分の割合は不明といわざるを得ないから、政務調査活動に使用したことが個別具体的に立証されない限り、社会通念上相当な割合による按分がされなければならない。さらに、補助参加人が複数の車両を使用し、そのうちの特定の車両を政務調査活動のみに使用したと主張する場合、実際にその車両が政務調査活動のみに使用されたことが個別具体的に立証されない限り、当該車両が政務調査活動のみに使用されたと認めることはできず、社会通念上相当な割合による按分がされなければならない。なお、議員が複数の車両を使用している場合、政務調査費の支出が許されるのは1台についてのみであり、2台目以降については、政務調査費の支出は一切許されないと解すべきである。政務調査活動に使用する車両が複数あるというのは、よほど特殊な場合しか想定することができず、仮に政務調査活動に複数の車両を使用する場合があるとしても、その場合、個々の車両を政務調査活動に使用する割合は低下すると考えられる。議員の体は一つであるから、政務調査活動に2台の車両を使用する場合があるとしても、その場合、車両1台ごとの政務調査活動に使用する時間は、政務調査活

動に1台の車両のみを使用する場合と比較して、2分の1になるはずである。政務調査費としての正当な支出であると認められる金額の算定においては、1台の車両の支出額のみを基準とし、その支出額について社会通念上相当な割合に従った按分をすべきである。

(イ) 本件各議員支出の違法の個別的主張（総論）

補助参加人らは、車両リース代及びガソリン代の支出について書証を提出するところ、これらの書証は、車両リースに係る契約書が存在しないとするものが多く、ガソリン代の個別的な支出についての領収書等が全く提出されないなど不十分なものであるが、これらの提出書類からも、本件各議員支出については問題が存することを、次のとおり推認することができる。

a 車両リース契約の貸借人に関する問題

本件各議員支出に係る車両リース契約の相手方（貸借人）としては、通常の車両リースを業とする会社のほか、当該議員が所属する政党的支部、当該議員の後援会、当該議員が役員を務める会社、当該議員が雇用している職員、その他の法人、個人等が存在する。これらに対する支出は、本件新手引で、明文をもって禁止されているわけではない。しかし、例えば、政党的支部への支出は、現実の支出と見合う金額であるか否かが不透明であり、政党への上納金、寄付金が紛れ込んでいる可能性を否定することができない。加えて、政党的支部に支出しているという事実自体が、政務調査費が政務調査活動ではなく、政治活動、後援会活動の用途に充当されたことを強く推認させる。同様に後援会への支出も、現実の支出と見合う金額であるか否かが不透明であり、お手盛りの可能性を否定することができず、後援会に支出しているという事実自体が、政務調査費が政務調査活動ではなく、政治活動、後援会活動の用途に充当されたことを強く推認させる。また、当該議員が役員を務める会社への支出は、現実の支出と見合う金額であるか

否かが不透明であり、お手盛りの可能性を否定することができない。そもそも、車両リース代及びガソリン代については、仮に同種業者と同水準の価格で取引がされていたとしても、取引が存在すること自体がその会社にとって利益となるのであるから、お手盛りの批判は免れず、その批判を回避するためには、同種業者と比較して明らかに低い価格での取引がされている必要がある。当該議員が雇用している職員への支出は、実質的には給与の一部となっている可能性があり、そうであれば、人件費の未計上、お手盛りの批判を免れないし、職員が通勤、買い物などの生活に使用している割合を適正に計算しているかについても疑問がある。したがって、これらの支出は、政務調査費の支出として違法である疑いが濃い。

b 車両リース契約の賃借人に関する問題

本件各議員支出に係る車両リース契約の当事者（賃借人）としては、当該議員のほか、当該議員が所属する政党的支部、当該議員の後援会が存在する。この場合、車両を実際に使用する当該議員と賃借人である政党的支部、後援会との間で、車両の使用に関する何らかの合意がされているはずであるが、この点は明らかにされておらず、政務調査費の支出額が適正であるか否かを判断することができない。また、政党的支部や後援会が費用を支出しているという事実自体が、その車両が政務調査活動ではなく、政治活動や後援会活動に使用されたことを推認させる。したがって、これらの支出は、政務調査費の支出として違法である疑いが濃い。

c リース期間の終了後の車両の所有権の帰趨に関する問題

車両リース契約において、リース期間の終了後又は途中で、車両の所有権が議員側に移転することとされている場合には、それが有償であるか、無償であるかにかかわらず、議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費として充当することができない（本件新手引）とこ

ろ、本件各議員が提出した証拠資料の中には、リース期間の終了後の車両買取価格が定められているものがあり、リース期間の終了後の所有権移転を推認させる。したがって、本件各議員がリース期間の終了後の車両の所有権の帰趨について証拠に基づいて明らかにしない場合、これらの支出は、政務調査費の支出として違法である疑いが濃い。

d 車両リース契約に含まれる費用に関する問題

車両の購入費及び維持管理費（車検代、任意保険料、車両諸税、修理代、消耗品費など）は、議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費として充当することができない（本件新手引）ところ、本件各議員が提出した証拠資料の中には、明らかにこれに含まれるものがある。これらの支出は、政務調査費の支出として違法である。

e 契約内容が明らかでない車両リース契約の問題

上記c及びdのとおり、リース期間の終了後の車両の所有権の帰趨や、車両の維持管理費等の諸費用の支出の有無など、車両リース契約の内容により、車両リース代の支出が違法とされる場合もあることからすると、車両リース代が政務調査費として支出することを認められるためには、その契約の内容が明確にされなければならないところ、本件各議員が提出した証拠資料の中には、車両リース契約の実態が不明確なものがあり、政務調査費の支出として相当な金額を判断することができない。これらの支出は、金額が適正なものであるか否かが明確でなく、政務調査費の支出として違法である可能性を拭拭することができない。

f 複数の車両のリース、議員が同行しないガソリン代の支出の問題

本件各議員の中には、政務調査費から複数の車両について車両リース代を支出しているものが存在するが、政務調査活動において複数の車両を使用するということは、およそ想定し難い。仮にそのようなことがあるとすれば、議員でない者が車両を使用して行った調査活動も

政務調査活動であるものとしてしまうこととなる。車両リース代及びガソリン代が、特定の場面ではなく、恒常に支出される費用であることからすると、このような支出まで政務調査活動に係る支出であるものとしてしまうことは、議員でない者がする全ての活動が政務調査活動であるものとすることと等しくなり、政務調査活動の概念が際限なく広がることになる。地方自治法や本件条例がこのようなことを想定しているとは考え難く、複数の車両を保有している議員の場合、政務調査費の支出が許されるのは1台についてのみであり、2台目以降については政務調査費の支出は許されないと解すべきである。実質的にみても、議員が日常的に使用する車両は1台のみであることが通常であり、政務調査活動に使用する車両が複数あるというのは特殊な場合にしか想定することができない。仮に複数の車両を政務調査活動に使用する場合（例えば、札幌と地元で異なる車両を使用する場合）があるとしても、その場合、個々の車両について政務調査活動に使用する割合は、相対的に低下すると考えられる。すなわち、議員の身体は一つなのであるから、2台の車両を政務調査活動に使用することがあるとしても、その場合、車両1台ごとの使用時間は、1台のみを使用する場合と比べて、2分の1になるはずである。そのため、いずれにせよ、政務調査費として正当な支出と認められる金額は、1台の車両の支出額のみを基準として算出すべきであり、その支出額について社会通念上相当な割合に従った按分がされるべきである。

補助参加人らは、議員に求められる政務調査活動は多岐にわたり、かつ、北海道の面積は広大であることから、議員単独での活動には必ずと限界があるため、事務所の職員らと手分けして活動を行うことが一般的であり、車両を複数保有する場合、事務所の職員も議員が使用する車両と別の車両を使用して活動を行うことになることを根拠として、複数の車両のリース代や議員が同乗していない車両のガソリン代

に政務調査費を支出することも適法であると主張する。しかし、そのように解したのでは、議員でない者が、議員が同行することなく行った活動も、政務調査活動であることとなるのであり、本件規程別表第2が「議員が行う」調査研究に係る事務遂行に必要な経費と明文で定めていることに明らかに反し、また、実質的にも、議員の政務調査につながらない活動にまで安易に政務調査費の支出を許容することになりかねず、著しく不当である。議員が同行することなく行われた活動のためのガソリン代の支出については、本来、議員自身が行うべき政務調査活動との関連性があることは通常推認されないから、原則として違法となるのであり、議員が同行することなく行われた政務調査活動が適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされ、かつ、その調査結果が議員に確実に伝達され、議員の政務調査に資するものとなったことが、証拠上明らかにされた場合に限られる。仙台高等裁判所平成23年5月20日判決は、調査旅費としてのガソリン代の支出について、私的使用分をあらかじめ控除した旨の説明も併せてされた場合を含め、議員の説明に係る調査活動の内容が抽象的であり、調査対象や調査方法について全く明らかにされておらず、支出が政務調査活動と関連するものであることについて十分な説明がされていないことを理由に、全額を違法な支出であるものとしている。この裁判例は、たとえ、議員本人が同行した調査活動であって、それについて領収書等が提出されており、調査研究活動の内容について一応の抽象的説明がされていても、なお、政務調査費の支出の適法性の立証としては足りず、各調査活動の個別具体的な調査方法、調査対象までが明らかにされなければ、政務調査費の支出は違法という判断を免れないというものであり、まして、補助参加人らが適法であると主張する、議員が同行しない活動のためのガソリン代の支出については、本来、議員自身が行うべき政務調査活動との関連性があること

は通常推認されないから、原則として違法となるのであり、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされ、かつ、その調査結果が議員に確実に伝達され、議員の政務調査に資するものとなったことが、証拠上明らかにされた場合に限られる。しかし、補助参加人らは、ガソリン代の使途について、抽象的な説明しかしないのであり、補助参加人らによるガソリン代の支出は全てが違法である。

原告としても、議員が雇用する職員が議員を補助して政務調査活動を行うことがあり得ることを全く否定するわけではないが、そのような場合であっても、その調査活動は、あくまでも議員の政務調査として行われるものである以上、その調査結果が議員に伝えられ、議員としての活動に資するものとならなければならないことは当然である。そのため、原告は、議員自身が同行しない調査活動への政務調査活動が適法とされるためには、ガソリン代の支出の対象となった個別の政務調査活動の調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされ、かつ、その調査結果が確実に議員に伝達され、当該活動が議員の政務調査に資するものとなったことが証拠上明らかにならなければならないと解するのである。

g 議員が取締役等を務める法人からのリースの問題

議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契約の相手方（賃貸人）である場合、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法である。これと類似する事例である議員事務所の賃料への政務調査費の支出について、大阪高等裁判所平成19年12月26日判決は、議員が所有する建物を議員が役員を務める会社に無償で使用させ、議員がその一部を当該会社から賃借していたことが合理的な支出ということができるか極めて疑問であるとし、政務調査費の支出全額を違法とした。また、仙台高等裁判所

平成23年9月30日判決は、議員が取締役等を務める会社に対し、事務所賃料を50%按分で支出したことは、実際に事務所として使用され、その機能を備えていたかについて疑問を否めず、事務所としての実態は不明であることからすると、調査研究のための必要性に欠けるものであったといわざるを得ず、使途基準に合致しない違法なものであるとした。そして、熊本地方裁判所平成22年3月26日判決は、当該事務所が自宅と同一建物、敷地内にある場合や、自己所有物又は議員が取締役等を務める法人からの賃借によるものである場合には、事務所賃料、維持費が発生していること自体に合理的な疑いが生ずるから、当該支出が調査研究活動のための支出として必要性ないし合理性を欠くことを疑わせるに足りる客観的事情ということができ、また、当該事務所が親族又は親族が取締役等を務める法人からの賃借によるものである場合には、それ自体が直ちに事務所賃料、維持費が発生していることに合理的な疑いを生じさせるものではないが、この場合においても、具体的な事情によっては、当該支出は調査研究活動のための支出として必要性ないし合理性を欠く場合もあり得るとした上、議員の自宅敷地内にある建物の一部の賃料を、議員の妻が取締役等を務める会社に対し、政務調査費から支出したことは全額が違法であるとした。そうすると、車両リース代についても、議員が取締役等を務める法人が賃貸人である場合、当該支出が調査研究活動のための支出として必要性ないし合理性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情があるというべきであり、また、議員の親族が取締役等を務める法人又は議員の親族等が賃貸人である場合も、具体的な事情によって、当該支出が調査研究活動のための支出として必要性ないし合理性を欠く場合もあり得るというべきである。

h 按分の問題

一般に、車両リース代やガソリン代の支出を示す領収書等の資料は、

単に議員が車両を使用した事実を示すにすぎず、具体的にいかなる活動にその費用が充てられたのかまでが、その記載から読み取れるものではない。すなわち、車両リース代やガソリン代の個々の支出が、現実に政務調査活動に使用されたか否かについて、領収書等の記載のみから判断することは不可能である。そうすると、これらの支出は、政務調査活動に充てられたのか否かの合理的な区分が困難なものであるということができるから、社会通念上相当な割合による按分により、政務調査費として適法な支出額が確定されるべきである。本件新手引は、活動の実体により明確に区分することができない場合の按分割合について、政務調査活動と後援会活動、私的活動が混在する場合には、政務調査活動は4分の1の按分割合とすべきであるとしている。

i ガソリン代の支出の問題

ガソリン代について違法な支出が疑われる一例として、定例会が開催される前後の日時にガソリン代を支出している議員が複数存在する。このガソリン代の支出は、明らかに定例会に出席するための費用に充てられたものであり、費用弁償との二重取りに該当するので違法となる（本件手引）。補助参加人織田展嘉の場合、平成20年6月13日午前9時26分、石狩市花川南1条所在のガソリンスタンドにおいて、レギュラーガソリン4400円を購入し、この費用の全額について政務調査費を支出している。同日は、北海道議会の定例会の本会議の開催日であり、上記のガソリン代は、本会議に出席するための交通費に充てられたとしか考えられない。補助参加人織田展嘉は、その本会議に出席するための費用弁償についても、これを受領しているのであり、上記のガソリン代の支出は、費用弁償との二重取りであることが明らかであるから、全額が違法な支出となるというべきである。なお、このような支出があるということは、車両リース代についても、定例会への出席のために充てられたのであれば費用弁償分は控除されるべ

きであるのに、その処理をしていないものが存在する可能性が強い。ここでは、補助参加人織田展嘉について違法な支出の存在を指摘したが、これは、補助参加人織田展嘉が個々のガソリン代の支出を証する資料を開示したことから明らかになったものであり、他のほとんどの補助参加人は、個々のガソリン代の支出の内訳を開示していないのであるから、他の補助参加人について、ガソリン代の支出の適法性が確認されているということは到底できない。原告は、ガソリン代への政務調査費の支出が適法なものであるということができるか否かを明らかにするため、補助参加人らに対し、ガソリン代について個別の支出を示す領収書等の提出を求めたが、補助参加人らから、ガソリン代の領収書等は提出されず、提出することができるものは全て提出したという回答がされた。

補助参加人らは、複数の車両のリース代や議員が同乗していない車両のガソリン代に政務調査費を支出することも適法であることを前提として、平成20年第2回定例会の本会議開催日である同年6月13日のガソリン代の支出は、事務所の職員が政務調査活動を補助するための専用車として使用している車両に係るものであり、原告の上記主張は失当であると主張する。しかし、複数の車両のリース代や議員が同乗していない車両のガソリン代に政務調査費を支出することが違法であることは、上記fのとおりであり、補助参加人らの上記主張は、前提を欠き、失当である。

j 補助参加人らのガソリン代の支出を精査すると、札幌での議会出席日の前日又は当日にガソリンを給油し、そのガソリン代を政務調査費から支出することが常態化している議員が多数存在することが明らかになる。そして、札幌での議会出席日の前日又は当日にガソリンが給油された際のガソリン代について政務調査費の支出がされているということは、政務調査費の支出が、議員が議会に出席するための費用弁

償との二重取りになっているか、または、議員が同行しない活動について政務調査費が支出されているかのいずれかしかあり得ないが、このいずれもが、本件条例及び本件規程に違反し、違法となることは明白である。補助参加人らの議会への出席状況は、平成20年度の費用弁償支払調書から明らかになる。北海道議会の費用弁償については、平成20年6月以前は、距離に応じて定額が支給されていたところ、同年7月以降は、一律に交通費及び宿泊費に加えて日額3300円のみが支給されることとなったのであり、その前後で、費用弁償の支給額及び支給費目が異なるが、日額が支給されている日について補助参加人らが議会に出席したことに異なるところはない。

また、補助参加人の中には、政務調査費からガソリン代を支出するのみならず、洗車料金やカー用品、オイルエレメントの購入代金を支出しているものがいることも明らかになった。洗車料金等への政務調査費の支出は違法である。車両の修繕費、車検費用、保険料等について政務調査費から支出することは許容されていない（本件ガイドライン）。その趣旨は、自己所有の車両は、私的活動に使用されることが主であり、政務調査活動に使用するのは整備された自動車が存在することを前提とし、それを利用するにすぎないから、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理は、政務調査活動に必要な経費と考えるべきではないということにある。そして、そうであれば、洗車料金；カー用品、オイルエレメントの購入代金も、これらの費用に類するものであるから、これらの費用を政務調査費から支出することは違法であるということができる。実質的にも、洗車料金やオイルエレメントの購入代金の、ガソリンのように一定の距離の移動のために費やされる費用ではなく、これらの費用を支出することによって得られた便益の効果は相当長期間にわたり持続するものであるから、これらの支出が特定の政務調査活動に関連するということは考え難いのであり、これら

の費用を政務調査費から支出することは、その全額が違法となるとい
うべきである。

これらによれば、補助参加人らによってガソリン代の個別具体的な使途が明らかにされない限り、ガソリン代の支出は全額が違法とされるべきであり、少なくとも、補助参加人らは、私的活動や後援会活動との区別がされていることを立証していないから、ガソリン代の支出の4分の1を超える部分については違法としなければならない。原告が後記(二)のとおり具体的な違法事由を指摘した補助参加人らは、個々の給油について領収書等を証拠として開示したものに限られるのであり、具体的な違法事由を指摘していない補助参加人らの政務調査費の支出が適法であるわけではない。具体的な違法事由を指摘していない補助参加人らについては、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているように見受けられるが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。このような形態でガソリン代を政務調査費から支出している補助参加人ら（補助参加人東国幹、補助参加人池本柳次、補助参加人石塚正寛、補助参加人内海英徳、補助参加人鷺名清悦、補助参加人小畑保則、補助参加人勝木省三、補助参加人加藤唯勝、補助参加人川尻秀之、補助参加人神戸典臣、補助参加人北原秀一郎、補助参加人久保雅司、補助参加人清水誠一、補助参加人高橋亨、補助参加人高橋文明、補助参加人滝口信喜、補助参加人田村龍治、補助参加人長尾信秀、補助参加人中司哲雄、補助参加人中村裕之、補助参加人布川義治、補助参加人三津丈夫、補助参加人村田憲俊、補助参加人和田敬友）については、その支出の全額が違法と判断されるべきである。

(二) 本件各議員支出の違法の個別的主張（各論）

a 自民党道民会議に所属する議員に係る本件各議員支出の違法性

a 1 本件議員支出1の違法性

補助参加人東国幹は、ガソリン代43万5431円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。補助参加人東国幹は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人東国幹は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出1は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人東国幹が支出したガソリン代の4分の1に相当する21万8515円を超える21万6916円の限度で違法である。

a 2 本件議員支出6の違法性

補助参加人石塚正寛は、ガソリン代17万1679円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。補助参加人石塚正寛は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人石塚正寛は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人石塚正寛は、陳述書を提出する。しかし、その記載によれば、補助参加人石塚正寛が政務調査活動に使用していたのは、自己所有のトヨタマークII1台であるものとされているのに、その車両で使用したと思われるガソリン代の領収書の中には、発行日を同じくするものが複数存在するのであり、他の車両も使用していた事実が疑われ、指摘するこ

とができない。）。本件議員支出6は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人石塚正寛は上記車両を政務調査活動以外の活動（政治活動、後援会活動、私的活動）に使用したことが明らかであるから、補助参加人石塚正寛が支出したガソリン代の4分の1に相当する8万5839円を超える8万5840円の限度で違法である。

a 3 本件議員支出7の違法性

補助参加人伊藤条一は、車両リース代84万円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。本件議員支出7に係る自動車賃貸借契約は、補助参加人伊藤条一が代表取締役を務めている会社を賃貸人とするものである。補助参加人伊藤条一は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。加えて、補助参加人伊藤条一が提出した領収書によれば、補助参加人伊藤条一がリースしている車両は2台あるところ、その使用実態は何ら明らかにされていない。本件議員支出7は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人伊藤条一が支出した車両リース代の4分の1に相当する42万円を超える42万円の限度で違法である。

a 4 本件議員支出12の違法性

補助参加人内海英徳は、車両リース代及びガソリン代38万6309円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。本件議員支出12に係る自動車賃貸借契約は、補助参加人内海英徳が代表取締役を務めている会社を賃貸人とするものである。補助参加人内海英徳は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人内海英徳は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出12は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人内海英徳が支出したガソリン代の4分の1に相当する11万9702円を超える5万1863円の限度で違法である。なお、補助参加人内海英徳は、平成20年4月30日、同年5月18日及び同年9月1日、洗車料金を政務調査費から支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

否かが明らかにならない。補助参加人内海英徳は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人内海英徳は、陳述書を提出する。しかし、その記載は、極めて抽象的に具体性に欠けるものであり、措信することができない。）。本件議員支出12は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人内海英徳が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する9万6577円を超える28万9732円の限度で違法である。なお、補助参加人内海英徳は、平成20年8月19日、カー用品代を政務調査費から支出し、平成21年1月25日、「ショウシュウヒカリタバ」、「シャナイヨウツヤダシクロス」、「ロツドイルミクリスタル」の代金を政務調査費から支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

a 5 本件議員支出15の違法性

補助参加人遠藤連は、ガソリン代17万1565円を政務調査費から支出した（支出総額の4割に按分）。補助参加人遠藤連は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人遠藤連は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出15は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人遠藤連が支出したガソリン代の4分の1に相当する11万9702円を超える5万1863円の限度で違法である。なお、補助参加人遠藤連は、平成20年4月30日、同年5月18日及び同年9月1日、洗車料金を政務調査費から支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

a 6 本件議員支出23の違法性

補助参加人小野寺秀は、車両リース代24万円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人小野寺秀は、平成15年7月作成の自動車賃貸借契約書を提出しており、本件議員支出23に係る自動車賃貸借契約の具体的な内容は不明確である。補助参加人小野寺秀は、車両リース契約の内容について、主張立証をしない。補助参加人小野寺秀は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出23は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人小野寺秀が支出した車両リース代の4分の1に相当する6万円を超える18万円の限度で違法である。

a 7 本件議員支出24の違法性

補助参加人小畠保則は、車両リース代84万円（支出総額の2分の1に按分）及びガソリン代14万9375円（支出総額の4分の1に按分）を政務調査費から支出した。補助参加人小畠保則作成の陳述書及び証人小畠保則の証言の中には、(a) 補助参加人小畠保則は、平成20年度当時、釧路市若松町所在の事務所において、5名の職員を雇用していたところ、この職員らは、政務調査活動のほか、政党活動、後援会活動にも携わっていた、(b) 補助参加人小畠保則は、2台の車両をリースし（乗換えを考慮すると3台）、2名の職員から2台の車両を借り上げ、政務調査活動に使用していたところ、事務職員共用のトヨタカローラ及び日産マーチ、補助参加人小畠保則専用のトヨタクラウンについては支出総額の3分の1を、渡邊武郎から借り上げていたいすゞウィザード、子でもある小畠正敏から借り上げていたホンダアコードについては、それぞれの職員が補助参加人小畠保則の代わりに政務調査活動に使用する場合のみ借り上げるものとしてリース料を安価に設定していたことから、支出総額

の全てを、それぞれ政務調査費から按分して支出したという記載及び供述がある。しかし、政務調査活動に、複数の車両を使用することはできず、そのうち政務調査費の支出が許されるのは1台である。また、補助参加人小畠保則らの活動には、その支持を広げるための政治活動の要素、後援会活動の要素が多分に含まれていたことが窺われる所以（このことは、その車両リース契約が政党の支部を賃借人とするものであることからも推認される。）、純粋な政務調査活動ということはできない。さらに、車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、任意保険、自動車税、車検料、事故修理費用が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人小畠保則は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。本件議員支出24のうち、補助参加人小畠保則が使用していたトヨタクラウンを除く3台の車両リース代及びガソリン代に係る部分は、その全額が違法であり、また、補助参加人小畠保則が使用していたトヨタクラウンの車両リース代に係る部分は、その車両リース代の4分の1に相当する28万5000円を超える限度で、補助参加人小畠保則が使用していたトヨタクラウンのガソリン代（支出総額59万7500円の4分の1に相当する14万9375円）に係る部分は、そのガソリン代の4分の1に相当する3万7344円を超える限度で、それぞれ違法である。したがって、本件議員支出24のうち、車両リース代に係る部分は28万5000円を超える55万5000円の限度で、ガソリン代に係る部分は3万7344円を超える11万2031円の限度で、それぞれ違法である。

a 8 本件議員支出 25 の違法性

補助参加人柿木克弘は、車両リース代 41万 8740 円を政務調査費から支出した（支出総額の 2 分の 1 に按分）。補助参加人柿木克弘は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出 25 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人柿木克弘が支出した車両リース代の 4 分の 1 に相当する 21万 2730 円を超える 20万 6010 円の限度で違法である。

a 9 本件議員支出 27 の違法性

補助参加人勝木省三は、ガソリン代 9万 2900 円を政務調査費から支出した（支出総額の 2 分の 1 に按分）。補助参加人勝木省三是、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を 1 か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人勝木省三は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出 27 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人勝木省三が支出したガソリン代の 4 分の 1 に相当する 4万 7825 円を超える 4万 5075 円の限度で違法である。

a 10 本件議員支出 28 の違法性

補助参加人加藤唯勝は、車両リース代 41万 1000 円（支出総額の 5 分の 4 に按分）及びガソリン代 32 万円（支出総額の 10 分の 7 に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出 28 に係る自動車賃貸借契約は、補助参加人加藤唯勝の親族と思われる人物を代表者とする有限会社ケイティバイオニアを賃貸人とするものである。補助参加人加藤唯勝は、個々の給油について領収書等の交付を

受けておらず、ガソリン代を 1 か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人加藤唯勝は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出 28 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人加藤唯勝が支出した車両リース代及びガソリン代の 4 分の 1 に相当する 24万 2944 円を超える 48万 8056 円の限度で違法である。

a 11 本件議員支出 30 の違法性

補助参加人川尻秀之は、ガソリン代 50万 7092 円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人川尻秀之は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を 1 か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人川尻秀之は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出 30 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人川尻秀之が支出したガソリン代の 4 分の 1 に相当する 12万 6773 円を超える 38 万 0319 円の限度で違法である。

a 12 本件議員支出 31 の違法性

補助参加人神戸典臣は、車両リース代 47万 8800 円（按分なし）及びガソリン代 36万 5728 円（支出総額の 3 分の 2 に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出 31 に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は、平成 23 年 7 月に終了しているのであり、補助

参加人神戸典臣は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人神戸典臣は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人神戸典臣は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出31は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人神戸典臣が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する25万6132円を超える58万8396円の限度で違法である。

a 13 本件議員支出34の違法性

補助参加人北原秀一郎は、ガソリン代21万7540円を政務調査費から支出した（支出総額の5分の3に按分）。補助参加人北原秀一郎は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人北原秀一郎は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出34は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人北原秀一郎が支出したガソリン代の4分の1に相当する9万0642円を超える12万0642円の限度で違法である。

a 14 本件議員支出36の違法性

補助参加人工藤敏郎は、ガソリン代39万3043円を政務調査

費から支出した（支出総額の25分の12に按分）。補助参加人工藤敏郎は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。領収書等の中には、その宛名が「工藤後援会」となっているものがあるほか、レギュラーガソリンではなく、ハイオクガソリンを給油しているものもある。補助参加人工藤敏郎は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人工藤敏郎は、(a) 特別委員会の当日である平成20年4月9日午後零時42分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同年9月24日午前9時35分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 常任委員会の前日である同年11月25日午後2時39分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の当日である同年12月2日、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 常任委員会の当日である平成21年2月3日午前9時56分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(f) 本会議の前日である同月19日午後3時56分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(g) 本会議の当日である同年3月3日午前8時12分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(h) 本会議の当日である同月18日午前10時54分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがあり、上記(b)ないし(d)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは

政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(e)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(f)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会からの帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(g)及び(h)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。補助参加人工藤敏郎は、平成20年5月16日、同年9月24日、同年11月25日、同年12月2日、同月8日、平成21年2月9日、同月19日、同年3月3日、同月24日及び同月18日、洗車料金を政務調査費から支出した。本件議員支出36は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人工藤敏郎が支出したガソリン代の4分の1に相当する19万6521円を超える19万6521円の限度で違法である。

a 15 本件議員支出38の違法性

補助参加人小松茂は、車両リース代及びガソリン代144万3247円を政務調査費から支出した（支出総額の5分の4に按分）。補助参加人小松茂は、車両リース契約の内容について、主張立証をしない。本件議員支出38に係る車両リース契約の車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人小松茂は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出38は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人小松茂が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に

相当する42万7135円を超える101万6112円の限度で違法である。

a 16 本件議員支出41の違法性

補助参加人佐々木俊雄は、ガソリン代30万2239円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人佐々木俊雄は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人佐々木俊雄は、(a) 本会議の当日である平成20年6月16日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 常任委員会等の前日である同年6月26日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である同年9月12日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 常任委員会の当日である同年11月4日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 本会議の当日である同年12月11日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(f) 常任委員会の当日である平成21年1月7日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(g) 常任委員会の当日である同年2月4日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(h) 議会運営委員会の当日である同年1月16日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(i) 本会議当日である同年3月16日、函館市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(i)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがある。本件議員支出41は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人佐々木俊雄が支出したガソリン代の4分の1に相当する7万5560円を超える22万6679円の限度で違法である。

a17 本件議員支出45の違法性

補助参加人清水誠一は、車両リース代36万円及びガソリン代14万5850円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。補助参加人清水誠一は、車両リース契約の内容について、主張立証をしない。本件議員支出45に係る自動車賃貸借契約の具体的な内容は不明確である。また、その自動車賃貸借契約は、鈴木貢及び阿部光博を賃貸人とするものであるところ、補助参加人清水誠一との関係は明らかでなく、補助参加人清水誠一が使用していたとする2台の車両の使用実態も明らかでない。補助参加人清水誠一は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人清水誠一は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出45は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人清水誠一が支出した車両リース代の4分の1に相当する18万円を超える18万円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する7万2925円を超える7万2925円の限度で違法である。

a18 本件議員支出46の違法性

補助参加人高木宏壽は、ガソリン代26万1700円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。補助参加人高木宏壽は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人高木宏壽は、政務調査活動及び後援会活動で使用される専用車両と学校法人が使用する車両に対する給油に係るガソリン代のうち、専用車両の分のみを基礎とし、その2分の1を政務調査費から支出したとするが、そ

もそも、上記の2台の車両のガソリン代は上記学校法人が支払っているのであり、実際には専用車両も学校法人の用務に使用されていた可能性がある。専用車両が政務調査活動に使用された割合も明らかでない。補助参加人高木宏壽は、(a) 常任委員会の当日である平成20年4月9日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 常任委員会の当日である同年8月5日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である同年9月12日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の当日である同月19日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 本会議の当日である同日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(f) 特別委員会の当日である平成21年1月7日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(g) 常任委員会の当日である同月15日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(h) 本会議の当日である同年2月24日、札幌市豊平区美園で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(h)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出46は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人高木宏壽が支出したガソリン代の4分の1に相当する13万0850円を超える13万0850円の限度で違法である。

a19 本件議員支出48の違法性

補助参加人高橋文明は、車両リース代34万0200円及びガソリン代33万0932円を政務調査費から支出した（支出総額の2

分の1に按分)。本件議員支出48に係る車両リース契約は、政党的支部を賃借人とするものであり、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認される。その車両リース契約の具体的な内容は不明確である。補助参加人高橋文明は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人高橋文明は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出48は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人高橋文明が支出したガソリン代の4分の1に相当する17万0100円を超える17万0100円の限度で違法である。

a 20 本件議員支出50の違法性

補助参加人竹内英順は、車両リース代36万円を政務調査費から支出した(支出総額の3分の1に按分)。本件議員支出50に係る自動車賃貸借契約は、補助参加人竹内英順の親族と思われる人物を代表者とする有限会社竹内山林緑化農園を賃貸人とするものである。また、その自動車賃貸借契約は、後援会を賃借人とするものであり、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認される。補助参加人竹内英順は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出50は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人竹内英順が支出した車両リース代の4分の1に相当する27万円を超える9万円の限度で違法である。

a 21 本件議員支出53の違法性

補助参加人富原亮は、車両リース代22万6800円を政務調査

費から支出した(按分なし)。補助参加人富原亮は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない。補助参加人富原亮作成の陳述書及び証人富原亮の証言の中には、当該車両は、自宅と同一住所の事務所に保管されており、2名の女性事務職員が月に2回から7回ほど政務調査活動に使用していたという記載及び供述があるが、その内容に照らして、たやすく指信することができない。本件議員支出53は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人富原亮が支出した車両リース代の4分の1に相当する5万6700円を超える17万0100円の限度で違法である。

a 22 本件議員支出55の違法性

補助参加人中司哲雄は、ガソリン代10万5000円を政務調査費から支出した(按分割合は不明)。補助参加人中司哲雄は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人中司哲雄は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人中司哲雄が政務調査費から支出したガソリン代には、車両借上料すなわち車両リース代が含まれるというが、本件議員支出55に係る自動車賃貸借契約は、補助参加人中司哲雄の事務所の職員を賃貸人とするものであり、政務活動費の使途が人件費の填補であることが推認される。また、その自動車賃貸借契約は、後援会又は政党的支部を賃借人とするものであり、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認される。その自動車賃貸借契約の具体的な内容は不明確である。本件議員支出55は、その全額が違法である。

a 23 本件議員支出 5 6 の違法性

補助参加人中村裕之は、車両リース代及びガソリン代 6 4 万 9 0 2 9 円を政務調査費から支出した（支出総額の 2 分の 1 に按分）。補助参加人中村裕之は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を 1 か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人中村裕之は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出 5 6 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人中村裕之が支出した車両リース代及びガソリン代の 4 分の 1 に相当する 3 2 万 4 5 1 4 円を超える 9 7 万 3 5 4 0 円の限度で違法である。

a 24 本件議員支出 5 8 の違法性

補助参加人布川義治は、車両リース代 3 0 万 4 1 1 0 円（按分なし）及びガソリン代 3 0 万 円（支出総額の 2 分の 1 に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出 5 8 に係る自動車賃貸借契約は、補助参加人布川義治の住所地を本店所在地とする丸二北海煉瓦株式会社を賃借人とするものであり、補助参加人布川義治が経営にかかわっているなど一定の関係にあることが推認される。補助参加人布川義治は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を 1 か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人布川義治は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出 5 8 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加

人布川義治が支出した車両リース代の 4 分の 1 に相当する 7 万 6 0 2 8 円を超える 2 2 万 8 0 8 2 円の限度、及び、ガソリン代の 4 分の 1 に相当する 1 5 万 0 4 9 1 円を超える 1 4 万 9 5 0 9 円の限度で違法である。

a 25 本件議員支出 5 9 の違法性

補助参加人八田盛茂は、車両リース代 1 0 1 万 5 5 0 0 円（按分なし）及びガソリン代 1 4 万 4 4 4 5 円（支出総額の 2 分の 1 に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出 5 9 に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は、平成 2 3 年 5 月に終了しているのであり、補助参加人八田盛茂は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、車検費用、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人八田盛茂は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人八田盛茂は、(a) 本会議の当日である平成 2 0 年 6 月 1 7 日午後 7 時 3 分、小樽市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 予算特別委員会の当日である同月 2 4 日午前 6 時 3 8 分、小樽市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 同年 7 月 1 5 日午後 9 時 6 分、1 4 分、2 2 分の 3 回にわたり、給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の当日である同年 9 月 2 2 日、小樽市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 平成 2 1 年 2 月 1 4 日午後 1 時 2 4 分、2 7 分の 2 回にわたり、給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(f) 本会議の当日である同年 3 月 1 6 日午前 1 0 時、小樽市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)及び(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動に

ついてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(d)及び(f)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出59は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人八田盛茂が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する31万6932円を超える84万3013円の限度で違法である。

a26 本件議員支出62の違法性

補助参加人原田裕は、車両リース代12万8940円を政務調査費から支出した（按分なし）。本件議員支出62に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は、平成19年9月に終了しているのである。補助参加人原田裕は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、任意保険料、メンテナンスサービス費用が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人原田裕は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出62は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人原田裕が支出した車両リース代の4分の1に相当する3万2235円を超える9万6705円の限度で違法である。

a27 本件議員支出64の違法性

補助参加人船橋利実は、車両リース代86万5000円及びガソリン代70万8322円を政務調査費から支出した（按分なし）。本件議員支出64に係る車両リース契約は、後援会を貸借人とするものであり、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認される。また、その車両リース契約は、車

両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は、平成21年6月に終了しているのである。補助参加人船橋利実は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人船橋利実は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人船橋利実は、(a) 常任委員会の当日である平成20年4月8日、ハイオクガソリンを給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同年6月13日、ハイオクガソリンを給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である平成21年3月9日、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出64は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人船橋利実は、車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する36万4910円を超える120万8612円の限度で違法である。なお、補助参加人船橋利実は、洗車料金、ワックス掛け、室内清掃料金を政務調査費から支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

a28 本件議員支出65の違法性

補助参加人堀井学は、ガソリン代76万1384円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人堀井学は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調

査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人堀井学は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人堀井学は、(a) 本会議の中日である平成20年9月23日午後2時22分、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 常任委員会の当日である平成21年2月23日午後零時21分、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である同日午後3時28分、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の当日である同日午後9時18分、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 本会議の当日である同年3月3日、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(f) 常任委員会の当日である同月5日午後4時28分、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(g) 本会議の当日である同月10日午前11時10分、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(h) 本会議の当日である同月11日午前8時46分、苫小牧市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(e)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(f)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会からの帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(g)及び(h)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出65は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人堀井学が支出したガソリン代の4分の1に相当する19万0346円を

超える57万1038円の限度で違法である。なお、補助参加人堀井学は、同年2月28日、解氷ウォッシャー液、パワステADを購入し、その代金に充てるため、政務調査費を支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

a29 本件議員支出66の違法性

補助参加人本間歎は、車両リース代96万円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。本件議員支出66に係る車両リース契約の車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、任意保険料、自動車税、重量税、車検費用、法定定期点検費用、一般修理費用が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人本間歎は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人本間歎は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。本件議員支出66は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人本間歎が支出した車両リース代の4分の1に相当する48万0375円を超える47万9625円の限度で違法である。

a30 本件議員支出68の違法性

補助参加人村田憲俊は、車両リース代及びガソリン代81万9790円を政務調査費から支出した（按分なし）。本件議員支出68に係る自動車賃貸借契約は、補助参加人村田憲俊の事務所の職員である佐藤政勝を賃貸人とするものであり、当該職員の通勤や私的活動に使用されていた可能性も高い。補助参加人村田憲俊は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人村田憲俊は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、

具体的な主張立証をしない。本件議員支出 68 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人村田憲俊が支出した車両リース代及びガソリン代の 4 分の 1 に相当する 20 万 4948 円を超える 76 万 8592 円の限度で違法である。

a31 本件議員支出 70 の違法性

補助参加人山本雅紀は、車両リース代 50 万 6520 円を政務調査費から支出した（支出総額の 3 分の 2 に按分）。本件議員支出 70 に係る車両リース契約の車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人山本雅紀は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人山本雅紀は、陳述書を提出するが、その記載によれば、補助参加人山本雅紀が当該車両を政務調査活動のみならず後援会活動、政党活動、私的活動にも使用していたことが明らかである。）。本件議員支出 70 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人山本雅紀が支出した車両リース代の 4 分の 1 に相当する 19 万 3463 円を超える 58 万 0387 円の限度で違法である。

a32 本件議員支出 71 の違法性

補助参加人吉田正人は、車両リース代 85 万 1570 円（支出総額の 10 分の 9 に按分）及びガソリン代 4 万 9295 円（支出総額の 5 分の 1 に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出 71 に係る車両リース契約の車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、任意保険料、車検費用、メンテナンスサービス費用が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人吉田正人は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加

人吉田正人は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。本件議員支出 70 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人吉田正人が支出した車両リース代の 4 分の 1 に相当する 23 万 7893 円を超える 61 万 3677 円の限度で違法である。

a33 本件議員支出 72 の違法性

補助参加人和田敬友は、ガソリン代 18 万 6943 円を政務調査費から支出した（支出総額の 3 分の 1 に按分）。補助参加人和田敬友は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を 1 か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。領収書等の中には、その宛名が「和田敬友後援会」となっているものがある。補助参加人和田敬友は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出 72 は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人和田敬友が支出したガソリン代の 4 分の 1 に相当する 14 万 4041 円を超える 4 万 2902 円の限度で違法である。

b 民主党道民連合に所属する議員に係る本件各議員支出の違法性

b1 本件議員支出 3 の違法性

補助参加人池田隆一は、ガソリン代 12 万 0431 円を政務調査費から支出した（支出総額の 2 分の 1 に按分）。補助参加人池田隆一は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を 1 か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人池田隆一は、いかなる政務調査活動を行

ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人池田隆一は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。本件議員支出3は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人池田隆一が支出したガソリン代の4分の1に相当する6万1716円を超える5万8715円の限度で違法である。

b 2 本件議員支出4の違法性

補助参加人池本柳次は、ガソリン代67万8112円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人池本柳次は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人池本柳次は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない。補助参加人池本柳次作成の陳述書及び証人池本柳次の証言の中には、補助参加人池本柳次は、政務調査活動に使用した場合にのみ、ガソリンを掛け売りにしていたという記載及び供述があるが、掛け売りで購入したガソリンの量が多すぎるとからすると、たやすく指信することができない。本件議員支出4は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人池本柳次が支出したガソリン代の4分の1に相当する16万9528円を超える50万8584円の限度で違法である。

b 3 本件議員支出8の違法性

補助参加人伊藤政信は、車両リース代及びガソリン代59万1835円を政務調査費から支出した（支出総額の20分の13に按分）。補助参加人伊藤政信は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人伊藤政信は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。本件議員支出8は、

その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人伊藤政信が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する36万4611円を超える22万7224円の限度で違法である。

b 4 本件議員支出10の違法性

補助参加人稻村久男は、車両リース代102万7260円（支出総額の3分の2に按分）及びガソリン代35万5291円（支出総額の2分の1に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出10に係る自動車賃貸借契約は、有限会社総合総社ツヅキを賃貸人とするものであるところ、同社と補助参加人稻村久男の関係は明らかでないが、車両リース代が月額13万1700円と非常に高額であり、社会的に不相当な支出であることが推認される。補助参加人稻村久男は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人稻村久男は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人稻村久男は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。補助参加人稻村久男は、(a) 本会議の当日である平成20年6月13日、砂川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(b) 常任委員会の当日である同年8月5日、砂川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(c) 特別委員会の当日である同年9月3日、砂川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(d) 本会議の当日である同月16日、砂川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(e) 本会議の当日である同月22日、砂川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(f) 本会議の当日である同月24日、砂川市で給油

し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(g) 本会議の当日である平成21年3月12日、砂川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(g)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出10は、その全額が違法であり、仮にそうではないとしても、補助参加人稻村久男が支出した車両リース代の4分の1に相当する38万5100円を超える63万2160円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する17万7646円を超える17万7646円の限度で違法である。

b 5 本件議員支出13の違法性

補助参加人蝦名清悦は、ガソリン代23万8725円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人蝦名清悦は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人蝦名清悦は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人蝦名清悦は、陳述書を提出するが、措信することができない）。本件議員支出13は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人蝦名清悦が支出したガソリン代の4分の1に相当する5万9681円を超える17万9044円の限度で違法である。

b 6 本件議員支出19の違法性

補助参加人岡田篤は、車両リース代60万円及びガソリン代14万8813円を政務調査費から支出した（支出総額の5分の4に按分）。本件議員支出19に係る自動車賃貸借契約の具体的な内容は不

明確である。補助参加人岡田篤は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人岡田篤は、(a) 常任委員会等の当日である平成20年6月26日、釧路市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 特別委員会の当日である同年9月3日、釧路市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の前日である同月15日、釧路市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の前日である同月21日、釧路市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 本会議の当日である平成21年3月4日、釧路市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(e)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出19は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人岡田篤が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する33万6754円を超える41万2059円の限度で違法である。

b 7 本件議員支出20の違法性

補助参加人岡田俊之は、ガソリン代29万6450円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人岡田俊之は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない。補助参加人岡田俊之作成の陳述書及び証人岡田俊之の証言の中には、補助参加人岡田俊之は、政務調査活動のために車両を使用したときは、その都度、いわゆる「満タン返し」の方法で給油していたのであり、上記ガソリン代は、全て政務調査活動のための支出に充てられたものであるという記載及び供述があるが、その内容に照らして、たやすく措信することができない。補助参加人岡田俊之は、(a) 本会議

の前日である平成20年6月12日、八雲で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 常任委員会の当日である同年8月5日午後3時15分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の前日である同年9月23日午後3時45分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の当日である同年10月3日午前8時8分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 本会議の当日である同年11月6日、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(f) 常任委員会の前日である平成21年2月2日、八雲で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(g) 本会議の前日である同月19日、八雲で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがあり、上記(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会からの帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(c)の政務調査費の支出は、政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(d)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(e)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会からの帰宅のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(f)及び(g)は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出20は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人岡田俊之が支出したガソリン代の4分の1に相当する8万5839円を

超える8万5840円の限度で違法である。

b 8 本件議員支出21の違法性

補助参加人沖田龍児は、ガソリン代10万0620円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。補助参加人沖田龍児は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人沖田龍児は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。補助参加人沖田龍児は、(a) 本会議の当日である平成20年9月16日、給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の前日である同月21日、給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)及び(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出21は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人沖田龍児が支出したガソリン代の4分の1に相当する4万8297円を超える5万2323円の限度で違法である。

b 9 本件議員支出26の違法性

補助参加人梶谷大志は、ガソリン代37万7549円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。補助参加人梶谷大志は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人梶谷大志は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人梶谷大志は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。補助参加人梶谷大志は、(a) 平成20年8月8日午前7時38分及び40分、給

油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 特別委員会の当日である同年11月10日午前8時28分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 特別委員会の当日平成21年2月12日午後3時56分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出のいずれかは、政務調査活動とは関連性がないと考えられる。上記(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出26は、その全額が違法であり、仮にそうではないとしても、補助参加人梶谷大志が支出したガソリン代の4分の1に相当する15万6436円を超える22万1113円の限度で違法である。なお、補助参加人梶谷大志は、平成20年4月13日及び同年10月16日、ムートン洗車料金又はノンブラシ洗車料金を政務調査費から支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

b10 本件議員支出32の違法性

補助参加人北口雄幸は、車両リース代及びガソリン代80万1418円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人北口雄幸は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人北口雄幸は、陳述書を提出するが、措信することができない。）。補助参加人北口雄幸は、(a) 本会議の当日である平成20年3月14日、士別で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(b) 予算特別委員会の当日である同年6月20日、士別で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、

(c) 本会議の当日である同年9月16日、士別で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(d) 本会議の当日である同月24日、士別で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(e) 常任委員会の前日である同年11月3日、士別で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(f) 本会議の当日である平成21年2月20日、士別で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(g) 本会議の当日である同月24日、士別で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(g)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがある。本件議員支出32は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人北口雄幸が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する20万0355円を超える60万1063円の限度で違法である。

b11 本件議員支出33の違法性

補助参加人北準一は、車両リース代68万7057円（支出総額の5分の4に按分）及びガソリン代60万2827円（支出総額の10分の9に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出33に係る車両リース契約の車両リース代には、登録諸費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人北準一は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人北準一は、(a) 特別委員会の当日である平成20年9月3日、奈井江町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(b) 本会議の当日である同月16日、奈井江町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(c) 常任委員会の当日である同年11月4日、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(d) 特別委員会の当日である平成21年1月

7日、運転手当を政務調査費から支出した。上記(a)及び(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがあり、上記(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(d)の政務調査費の支出は、政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出33は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人北準一が支出した車両リース代の4分の1に相当する21万9770円を超える46万7187円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する17万3430円を超える42万9397円の限度で違法である。

b12 本件議員支出35の違法性

補助参加人木村峰行は、車両リース代61万2000円（月額6万円のものについて支出総額の2分の1に、月額7万円のものについて10分の3に、それぞれ按分）及びガソリン代15万5172円（支出総額の5分の4に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出35に係る車両リース契約の車両リース代には、登録諸費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人木村峰行は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人木村峰行は、(a) 特別委員会の当日である平成20年5月27日、旭川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(b) 本会議の当日である同年6月18日、旭川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(c) 本会議の当日である同月27日午後2時11分、旭川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(d) 本会議の当日である同年10月3日、旭川市で給油し、その代金に充てるため、政

務調査費を出し、(e) 常任委員会の当日である平成21年2月23日午後3時32分、旭川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(f) 本会議の当日である同年3月3日、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を出し、(g) 本会議の当日である同月13日、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(d)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがあり、上記(e)ないし(g)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出35は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人木村峰行が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する43万7392円を超える32万9780円の限度で違法である。

b13 本件議員支出39の違法性

補助参加人齊藤博は、車両リース代50万4000円を政務調査費から支出した（按分なし）。本件議員支出39に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は、平成22年9月に終了しているのである。補助参加人齊藤博は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、登録諸費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人齊藤博は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人齊藤博は、陳述書を提出するが、措信することができない。）。本件議員支出39は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人齊藤博が支出した車両リース代の4分の1に相当する12万6000円を超える37万8000円の限度で違法である。

b14 本件議員支出40の違法性

補助参加人佐々木恵美子は、車両リース代59万0126円及びガソリン代37万4819円を政務調査費から支出した（支出総額の10分の7に按分）。本件議員支出40に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は終了しているのである。補助参加人佐々木恵美子は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。補助参加人佐々木恵美子は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人佐々木恵美子は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人佐々木恵美子は、(a) 特別委員会の当日である平成20年8月6日、芽室町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の前日である同年9月15日、中札内村で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である同年11月27日、音更町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の当日である同日、音更町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(e) 本会議の当日である平成21年3月26日、音更町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(f) 本会議の当日である同月27日、音更町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(g) 本会議の当日である同日、音更町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(h) 本会議の当日である同月31日、音更町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがあ

り、上記(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(c)ないし(h)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがある。本件議員支出40は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人佐々木恵美子が支出した車両リース代の4分の1に相当する19万9421円を超える39万0705円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する11万6904円を超える25万7915円の限度で違法である。なお、補助参加人佐々木恵美子は、平成21年3月31日、5145円を政務調査費から支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

b15 本件議員支出43の違法性

補助参加人佐野法充は、ガソリン代29万8371円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人佐野法充は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人佐野法充は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人佐野法充は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。本件議員支出43は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人佐野法充が支出したガソリン代の4分の1に相当する7万4593円を超える22万3778円の限度で違法である。

b16 本件議員支出44の違法性

補助参加人沢岡信広は、ガソリン代15万1840円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人沢岡信広は、いかなる支

出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人沢岡信広は、(a) 本会議の当日である平成20年6月13日、北広島市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同年9月18日、北広島市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である平成21年3月27日午前9時35分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(b)及び(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出44は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人沢岡信広が支出したガソリン代の4分の1に相当する3万7960円を超える11万3880円の限度で違法である。なお、補助参加人沢岡信広は、平成20年4月23日、洗車料金を政務調査費から支出し、同年10月15日、北広島市で洗車の回数券を購入し、その代金に充てるため、政務調査費を支出したが、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

b17 本件議員支出47の違法性

補助参加人高橋亨は、ガソリン代26万0261円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人高橋亨は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参

加人高橋亨は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人高橋亨は、陳述書を提出するが、指證することができない。）。本件議員支出47は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人高橋亨が支出したガソリン代の4分の1に相当する6万5065円を超える19万5196円の限度で違法である。

b18 本件議員支出49の違法性

補助参加人滝口信喜は、車両リース代45万2844円（支出総額の5分の3に按分）及びガソリン代27万8048円（支出総額の10分の3に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出49に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は、平成21年7月に終了しているのである。補助参加人滝口信喜は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、車検費用、法定定期点検整備が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人滝口信喜は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。領収書等の中には、その宛名が「滝口後援会」となっているものが多くある。補助参加人滝口信喜は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人滝口信喜は、陳述書を提出するが、指證することができない。）。本件議員支出49は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人滝口信喜が支出した車両リース代の4分の1に相当する18万8685円を超える26万415

9円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する2万983
5円を超える5万8213円の限度で違法である。

b19 本件議員支出51の違法性

補助参加人田島央一は、ガソリン代9万8104円を政務調査費から支出した（支出総額の4分の1に按分）。補助参加人田島央一は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人田島央一は、陳述書を提出するが、措信することができない。）。補助参加人田島央一は、(a) 本会議の中日である平成20年9月23日午後5時04分、留萌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同年11月6日午後5時35分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 常任委員会の当日である同月26日午後4時27分、名寄市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の前日である平成21年3月19日午後8時25分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(c)及び(d)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出51は、その全額が違法である。

b20 本件議員支出52の違法性

補助参加人田村龍治は、車両リース代89万4600円及びガソリン代9万8995円を政務調査費から支出した（按分なし）。本

件議員支出52に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は、平成23年6月に終了しているのであり、補助参加人田村龍治は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、登録諸費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人田村龍治は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人田村龍治は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出52は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人田村龍治が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する24万8399円を超える74万5196円の限度で違法である。

b21 本件議員支出54の違法性

補助参加人長尾信秀は、車両リース代61万4000円（支出総額の10分の9に按分）及びガソリン代15万6000円（支出総額の2分の1に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出54に係る車両リース契約の車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、車検費用、法定定期点検整備が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人長尾信秀は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連する

ものであったか否かが明らかにならない。補助参加人長尾信秀は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人長尾信秀は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。本件議員支出54は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人長尾信秀が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の1に相当する27万1110円を超える49万8890円の限度で違法である。

b22 本件議員支出57の違法性

補助参加人中山智康は、ガソリン代42万6182円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人中山智康は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、十分な主張立証をしない（補助参加人中山智康は、陳述書を提出するが、指信することができない。）。補助参加人中山智康は、(a) 本会議の当日である平成20年6月13日、ETC料金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同月18日、ETC料金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 議院運営委員会の前日である同年10月27日午後8時47分、登別市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある補助参加人中山智康は、同月13日、オイルエレメント、エンジンオイル交換費用、室内清掃料金を政務調査費から支出した。本件議員支出57は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人中山智康が支出したガソリン代の4分の1に相当する11万9046円を超える35万7136円の限度で違法である。なお、補助参加人中山智康は、上記ETC料金について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納した。

b23 本件議員支出61の違法性

補助参加人林大記は、車両リース代100万8000円（按分なし）及びガソリン代19万2000円（支出総額の25分の21に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出61に係る車両リース契約の車両リース代には、登録諸費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人林大記は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人林大記は、(a) 常任委員会の当日である平成20年6月3日午前9時56分、札幌市南区澄川で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同年12月1日午後5時35分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である平成21年2月24日午後1時29分、札幌市豊平区平岸で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(d) 本会議の当日である同年3月18日午後5時35分、札幌市豊平区平岸で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがあり、上記(b)及び(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席又は帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。上記(d)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会からの帰宅のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出61は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人林大記が支出した車両リース代の4分の1に相当する25万2000円を超える75万6000円の限度、及

び、ガソリン代の4分の1に相当する5万7147円を超える13万4853円の限度で違法である。

b 24 本件議員支出63の違法性

補助参加人福原賢孝は、車両リース代96万1000円及びガソリン代11万1000円を政務調査費から支出した（支出総額の10分の9に按分）。本件議員支出63に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は終了しているのである。補助参加人福原賢孝は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。補助参加人福原賢孝は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人福原賢孝は、(a) 常任委員会の前日である平成20年6月8日午後9時28分、石狩市石狩新港で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 常任委員会の当日である同年9月2日午前8時48分、札幌市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の前日である平成21年3月29日、長万部で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出63は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人福原賢孝が支出した車両リース代の4分の1に相当する26万5361円を超える69万5639円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する3万1598円を超える7万9402円の限度で違法である。

b 25 本件議員支出67の違法性

補助参加人三津丈夫は、車両リース代60万円（支出総額の8分の7に按分）及びガソリン代30万円（支出総額の100分の39

に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出67に係る車両リース契約の具体的な内容は不明確である。その車両リース契約の車両リース代には、登録諸費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人三津丈夫は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人三津丈夫は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出67は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人三津丈夫が支出した車両リース代の4分の1に相当する17万1360円を超える42万8640円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する19万2105円を超える10万7895円の限度で違法である。

c フロンティア議員会に所属する議員に係る本件各議員支出の違法性

c 1 本件議員支出16の違法性

補助参加人大河昭彦は、車両リース代54万4320円（支出総額の3分の2に按分）及びガソリン代21万7623円（支出総額の2分の1に按分）を政務調査費から支出した。本件議員支出16に係る車両リース契約は、車両の残価について精算しないものとしているところ、当該契約は、平成21年6月に終了しているのであり、補助参加人大河昭彦は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人大河昭彦は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体

的な主張立証をしない。補助参加人大河昭彦は、(a) 本会議の当日である平成20年6月16日午前11時43分、滝川市で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同年9月18日、滝川市若月町で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑いがあり、上記(b)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出16は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人大河昭彦が支出した車両リース代の4分の1に相当する20万4120円を超える34万020円の限度、及び、ガソリン代の4分の1に相当する12万150円を超える9万6123円の限度で違法である。

c 2 本件議員支出22の違法性

補助参加人織田展嘉は、車両リース代42万6000円（按分割合不明）及びガソリン代11万5244円（按分割合不明）を政務調査費から支出した。本件議員支出22に係る車両リース契約は、車両の残価について3万円で精算するものとしているところ、当該契約は、平成23年7月に終了しているのであり、補助参加人織田展嘉は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、車両リース代には、登録費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料（初年分）、重量税が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人織田展嘉は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。補助参加人織田展嘉は、(a) 常任委員会の当日である平成20年5月13日午後5時41分、石狩市花川で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(b) 本会議の当日である同年6月13

日午前9時26分、石狩市花川で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出し、(c) 本会議の当日である同月28日午前7時02分、石狩市花川で給油し、その代金に充てるため、政務調査費を支出した。上記(a)ないし(c)の政務調査費の支出は、議員が同行しない活動についてのものである疑い、あるいは政務調査費を議会への出席のための交通費に支出したものである疑いがある。本件議員支出22は、その全額が違法である。

c 3 本件議員支出37の違法性

補助参加人久保雅司は、車両リース代54万5400円及びガソリン代30万7889円を政務調査費から支出した（按分なし）。補助参加人久保雅司は、車両リース契約の内容について、主張立証をしない。補助参加人久保雅司は、個々の給油について領収書等の交付を受けておらず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出しているが、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない。補助参加人久保雅司は、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出37は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人久保雅司が支出した車両リース代及びガソリン代の4分の3に相当する63万9966円の限度で違法である。

d 公明党議員団に所属する議員に係る本件各議員支出の違法性

d 1 本件議員支出2の違法性

補助参加人荒島仁は、車両リース代85万7544円及びガソリン代18万0600円を政務調査費から支出した。補助参加人荒島仁は、リース商談メモを提出しており、本件議員支出2に係る車両リース契約の具体的な内容は不明確である。補助参加人荒島仁は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、

具体的な主張立証をしない。本件議員支出2は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人荒島仁が支出したものとする車両リース代（85万7544円が平成20年度の車両リース代の支出総額の10分の7に相当するものとすると支出総額は122万5063円となる。）の4分の1に相当する30万6266円を超える55万1278円の限度、及び、ガソリン代（支出総額45万1687円）の4分の1に相当する11万2922円を超える6万7678円の限度で違法である。

d 2 本件議員支出9の違法性

補助参加人稻津久は、車両リース代56万8884円を政務調査費から支出した（支出総額の2分の1に按分）。補助参加人稻津久は、「リース契約内容のご案内」を提出しており、本件議員支出9に係る車両リース契約の具体的な内容は不明確である。補助参加人稻津久は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出9は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人稻津久が支出した車両リース代（支出総額113万7780円）の4分の1に相当する28万4445円を超える85万3335円の限度で違法である。

d 3 本件議員支出42の違法性

補助参加人佐藤英道は、車両リース代33万9816円及びガソリン代13万8761円を政務調査費から支出した。本件議員支出42に係る車両リース契約の車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、車検費用、オイル交換費用が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人佐藤英道は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。

本件議員支出42は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人佐藤英道が支出した車両リース代（支出総額67万9644円）の4分の1に相当する16万9911円を超える16万9905円の限度、及び、ガソリン代（支出総額23万5074円）の4分の1に相当する5万8769円を超える7万9992円の限度で違法である。

d 4 本件議員支出69の違法性

補助参加人森成之は、車両リース代25万8300円を政務調査費から支出した（按分なし）。本件議員支出69に係る車両リース契約は、車両の残価についてどのように定めているか明らかでないが、当該契約は終了しているのである。補助参加人森成之は、車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである。また、本件議員支出69に係る車両リース契約の車両リース代には、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、継続車検整備費用が含まれているところ、これらは違法な支出である。補助参加人森成之は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出69は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人森成之が支出した車両リース代（支出総額25万8300円）の4分の1に相当する6万4575円を超える19万3725円の限度で違法である。

e 本件議員支出60の違法性

補助参加人花岡ユリ子は、車両リース代18万円及びガソリン代9万4075円を政務調査費から支出した。補助参加人花岡ユリ子は、いかなる支出をしたのか、いかなる政務調査活動を行ったかについて、具体的な主張立証をしない。本件議員支出60は、その全額が違法であり、仮にそうでないとしても、補助参加人花岡ユリ子が支出した車両リース代（支出総額18万円）の4分の1に相当する4万5000

円を超える13万5000円の限度、及び、ガソリン代（補助参加人花岡ユリ子が24万9716円を返納する前の支出総額34万3791円）の4分の1に相当する8万5948円を超える8127円の限度で違法である。

エ 本件各支出の違法と不当利得返還請求権の発生

政務調査費は、議員の調査研究に資するための必要な経費としてのみ支出することができるものであり、これに反する支出は違法となる。そして、北海道が会派又は議員に対して交付した政務調査費が当該会派又は議員によって違法に支出された場合、北海道は、政務調査費の交付の相手方である会派又は議員に対し、上記違法な支出に係る金額の限度で不当利得返還請求権を有することとなる。原告が被告に対し、行使するよう求める請求権は、北海道が自民党道民会議、民主党道民連合及び本件各議員に対して有する不当利得返還請求権である。

(3) 爭点2に関する被告の主張

ア 政務調査費

ア 政務調査費の法制化及び北海道における条例等の整備

政務調査費は、地方議会の活性化を図るためにその審議能力を強化することが不可欠であることから、地方議員の調査活動の基盤の充実を図るため、平成12年の地方自治法の一部改正により法制化されたものである。これを受けて、北海道においては、政務調査費について、平成13年3月、本件条例及び本件規程が制定及び告示され、政務調査費の交付の方法等必要な事項が整備された。また、本件条例や本件規程に合わせ、議会事務局では、制度の趣旨や手続、使途の例示などを盛り込んだ本件手引を発行し、各会派及び議員に配布しているほか、政務調査費の使途基準を更に具体化した本件ガイドラインを定め、政務調査費が適切に執行されるよう、各会派及び議員に対する周知等に取り組んできたところである。

イ 政務調査費の使途基準

政務調査費の使途については、本件条例8条で、「会派及び議員は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない」と規定され、これを受けた本件規程4条で、「条例8条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする」と規定されている。そして、本件規程の別表第1では、「会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）」を内容とする「調査研究費」が、別表第2では、「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（消耗品等、備品購入費、通信費等）」を内容とする「事務費」が、それぞれ政務調査費の使途基準の項目の一つとして定められており、原告が指摘する車両リース代、ガソリン代は、事務費における必要な経費の一つとして位置付けられている。

ウ 政務調査費の収支報告書における領収書の取扱い

平成20年度の政務調査費については、本件条例9条4項で、「会派の代表者及び議員は、収支報告書を提出するときは、1件5万円以上のすべての支出（別に定める使途に係る支出を除く。）について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（領収書等の写し）を添付しなければならない」と定められていたが、議員の事務費については、本件規程5条1項により「別に定める使途」とされ、領収書等の写しの添付が義務付けられていなかった。なお、平成21年度以降に交付する政務調査費については、その使途の透明性を一層確保するため、本件条例及び本件規程の改正が行われ、収支報告書の提出に際し、事務費についても領収書等の写しの添付の義務付けがされた上、平成21年度の交付分にあっては1件1万円以上の全ての支出について、平成22年度以降の交付分にあっては全ての支出について、それぞれ領収書等の写しの添付が義務付けられた。さらに、政務調査費の支出に係る証拠書類等につい

ては、本件規程7条で、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない」と定めている。

イ 本件各支出の適法性

(ア) 政務調査費は、公金であり、その使途は、法律や条例等の目的や基準に沿ったものでなければならず、これに反した政務調査費の支出があれば、違法といわざるを得ない。このため、本件条例では、政務調査費に対する議長の調査権限が認められている（10条）ほか、被告においても、地方自治法221条2項の規定により、予算の執行の適正を期するために必要な調査等をする権限を有しており、政務調査費については、被告からその補助機関の職員として任命されている議会事務局職員が、必要な審査事務を行っている。具体的には、議長に提出され、被告に送付された収支報告書や領収書等の記載内容等について、所定の要件を備えているか否かのチェックを議会事務局の職員が行うとともに、必要に応じて議員等から個別に聴取を行うなど、適正な審査を行っているところである。

被告は、平成20年度の政務調査費についても、このような方法により審査したが、政務調査費の支出が法律や条例等の目的や基準に違反していることを疑うに足りる事実は認められなかった。また、本件監査請求に対する監査結果においては、平成20年度の政務調査費のうち、本件各会派支出については、違法又は不当な支出は認められないなどとして、監査請求を棄却する旨の判断がされたが、本件各議員支出については、政務調査費に係る事務は、本件条例及び本件規程に則って適切に執行されており、政務調査費の交付自体に違法性が存するとは認められないとされた。もっとも、議会の各派幹事長会議が取りまとめ、議会事務

局長から監査委員に提出された自主的調査の結果においては、一部の議員にガソリン代の計上誤りが報告されたことから、被告に対し、調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるよう勧告がされ、被告の調査の結果、2名の議員のガソリン代について計上誤りが確認された。そこで、被告は、収支報告書の修正報告を求め、交付額の一部について残余金として返還させた。本件議員支出30及び60について、本件訴えの提起の後に、収支報告書の修正報告がされた上、その報告に係る残余の額の返納がされたのが、それである。

(イ) 本件議員支出60のうちガソリン代に係る部分は、平成20年度のガソリン代34万3791円のうち、議会審議に係る情報収集及び現地調査等の政務調査活動に充てた分を按分の上、政務調査費として9万4075円を計上したものであり、その使途、金額、按分の考え方、その割合等について、不自然、不合理な点はなく、その支出が政務調査費の使途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠いているなど、議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出されたことをうかがわせる事実は認められない。

(ウ) 原告の主張について

a 原告は、平成20年度の政務調査費中の会派の調査委託費及び議員の事務費（車両リース代、ガソリン代）の支出（本件各支出）について、収支報告書や領収書等の写しのいずれをみても、契約内容や金額の積算根拠などが全く不明であり、具体的にいかなる使途に支出されたのか判然としないから、当該支出額の全額が違法な支出となる旨を主張するが、次のとおり、いずれも失当である。

本件各会派支出に関し、収支報告書等のいずれをみても、契約内容や金額の積算根拠などが不明である旨の主張について、地方自治法は、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法について、各普通地方公共団体が条例で定めることとしており、収支報告書の様式、記載方法、

添付書類等についても、各普通地方公共団体の議会の裁量に委ねていると解される。そして、本件条例は、会派の調査委託費について、会派に対し、収支報告書等に具体的な委託内容や金額の積算根拠などを記載することを求めていないところ、この取扱いは、全国都道府県議会議長会が平成12年に示したモデル条例に準拠しており、他の都府県においても、同様の取扱いが標準的である。その背景には、議会における独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割がある。すなわち、会派の調査委託費に係る具体的な委託契約の内容や金額の積算根拠などが公にされてしまうことは、当該会派の政務調査活動への執行機関や他の会派からの干渉、さらには調査対象者のプライバシー等への影響が考えられるから、会派及び議員活動の根幹に関わる政務調査活動の内容については、できる限り秘匿され、会派や議員の自律において適正な使用が図られるべきである（最高裁判所平成17年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁は、市の要綱等が調査研究報告書を議長に提出したり、市長に送付したりすることを予定していない趣旨について、調査研究報告書の各会派内部における活用と政務調査費の適正な使用についての各会派の自律とを促すとともに、調査研究報告書には、会派及び議員の活動の根幹に関わる調査研究の内容が記載されるものであることに照らし、議員の調査研究に対する執行機関等からの干渉を防止することにあると解されるとしている。）。収支報告書等において委託契約の内容や金額の積算根拠などが不明であることを理由に、当該支出の全額が違法となるとする原告の上記主張は、失当である。

議員の事務費の支出に関し、収支報告書等のいずれをみても、いかなる割合で実費を按分したのかが不明である旨の主張について、議員の政務調査活動に要した経費のうち車両リース代やガソリン代は、事務費の項目に含まれ、当該経費に政務調査費を充当することができる

ところ、本件手引は、収支報告書の記載について、備考欄に主なもの内訳（支出と支出額）を記載することとしているものの、当該支出に係る具体的な按分比率まで記載することは求めておらず、また、事務費の支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けていない。この領収書等の写しに関する取扱いは、平成18年に、当時の政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書に添付することが義務付けられていた領収書等の範囲、更には他の都府県の取扱いなどを参考に定められたものである。収支報告書の事務費の備考欄の記載について、本件手引は、本件規程に明示のない経費についても、支出額の内訳として、適宜使途と金額を記入するものとした上、記載例として、「自動車リース料」、「自動車ガソリン代」を示しているものの、具体的にいかなる調査活動について支出したのか、さらには他の経費との按分比率はどうなっているかなどまでは、記載例として特に示していない。収支報告書等に按分比率や対象活動が記載されていないことを理由に、当該支出の全額が違法となるとする原告の上記主張は、失当である。

原告は、政務調査費の支出が許されるのは、議員の調査研究に資するため必要な実費に限られると主張する。しかし、地方自治法は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対する政務調査費の交付を認めているのであり、ここにいう経費とは、その文言上、調査研究に直接用いられる費用すなわち実費に限られるものではなく、政務調査費の交付制度の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため、議員の調査活動の基盤を充実させ、審議能力を強化させる観点から、調査研究のため有益な費用も含まれるというべきである（東京高等裁判所平成16年4月14日判決・判例地方自治266号29頁参照）。そのため、原告の上記主張が、政務調査費の支出は直接的経費（実費）のみに限られるとするものであるならば、その解釈は狭きに失するものである。

b 原告は、被告に一方的に送られてきた収支報告書や領収書等について、議会事務局職員が所定の要件を備えているか否かをチェックするだけで、支出の適法性を判断することができるのか、疑問である旨を主張する。

しかし、本件条例上、収支報告書の記載内容について、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等を具体的に記載するものとはせず、概説的な記載とすることが予定されているのは、執行機関と議会との抑制と均衡の理念に鑑み、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する必要があるためであることは、上記aのとおりであり、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかに窺われるような場合は格別、そうでない限り、議長に提出され、被告に送付された収支報告書等の記載内容について、所定の要件を備えているか否かなどのチェックを行うなどの審査を行うことにより、支出の適法性に関する審査は十分にされているものというべきである。最高裁判所平成21年12月17日第一小法廷判決・裁判集民事232号649頁は、収支報告書への概説的な記載について、執行機関と議会との抑制と均衡の理念に鑑みて、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるとした上、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかに窺われるような場合を除き、執行機関が実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って使途制限適合性を審査することは予定されていない旨を判示している。

c 原告は、札幌高等裁判所平成16年10月20日判決は、政務調査費が公金であり、その使途に透明性、公平性が要求されることから、具体的な使途の適法性の立証責任は会派及び議員にあることを明らかにしたものであり、本件においても、被告が本件各支出の具体的使途の適法性の立証責任を負う旨を主張する。

しかし、上記判決は、札幌市議会政務調査費の交付に関する条例に基づいて、会派が交付を受けた政務調査費を当該会派に所属する議員に対し一律に分配したことの適否が問題となった事案に関するものである。すなわち、同判決においては、住民側が、政務調査費を議員個人に再分配することは認められないとして、それ自体を一般的、外形的な違法事由として主張したのに対して、会派側は、政務調査費を議員個人の政務調査活動に充てるために再分配すること自体は上記条例が許容するところであるとした上、各議員がこれを会派のために使用したことを個別具体的に明らかにする必要はないとして、その立証をしなかったところ、裁判所が、交付対象が会派に限定された政務調査費を会派を通じて議員の調査研究費に充てることは認められないとして、分配された費用を会派のために使用したことの立証がない本件では、各議員に分配された費用は違法な支出であるといわざるを得ないと判断したものであり、およそ一般的、外形的な違法原因を特定した主張のない本件とは事案が異なる。

そして、上記判決は、議員が負担した調査研究に資するため必要な経費であっても、会派の行う調査研究でない場合には、政務調査費を充てることはできないとしながらも、会派を通じて各議員に交付された場合であっても、交付を受けた各議員において上記条例の使途基準に適合した経費に充てた場合には、実質的に上記条例に適合するものということができるから、違法と評価することはできないとしているのであり、原告が主張するように、政務調査費の具体的使途の適法性の立証責任が会派及び議員にあることを明らかにしたものではなく、本件訴えにおいて、政務調査費の支出の違法原因の特定及びその立証は、原告がすべきである。この点について、名古屋高等裁判所平成20年4月24日判決は、政務調査費が市政に関する調査研究に資するため必要な経費とは認められないような目的外の使用に供された場合

には、市長は、不当利得返還請求権に基づいて、会派に対し、当該支出に相当する額の返還を命ずることができるものと解され、このような場合には、不当利得返還を請求する者にその立証責任があることは当然であるが、会派による政務調査費の使用がその本来の使途及び目的に違反していることを推認させる一般的、外形的な事実を、不当利得返還を請求する者において立証した場合には、これを争う者において、その推認を妨げるべく、本来の使途及び目的に沿って使用したことを明らかにする必要があると判示している。

被告は、原告において、使途基準に照らし明らかに必要性、合理性を欠くなど会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出された事実を推認させる一般的、外形的な事実を立証した場合（仙台地方裁判所平成20年3月24日判決・判例地方自治314号26頁）や、政務調査費の使途について相当な根拠をもって疑義が存することを立証した場合（名古屋地方裁判所平成19年3月22日判決・判例タイムズ1280号153頁）に、本来の使途及び目的に沿って使用したことを明らかにすべく、本件各支出の具体的使途について立証することとなるにとどまるものである。なお、最高裁判所平成22年4月12日第二小法廷決定・裁判集民事234号1頁は、政務調査費に係る住民訴訟において、住民側が市議会の会派が所持する政務調査費報告書及びこれに添付された領収書の文書提出命令を申し立てた事案で、収支報告書の様式に概括的な記載が予定されている趣旨について、具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとなると、調査研究活動の目的、内容等を推知され、執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨目的を損なうことにもなりかねないことから、議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとする

ところにあるとした上、会派の経理責任者に会計帳簿の調製、領収書等の証拠書類の整理及びこれらの書類の保管が義務付けられているのは、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようその基礎資料を整えておくことを求めたものであり、議長等の会派外部の者による調査等の際にこれらの書類を提出させることを予定したものではないと解するのが相当であるとして、文書提出命令の申立てを却下しているのであって、証拠書類については、議員の調査研究活動の基盤の充実という政務調査費制度の趣旨目的を損なわない限りにおいて、行われるべきものである。

原告の上記主張は失当である。

ウ 議長の政務調査費に関する決定と知事の財務会計上の措置との関係
次のとおり、被告は、議長による政務調査費として交付すべき額の決定について、権限行使する仕組みがないから、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り、当該決定に従い政務調査費を交付すべき義務があるところ、本件においては、議長による額の決定に、このような瑕疵はなかったから、被告は、その額の交付を拒むことは許されなかつた。したがつて、被告がした政務調査費の交付決定が、被告がその職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものでないことは明らかであり、被告による会派及び議員に対する政務調査費の交付は適法にされたものである。

(ア) 地方自治法は、憲法93条の規定を受け、首長主義を採用し、議決機関としての議会と執行機関としての長とを、共に、直接民意に基づく住民の代表機関として対立させ、それぞれ、その権限を分かち、その自主性を尊重しながら、相互の間の均衡と調和とを図る見地に立って、種々の規定を整えている。議決機関たる議会は、執行機関たる長と対立

し、広範な権能をもって、自主的活動に当たることが予定されているが、予算の執行権は長に属している（地方自治法149条2号）から、政務調査費の執行（交付決定、交付等）は、執行機関たる長が行う。

(イ) 北海道における政務調査費の交付の場合、議長は、会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月3日までに、被告に通知しなければならず（本件条例6条1項）、この通知を受けた被告は、会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならないのであり（本件条例7条1項）、これにより、被告は、原則として、毎月10日までに、当該月分の政務調査費を交付することとなる（同条2項）。すなわち、被告は、議長から、会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員についての通知を受けた場合、速やかに交付の決定を行い、月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額（本件条例3条1項）を会派に、月額43万円（本件条例4条1項）を議員に、交付すべき義務がある。また、当該年度が終了すると、会派の代表者及び議員は、収支報告書を所定の様式により、それぞれ年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない（本件条例9条1項）が、これを受領した議長は、併せて提出された領収書等の写し（同条4項）とともに、政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うこととされ（本件条例10条）、当該調査を行った上、収支報告書及び領収書等の写しを被告に送付する（本件規程6条）。この送付に当たっては、本件条例11条に定める残余の額についても、併せて通知されるから、被告は、同条の規定により、会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返納するよう通知し、これを受けた会派及び議員から、当該残余の額に相当する額の返納がされることとなる。このように、会派及び議員に交付する政務調査費の額は、議長が決定するのであり、違法に使用された政務調査費の返還を求める場合も、どの支

出が違法か（どの会派又は議員にどの範囲の返還を求めるか）は、議長が決定し、被告は、これらの決定に従い、政務調査費を交付し、又はその返還を受ける義務がある。

(エ) これを平成20年度政務調査費についてみると、議長から被告に対し、本件条例6条1項の規定により、会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員についての通知があったことから、被告は、本件条例7条1項の政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に対し、同項の規定による通知をした上、同条2項の規定により、毎月、会派及び議員に対し、政務調査費を交付した。年どの終了後、会派の代表者及び議員は、収支報告書を議長に提出し、その際には、1件5万円以上の全ての支出（ただし、本件条例9条4項に規定する別に定める用途である事務所費、事務費及び人件費に係るものを除く。）について、領収書等の写しを添付した。これらを受領した議長は、本件条例10条の調査を実施したところ、会派及び議員における政務調査費の支出が法令の目的や基準に違反していることを疑うに足りる事実は認められなかったことから、本件規程6条の規定により、収支報告書等の写しを被告に送付するとともに、本件条例11条に定める残余の額についても、併せて通知した。この通知を受領した被告は、同条の規定により、会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額を返納するよう通知し、会派及び議員から返納を受けた。

(エ) 最高裁判所平成4年1月2月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁は、平成14年改正前の地方自治法242条の2第1項4号の規定による代位請求に係る当該職員の財務会計上の行為をとらえて上記規定に基づく損害賠償責任を問うができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当であると判示した上、先行

行為と財務会計行為における権限配分に着目し、教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係に鑑みると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分については、地方公共団体の長は、その処分が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その処分を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を探るべき義務があり、これを拒むことは許されないと解するのが相当であるとしている。平成4年最判が意味するところは、先行行為と後行行為が別個独立の二つの行政機関の権限に属する場合、後行行為の権限を有する行政庁は、その行為の前提となる先行行為の適法性を審査し、その判断に基づいて自己の権限に属する後行行為をするか否かを決定することは許されず、あくまで先行行為をした行政庁の判断を尊重して行動しなければならず、後行行為である財務会計行為をした当該職員において、先行行為について何らの権限も有しない場合には、先行行為が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存するときでない限り、先行行為を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を探るべき義務があり、これを拒むことは許されないというものである。

(イ) 平成4年最判が示した法理を本件についてみると、議長から被告に対してされた本件条例6条1項の規定による会派及び議員に係る通知や本件規程6条の規定による収支報告書等の写しの送付に併せて行われた残余の額に係る通知が先行行為、被告が会派及び議員に対しても本件条例7条1項の政務調査費の交付の決定と同項の規定による通知のほか、同条2項の規定による毎月の交付や、本件条例11条の規定による残余の額に相当する額の返納通知などが後行行為に該当するということができる。ここに、議長による先行行為とは、会派結成届が提出されている会派及び政務調査費の交付を受けるべき議員を被告に知らせること、す

なわち、政務調査費を交付すべき会派及び議員の特定と、年度終了後に精算すべき政務調査費の額の決定であり、これらの先行行為により、会派及び議員に交付する政務調査費の額や返還を求める額を、議長が決定することとなる。これらの先行行為に対し、被告が権限行使する仕組みは、本件条例及び本件規程上存在せず、被告は、これらの先行行為に従い、政務調査費を交付すべく特定された会派及び議員に対し、毎月、本件条例で定める額の政務調査費を交付するとともに、年度終了後に精算を行う権限を有するにすぎない。すなわち、被告は、議長による先行行為に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り、議長の決定を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を探るべき義務があり、これを拒むことは許されず、当該決定のとおり政務調査費を交付しなければならない。そして、本件において、議長の決定にこのような瑕疵は見当たらず、各会派の調査研究費及び各議員の事務費としての支出の方法や内容をみても、そのような瑕疵が存するということはできないから、被告は、議長の決定を前提として、これに伴う所要の財務会計上の措置を探るべき義務があったのであり、会派及び議員に対する政務調査費の交付は、被告がその職務上負担する財務会計法規上の義務に違反して行われた違法なものでないことは明らかである。政務調査費の交付は、議長の決定のとおり政務調査費を交付する義務に従い、適法にされたものである。

(4) 爭点2に関する補助参加人らの主張

ア 本件各会派支出の適法性

(ア) 本件会派支出1の適法性

自民党道民会議は、平成20年度政務調査費収支報告書に計上した調査研究費中の調査委託費に該当する契約として、平成20年4月1日付けで、自民党道連との間で、道政調査業務委託に係る契約（以下「本件委託契約1」という。）を締結し、政務調査業務委託契約書を作成した。

自民党道民会議は、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道民のニーズを的確に把握するとともに、道政に反映させることなどを目的として、地域や団体の要望把握、代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成、ホームページの運営管理など、様々な政務調査活動を行っているところ、このような活動の全てについて、通常は、道内各地域の選出議員として、それぞれの地域で活動している議員が分担して行うことは、非効率かつ不経済であり、会派として通年で効率的、効果的な活動を維持するためには、これらの活動に関わる事務全般の運営、連絡調整に携わる人員等の確保が不可欠である。また、会派としての自民党道民会議の意思決定は、事実上、年4回の定例会開催中という限られた期間にされることから、会派としての効率的、経済的な政務調査活動の実施のためには、会派の目指す道政の方向性を熟知している者がその担い手となる必要があるとともに、併せて、執行機関や他の会派からの干渉を防ぎ、会派としての政務調査活動の独立性を保障するためには、活動内容の秘匿性を保つことも重要な要素である。このような事情から、道政調査業務の委託の委託先として、市町村等の要望の集約や道民のニーズの把握などについて専門的なノウハウを有するとともに、会派の目指す方向性について熟知している自民党道連が選定されたのであり、自民党道民会議は、本件委託契約1により、自民党道連に対し、いずれも道政調査に係る事務等である、a 資料、情報収集・整理、b 地域における政策調査、調査結果の集計及び分析、c その他、連絡調整を含め、道政調査活動に必要なあらゆる補助業務を委託したものである。このような業務委託契約を締結することは何ら不合理なものではなく、本件条例、本件手引及び本件新手引においても禁じられているものではない。

そして、本件委託契約1の委託業務の具体的内容と成果は、次のとおりであり、本件委託契約1に基づく業務は、具体的なものとして実施さ

れたのであるから、本件委託契約1は、本件条例、本件手引及び本件新手引に違反するものでなく、何ら違法ではない。a 地域や団体の要望把握の補助、すなわち、自民党道民会議は、例年、自民党道連の12の支部ごとに、議員が地域に出向いて、市町村や各種団体の要望を聴取し、道政の課題について意見交換を行う移動政調会を開催する（移動政調会は、地域政策懇談会ないし移動政調懇談会とも呼ばれ、その結果を基に、代表質問を作成し、道政に反映させるほか、意見書を作成し、国会又は関係行政府に提出することとなることから、自民党道民会議による地域の要望把握に重要な役割を担うものである。移動政調会の主催者は、自民党道連の地元支部となっているが、これは、自民党道民会議が議会内で結成される会派であり、地域になじみがないことから、便宜上そのようにされているものであり、その運営は、自民党道連の地元支部と自民党道民会議が協力して行われ、事実上の共催であった。もっとも、自民党道連との共催であっても、その開催に関する業務は、適宜、地元支部の職員と分担されており、自民党道連の職員が従事した業務は、自民党道民会議の職員の立場としてのみ行われたものであるから、会派の純然たる政務調査活動と評価すべきものであり、そこに政党活動が混在する余地はなかった。移動政調会は、市町村や各種団体を一か所に参集させ、順次入れ替えて個別に要望聴取や意見交換を行う場合や、特定のテーマについて懇談会を行う場合、関係市町村ごとに移動しながら開催する場合など、その時々の実情に応じ、様々な開催方式が採られている。）ほか、団体政策懇談会を開催し（団体政策懇談会は、全国規模で組織された団体の北海道支部や、全道規模で組織された団体などの要望を聴取し、意見交換を行うために開催されるものであり、移動政調会と同様、その結果を基に、代表質問を作成し、道政に反映させるほか、意見書を作成し、国会又は関係行政府に提出することとなることから、自民党道民会議による団体の要望把握に重要な役割を担うものである。団体政策懇談

会の主催者は、自民党道連の地元支部となっているが、移動政調会と同様、その運営は、自民党道連の地元支部と自民党道民会議が協力して行っており、事実上の共催であった。自民党道連との共催であっても、自民党道連の職員が従事した業務は、会派の純然たる政務調査活動と評価すべきものであり、そこに政党活動が混在する余地はなかったことも、移動政調会と同様である。), また、産業振興や市町村財政、医療福祉問題などの重要課題について、市町村に対するアンケート調査を実施しているところ、自民党道連の職員は、本件委託契約1により、日常的な連絡調整や情報収集（会派の政務調査活動のためには、議会の日程にかかわらず、日常から、議会で議論されることが予想される事項に関する情報収集や論点整理、国や道などが実施する事業の内容や進捗状況に関する議員からの照会への対応、災害などの突発事案に関する情報収集などの業務が随時必要とされていた。特に、議会の開会中においては、これらの業務に加えて、知事の提案による予算案や条例案などの議案や、議員の提案による条例案などの会議案、意見案に対する会派としての方針決定のための情報収集、会派内における会議の日程調整や資料作成、執行機関との調整などの業務が必要とされていた。）のほか、移動政調会の開催に係る業務や、団体政策懇談会の開催に係る業務に従事し、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」の制定に向けたアンケート調査の集計及び分析などを行った。b 自民党道連の職員は、本件委託契約1により、代表質問の作成補助の業務に従事した。すなわち、代表質問とは、議員が会派単位の行動を取っている地方議会において、個々の議員が行う質問に先立ち、会派を代表して行われる質問であり、当該会派の政策、主義主張を論拠として、当該普通地方公共団体の行政執行等について質し、その見解を求めるものである。地方議会において、一般質問は、基本的に普通地方公共団体の事務について個々の議員が質問するものであり、会派がその政策、主義主張を論拠として知事等にそ

の行政執行の是非を質す場は代表質問を指してほかにない。このように、代表質問は、地方議会において重要な意味を有している。北海道議会における代表質問は、年4回開催される定例会のうち、第1回及び第3回定例会において行われるが、第2回及び第4回定例会においても、一般質問中のいわゆる代表格の一般質問として、代表質問に準ずる質問が行われることから、実質的には全ての定例会において行われる。そして、代表質問の作成は、保健福祉、環境生活、農政、教育などの道政の諸課題について、上記aの地域や団体の要望把握などにより把握した要望を踏まえつつ、執行機関へのヒアリングや各種データの分析、他の都府県の事例調査や文献調査などを重ねながら、会派全体のコンセンサスの下に重要案件の絞り込みを行い、質問内容を練り上げる作業である。自民党道連は、本件委託契約1により、代表質問の作成補助として、このような執行機関へのヒアリングや意見交換、各種データの分析、文献調査などを行った。c 自民党道連の職員は、本件委託契約1により、議員提案条例の立案補助の業務に従事した。すなわち、条例案の議会への提案権は、普通地方公共団体の長及び議員が有する（地方自治法112条1項及び149条1号）ところ、政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたものであり、議員提案条例の立案のための調査研究に当たっては、政務調査費の有効活用が期待される。自民党道民会議は、所属する議員が条例を提案するに際し、必要な手順、手続について、平成19年8月に、自民党・道民会議議員提案条例制定手続要領（以下「自民条例手続要領」という。）を定めているところ、これによれば、保健福祉分野等9分野の議員提案条例研究会により、条例の提案趣旨、必要性等を記載した「提案条例草案（概要）」が作成され（なお、この研究会の活動は、上記概要の作成にとどまらず、知事に対する提言も行っている。），これが副会長ほかから構成される議員提案条例案予備審査会による会派とし

ての審査によって、「条例草案」となり、この草案について本格的に議論する場として、会長を座長とする議員提案条例検討会が設置される。そして、議員提案条例検討会において道民の意見聴取（以下「パブリックコメント」という。）、執行機関との意見交換を経て作成された条例案が、役員会及び議員総会の決定を経て議会に提案される。自民党道連は、本件委託契約1により、このような議員提案条例研究会、議員提案条例案予備審査会及び議員提案条例検討会の運営、住民や関係機関、団体との意見交換会の企画運営、上記aの条例の制定に向けたアンケート調査やパブリックコメントの実施、条例の必要性等を周知させる要綱案の作成などの広報活動を行った。自民党道民会議は、平成20年度に、「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例案」及び「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例案」を提案し、可決された。d 自民党道連の職員は、本件委託契約1により、意見書の作成補助の業務に従事した。すなわち、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができ（地方自治法99条）、自民党道民会議は、上記aの地域や団体の要望把握などにより把握した要望を踏まえ、会派全体のコンセンサスを得ながら、各種データの分析、他の都府県の事例調査や文献調査などを重ね、意見書案を作成しているところ、自民党道連は、本件委託契約1により、広範な行政課題の中から住民の要望等に即した意見書案を作成するための調査研究を行った。自民党道民会議は、平成20年度に、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書案」等33件の意見書案を提案し、その全てが可決された。e 自民党道連の職員は、本件委託契約1により、ホームページの運営管理の業務に従事した。すなわち、自民党道民会議は、その活動内容の広報のため、ホームページを開設しているところ、自民党道連は、

本件委託契約1により、その運営管理を行った。これらの業務は、いずれも、会派の政策立案、会派による議員提案条例の立案等を目的として行われたものであるから、会派の純然たる政務調査活動と評価すべきものであり、政党活動に係る業務が含まれていたということはできない。そして、本件委託契約1は、政務調査業務を委託するものであり、その委託に係る業務内容は、全て政務調査活動と評価すべきものであるから、その委託料に、政党活動等との按分の問題が生ずる余地はない。そもそも、会派と政党は、全く別個の組織であり、会派が政党活動や選挙活動を行うということはあり得ないから、会派から委託される業務の中に政党活動等に係る業務が混在することはあり得ない。

委託金額の積算根拠について、本件委託契約1の委託金額は、過去の実績を踏まえ、人件費を基本に調査活動に要する経費を積算して、算出したものである。契約金額4590万円と支出額4356万円との差額は、平成20年度において、道路特定財源の存続に係る国等への要望活動の実施などにより、会派が直接行う政務調査活動に係る経費が嵩んだことから、自民党道民会議と自民党道連との間の協議により、当初の契約金額から234万円を減額することとして、支出したため生じたものである。

(イ) 本件会派支出2の適法性

民主党道民連合は、平成20年度政務調査費収支報告書に計上した調査研究費中の人件（書記）委託費に該当する契約として、平成20年4月1日付けで、民主党北海道との間で、政務調査業務委託に係る契約（以下「本件委託契約2」という。）を締結し、政務調査業務委託契約書を作成した。民主党道民連合は、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道民のニーズを的確に把握するとともに、道政に反映させることなどを目的として、地域や団体の要望把握、代表質問の作成、議員提案条例の立案、意見書の作成、広報など、様々な政務調査活

動を行っているところ、このような活動の全てについて、通常は、道内各地域の選出議員として、それぞれの地域で活動している議員が分担して行うことは、非効率かつ不経済であり、会派として通年で効率的、効果的な活動を維持するためには、これらの活動に関わる事務全般の運営、連絡調整に携わる人員等の確保が不可欠である。また、会派としての民主党道民連合の意思決定は、事実上、年4回の定例会開催中という限られた期間にされることから、会派としての効率的、経済的な政務調査活動の実施のためには、会派の目指す道政の方向性を熟知している者がその担い手となる必要があるとともに、併せて、執行機関や他の会派からの干渉を防ぎ、会派としての政務調査活動の独立性を保障するためには、活動内容の秘匿性を保つことも重要な要素である。このような事情から、政務調査業務の委託の委託先として、市町村等の要望の集約や道民のニーズの把握などについて専門的なノウハウを有するとともに、会派の目指す方向性について熟知している民主党北海道が選定されたのである、民主党道民連合は、本件委託契約2により、民主党北海道に対し、いずれも道政調査に係る事務等である、a データの収集・整理、関連資料の整理、b 地域における調査、c 調査結果の集計及び分析、d 調査結果に基づく研究報告書（提言）などの策定補助、e その他、連絡調整を含め、道政調査活動に必要なあらゆる補助業務を委託したものである。このような業務委託契約を締結することは何ら不合理なものではなく、本件条例、本件手引及び本件新手引においても禁じられているものではない。

そして、本件委託契約2の委託業務の具体的な内容と成果は、次のとおりであり、本件委託契約2に基づく業務は、具体的なものとして実施されているのであるから、本件委託契約2は、本件条例、本件手引及び本件新手引に違反するものではなく、何ら違法ではない。a 地域や団体の要望把握の補助、すなわち、民主党道民連合は、地域の実情や住民の

要望を的確に把握し、必要な政策を道政及び国政に反映させるため、例年、総合振興局や振興局（当時は支庁）ごとに、議員が地域に出向いて、市町村長や各種団体の代表者との直接の意見交換などをを行う道政懇話会を開催している（道政懇話会は、その結果を基に、代表質問を作成し、道政に反映させるほか、意見書を作成し、国会又は関係行政に提出することとなることから、民主党北海道による地域の要望把握に重要な役割を担うものである。道政懇話会は、民主党道民連合が開催するものであり、国会議員の出席や挨拶から、政党活動の側面が若干窺われるとしても、国会議員の出席調整のほか、関係市町村及び団体の出欠の取りまとめ、会場との種々の調整、出席者名簿及び式次第等の資料作成などは、民主党北海道の傘下の地域別組織である民主党総支部が担当するなど、適宜、地元支部の協力を得て開催していたのであり、民主党北海道の職員が従事した業務は、民主党道民連合の職員の立場としてのみ行われたものであるから、会派の純然たる政務調査活動と評価すべきものである。平成20年度における道政懇話会の基本的な開催方式は、関係者を参考させた上、主として、同年度の第2回定例会に提案可決された北海道総合振興局設置条例に関する議論に絡めて、地域行政において道が果たすべき役割、地域が抱える課題、国政及び道政への提案などについて、意見交換を行うというものであった。道政懇話会においては、市町村及び各種団体を広く参考させる場合のほか、市町村だけを参考させる場合もあるなど、個々の参考範囲は地元支部によって異なる。）ところ、民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、日常的な情報収集（会派の政務調査活動のためには、議会の日程にかかわらず、道の執行機関からもたらされる情報提供への対応などの情報収集や、議員からの依頼に基づく政策等に関する情報提供などの業務が随時必要とされていた。）のほか、道政懇話会の開催に係る業務に従事した。b 民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、代表質問の作成補助の業務に従事した。

すなわち、民主党北海道は、本件委託契約2により、平成20年度の代表質問の作成補助として、執行機関へのヒアリングや意見交換、各種データの分析、文献調査などを行った。c 民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、会派内に設置されたプロジェクトの運営補助と議員提案条例の立案補助の業務に従事した。すなわち、民主党道民連合による議員提案条例の立案は、「北海道地球温暖化対策プロジェクト」、「非正規雇用・季節労働対策プロジェクト」など9分野の条例・政策検討プロジェクトによって行われている（プロジェクトとは、議員提案を目指す条例や重点的に進めていくべき政策などの個別のテーマの検討を目的として、当該テーマを所管する委員会に所属する議員や当該テーマに関心を有する議員などによって、民主党道民連合の会派内に設置される組織である。プロジェクトの活動は、議員提案条例の立案にとどまらず、知事に対する提言などにも及んでいる。）が、民主党北海道は、本件委託契約2により、これらのプロジェクトの企画運営、アンケート調査やパブリックコメントの実施、パンフレットの作成などの広報活動、住民や関係機関、団体との意見交換会の企画運営などを行った。民主党道民連合は、平成20年度に、「北海道地球温暖化防止対策条例案」を提案し、可決された。d 民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、国及び道への要望、提言の作成補助と意見書の作成補助の業務に従事した。すなわち、民主党道民連合は、上記aの地域や団体の要望把握などにより把握した要望を踏まえ、会派全体のコンセンサスを得ながら、各種データの分析、他の都府県の事例調査や文献調査などを重ね、意見書案を作成しているところ、民主党北海道は、本件委託契約2により、広範な行政課題の中から住民の要望等に即した意見書案を作成するための調査研究を行った。民主党道民連合は、平成20年度に、「後期高齢者医療制度の廃止、抜本的見直しを求める意見書案」、「道路財源の一般財源化等を求める意見書案」等31件の意見書案を提案し、そのうち29件

が可決された。e 民主党北海道の職員は、本件委託契約2により、広報の業務に従事した。すなわち、民主党道民連合は、議会における活動内容の広報のため、「道議会活動の報告」について、本件委託契約2により、会期ごとに民主党北海道に作成させ、所属する議員に冊子として配布した。各議員は、この冊子を各自が作成発行している道政報告等に添付し、地域住民に配布するなどの広報活動を実施した。これらの業務は、いずれも、会派の政策立案、会派による議員提案条例の立案等を目的として行われたものであるから、会派の純然たる政務調査活動と評価すべきものであり、政党活動に係る業務が含まれていたということはできない。そして、本件委託契約2は、政務調査業務を委託するものであり、その委託に係る業務内容は、全て政務調査活動と評価すべきものであるから、その委託料に、政党活動等との按分の問題が生ずる余地はない。そもそも、会派と政党は、全く別個の組織であり、会派が政党活動や選挙活動を行うということはあり得ないから、会派から委託される業務の中に政党活動等に係る業務が混在することはあり得ない。

委託金額の積算根拠について、本件委託契約2の委託金額は、過去の実績を踏まえ、人件費を積算の上、算出したものである。

(ウ) 本件会派支出3の適法性

民主党道民連合は、平成20年度政務調査費収支報告書に計上した調査研究費中の「北海道地域総合研究所委託費」に該当する契約として、平成20年4月1日付けで、地域総研との間で、道州制・地方自治の在り方等の調査研究委託に係る契約（以下「本件委託契約3」という。）を締結し、調査業務委託契約書を作成した。民主党道民連合は、本件委託契約3により、道州制や地方自治などの調査研究について専門的なノウハウを有する地域総研に対し、a 道州制特区法に基づく道州の在り方及び本来の道州の在るべき姿についての考察、b 地方分権の進展に伴う地方自治の在り方についての考察、c 地方自治における中長期の

財政健全化に向けた考察、d これらに関わる資料の収集及び分析という調査業務を委託したものである。

そして、本件委託契約3の委託業務の具体的な内容と成果としては、地域総研は、本件委託契約3により、国の道州制ビジョン懇談会や地方分権改革推進委員会などにおける道州制に関する議論の動向を整理し、フランス、イタリア、アメリカなど欧米の国々における広域自治体制度との比較を行いながら、北海道の地域的特性を踏まえ、基礎自治体である市町村について基本的な議論を十分に行った上、道州制等の広域自治体についての制度設計を行うべきであることについて提言をまとめている。

「道財政の課題と支庁再編の問題点」及び「報告 分権改革と基礎自治体の在り方について」は、いずれも本件委託契約3の成果品である。

委託金額の積算根拠について、本件委託契約3の委託金額は、北海道が外部の調査機関に委託した平成19年度の道民意識調査の実績を参考に積算したものである。

(二) 原告の主張について

a 原告は、本件条例の規定の趣旨は、政務調査費の実際の使途について、議長及び一般市民が事後に検証することを可能にすることにあり、政務調査費の使途については、使途基準への適合性及び透明性が厳格に要求されるところ、本件会派支出1及び2は、政党の支部に対する一般的、抽象的、包括的な業務委託に基づいて行われているのであり、政務調査費の支出の使途基準への適合性を議長が判断することがおよそ不可能であるから、実質的には本件条例で定められた使途基準を潜脱するものというほかなく、このように一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による政務調査費の支出は、それ自体違法なものである旨を主張する。

政務調査費は公金であり、その使途は、地方自治法や本件条例の目的や基準に沿ったものでなければならない（使途基準への適合性の要

請）。一方、政務調査費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることが多いことから、執行機関と議会との抑制と均衡の理念に鑑み、その制度の運用に当たっては、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を前提としつつ、執行機関や他の会派等からの干渉を防止しなければならない（外部からの干渉防止の要請）、収支報告書の提出や閲覧の制度においては、これらの二つの要請の調和が図られなければならない。そのため、収支報告書の記載内容については、各会派の自律を前提に、概括的な記載が予定されており、具体的な活動内容などの記載までは求められていないものである。この点について、最高裁判所平成21年12月17日第一小法廷判決・裁判集民事232号649頁は、「会派の代表者は、毎四半期が終了する都度、議長に対し、明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。この趣旨は、政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えることができるところ、執行機関と議会との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」と判示している（最高裁判所平成22年4月12日第二小法廷決定・裁判集民事234号1頁も同旨）。このように、収支報告書の提出及び閲覧の制度に係る二つの要請の調和を図るために、収支報告書の記載内容については、各会派の自律を前提として、概括的な記載で足りるものとされているのである。本件条例の規定の趣旨は議長及び一般市民による

事後的な検証を可能にすることにあるから政務調査費の使途について
は使途基準への適合性及び透明性が厳格に要求される旨をいう原告の
上記主張は、失当である。

また、収支報告書の記載内容が概略的な記載で足りるものとされる
一方、使途基準への適合性に関し、政務調査費の支出内容に疑義があるときは、議長又は議会事務局により個別的に聴取されるなどの検証
が予定されている（地方自治法221条2項、本件条例10条）ところ、本件各会派支出1及び2の内容は、一般的、抽象的なものではなく、
本件委託契約1及び2に基づいて具体的な業務が実施されており、
議長又は議会事務局は、必要に応じて調査検証を行い、使途基準に照
らして適法に使用されているか判断することが可能であった。

すなわち、平成20年度の自民党道連の職員16名のうち、自民党
道民会議からの委託業務に従事していた職員は、11名であり（以下、
これらの職員を「職員A」のようにいう。）、職員AないしFの6名
は当該業務を、職員GないしKは当該業務以外の業務を、それぞれ本
務としていた（職員Aは、同年6月末で退職した職員Fの後任として、
同年5月の連休明けから、職員Dは、同年11月末で退職した職員E
の後任として、同年7月から、それぞれ、当該業務に従事することと
なったものであり、前任者から2か月又は5か月にわたり実地に引継
ぎを受けた。）。職員AないしFの就業場所は札幌市中央区北2条西
6丁目所在の北海道議会庁舎内であり、職員A及びFは同庁舎内の自
民党道民会議議員室で、職員Bは自民党道民会議第4役員室で、職員
CないしEは自民党道民会議政策審議委員室で、それぞれ執務してい
た（なお、職員Aは、同年5月の連休明けまでは、札幌市中央区北4
条西4丁目所在の自民党道連の事務所を就業場所としており、職員F
からの引継ぎ期間中は、職員Fの席の側にあるテーブルで執務してい
た。）。職員GないしKの就業場所は自民党道連の事務所であった。

就業時間はいずれも午前9時から午後5時までであった。職員A及び
Fは本件委託契約1に基づく業務全体の統括者として、職員Bは政策
立案の専門職として、それぞれ当該業務に従事しており、各種データ
の収集分析や資料作成等のほか、特に市町村や各種団体の要望把握の
際の調整など自民党道民会議の対外的な調整、折衝に係る補助業務は、
主に職員A、B及びFが担当していた。職員A、B及びFは、これらの業務のほか、後記(f)のとおり、極一部の当該業務以外の業務を行つた。
職員CないしEは、北海道職員を退職した後、自民党道連に採用された嘱託職員であり、道政に精通した政策立案の専門職（政策専門
員）として、本件委託契約1に基づく業務のみに従事しており、各種
データの収集分析のほか、代表質問、意見書の文案作成や議員提案条例
の立案の補助など自民党道民会議の政策審議委員会や議員提案条例
研究会における補助業務を担当していた。職員GないしKは、本件委
託契約1に基づく業務以外の自民党道連の業務を本務としていたが、
職員AないしFからの依頼により、適宜、本件委託契約1に基づく業
務の補助をした。すなわち、職員Gは、自民党道連の事務局における
管理職員として、職員AないしFとの連絡役を務め、職員HないしK
に業務の割り振りをするとともに、自らも各種資料やデータの収集な
どの業務に従事した。職員Jは、職員Gの指示を受け、職員Gの業務
を補助した。職員H、I及びKは、職員Gの指示を受け、パソコンへの
入力補助のほか、資料のコピーなどの業務に従事した。職員Aない
しKが実際に行った業務は、次の(a)ないし(e)のとおりである。(a) 地
域や団体の要望把握のため、移動政調会を開催するに当たり、それに
係る企画、連絡調整、運営等に、主として職員A、B、E及びFが従
事した。すなわち、職員A、B及びFは、開催予定期の1か月半前に、
自民党道連の地元支部と協力しながら、市町村や各種団体との日
程調整を行い、出席予定の議員と相談しながら、日程や開催方式を決

定した。職員Bは、その日程や開催方式を基に、地元支部と協力しながら、会場の選定、設営等の準備を進め、地元支部を通じて、対象となる市町村や各種団体に対し、案内状を送付した。職員A、B、E及びFは、地元支部から送付された要望事項を分野ごとに整理し、執行機関に対し、現在の取組状況を照会するとともに、他の支部に属する市町村や市町村議会の事例等を収集し、併せて、職員G及びJに依頼し、自由民主党の本部や各都府県の支部連合会（以下、これらをそれぞれ「党本部」、「各県連」という。）を通じて、国や他の都府県の状況について資料やデータを収集した。職員A、B、E及びFは、収集された資料等を取りまとめ、当日の意見交換のための手持ち資料を作成し（その際、短期間に事務が集中することから、必要に応じ、市町村や各種団体からの情報収集について、職員G及びJに助力を求めたほか、資料作成のためのパソコン入力やコピー、インデックスの貼付について、職員Gを通じて、職員H、I及びKに補助を依頼した。）、出席予定の議員に事前配布するなどした。懇談会を行う場合、職員Bは、地元支部の地域の実情や市町村及び各種団体からの提案も勘案し、出席予定の議員と協議の上、テーマを選定し、当該テーマに係る資料等を収集した。職員Bは、移動政調会の当日、事務局の一員として、議員に随行した。また、団体政策懇談会を開催するに当たり、それに係る企画、連絡調整、運営等にも、主として職員A、B及びEが従事した。すなわち、職員A及びBは、主な団体と日程調整を行った上、出席予定の議員と相談しながら、開催日時を決定した。自民党道連の職員（自民党道連の職員として党の業務を行う職員AないしKを含む。以下同じ。）は、その開催日時を基に、各団体に対し、案内状を送付し、議員及び衆参両議院議員に対しても、出席を依頼した。自民党道連の職員は、期限までに回答がなかった団体については、手分けをして、電話により各団体の意向を確認し、各団体の出欠と出席希望日時

を一覧表に取りまとめた。職員A及びBは、この一覧表を基に、出席希望日時が重なった団体を調整し、職員Bは、団体ごとの日程表を作成した。自民党道連の職員は、議員や衆参両議院議員に対し、当該日程表を示し、改めて出席を依頼し、出席可能な日時を確認した。職員Bや自民党道連の職員は、団体政策懇談会の当日、呼び込みを行い、各団体ごとに北海道議会庁舎2階の自民党道民会議会議室に入室してもらい、事前に提出を受けていた要望書の内容について説明を受けた。職員A、B及びEは、団体政策懇談会において受けた要望について、執行期間に対し、現在の取組状況を照会するとともに、職員G及びJに依頼し、党本部や各県連を通じて、国や他の都府県の状況について資料やデータを収集し、議員と共に慎重に対応を検討し、代表質問や意見書の作成に反映させるほか、必要に応じて、後日、自民党道民会議としての対応方針等を団体に回答した。さらに、「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」及び「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」の制定に向け、それぞれアンケート調査を実施したほか、道内の市町村、各種団体の要望聴取、意見交換時の書記や、これに対する回答の作成補助に、職員A、B、E及びFが従事した。具体的には、要望等のために訪れた関係者を議員と共に応接し、要望聴取、意見交換時の書記を務めるとともに、北海道の取組みや議会の審議の動向等に関する情報提供を行い、執行機関に対する状況の確認や、これを踏まえた回答の作成補助をした。（b）代表質問（代表格の一般質問を含む。）の作成補助のため、通年にわたり、職員AないしFが、ヒアリングの実施、データの収集及び分析、代表質問の文案作成等の補助業務に従事し、必要に応じ、職員G及びJの補助を受けた。すなわち、職員AないしFは、定例会の会期が終了すると、直ちに、次の定例会の代表質問に向けた準備を進め、代表質問前の1か月間は深夜

まで作業をしていた。職員AないしFは、議員の執行機関に対するヒアリングの実施を補助し、各部局ごとに行われる質疑応答、意見交換の日程調整、進行、内容の整理をし、必要に応じて情報提供等をもした。ヒアリングは、定例会の開催の1か月前から開始され、職員AないしFの全員と、自民党道民会議の政策審議委員会に所属する議員や、代表質問を行う予定の議員のほか、議会事務局の職員が、聴取される側として、各部局から執行機関の職員が参加して実施された。日程や参加者の調整は主に職員A及びFが、進行管理は主に職員Bが、質疑応答の内容の整理や各種情報提供は主に職員CないしEが、それぞれ行い、職員AないしFは、ヒアリングが終了した後も、必要に応じ、議員と共に、個別に執行機関の職員に連絡し、聴取を続行した。職員AないしFは、代表質問の作成のためのデータの収集及び分析に従事し、各種文献や市町村からの情報収集のほか、職員G及びJに依頼し、党本部や各県連を通じて、国や他の都府県の状況について資料やデータを収集した。職員AないしFは、時事通信社発行の「官庁速報」や国立国会図書館発行の「国政の論点」、ぎょうせい発行の「ガバナンス」、その他関係図書により、国の政策立案や国会の法案審議の動向、他の都府県や市町村の取組みに関する情報を収集し、整理し、道政への導入の可能性、問題点等について分析をした。平成20年度には、自動車関係諸税の存廃や、世界的な金融危機による雇用、景気対策が喫緊の政策課題となったことから、これらに対する対応策について、データの収集及び分析が行われた。職員C、D及びEは、代表質問の文書作成を補助し、データの収集及び分析等を通じて把握した課題について代表質問を行う項目を選定し、会派の意見調整の場に諮り、重要案件を絞り込み、検討するなどした。会派の意見調整は、9名の議員で構成される政策審議委員会が中心になって行われるところ、職員C、D及びEは、その運営補助も行った。平成20年度の例としては、

北海道の支庁制度改革に関する代表質問の文書作成の補助が挙げられる。(c) 議員提案条例の立案補助のため、職員AないしFは、平成20年度には、主に「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」及び「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」の制定に向けた、諸会議の運営、パブリックコメントの実施、条例案の作成補助等に従事した。すなわち、職員AないしFは、自民党道民会議に設置された9分野の議員提案条例研究会、議員提案条例案予備審査会及び議員提案条例検討会の日程調整（主に職員A及びFが担当した。）、配布資料の作成、会議の設営及び進行のほか、データの収集及び分析等を踏まえた情報提供を行い（主に職員C及びDが担当し、職員A、B及びEが協力した。）、上記の諸会議による決定を受けて、各種データの作成、条例要綱案の周知、意見集約といったパブリックコメントに係る業務を実施し、議員と共に関係部局との最終的な調整を行うなど、条例案の作成補助に従事した。また、職員AないしFは、旭川市及び函館市で開催されたシンポジウムや意見交換会に向け、コーディネーターや講師の人選及び招聘、案内状の発送、会場の借上げや設営のための打合せをし、配布資料の原稿作成、印刷の発注、配布の業務に従事した。「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」は、それに関する意見要望の聴取、会派内外の意見調整、条例要綱案や原案の作成、修正などの立案作業を、自民党道民会議の保健福祉分野提案条例研究会が担っていたところ、条例案の概要及び骨子についての代表的団体に対する意見照会、条例案の概要及び骨子についての関係団体からのヒアリングの実施、条例要綱案についてのホームページによる意見募集、一般人向けのパンフレットの作成、市町村に対するアンケート調査の実施、旭川市での「北海道障害児者が暮らしやすい地域づくりフォーラム」

の開催及びその配布資料の準備、条例原案の精査及び修正、函館市での「北海道障害者が暮らしやすい地域づくり条例（仮称）について御意見を伺う会」の開催、パブリックコメントの実施、経済団体との意見交換会の開催、執行機関に対する意見照会、共同提案者である民主党道民連合との協議、議員提案条例案予備審査会及び議員提案条例検討会の了承などの手続等を経て、平成21年第1回定例会で議長に提出され、同定例会で可決された。自民党道民会議の保健福祉分野提案条例研究会は、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に関する意見要望の聴取、会派内外の意見調整、条例要綱案や原案の作成、修正などの立案作業をも担っていたところ、条例要綱案の決定、道内の歯科医師に対するアンケート調査の実施、小中学校校長、市町村長及び教育委員会教育長に対するアンケート調査の実施、条例原案の精査及び修正、パブリックコメントの実施、経済団体との意見交換会の開催、執行機関に対する意見照会、議員提案条例案予備審査会及び議員提案条例検討会の了承、本会議や保健福祉委員会での質疑への対応としての想定問答集の作成などの手続等を経て、平成21年第1回定例会で議長に提出され、同年第2回定例会で可決された。さらに、職員AないしFは、「資源管理に基づく林業の再生」をテーマとする知事に対する提言の提言項目の策定のため、関係業界との意見交換会を含む8回の研究会の日程調整や会議の設営、進行を行い、内容の取りまとめ等の業務に従事した。(d) 意見書の作成補助のため、職員AないしFは、執行機関からのヒアリングや、他の都府県の事例調査、各種データの収集及び分析に従事し、職員C及びDが会派全体の意見調整、意見書案の作成補助に従事した。職員AないしG及びJの役割分担は、代表質問の作成補助と同様であった。(e) ホームページの運営管理については、主に職員A及びFが従事し、原稿案の作成、事業者との打合せをした。ここで、職員AないしKが自民党道連の政治活

動、後援会活動、その他自民党道連の一般業務にも携わっていたか否かについてみると、職員A、B及びFは、本件委託契約1に基づく業務を本務としていたが、極一部の政治活動その他の自民党道連の一般的業務（ただし、自民党道連には後援会が存在しないから、後援会活動は含まれない。以下同じ。）には従事した。しかし、それは、職員A及びFにあっては、党大会の開催など自民党道連詰めの職員では人手が足りない緊急時に、応援としてこうした業務に従事するがある程度であり、また、職員Bにあっては、政策立案の専門職として、党大会、セミナーなどの企画立案や、それらの運営補助に従事することはあったものの、その場合には、自民党道連の事務所で当該業務を行った。職員CないしEは、本件委託契約1に基づく業務のみに従事し、政治活動その他の自民党道連の一般的業務には従事しなかった。職員GないしKは、本件委託契約1に基づく業務以外の業務を本務とし、本件委託契約1に基づく業務の補助を除き、政治活動その他の自民党道連の一般的業務に従事していた。なお、平成20年度における職員AないしKの給与の総額は5440万5315円であった。自民党道民会議は多くの所属議員を有し、それぞれの議員によって、会派の政務調査活動や政党活動について適宜役割分担がされ、特に政務調査活動の遂行に当たっては、自民党道民会議の政策審議委員会を中心とした政務調査活動を補助するため、本件委託契約1に基づいて、自民党道連が雇用する職員が専ら北海道議会庁舎内での勤務に従事することとなったのであり、本件委託契約1により道政調査に係る事務等補助業務を受託した自民党道連は、極一部の例外を除き、職員AないしFに北海道議会庁舎内で専ら政務調査活動に従事させるとともに、これらの職員の依頼により、自民党道連の事務所に勤務する職員GないしKにも本件委託契約1に基づく業務の補助を行わせた。このように、自民党道民会議においては、政務調査活動や政党活動について、

所属議員による役割分担がされており、特に政務調査活動の遂行に当たっては、自民党道民会議の政策審議委員会を中心とした会派の政務調査活動を補助するため、自民党道連が雇用する職員が専ら北海道議会庁舎内で、政務調査活動に係る補助業務に従事していたものであり、原告の主張は憶測に基づいた何ら根拠のないものであるといわざるを得ない。

平成20年度の民主党北海道の職員10名のうち、民主党道民連合からの委託業務に従事していた職員は、5名であり（以下、これらの職員を「職員α」のようにいう。）、職員β及びγは、同年5月1日付け人事異動により、職員δ及びεの後任として、同日以降、当該業務に従事していた（職員δ及びεは、上記人事異動により、札幌市大通西5丁目所在の民主党北海道の事務所に帰任した。）。職員αないしεの就業場所は札幌市中央区北2条西6丁目所在の北海道議会庁舎内であり、通常は、民主党道民連合政策審議会室で執務していた。就業時間はいずれも午前8時45分から午後5時30分までであった。職員αは、民主党道民連合政策審議会事務局長として、本件委託契約2に基づく業務全体を統括するとともに、当該業務に従事しており、職員βは、民主党道民連合政策審議会事務局次長として、職員αを補佐していた。職員α及びβは、市町村や各種団体の要望把握の際の調整、各種データの収集分析や資料作成などのほか、代表質問や意見書等の文案作成補助、各プロジェクトの運営補助や議員提案条例の立案補助など、民主党道民連合の政務調査活動に関する事務（主として政策審議会における事務）の全般にわたり、議員の補助業務に従事していた。職員δは、職員βの前任者であり、職員βと同様の業務に従事していた。職員α、β及びδは、民主党道民連合における政務調査活動の補助業務のみに従事し、民主党北海道の固有の事務など、本件委託契約2に基づく業務以外の業務には従事していなかった。職員γは、

民主党道民連合政策審議会事務局員として、本件委託契約2に基づく業務の全般にわたり、職員α及びβの指示により、これらの者を補助していた。職員εは、職員γの前任者であり、職員γと同様の業務に従事していた。職員γ及びεは、民主党道民連合における政務調査活動の補助業務のみに従事し、民主党北海道の固有の事務など、本件委託契約2に基づく業務以外の業務には従事していなかった。職員αないしεが実際に行った業務は、次の(a)ないし(e)のとおりである。(a)地域や団体の要望把握のため、道政懇話会を開催するに当たり、それに係る企画、連絡調整、運営等に、職員α、β及びγが従事した。すなわち、職員α及びβは、道政懇話会の開催日と開催市町村が決定されると、日程、会場、開催方式などについて、地元支部と協議し、関係議員と相談した上、決定した。職員α及びβは、この決定事項を基に、関係市町村及び各種団体に対する案内状を作成し、職員γは、案内状を発送した。関係市町村及び各種団体の出欠の取りまとめは、地元支部がした。また、会場との種々の調整、レイアウトの決定のほか、出席者名簿及び式次第などの資料作成も、基本的には地元支部が担当したが、職員α及びβは、作成された資料の内容を確認し、必要に応じて地元支部にその修正を依頼した。職員α及びβは、市町村の個別の要望事項について、民主党道民連合政策審議会長名の提出依頼文書を作成し、職員γが発送した。職員α及びβは、これらの要望事項を集約し、分野ごとに整理した上、執行機関に対し、現在の取組状況や今後の対応などについての照会を行い、職員γは、執行機関から提出された回答を取りまとめ、必要部数をコピーし、道政懇話会の当日、席上配付する資料とともに、関係議員に事前に送付した。職員α及びβは、道政懇話会の当日行われる意見交換会のテーマに即した参考資料を取りまとめ、出席する議員に配付した。当該参考資料の内容は、民主党道民連合の考え方を、意見交換を通じて、市町村や各種

団体に示すことになることから、職員 α 及び β は、作成した案について、民主党道民連合政策審議会会長や筆頭副会長に相談した上、決定した。道政懇話会には、民主党道民連合から、開催地の関係議員のほか、政策審議会の所属議員と、それに随行する形で、職員 α 及び β が出席した。当日の役割分担は、司会進行は開催地の関係議員、意見交換におけるテーマの提案は政策審議会所属の議員、意見交換の際のコメントは適宜各議員が行ったが、事務方として随行した職員 α 及び β は、こうした会の進行が円滑に進むよう、地元支部と協力しながら、会場の機器、設備の管理、意見交換時の議員のコメントのフォローをするほか、市町村及び各種団体の意見要望についてメモを取るなど、必要な政策を道政及び国政に反映させるために有益な情報の収集を行った。また、道内の市町村、各種団体の要望聴取、意見交換時の書記や、これに対する回答の作成補助に、職員 α 、 β 及び δ が従事した。具体的には、要望等のために訪れた関係者を議員と共に応接し、要望聴取、意見交換時の書記を務めるとともに、北海道の取組みや議会の審議の動向等に関する情報提供を行い、執行機関に対する状況の確認や、これを踏まえた回答の作成補助をした。(b) 代表質問（代表格の一般質問を含む。）の作成補助のため、通年にわたり、職員 α 及び β が、ヒアリングの実施、データの収集及び分析、代表質問の文案作成等の補助業務に従事し、職員 γ は、職員 α 及び β を補助した。すなわち、職員 α 及び β は、定例会の会期が終了すると、直ちに、次の定例会の代表質問に向けた準備を進め、代表質問前の1か月間は深夜まで作業をしていた。職員 α 及び β は、議員の執行機関に対するヒアリングの実施を補助し、各部局ごとに行われる質疑応答、意見交換の日程調整、進行、内容の整理をし、必要に応じて情報提供等をもした。ヒアリングは、定例会の開催の1か月前から開始され、職員 α 及び β と、民主党道民連合の副会長（政策審議会担当）、政策審議会に所属

する議員や、代表質問を行う予定の議員のほか、議会事務局の職員が、聴取される側として、各部局から執行機関の職員が参加して実施された。日程や参加者の調整は主に職員 α が、会場の設営は職員 α 及び β が、それぞれ行い、ヒアリングの実施時には、職員 α の補助により、民主党道民連合の政策審議会会長が司会進行を努め、質疑応答の内容の整理や各種情報提供は職員 α 及び β が行った。職員 α 及び β は、ヒアリングが終了した後も、必要に応じ、議員と共に、個別に執行機関の職員に連絡し、聴取を続行した。職員 α 及び β は、代表質問の作成のためのデータの収集及び分析に従事し、各種文献や市町村からの情報収集のほか、民主党北海道を通じて、国の動向の把握などを行った。職員 α 及び β は、時事通信社発行の「官庁速報」、その他関係図書により、国の政策立案や国会の法案審議の動向、他の都府県や市町村の取組みに関する情報を収集し、整理し、道政への導入の可能性、問題点等について分析をした。平成20年度には、自動車関係諸税の存廃や、世界的な金融危機による雇用、景気対策が喫緊の政策課題となつたことから、これらに対する対応策について、データの収集及び分析が行われた。職員 α 及び β は、代表質問の文案作成を補助し、データの収集及び分析等を通じて把握した課題について代表質問を行う項目を選定し、会派の意見調整の場に諮り、重要案件を絞り込み、検討するなどした。平成20年度の例としては、北海道の支庁制度改革に関する代表質問の文案作成の補助が挙げられる。(c) プロジェクトの運営補助、議員提案条例の立案補助として、平成20年度には、主に「北海道地球温暖化防止対策条例」の制定に向けて、条例・政策検討プロジェクトの運営補助、パブリックコメントの実施、条例案の作成補助等に従事した。すなわち、職員 α 、 β 及び δ は、民主党道民連合に設置された9分野のプロジェクト（平成20年度に活動していたプロジェクトとして、北海道地球温暖化対策プロジェクト、自治体財政

・道州制対策プロジェクト、道営競馬対策プロジェクト、障害児・者権利擁護条例検討プロジェクト、試験研究機関独法化対策プロジェクト、北海道消費生活条例改正検討プロジェクト、アイヌ先住民としての権利確立プロジェクト、非正規雇用・季節労対策プロジェクト等がある。)の事務局としての事務に従事し、職員 α 及び β は、これを補助した。職員 α 、 β 及び δ は、各種文献調査や、執行機関や市町村からの情報収集、民主党北海道を通じた国や他の都府県からの情報収集をし、日程調整、配布資料の作成、会議の設営及び進行を行った。職員 α 、 β 及び δ は、データの収集及び分析等を踏まえた情報提供を行い、上記の各プロジェクトによる決定を受けて、各種データの作成、条例案の周知、意見集約といったパブリックコメントに係る業務を実施し、その後、議員と共に関係部局と最終的な調整を行うなど、条例骨子案の作成補助に従事した。職員 α 、 β 及び δ は、経団連や道経連などの経済団体との意見交換会の配布資料の作成、日程調整の業務に従事し、「障害者の権利を守る民主党福祉フォーラム」の講師やパネラーの人選及び招聘、案内状の発送、会場の借上げや設営のための事業者との打合せをした。職員 α 、 β 及び δ は、知事に対する「緊急雇用対策、雇用の安定についての要望・提言」の策定のため、学習会の開催や、関係団体との意見交換、現地調査の補助の業務に従事したほか、会派内調整や文案の作成補助の業務に従事した。「北海道地球温暖化防止対策条例」は、それに関する意見要望の聴取、会派内外の意見調整、条例要綱案や原案の作成、修正などの立案作業を、北海道地球温暖化対策プロジェクトが担っていたところ、平成20年度においては、条例案の骨子についての自民党道民会議との意見交換、パブリックコメントの実施、条例案の骨子についての意見募集結果の公表、報道発表用の通知文の作成、条例案の文案の作成、想定問答集の作成、環境生活委員会協議会での議論、環境生活委員会における集中審議、

自民党道民会議が提出した修正案に対する一部修正の了承などの手続等を経て、平成20年第2回定例会で議長に提出され、平成21年第1回定例会で可決された。障害児・者権利擁護条例検討プロジェクトは、平成20年度においては、「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の立案作業を担っていたところ、障害者に対するアンケート調査、旭川市、函館市、小樽市、帯広市、釧路市、浦河町及び網走市での地域意見交換会の開催、札幌市での「障害者の権利を守る民主党福祉フォーラム」の開催、「民主党『障害者権利擁護条例（案）』策定に向けた基本的な考え方」の作成、自民党道民会議の保健福祉分野条例研究会から示された条例案の修正協議、民主党道民連合の役員会及び議員総会での決定などの手続等を経て、平成21年第1回定例会で議長に提出され、同定例会で可決された。(d) 国及び道への要望、提言の作成補助、意見書の作成補助のため、職員 α 及び β は、他の都府県の事例調査、国の動向の把握、各種データの収集及び分析、会派全体の意見調整、意見書案の作成補助に従事した。(e) 「道議会活動の報告」の作成については、職員 α 及び β が従事し、原稿案の作成、印刷の発注、議員、市町村等に対する配付の業務に従事した。ここで、職員 α ないし ε が民主党北海道の政治活動、後援会活動、その他民主党北海道の一般業務にも携わっていたか否かについてみると、職員 α ないし ε は、本件委託契約2に基づく業務のみに従事し、政治活動その他の民主党北海道の一般的業務（ただし、民主党北海道には後援会が存在しないから、後援会活動は含まれない。以下同じ。）には従事しなかった。なお、平成20年度における職員 α ないし ε の給与の総額は2181万8433円であった。民主党道民連合は多くの所属議員を有し、それぞれの議員によって、会派の政務調査活動や政党活動について適宜役割分担がされ、特に政務調査活動の遂行に当たっては、

民主党道民連合の政策審議会を中心とした政務調査活動を補助するため、本件委託契約2に基づいて、民主党北海道が雇用する職員が専ら北海道議会庁舎内での勤務に従事することとなったのであり、本件委託契約2により道政調査に係る事務等補助業務を受託した民主党北海道は、職員αないしεに北海道議会庁舎内で専ら政務調査活動に従事させた。このように、民主党道民連合においては、政務調査活動や政党活動について、所属議員による役割分担がされており、特に政務調査活動の遂行に当たっては、民主党道民連合の政策審議会を中心とした会派の政務調査活動を補助するため、民主党北海道が雇用する職員が専ら北海道議会庁舎内で、政務調査活動に係る補助業務に従事していたものであり、原告の主張は憶測に基づいた何ら根拠のないものであるといわざるを得ない。

本件会派支出1及び2については、適切に審査され、使途基準に違反していることを疑うに足りる事実は認められないとされていることは、被告が主張するとおりであり、政務調査費の支出の使途基準への適合性を議長が判断することがおよそ不可能である旨をいう原告の上記主張は、失当である。

b 原告は、調査研究費の支出の対象となる活動に、費用弁償支給日を除く、政策の勉強や提言を目的とするものに限る、意見交換を伴うものに限る、という制限が付された趣旨は、政務調査費の支出に当たり、他に支給される経費との二重計上が行われることや、選挙活動や後援会活動に政務調査費が使用されることを防止することにあり、調査研究費として政務調査費を支出するのが許されるのは、個別具体的で、使途が特定可能な場合に限られ、本件会派支出1及び2のような、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出は、本件手引が予定しない違法な支出形態である旨を主張する。しかし、会派に係る政務調査費の使途基準を定める本件規程の別表第1は、調査研究費の項

目を掲げ、その内容として「会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究」と「会派が行う調査委託」を定め、具体的な費目として、調査委託費、交通費及び宿泊費を例示する。これを受け、本件手引は、その活動例の一つとして「他の機関等への調査委託」を掲げている。このことからすると、調査業務委託である本件委託契約1及び2による支出は、もとより本件規程や本件手引が想定する経費であり、本件手引が掲げる活動例の一つである「他の機関等への調査委託」に該当するものである。そして、本件条例、本件規程及び本件手引においては、調査委託の形態について、何らの限定も付されていないのであり、本件会派支出1及び2が本件手引が予定しない違法な支出形態であるということはできない。また、本件委託契約1及び2は、本件手引が例示例挙する「他の機関等への調査委託」に該当するものであるから、個別具体的なものであり、特定可能な支出であることができる。

原告は、本来、他の項目に計上されるべき費用が調査研究費に含まれられているため、使途基準に従った適正な支出がされたかを検証することができない旨を主張する。しかし、本件委託契約1は道政調査業務委託として、本件委託契約2は政務調査業務委託として、それぞれ締結されたものであり、その業務内容は、本件委託契約1にあっては、資料及び情報の収集整理、地域における政策調査のほか、調査結果の集計及び分析など、本件委託契約2にあっては、データの収集整理、関連資料の整理、地域における調査のほか、調査結果の集計及び分析、調査結果に基づく研究報告書（提言）の策定補助などであり、使途基準に照らせば、「会派が行う調査委託」（本件規程の別表第1）として「他の機関等への調査委託」（本件手引）に該当し、収支報告書の調査研究費に計上されるべきである。本件会派支出1及び2については、適切に審査され、使途基準に違反していることを疑うに足りる事

実は認められないとされていることは、上記 a のとおりであり、原告の上記主張は失当である。

原告は、本件会派支出 1 の委託金額の大部分及び本件会派支出 2 の委託金額の全ては人件費に支出されており、これらの費用は、本来、人件費に計上されるべきであるが、調査研究費に含められているため、いかなる業務にどれだけの入件費が支出されたのかを検証することができず、按分について判断することができない状態となっているのであり、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出は、本件ガイドラインが定める運用基準を潜脱する手段にもなっている旨を主張する。しかし、会派が政務調査活動を補助する職員の入件費を支出する際に、当該職員が政務調査活動以外の業務を行う場合には、当該業務に対して政務調査費を用いることができないのであり（本件手引）、その場合には、業務の実態に合わせた入件費の按分が必要となるが、本件委託契約 1 及び 2 が、情報の収集整理、地域における調査、調査結果の集計及び分析など政務調査活動に係る契約であり、政務調査費以外の支出を目的とするものではないことは、上記のとおりであり、按分の問題は生じない。入件費の按分について判断することができない本件会派支出 1 及び 2 は本件ガイドラインが定める運用基準を潜脱する手段になっている旨をいう原告の上記主張は失当である。

c 原告は、本件委託契約 1 には、委託金額について、必要に応じ別途協議する旨の約定があるが、この約定は、委託業務の内容等に変更があった場合について定めたものであると解することはできても、委託業務とは無関係他の政務調査活動に係る経費が嵩んだ場合にまで減額を認めるものであると解することはできず、本件委託契約 1 は、実際に何らかの対価関係に基づくものではなく、政党の支部の資金需要、政務調査費の残額等の事情に応じ恣意的に操作される性質のものである旨を主張する。しかし、本件委託契約 1 の上記約定は、委託者と受

託者がそれぞれの必要に応じて委託料の額の変更について協議することとしているものであり、変更に当たり特段の限定はない。そして、その変更は、上記約定に基づく協議により、両者合意の上されたものであり、何ら違法な点はなく、原告の上記主張は、何ら具体的な根拠に基づかないものであり、失当である。

原告は、領収書等の写しの添付義務について、平成 21 年度以降、収支報告書に添付すべき範囲が拡大される一方、本件会派支出 1 及び 2 は、その制度改正の趣旨を没却するものであるから、このような支出が適法と認められることがあってはならない旨を主張する。しかし、平成 21 年度以降の領収書等の写しの添付義務に係る制度改正は、平成 20 年度政務調査費の支出の適否が争われている本件において参酌される余地がないものであることは明らかであり、原告の上記主張は失当である。

d 原告は、平成 20 年度に交付された政務調査費の支出についても、本件新手引と同一の使途基準への適合性及び使途の透明性が厳格に要求されると解すべきであるとした上、本件会派支出 1 及び 2 は、本件新手引が容認するものでなく、本件手引も容認しない違法な支出形態である旨を主張する。しかし、本件会派支出 1 及び 2 は、平成 20 年度分の政務調査費の支出であるから、その支出に当たり参考すべきであったのは、平成 18 年 4 月に作成された本件手引であり、本件新手引を参考すべきものとする理由はなく、原告の上記主張は、その前提を欠く、失当なものである。北海道議会は、政務調査費の使途の透明性を一層確保するため、平成 21 年 3 月、収支報告書への添付を義務付ける領収書等の写しの範囲を段階的に拡大する旨の条例改正を行うとともに、同年 6 月、政務調査費の使途基準等に関する新たな運用方針（本件新手引 4 頁ないし 15 頁参照）を決定し、同年 7 月、平成 21 年北海道議会告示第 4 号により本件規程を改正し、政務調査費の支

出に当たり上記の新たな運用方針を尊重しなければならない旨の規定を盛り込み、平成22年4月に施行した。本件新手引は、これに合わせて上記の新たな運用方針を基に本件手引を改訂したものであり、本件規程上新たに位置付けられた新たな運用方針に基づいて作成されているから、本件で参照される余地はなく、本件新手引に定める業務委託の活動記録などが示されていない本件会派支出1及び2が本件手引も容認しない違法な支出形態であるという原告の主張は、その前提を欠き、失当である。

イ 本件各議員支出の適法性

(ア) 自民党道民会議に所属する議員に係る本件各議員支出の適法性

自民党道民会議に所属する議員は、平成20年度に支出した車両リース代及びガソリン代のうち、議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換、関係諸団体への道政報告などの政務調査活動に充てた分を按分等により政務調査費として計上したものであり、その使途、金額、按分等の考え方、その割合等について、不自然、不合理な点はなく、その支出が政務調査費の使途基準に照らし明らかに必要性、合理性を欠くなど、議員の裁量を著しく逸脱して支出した事実は認めることができない。

a 1 本件議員支出1の適法性

補助参加人東国幹に係る本件議員支出1が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(カ)dのとおりである。

a 2 本件議員支出6の適法性

補助参加人石塚正寛に係る本件議員支出6が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応

する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(カ)dのとおりである。

a 3 本件議員支出7の適法性

補助参加人伊藤条一に係る本件議員支出7が違法であることは争う。補助参加人伊藤条一は、株式会社北海道観光物産興業からトヨタレクサスを賃借料月額6万円で、新雪交通株式会社からトヨタクラウンを賃借料月額8万円で、それぞれ賃借した（これらの賃借料の額は、同車種のリース料の相場と比較して特に高額ではなく、実際に政務調査費として計上されたのは、按分により、それぞれの2分の1に相当する部分であったことを考え併せて、相当な金額である）。補助参加人伊藤条一は、貸貸人である株式会社北海道観光物産興業及び新雪交通株式会社の代表取締役であるが、後記(カ)dのとおり、いずれの者から車両を賃借するかは、議員の裁量に委ねられており、補助参加人伊藤条一が役員を務める会社からの賃借であることのみをもって、違法な政務調査費の支出であるということはできない。

a 4 本件議員支出12の適法性

補助参加人内海英徳に係る本件議員支出12が違法であることは争う。補助参加人内海英徳は、株式会社田西会館からトヨタマークIIを賃借料月額2万1000円で賃借した（この賃借料の額は、同車種のリース料の相場と比較して特に高額ではなく、実際に政務調査費として計上されたのは、按分により、その2分の1に相当する部分であったことを考え併せて、相当な金額である）。補助参加人内海英徳は、自動車賃貸借契約を締結した平成19年4月1日の時点で、貸貸人である株式会社田西会館の代表取締役であったが、同月20日に退任し、その相談役に就任した。後記(カ)dのとおり、いずれの者から車両を賃借するかは、議員の裁量に委ねられており、補助参加人内海英徳が役員を務める会社からの賃借であることのみをもって、違法な政

務調査費の支出であるということはできない。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまつたとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(カ)dのとおりである。補助参加人内海英徳は、この自動車賃貸借契約により賃借した車両を、政務調査活動のほか、後援会活動等でも使用していた。補助参加人内海英徳は、原告が指摘するカー用品代を、いずれも全額、政務調査費として計上したが、これらの支出の合計額である6668円を含む9543円について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。

a 5 本件議員支出15の適法性

補助参加人遠藤連に係る本件議員支出15が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまつたとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(カ)dのとおりである。補助参加人遠藤連は、原告が指摘する洗車料金を、いずれも全額、政務調査費として計上したが、これらの支出の合計額である3740円を含む1万3820円について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。なお、洗車料金を政務調査費から支出した日のうち、平成20年5月18日は、同月12日の誤りであると考えられる。

a 6 本件議員支出23の適法性

補助参加人小野寺秀に係る本件議員支出23が違法であることは争う。補助参加人小野寺秀と北海道道路整備株式会社との間の自動車賃

貸借契約の内容は、丙第85号証のとおりである。原告は、補助参加人小野寺秀が提出した契約書が平成15年7月作成のものであることを指摘するが、上記契約は、その2条ただし書の定めにより、自動的に更新されていた。

a 7 本件議員支出24の適法性

補助参加人小畠保則に係る本件議員支出24が違法であることは争う。補助参加人小畠保則は、釧路装備株式会社及び釧路トヨタ自動車株式会社から、それぞれ車両をリースするとともに、渡邊武郎からマイカーを賃借料月額1万円で、小畠正敏からマイカー（ホンダアコード）を賃借料月額1万円で、それぞれ賃借した（これらの賃借料の額は、同車種のリース料の相場と比較して特に高額ではなく、実際に政務調査費として計上されたのは、按分により、それぞれの2分の1に満たない部分であったことを考え併せて、相当な金額である。）。補助参加人小畠保則が政務調査活動に使用するため賃借し又はリースしている車両は4台である。自動車リース契約を締結している車両数は、渡邊武郎及び小畠正敏から各1台、釧路整備株式会社及び釧路トヨタ自動車株式会社から各2台の合計6台であるが、これは、釧路装備株式会社及び釧路トヨタ自動車株式会社に係る自動車リース契約が、いずれも平成20年度中に一旦終了したところ、新たな車両について引き続きこれらの会社と自動車リース契約を締結したためである。政務調査活動に使用するためリースしている車両は実質的に4台である。渡邊武郎及び小畠正敏は、補助参加人小畠保則の事務所の職員であり、小畠正敏は、補助参加人小畠保則の子である。議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要か否かについては議員の合理的な判断に委ねられているところ、補助参加人小畠保則の選挙区である釧路市は、広大な面積を有し、選挙区内における地元住民からの意見聴取や意見交換のほか選挙区外における関係機関との情報交

換などの政務調査活動について、事務所の職員らと手分けして行う必要があることから、複数の車両を使用しているものであり、領収書等総括票に記載のとおり、活動状況を踏まえた適切な按分もされているから、複数の車両のリース代を政務調査費に計上することは何ら違法ではない。補助参加人小畠保則は、釧路整備株式会社に対する車両リース代について、領収書等総括票に記載のとおり、活動状況を踏まえ、適切に按分した上、政務調査費を充当しているのであり、その政務調査費の支出は、何ら違法なものではない。議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契約の相手方（賃貸人）であるとしても、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法であるということはできないことは、後記(a)dのとおりである。賃借人が政党の支部であることから、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認されるという原告の主張は、単なる憶測によるものであり、失当である。また、維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記(a)dのとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(a)dのとおりである。

a 8 本件議員支出 2 5 の適法性

補助参加人柿木克弘に係る本件議員支出 2 5 が違法であることは争う。

a 9 本件議員支出 2 7 の適法性

補助参加人勝木省三に係る本件議員支出 2 7 が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に

対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(a)dのとおりである。

a 10 本件議員支出 2 8 の適法性

補助参加人加藤唯勝に係る本件議員支出 2 8 が違法であることは争う。補助参加人加藤唯勝は、有限会社ケイティバイオニアからトヨタクラウンマジェスタを賃借料月額 4 万 2 8 5 0 円で賃借した（これらの賃借料の額は、同車種のリース料の相場と比較して特に高額ではなく、実際に政務調査費として計上されたのは、按分により、その 8 割に満たない部分であったことを考え併せて、相当な金額である。）。同社の代表者である加藤剛士は、補助参加人加藤唯勝の子であるところ、議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契約の相手方（賃貸人）であるとしても、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法であるということはできないことは、後記(a)dのとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(a)dのとおりである。補助参加人加藤唯勝は、有限会社ケイティバイオニアからガソリン代及び高速道路利用料金の立替払を受けたが、同社との間で立替払に係る契約書を取り交わさなかった。補助参加人加藤唯勝は、同社に対し立替金相当額を弁済した際に、領収書の交付を受けた。

a 11 本件議員支出 3 0 の適法性

補助参加人川尻秀之に係る本件議員支出 3 0 が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に

何ら違反するものではないことは、後記④dのとおりである。補助参加人川尻秀之は、後援会との間で、ガソリン代の支出に関する立替払契約等の契約書を取り交わしていない。

a 12 本件議員支出 3 1 の適法性

補助参加人神戸典臣に係る本件議員支出 3 1 が違法であることは争う。補助参加人神戸典臣は、平成 23 年 5 月 24 日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、株式会社トヨタレンタリース札幌に車両を返還し、同社とは別の会社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。なお、当初の契約書の「残価の精算」欄に「しない」とあるのは、契約締結時に、後記④d のクローズドエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものではないことは、後記④d のとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。

a 13 本件議員支出 3 4 の適法性

補助参加人北原秀一郎に係る本件議員支出 3 4 が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。

a 14 本件議員支出 3 6 の適法性

補助参加人工藤敏郎に係る本件議員支出 3 6 が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に

対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。補助参加人工藤敏郎の選挙区は留萌支庁であるところ、補助参加人工藤敏郎は、土日祝日を含め、ほぼ毎日のように、管内の市町村や漁業協同組合、農業協同組合、商工会などの各種団体に自ら出向いたり、現地を視察するなどして、農作物の生育状況や、漁獲量、加工品の販売状況などの情報を収集し、現状を把握するほか、このような市町村、各団体の関係者や住民個人と直接向き合い、地域の課題についての意見を聴取するとともに、解決のための意見交換をしていた。そして、このような政務調査活動は、留萌支庁管内を中心に、近接する空知支庁管内など管外にも及んだところ、交通の不便なこれらの地域での活動のためには、自動車の使用が不可欠であった。補助参加人工藤敏郎は、このような政務調査活動に係るガソリン代の支出額の全額である 81 万 5097 円を政務調査費として計上すべきところを、政務調査費の支給額の範囲内にするため、約 2 分の 1 に減額し、39 万 3043 円を政務調査費として計上した。補助参加人工藤敏郎の地元である羽幌町は鉄道が廃止されており、公共交通機関はバスのみで不便であることから、補助参加人工藤敏郎は、本会議や委員会への出席のために自動車を使用しているが、こうした場合や、自動車の私的使用の場合など、政務調査活動以外で自動車を使用した場合のガソリン代については、政務調査費から除外していた。ガソリン代の総額である 81 万 5097 円は、いずれも、政務調査活動に係るものであり、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。仮に、計上の誤りなどにより、領収書等の中に、本会議又は委員会への出席のための自動車の使用に係るガソリン代が含まれていたとしても、上

記の按分により、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないということができるから、いずれにしても費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記カ) d のとおりである。さらに、上記ガソリン代には、原告が指摘する洗車料金は含まれていないから、これらの洗車料金を政務調査費から支出することが違法であるという原告の主張は、その前提を欠き、失当である。

a 15 本件議員支出 3 8 の適法性

補助参加人小松茂に係る本件議員支出 3 8 が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記カ) d のとおりである。

a 16 本件議員支出 4 1 の適法性

補助参加人佐々木俊雄に係る本件議員支出 4 1 が違法であることは争う。補助参加人佐々木俊雄は、自身の選挙区である函館市のある渡島支庁管内を中心に、ほぼ毎日のように各地域に出向いて、地域の状況等について情報収集を行うほか、地域住民から意見を聴取したり、意見交換を行った。また、補助参加人佐々木俊雄は、自民党道民会議に所属する議員が存在しない檜山支庁管内の地方公共団体の首長や商工会長からの招請にも応じ、それぞれの地域の問題等について意見交換を行ったほか、特にめぼしい産業のない檜山支庁管内においては、建設業の経営者から意見を聞くことが多かった。交通の便が悪い道南では、このような政務調査活動を行うためには、自動車の使用が不可欠であるところ、補助参加人佐々木俊雄は、ガソリン代のうち、その用途が政務調査活動に係るもののみを政務調査費として計上したほか、

そもそも、本会議や委員会への出席のためにはJRを利用しているから、原告が指摘する給油に係るガソリンの用途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記カ) d のとおりである。

a 17 本件議員支出 4 5 の適法性

補助参加人清水誠一に係る本件議員支出 4 5 が違法であることは争う。補助参加人清水誠一は、鈴木貢及び阿部光博との間で、それぞれ賃料月額 3 万円（年額 36 万円）と定めて、自動車賃貸借契約を締結したところ、政務調査に係る分として、それぞれ 2 分の 1 に相当する 18 万円分の領収書の交付を受け、その全額を収支報告書に計上した。鈴木貢及び阿部光博は、いずれも補助参加人清水誠一の事務所の職員である。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまつたとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記カ) d のとおりである。

a 18 本件議員支出 4 6 の適法性

補助参加人高木宏壽に係る本件議員支出 4 6 が違法であることは争う。補助参加人高木宏壽は、西山油機株式会社で給油を受けている自動車のうちの 1 台を自らの専用車として政務調査活動及び後援会用務で使用し、その他のものを学校法人幌南学園幼稚園に係る用務で使用した。上記の専用車は、従前上記学校法人に係る用務で使用されていたことから、そのガソリン代については、引き続き、上記学校法人の会計から支出された。これは、上記学校法人により立て替えられたも

である。上記学校法人は、値引後の金額を支払い、領収書の交付を受けた。補助参加人高木宏壽は、上記学校法人に対し、上記の専用車の使用分を弁済しており、その際に、上記学校法人から領収書を受領している。補助参加人高木宏壽は、上記の専用車の使用分（立替金相当額）及び新日本石油株式会社への直接支払分の合計額（100円未満切り捨て）の2分の1を政務調査費として計上した。補助参加人高木宏壽は、自身の選挙区である札幌市豊平区の住民との意見交換や要望聴取のほか、広く道政全般について議会で質問をするため、資料の収集や現地の生の声を聞くことを目的として、市町村を始め、農業協同組合などの各種組合、団体等にも直接出向き、現地調査を行っていた。このような政務調査活動は、本会議や委員会の開催時以外は、ほぼ毎日のように行っており、地元での活動もあるが、むしろ道政全般に関する調査を行うためには、石狩支庁管内のほか、遠く管外に出る場合も多く、自動車の使用は不可欠であった。一方、補助参加人高木宏壽は、本会議又は委員会への出席や後援会活動など政務調査活動以外の活動のためにも自動車を使用していたところ、ガソリン代をこのような使途別に明確に区分することは困難であるため、概算で2分の1に按分した上、政務調査費に計上した。原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議又は委員会の出席分が含まれていたとしても、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないのであるから、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(カ)dのとおりである。

a 19 本件議員支出 48 の適法性

補助参加人高橋文明に係る本件議員支出 48 が違法であることは争

う。補助参加人高橋文明は、自由民主党斜里支部との間で、車両リース代及びガソリン代について、立替払契約等の契約書を取り交わしていない。補助参加人高橋文明は、公的な組織の方が賃貸人である有限会社北興レンタリースにとっても信頼性があるという理由により、便宜上、自由民主党斜里支部を賃借人として車両リース契約を締結したものである車両は、概ね補助参加人高橋文明がほとんど政務調査活動に使用し、広大なオホーツク総合振興局の管内を月 500 ないし 600 km、年間 6 万ないし 7 万 km 走行している。一方、事務所の職員も、これとは別の車両を、政務調査活動にも使用しながら、年間約 3 万 km 走行している。このように、広大な管内をカバーするため、複数の車両を年間約 10 万 km 走行させ、その活動の大半が政務調査活動であるが、一部に政党活動及び後援会活動も混在していることから、車両リース代の按分に当たっては、これらの活動に政務調査費が支出されているという疑義が差し挟まれる余地がないよう、念のため、2 分の 1 で按分し、政務調査費を充当している。すなわち、補助参加人高橋文明は、車両リース代を適切に按分し、むしろ、使用実態に比べて著しく低い按分割合で、政務調査費を充当しているのであり、政務調査費の支出は、何ら違法なものではない。賃借人が政党の支部であることから、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認されるという原告の主張は、単なる憶測によるものであり、失当である。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(カ)d のとおりである。

a 20 本件議員支出 50 の適法性

補助参加人竹内英順に係る本件議員支出 50 が違法であることは争

う。補助参加人竹内英順は、有限会社竹内山林緑化農園からトヨタクラウンを賃借料年額108万円で賃借した（この賃借料の額は、同車種のリース料の相場と比較して特に高額ではなく、実際に政務調査費として計上されたのは、按分により、その3分の1に相当する部分であったことを考え併せて、相当な金額である。）。補助参加人竹内英順は、賃借人を後援会事務所として、自動車賃借契約を締結しており、当該車両を、有限会社竹内山林緑化農園の社用等で使用するほか、政党活動、後援会活動及び政務調査活動に使用していたところ、政党活動での使用、後援会活動での使用及び政務調査活動での使用が混在し、政務調査活動の割合を明確に区分することが困難であることから、領収書等総括票においては、賃料を3分の1ずつ按分し、その1を政務調査活動に使用したものとして、政務調査費を充当した。この政務調査費の支出は、何ら違法なものではない。有限会社竹内山林緑化農園は、補助参加人竹内英順が取締役を務める会社であり、その代表者である竹内一秋は、補助参加人竹内英順の弟であるところ、議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契約の相手方（賃貸人）であるとしても、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法であるということはできないことは、後記（幼）dのとおりである。また、賃借人が後援会であることから、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認されるという原告の主張は、単なる憶測によるものであり、失当である。

a 21 本件議員支出53の適法性

補助参加人富原亮に係る本件議員支出53が違法であることは争う。

a 22 本件議員支出55の適法性

補助参加人中司哲雄に係る本件議員支出55が違法であることは争う。補助参加人中司哲雄は、事務所の職員を各地に出向かせ、管内外

の道政の実態把握のほか、住民からの意見収集や要望のヒアリングなど、政務調査活動の補助を行わせている。補助参加人中司哲雄は、当該職員からその所有する車両を借り上げ、そのガソリン代を支出したところ、領収書等総括票においては、便宜的にガソリン代に区分し、収支報告書においては、車両借上燃料費として計上した。補助参加人中司哲雄は、当該職員との間で、車両の借上げに係る契約書等を取り交わしておらず、ガソリン代に係る個々の給油の日付等に関する資料もない。また、補助参加人中司哲雄は、中司政策懇話会及び自由民主党中央標準支部との間で、立替払契約等の契約書を取り交わしていない。補助参加人中司哲雄は、車両の使用の対価及び車両の使用に伴い要したガソリン代の弁償として、当該職員に対し、車両借上料及びガソリン代相当分を支出しているのである（トヨタクラウンを使用する野表政美に対しては月額5万5000円、トヨタハリアーを使用する館下香子に対しては月額4万円。ただし、平成20年4月は、ハリアーを使用することができず、他から別の車両を借りて活動したことから、その借上げ相当分として、別途5000円を支出した。），労務の対価である人件費を補っているものではない。補助参加人中司哲雄は、当該職員に対して支出された車両借上燃料費のうち、領収書等の宛名が補助参加人中司哲雄である10万5000円のみを政務調査費に計上したのであり、上記の宛名が後援会又は政党の支部であるものは計上しなかった。これを按分割合に換算すると、政務調査費を充当したのは10%程度であり、賃借人が後援会又は政党の支部であることから、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認されるという原告の主張は、その前提を欠くものであり、失当である。

a 23 本件議員支出56の適法性

補助参加人中村裕之に係る本件議員支出56が違法であることは争

う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④dのとおりである。

a 24 本件議員支出 5 8 の適法性

補助参加人布川義治に係る本件議員支出 5 6 が違法であることは争う。補助参加人布川義治は、丸二北海煉瓦株式会社からマツダデミオを賃借料年額 3 0 万 4 1 1 0 円で賃借した（この賃借料の額は、同車種のリース料の相場と比較して特に高額ではなく、相当な金額である。）。丸二北海煉瓦株式会社は、補助参加人が取締役を務める会社であるが、議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契約の相手方（貸貸人）であるとしても、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法であるということはできないことは、後記④dのとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④dのとおりである。

a 25 本件議員支出 5 9 の適法性

補助参加人八田盛茂に係る本件議員支出 5 9 が違法であることは争う。補助参加人八田盛茂は、平成 2 3 年 5 月 3 0 日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、株式会社トヨタレンタリース札幌との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。なお、当初の契約書の「残価の精算」欄に記載がないのは、契約締結時に、後記④d のクローズドエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるもので

ないことは、後記④d のとおりである。補助参加人八田盛茂は、自身の選挙区である小樽市の住民との意見交換や要望把握のほか、同市における観光産業の推進を図るために、同市役所、観光団体、観光事業者などと懇談し、現状把握や課題の整理を進めるとともに、解決の方策について意見交換をしたり、後志支庁管内の主要な産業である水産業の推進を図るために、漁業協同組合などに直接赴き、現地調査を実施し併せて、市町村の水産関係課からの要望聴取を行うとともに、後志支庁の担当課と今後の対応について協議を行うなど、後志支庁管内を中心に、広く道内各地域で政務調査活動を行った。このような政務調査活動は、土日を含め、ほぼ毎日のように行っていたが、後志支庁管内は、特に沿岸部において交通の便が悪いほか、広く道内各地域での活動を支えるためには、自動車の使用は不可欠であった。補助参加人八田盛茂は、このような政務調査活動に、政務調査活動用の専用車両（株式会社トヨタレンタリース札幌からのリースに係る上記車両）を使用していたのであり、同専用車両に係るガソリン代（2 1 万 6 1 2 8 円）を全て政務調査費として計上すべきであるところ、政務調査費の支給額の範囲内とするため、2 分の 1 程度（1 0 万 8 3 4 5 円）に減額して計上した。補助参加人八田盛茂は、本会議又は委員会への出席のために、JR を利用するほか、上記専用車両とは別に保有していた後援会活動や私用等に使用する自動車を用いることもあったが、当該出席分のガソリン代は、政務調査費への計上から除外されているから、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。仮に、計上の誤りなどにより、領収書等の中に、本会議又は委員会への出席のための自動車の使用に係るガソリン代が含まれていたとしても、上記の減額計上により、当該出席分に係るガソリン代の支

出は、政務調査費として計上されていないということができるから、いずれにしても費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記④dのとおりである。

a 26 本件議員支出 6 2 の適法性

補助参加人原田裕に係る本件議員支出 6 2 が違法であることは争う。補助参加人原田裕は、平成 20 年 8 月 1 日、車両リース契約（再リース契約）のリース期間が終了したことから、株式会社札幌北洋リースに車両を返還した。なお、契約書には、残価金額の記載がないのは、契約締結時に、後記④d のクローズドエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記④d のとおりである。

a 27 本件議員支出 6 4 の適法性

補助参加人船橋利実に係る本件議員支出 6 4 が違法であることは争う。補助参加人船橋利実は、政務調査活動に係る支出を政務調査費の支給額の範囲内とするため、地崎商事株式会社への支出について、その 8 割相当を「内船橋利実分」とし、その合計額とその他の支出額の総合計額である 7 3 万 4 6 9 8 円を収支報告書に計上した。本件議員支出 6 4 に係る車両リース契約の車両リース代は年額 1 2 9 万 7 8 0 円（月額 1 0 万 8 1 5 0 円）であるところ、補助参加人船橋利実は、その活動実態に応じ、4 月ないし 11 月は当該車両の使用の 2 分の 1、12 月ないし 3 月は当該車両の使用の全てが、それぞれ政務調査活動に係るものであるとして、8 6 万 5 2 0 0 円を政務調査費から支出し、残りの 4 3 万 2 6 0 0 円は後援会で負担した。補助参加人船橋利実は、

その活動実態に応じ、上記車両リース代を適切に按分し、政務調査費を充当しているものであり、政務調査費の支出は、何ら違法なものではない（丙第 6 8 号証の「按分の考え方」欄に「全額充当している」という記載があるのは、上記 8 6 万 5 2 0 0 円を全額充当しているという意味である。）。賃借人が後援会であることから、政務調査費の使途が政治活動、後援会活動を目的とするものであることが推認されるという原告の主張は、単なる憶測によるものであり、失当である。補助参加人船橋利実は、平成 21 年 6 月 17 日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、株式会社トヨタレンタリース北見に車両を返還し、同社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。なお、当初の契約書の「残価の精算」欄に「する」、「予定残存額 9 0 万 円」とあるのは、契約締結時に、後記④d のオープンエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記④d のとおりである。補助参加人船橋利実の選挙区である北見市は市町村合併により東西に約 1 1 0 km と長い広大な行政区域となったところ、中央部は、網走支庁管内の商業の中心であるほか、タマネギ栽培に代表される農業が盛んであり、オホーツク海とサロマ湖に面する東部は、国内有数のホタテの産地として水産業が主たる産業となっている。また、西部は、大雪山国立公園に接し、林業が盛んな上、管内有数の温泉街も有している。補助参加人船橋利実は、地元にいる間、ほぼ毎日のように、このように多種多様な産業を有する北見市を中心に、管内外の市町村や企業、各種団体などに出向いたり、道政報告会の開催等を通じて、農業や水産業、自然保護などの地域の諸課題を含む道政全般に関する意見要望を聴取し、意見交換を行うとともに、現地調査を実施し、併せて、議会活動や道政の現状について報告をしていたが、自身が地元

に不在の間も、職員が各地域に赴き、資料情報の収集等をしていた。加えて、補助参加人船橋利実は、札幌市に滞在している間も、同市内や道央圏で、小中高校の校舎の耐震化や医師不足問題などの全道的課題について、現地に赴き、実情調査を行っていた。このような全道に跨がる政務調査活動を行うためには、自動車の使用が不可欠であるところ、補助参加人船橋利実は、ガソリン代のうち、その使途が政務調査活動に係るもののみを政務調査費とし、政務調査費の支給額の範囲内とするため、一部を減額して計上しているほか、そもそも、本会議又は委員会への出席のためにはJR又は航空機を利用しているから、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(b)のとおりである。原告が洗車料金、ワックス掛け、室内清掃料金と指摘する支出が収支報告書の添付書類中のいずれの支出をいうものか判然としないが、平成20年3月21日付けノンブッシング洗車3150円、同年4月8日付けノンブッシング洗車3150円、同日付けワックス掛け6300円、同月14日付けアルミローテーション3360円、同月18日付けアルミローテーション3360円、同日付けノンブッシング洗車3150円、同月30日付けノンブッシング洗車3150円、同年5月7日付けノンブッシング洗車3150円、同日付け室内清掃1050円、同月31日付けノンブッシング洗車3150円については、上記のとおり、いずれも政務調査費の支給額の範囲内とするため、その8割相当が政務調査費として計上されているところ、補助参加人船橋利実は、これらの支出の合計額の

8割に相当する2万6376円について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。

a28 本件議員支出65の適法性

補助参加人堀井学に係る本件議員支出65が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(b)のとおりである。補助参加人堀井学の選挙区である登別市がある胆振支庁管内は、道内有数の温泉地や工業地帯を抱えていることから、補助参加人堀井学は、観光振興や企業誘致など産業振興の施策について、管内の市町村や関係団体などを訪ね、意見要望の聴取を行うほか、議会審議のための地元住民との意見交換なども行った。補助参加人堀井学は、常任委員会の一つである文教委員会に所属しており、自身もスピードスケートの選手であったことから、胆振支庁管内はもちろんのこと、管外においても、スポーツ振興のための施策を検討するため、高等学校等の体育館やグラウンド等の体育施設の現地調査をしたり、教育、スポーツ関係者から意見要望の聴取を行った。このように、胆振支庁管内にとどまらず、全道に点在する教育、スポーツ関係施設をも対象として、政務調査活動を行うためには、自動車の使用が不可欠であるところ、補助参加人堀井学は、ガソリン代のうち、その使途が政務調査活動に係るもののみを政務調査費として全額計上した。補助参加人堀井学は、本会議又は委員会への出席のためにはJRを利用していたが、稀に自動車を使用することがあっても、ガソリン代は、その使途が政務調査活動に係るもののみが政務調査費として計上され、政務調査活動以外の活動で自動車を使用した場合のガソリン代については、政務調査費の計上か

ら除外されていたから、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(a)dのとおりである。原告が指摘する解氷ウオッシャー液、パワステADは、その全額が政務調査費として計上されたが、補助参加人堀井学は、これらの支出の合計額である1890円について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。

a 29 本件議員支出66の適法性

補助参加人本間駿に係る本件議員支出66が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記(a)dのとおりである。

a 30 本件議員支出68の適法性

補助参加人村田憲俊に係る本件議員支出68が違法であることは争う。補助参加人村田憲俊の本件議員支出68に係る自動車賃貸借契約の貸人である佐藤政勝は、補助参加人村田憲俊の事務所の職員である。議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契約の相手方（貸貸人）であるとしても、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法であるということはできないことは、後記(a)dのとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまつたとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないこと

は、後記(a)dのとおりである。

a 31 本件議員支出70の適法性

補助参加人山本雅紀に係る本件議員支出70が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記(a)dのとおりである。

a 32 本件議員支出71の適法性

補助参加人吉田正人に係る本件議員支出71が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記(a)dのとおりである。

a 33 本件議員支出72の適法性

補助参加人和田敬友に係る本件議員支出72が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまつたとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(a)dのとおりである。

(イ) 民主党道民連合に所属する議員に係る本件各議員支出の適法性

民主党道民連合に所属する議員は、平成20年度に支出した車両リース代及びガソリン代のうち、議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換、関係諸団体への道政報告などの政務調査活動に充てた分を按分等により政務調査費として計上したものであり、その使途、金額、按分等の考え方、その割合等について、不自然、不合理な点はなく、その支出が政務調査費の使途基準に照らし明らかに必要性、合理性を欠くなど、議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出した事実は認めることができない。

b 1 本件議員支出3の適法性

補助参加人池田隆一に係る本件議員支出34が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行

に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。

b 2 本件議員支出4の適法性

補助参加人池本柳次に係る本件議員支出4が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。

b 3 本件議員支出8の適法性

補助参加人伊藤政信に係る本件議員支出8が違法であることは争う。

b 4 本件議員支出10の適法性

補助参加人稲村久男に係る本件議員支出10が違法であることは争う。補助参加人稲村久男は、原告の指摘に係る自動車賃貸借契約の賃貸人である有限会社総合総社ツヅキとの間に特別な関係を有していない。補助参加人稲村久男が地元の砂川市で営業する同社と契約を締結したのは、大手のリース会社からリースするためには、滝川市まで出向く必要があったためである。補助参加人稲村久男は、契約の締結に当たり、議員の任期（4年）を考慮し、長期のリースにならないよう、リース期間を2年間とすることを要望したところ、月額13万170円の賃料を提示され、契約の締結に至ったものであり、その契約に基づく支出は、議員の裁量的判断を逸脱してされたものということはできず、違法な政務調査費の支出であるということはできない。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。補助参加人稲村

久男は、砂川市の職員であったことから、各市町村を訪問し、地方財政などについての意見の聴取を行うとともに、各定例会の議論の経過等の説明をした。補助参加人稲村久男は、自身の選挙区がある空知管内においては、小規模な消防本部が多いことから、消防体制の充実強化のため、消防の広域化や消防救急無線のデジタル化を推進する活動をしており、各消防本部や各市町村防災担当部局との意見交換などもした。さらに、補助参加人稲村久男は、空知管内においても、他の地域と同様、医師が不足する地域があることから、医療等の現状を把握するため、支庁や保健所を訪問するなどした。このような政務調査活動は、本会議や委員会がないときは、週に3日以上行っており、本会議や委員会があっても、質問に立つ場合は、地元市町村に戻り、意見交換を行うことも、しばしばであったから、空知管内の公共交通機関の便の悪さを考えると、自動車の使用が不可欠であった。そして、補助参加人稲村久男は、本会議や委員会への出席のためにはJRを利用していたが、本会議や委員会の前後に南幌町や栗山町などで政務調査活動の予定がある場合は、自動車を使用することもあるなど、政務調査活動以外の活動にも自動車を使用していたところ、ガソリン代をこのような使途別に明確に区分することは困難であるため、概算で2分の1に按分した上、政務調査費に計上した。原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議又は委員会の出席分が含まれていたとしても、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないのであるから、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記④d のとおりである。

b 5 本件議員支出13の適法性

補助参加人蝦名清悦に係る本件議員支出13が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(c)dのとおりである。

b 6 本件議員支出19の適法性

補助参加人岡田篤に係る本件議員支出19が違法であることは争う。補助参加人岡田篤は、自身の選挙区である釧路支庁管内の主要産業である水産業や酪農業の基盤整備、エゾシカ被害対策などのほか、医師不足に代表される地域医療の問題や雇用対策など、道政全般にわたる諸課題について、議会審議のための政務調査活動を行うため、主に釧路支庁管内を中心として、農業協同組合、漁業協同組合、各種業界団体、各市町村や、地域住民の集会などに直接出向き、道政の報告を行うとともに、情報収集や意見要望の聴取を行ったほか、管外での情報交換も行った。補助参加人岡田篤は、釧路支庁管内の中央部に位置する釧路町を地元とするところ、管内の北端にある弟子屈町や東端にある浜中町に行くには、自動車でも片道2時間掛かるのであり、管外での活動も含め、政務調査活動を行うには、自動車が不可欠であった。補助参加人岡田篤は、政務調査活動以外の活動には、有限会社アクツを賃貸人とする自動車賃貸借契約により賃借した車両とは別の車両を使用しているのであり、政務調査費に計上したガソリン代は、政務調査活動に使用している車両に係るもののみであるが、政務調査活動とそれ以外の活動との明確な区分が困難な場合があることを考慮して、8割に按分した。補助参加人岡田篤は、本会議又は委員会への出席のためには、JR又は航空機を利用しているのであり、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(c)dのとおりである。

b 7 本件議員支出20の適法性

補助参加人岡田俊之に係る本件議員支出20が違法であることは争う。補助参加人岡田俊之の選挙区である渡島支庁管内の産業は、農業、漁業、商工業など多種多様であり、補助参加人岡田俊之は、管内の市町村や幅広い分野の各種団体に直接出向いて政務調査活動を行ったほか、サハリンとの経済交流の促進のため、函館市や渡島支庁に出向くことも多く、また、平成20年に開催された洞爺湖サミットに関連して、森林の環境保全の問題にも力を入れていた。交通の便の悪い道南で、このような政務調査活動を行うためには、自動車の使用が不可欠であった。補助参加人岡田俊之は、本会議や委員会への出席のためには特に冬期間はJRを利用することが多かったところ、仮に自動車を使用して出席することがあったとしても、当該使用に係るガソリン代は政務調査費として計上しない一方、本会議や委員会が開かれているときであっても、議会での質問を作るために必要になれば、合間を見て関係各所を自動車で訪問することがあり、その際の給油に係るガソリン代は政務調査費に計上した。すなわち、補助参加人岡田俊之が領収書等総括票に添付した領収書等の写しは、いずれも政務調査活動のみに使用されたガソリン代に係るものであり、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(c)dのとおりである。

ない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(力)dのとおりである。

b 8 本件議員支出21の適法性

補助参加人沖田龍児に係る本件議員支出21が違法であることは争う。補助参加人沖田龍児は、常任委員会である水産林務委員会の委員長であったことから、自身の選挙区である苫小牧市のある胆振管内だけでなく、管外においても、水産業の状況を把握し、対策を検討するため、市町村や漁業協同組合に出向いて調査をしたり、支庁の担当課から道の対応についての聴取を行った。また、補助参加人沖田龍児は、このような水産関係の調査にとどまらず、本会議や予算特別委員会などで質問をする際は、質問に関係する現地の意見や要望等を聴取するとともに、議会での議論の経過を報告する必要があり、地元の胆振支庁や隣接する後志支庁管内を中心に、広範囲で活動する必要があり、自動車の使用は不可欠であった。そして、補助参加人沖田龍児は、本会議や委員会への出席にも自動車を使用することがあるなど、政務調査活動以外の活動にも自動車を使用していたところ、ガソリン代をこのような使途別に明確に区分することは困難であるため、概算で2分の1に按分した上、政務調査費に計上した。原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議の出席分が含まれていたとしても、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないのであるから、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(力)dのとおりである。

b 9 本件議員支出26の適法性

補助参加人梶谷大志に係る本件議員支出26が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(力)dのとおりである。補助参加人梶谷大志は、北海道教育委員会による公立高等学校配置計画の策定に伴う高校再編などの教育問題や、長引く不況に苦しむ中小・零細企業向け対策など、道政全般にわたり調査を行うため、自身の選挙区である札幌市清田区がある石狩支庁管内を中心に政務調査活動を行った。石狩支庁管内は、札幌市の一部において公共交通機関が発達しているものの、清田区などは地下鉄もなく、自動車がなければ移動は不便であり、札幌市以外の地域は道内の他の地域と同様、交通の便が悪く、政務調査活動を行うに当たり、自動車の使用は不可欠であった。補助参加人梶谷大志は、本会議や委員会への出席の際は、バスと地下鉄を乗り継いで、北海道議会庁舎に出向いていたが、本会議や委員会の前後に札幌市内やその近郊で政務調査活動の予定がある場合は、自動車を使用することがあり、このような自動車の使用も含め、政務調査活動以外の活動にも自動車を用いていた。また、後援会宛ての領収書に係る給油については、政務調査活動と後援会活動が混在していた。補助参加人梶谷大志は、ガソリン代をこのような使途別に明確に区分することは困難であるため、次の例外的な場合を除き、概算で2分の1に按分した上、政務調査費に計上した。原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議の出席分が含まれていたとしても、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないのであるから、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。なお、補助参加人梶谷大志は、政務調査活動のみに使用したことが明確なものは全て政務調査費として

計上した。すなわち、補助参加人梶谷大志は、ガソリンが満タンの状態から政務調査活動で自動車を使用した後にガソリンを給油して満タンにした場合など、ガソリン代の使途が政務調査活動のみであることが明らかな場合には、例外的に、その全額を政務調査費に計上していくのであり、この例外的な場合に当たる平成20年11月10日の給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はないのであって、これについても費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記カドのとおりである。補助参加人梶谷大志は、原告が指摘する洗車料金を、いずれも2分の1に按分した上、政務調査費として計上したが、その合計額である1995円について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。

b10 本件議員支出32の適法性

補助参加人北口雄幸に係る本件議員支出32が違法であることは争う。補助参加人北口雄幸の選挙区である上川支庁管内は、道内有数の農業地帯であることから、補助参加人北口雄幸は、特に農業に関心を持ち、政務調査活動を行っており、農作物の生育状況を調査するため、時宜に応じて管内を視察するほか、特に冷害や風水害が懸念される場合には、現地の実情を把握するだけでなく、上川支庁などの行政機関に出向き、行政側の対応状況を把握するとともに、その対応策について意見交換をするなどした。また、補助参加人岡田俊之は、管内をくまなく巡回する際には、農業協同組合の関係者や、市町村長を始め、地域の諸課題について幅広く意見交換や情報収集を行うほか、農地改

良のための補助などの要望の聴取もした。このような政務調査活動は、本会議や委員会のため、札幌に滞在しているとき以外は、毎日のように行っており、南北に200km以上あり、広域にわたり、交通も不便な管内をくまなく回るために、自動車の使用が不可欠であった。補助参加人北口雄幸は、ガソリン代のうち、その使途が政務調査活動に係るもののみを政務調査費として計上したし、そもそも、本会議や委員会への出席のためにはJRを利用しているから、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記カドのとおりである。なお、平成20年11月3日の給油を行ったのは、士別ではなく、占冠である。

b11 本件議員支出33の適法性

補助参加人北準一に係る本件議員支出33が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記カドのとおりである。補助参加人北準一は、自身の選挙区である空知支庁管内の奈井江町で農業を営む者であり、常任委員会の一つである農政委員会のほか、特別委員会である食と観光対策特別委員会にも所属していたことから、農業は議員としての主要な政策テーマの一つであった。そのため、補助参加人北準一は、管内の農作物の生育状況や道の農業農村整備事業の進捗状況を把握するため、時宜に応じて現地視察を行ったほか、平成20年5月に衆議院で法案が廃案になった農業者戸別所得補償制度や、当該農業者の経営を圧迫していた原油、肥料、飼料価格の高騰などのタイムリー

な課題も取り上げながら、現地で農業者や農業協同組合、土地改良区の関係者などと意見交換をしたり、それらの者から要望を聴取したりした。また、空知支庁管内では、平成19年に財政再建団体に指定された夕張市を始め、多くの旧産炭地の市町村が厳しい財政状況にあったことから、このような市町村を回り、財政健全化や産炭地域の振興策などについて要望や意見の聴取をした。このように、補助参加人北準一の政務調査活動は、地元である空知支庁管内を中心に、本会議や委員会がないときは3日に2回程度の頻度で行われていたが、同管内は、東西に約70km、南北に約180kmの広大な行政区域を有し、市町村の数も25を数える一方、交通が不便であり、これら多くの市町村を効率的に巡回するためには、自動車の使用が不可欠であった。そして、補助参加人北準一は、本会議や委員会への出席などにも自動車を使用していたが、ガソリン代などの政務調査費への計上に当たっては、政務調査活動の実態を踏まえて充当（減額）したのであり、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議又は委員会の出席分が含まれていたとしても、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないのであるから、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。加えて、原告が指摘する運転手当の支出は、補助参加人北準一が特別委員会の終了後、札幌市内に所在する北海道農業協同組合中央会や、連合北海道など複数の事務所を訪問し、道政の報告や意見交換をするに当たり、積雪で道路状況が悪い札幌市中心部を効率的に走行しなければならないこと、特に中心市街地において駐車場の確保が困難であることを考慮し、知人に自動車の運転及びこれらの事務所に訪問中の車中での待機を依頼したことに対する対価として支払われたものであるから、これは、まさしく政務調査費として計上すべき費用であり、特別委員会への出席に係る費用として支払われたものではないから、

当該支出分の政務調査費への計上は、費用弁償の支給との二重取りに当たらないことは明らかである。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記④dのとおりである。なお、補助参加人北準一のガソリン代に係る領収書等総括票には、収支報告書の燃料交通費に計上されている2件分の支出に係る振込受付書の写しが添付されていなかったのである、上記領収書等総括票の「領収書等合計額」欄に記載された金額である70万9637円は、上記添付漏れの金額と、算入漏れの金額とを加えた、77万0795円が正確である。

b12 本件議員支出35の適法性

補助参加人木村峰行に係る本件議員支出35が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記④dのとおりである。補助参加人木村峰行の選挙区は旭川市であるところ、補助参加人木村峰行は、上川支庁管内の市町村の財政状況や観光振興の状況を把握するため、各市町村や各種団体の関係者を直接訪ねたり、管内の農業の基盤整備の現況や下川町でのダム建設に係る調査をしたり、管外である札幌市の福祉団体の会合に参加し、福祉施策の現状や課題の把握のための調査をするなどしていたのであり、旭川市内に限らず、上川支庁管内を中心、管外も含め、幅広く政務調査活動をしていた。補助参加人木村峰行は、このような活動を通じて、情報収集や課題の把握に努めるほか、市町村や各種団体の関係者、地元住民に道政の報告をするとともに、意見交換や要望の聴取をした。このように、広域に及ぶ政務調査活動を行うためには、自動車の使用が不可欠であるところ、補助参加人木村峰行は、ガソリン代のうち、主に政務調査活動に使用したと判断したものについて、領収書等を保管した上、それらの使途の一部

に政務調査活動以外の活動に係る分が含まれる可能性を考慮し、約8割に按分した上、政務調査費に計上した。そして、補助参加人木村峰行は、本会議や委員会への出席のためにはJRを利用し、自動車を使用するのは極稀なケースであったところ、その稀なケースに係るガソリン代は、当然に政務調査活動に使用したものとは取り扱われず、政務調査活動分として保管される領収書等の中に含まれることはないから、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。仮に、領収書等の仕分けの誤りなどにより、こうした稀なケースに係るガソリン代が、政務調査活動分として保管される領収書等の中に紛れることがあり、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議又は委員会への出席分が含まれることがあったとしても、上記の按分により、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないということができるから、いずれにしても費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。なお、原告が札幌市内でされたものであると指摘する給油は、いずれも、領収書の発行者が札幌市内に本店を有する会社になっているだけであり、実際に給油した場所は旭川市内（旭川市永山）にあるガソリンスタンドである。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記④dのとおりである。

b13 本件議員支出39の適法性

補助参加人斎藤博に係る本件議員支出39が違法であることは争う。補助参加人斎藤博は、平成22年9月19日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社との

間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。なお、当初の契約書の「残価清算方式・残価」欄に「オープンエンド39万2000円」とあるのは、契約締結時に、後記④dのオープンエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記④dのとおりである。

b14 本件議員支出40の適法性

補助参加人佐々木恵美子に係る本件議員支出40が違法であることは争う。補助参加人佐々木恵美子は、平成21年5月31日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社に車両を返還し、同社とは別の会社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。なお、残価清算方式について、オープンエンド方式とクローズドエンド方式のいずれが選択されていたかは明らかでないが、いずれが選択されていたとしても、後記④dのとおり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④dのとおりである。補助参加人佐々木恵美子は、道政全般について政務調査活動を行っているが、自身の選挙区である十勝支庁管内は農業が産業の中心であるから、農作物の生育状況を把握するため、時宜に応じて現地視察を行うのはもちろん、障害者関連施設の現状把握のため、障害者に関する施設や障害者の雇用状況について調査を実施するなど、地域事情を把握するための視察をするとともに、関係各所や関係者との懇談、要望聴取、意見交換などをした。このような政務調査活動は、十勝支庁管内を中心に行うものであった

が、ときには釧路支庁管内や根室支庁管内にも出向くことがあったところ、道東は、広大な上、中山間地も多く、公共交通機関が未発達であり、調査対象を効率的に巡回するには、自動車の使用が不可欠であった。そして、補助参加人佐々木恵美子は、ガソリン代のうち、政務調査活動のみに使用したものは全額を政務調査費に計上する一方、一部に政務調査活動以外の活動が混在する場合には、按分の上計上したのであり、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はないか、按分により政務調査費として計上されていないというべきであるが、そもそも、補助参加人佐々木恵美子は、本会議や委員会への出席のためにはJRを利用しているから、これらのガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(a)dのとおりである。なお、原告が給油に係るものであると指摘する平成21年3月31日の支出は、オイル、エレメント代に係るものであり、その全額である5145円が政務調査費に計上されたが、補助参加人佐々木恵美子は、その全額について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。

b15 本件議員支出43の適法性

補助参加人佐野法充に係る本件議員支出43が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に

何ら違反するものではないことは、後記(a)dのとおりである。

b16 本件議員支出44の適法性

補助参加人沢岡信広に係る本件議員支出44が違法であることは争う。補助参加人沢岡信広は、自身の選挙区である北広島市で、地元住民や各種団体の道政相談に応じ、要望の聴取に努めるとともに、それらの者との意見交換を通じて、地域の諸課題を把握するほか、全道的課題である道立高校の再編問題や、道内の医師不足の状況などを調べるために、調査の対象を同市内に限ることなく、他の市町村や医師不足に悩む公立病院などにも直接赴き、調査を実施していた。このような政務調査活動を行うためには、他の市町村はもちろんのこと、地元である北広島市内においても、交通の便がよいということはできないことから、自動車の使用が不可欠であるところ、補助参加人沢岡信広は、ガソリン代の政務調査費への計上に当たり、政務調査活動に係るガソリン代と、その他の活動に係るガソリン代とを区分し、政務調査活動分について、その全額を政務調査費として計上している（補助参加人沢岡信広は、個々の給油を、政務調査活動、私用・党務活動、私用・後援会活動の三つに仕分けしていた。ただし、私用・後援会活動については、私費により賄ったものなど領収書等を保管していないものもあるため、領収書等総括票には、私用・後援会活動に係る領収書等の写しは添付せず、領収書等合計額にも計上していない。）。補助参加人沢岡信広は、本会議や委員会への出席のために、JRを利用するほか、自動車を使用することもあったが、補助参加人沢岡信広は、ガソリン代のうち政務調査活動分のみを政務調査費として全額計上したのである、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。なお、平成21年3月27日の給油に係るガソリンの使途

は、そもそも、私用・党務活動分として仕分けられており、当該支出は政務調査費に計上されていないから、当該ガソリンの使途に、本会議への出席が含まれているか否かを検討するまでもなく、当該支出が政務調査費に計上されたとして費用弁償の支給との二重取りの疑いを指摘する原告の主張は、その前提を欠き、失当である。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記④dのとおりである。さらに、補助参加人沢岡信広は、原告が指摘する洗車料金等を、いずれも全額、政務調査費として計上したが、これらの支出の合計額である1万1550円について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。

b17 本件議員支出47の適法性

補助参加人高橋亨に係る本件議員支出47が違法であることは争う。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④dのとおりである。

b18 本件議員支出49の適法性

補助参加人滝口信喜に係る本件議員支出49が違法であることは争う。補助参加人滝口信喜は、平成21年7月18日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、トヨタカローラ室蘭株式会社との間で、再リース契約を締結し、さらに、再々リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。なお、当初の契約書の「残価の精算」欄に「しない」とあるのは、契約締結時に、後記④dのクローズドエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権

の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記④dのとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④dのとおりである。

b19 本件議員支出51の適法性

補助参加人田島央一に係る本件議員支出51が違法であることは争う。補助参加人田島央一は、自身の選挙区である宗谷支庁管内を中心に政務調査活動を行っており、水産業の関係で町村や漁業協同組合に赴き、漁業の安全操業や販売ルート等の情報収集を行ったほか、エゾシカの被害を調査するため、現地に赴いて、被害状況を確認するとともに、その対策について関係者や行政機関と意見交換を行った。また、補助参加人田島央一は、子育て支援や障害児の対策についても、市町村を回り、保育所や障害児施設の状況や必要とする支援に関する要望等を聴取した。宗谷支庁は東西に100kmを大きく超え、南北も100kmに及ぶ広大なものであるが、公共交通機関が貧弱であるため、政務調査活動を行う上で、自動車の使用が不可欠である。補助参加人田島央一の自宅がある枝幸町にはJRもなく、札幌市まで公共交通機関で出向くのは不便であるため、補助参加人田島央一は、本会議や委員会への出席のためにも、主に自動車を使用するなど、政務調査活動以外の活動にも自動車を使用していたところ、ガソリン代をこのような使途別に明確に区分することは困難であるため、政務調査活動に使用したことが明確な2件を除き、概算で4分の1に按分した上、政務調査費に計上した。原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議の出席分が含まれていたとしても、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないのであるから、費用

弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記④d のとおりである。なお、原告は、平成21年3月19日が本会議の前日であると主張するが、同月20日は国民の祝日（春分の日）であり、本会議は開催されなかつたのであり、前提事実に誤りがある。

b20 本件議員支出52の適法性

補助参加人田村龍治に係る本件議員支出52が違法であることは争う。補助参加人田村龍治は、平成23年6月14日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。なお、当初の契約書の「残価清算方式・残価」欄に「オープンエンド143万9000円」とあるのは、契約締結時に、後記④d のオープンエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記④d のとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。

b21 本件議員支出54の適法性

補助参加人長尾信秀に係る本件議員支出54が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記④d のとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくもので

あり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記④d のとおりである。

b22 本件議員支出57の適法性

補助参加人中山智康に係る本件議員支出57が違法であることは争う。補助参加人中山智康の選挙区である伊達市は、農業や水産業などの第1次産業が基幹産業であり、中でも道内有数の恵まれた気候風土を生かした野菜生産がその中心となっているところ、平成20年当時、肥料、生産資材が高騰する一方で、野菜価格は低迷している状況にあり、補助参加人中山智康は、その対策について、生産者、農業協同組合、農業改良普及センターなどを訪れ、意見交換や要望把握を行った。また、補助参加人中山智康は、食と観光特別委員会に所属し、観光振興にも重点を置いた活動をしていたが、胆振支庁管内においては、洞爺湖有珠山が世界ジオパークの候補地であったことから、その加盟認定に向けた道の支援や、観光振興の面での活用方法などについて、関係市町村や観光協会などと意見交換をした。このように、補助参加人中山智康は、地元である伊達市を含む胆振支庁管内を中心に、議会の審議のための情報収集、地元住民などとの意見交換、要望把握などの様々な政務調査活動を行っていたところ、そもそも、伊達市は旧大滝村と飛び地合併したものであるため、市内の移動だけでも相当な距離になる上、上記の世界ジオパークに係る活動のように、その政務調査活動の範囲は、同市内に限られず、管内全体に及び、管外での情報交換や現地視察を行うこともあったから、自動車の使用は不可欠であった。補助参加人中山智康は、こうした政務調査活動のほか、本会議又は委員会への出席など、政務調査活動以外の活動にも自動車を使用していたが、それらに係るガソリン代のうち、議会の登庁日に係るガソリン代は除外するなどして、政務調査活動に充てたと判断されるもの

のみを、同様に、登庁日に係る高速道路の通行料金を除外するなどして、政務調査活動に充てたと判断されるその他の交通費と共に、政務調査費として計上したから、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(b)dのとおりである。補助参加人中山智康は、政務調査活動に係るガソリン代、高速道路の通行料金代、その他の交通費として、48万2482円を政務調査費に計上した。上記のガソリン代、高速道路の通行料金代、その他の交通費の合計額は48万5365円であり、その中に、原告が指摘するオイルエレメント、エンジンオイル交換費用、室内清掃料金は含まれていない（平成20年10月13日付け領収書に記載されている各費用中、上記48万5365円に計上されているのは、ガソリン代7334円のみである。）。したがって、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張は、前提を欠き、失当である。なお、補助参加人中山智康は、原告が指摘するETC料金を政務調査費として計上したが、これらの支出の合計額である6300円について、収支報告書の減額修正をし、これを既に返納したから、これらの費用を政務調査費から支出したことが違法であるという原告の主張には理由がない。

b23 本件議員支出61の適法性

補助参加人林大記に係る本件議員支出61が違法であることは争う。補助参加人林大記は、事務所の職員である的場芳男に対し、政務調査活動に係るガソリン代を支出し、領収書の交付を受けたが、個々の給

油の日付及び支出の具体的な費目に関する資料はない。的場芳男は、自家用車を政務調査活動に使用しており、自家用車のガソリン代が月額概ね2万円であるところ、政務調査活動に係る支出は、その概ね2分の1程度であるが、事務所の予算を考慮の上、約3分の1に相当する6000円を毎月定額で支出している。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記(b)dのとおりである。補助参加人林大記は、自身の選挙区である札幌市南区がある石狩支庁管内を中心に政務調査活動を行っているが、会派内に設置された障害児・者条例検討プロジェクトの会長を務めるなど、障害者を始め、児童や高齢者の福祉の向上を自身の主要なテーマの一つとしていることから、とりわけ、福祉団体・施設の職員からの意見要望の聴取や、当該施設の現地視察のほか、関係市町村や道の福祉関係機関を訪ねての福祉施策に関する意見交換をしてきた。札幌市南区は、同市に10ある区の中で、最も広い行政区画を有しているところ、同区内においては、市営地下鉄の沿線を除くと、自動車がなければ移動が不便であり、また、道内では、札幌市の中心部を除く、大半の地域で交通の便が悪いことから、このような政務調査活動を行うには、自動車の使用が不可欠であった。そこで、補助参加人林大記は、自動車リース契約によりリースした車両を用いて政務調査活動を行うほか、議員本人が同行しない活動として、職員らに各自の自家用車による政務調査活動を行わせていた。補助参加人林大記は、このような政務調査活動に係るガソリン代（駐車料金を含む。）を全て政務調査費として計上すべきところ、政務調査費の支給額の範囲内とするため、減額して計上したが、ここで計上されたガソリン代は、いずれも、政務調査活動に係るものであり、補助参加人林大記は、本会議や委員会への出席のためには、事務所の近くの市営地下鉄南北線澄川駅から地下鉄を利用しているから、原告が指摘する給油に係るガソリン

の使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(イ)のとおりである。

b 24 本件議員支出 6 3 の適法性

補助参加人福原賢孝に係る本件議員支出 6 3 が違法であることは争う。補助参加人福原賢孝は、平成 21 年 8 月 4 日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、日本カーソリューションズ株式会社との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けたが、その後、再リース期間も終了したことから、同社に車両を返還し、同社とは別の会社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。なお、当初の契約書には、車両の残価についての記載がないが、残価清算方式について、オープンエンド方式とクローズドエンド方式のいずれが選択されていたとしても、後記(イ)のとおり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。補助参加人福原賢孝の選挙区である檜山支庁管内は南北に長く、主要産業の構成も異なるため、補助参加人福原賢孝は、主に北檜山では、農作物の生育調査や病害虫の状況を把握するための現地調査を実施し、南檜山では、このような農業に係る調査のほか、水産業の現状把握のため、各漁港を回り、漁獲量や漁港整備の状況などについて調査を行った。補助参加人福原賢孝は、檜山支庁管内の市町村の財政状況や医療福祉の現況を把握するため、町役場や保健所なども回っていたが、このような調査を、ほぼ毎日のように行っており、併せて、市町村や各種団体、地元住民らと意見交換をするほか、要望の聴取を行った。このように、補助参加人福原賢孝は、主に檜山支庁管内を中心に政務調査活動を行っていたが、同管内は、交

通が極めて不便である上、全道的課題である医療や福祉の問題について調査するため、札幌市内で各種団体などを訪問し、調査を行う機会も多かったから、政務調査活動を行う上で、自動車の使用は不可欠であった。補助参加人福原賢孝は、このような政務調査活動に、政務調査活動用の専用車両（日本カーソリューションズ株式会社からのリースに係る上記車両）を使用していたから、専用車両に係るガソリン代（12万6393円）を全て政務調査費として計上すべきところ、政務調査費の支給額の範囲内とするため、11万1000円に減額して計上したが、ここで計上されたガソリン代は、いずれも、政務調査活動に係るものであり、そもそも、補助参加人福原賢孝は、本会議又は委員会への出席のためにはJRを利用しているから、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はなく、したがって、当然に、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(イ)のとおりである。

b 25 本件議員支出 6 7 の適法性

補助参加人三津丈夫に係る本件議員支出 6 7 が違法であることは争う。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記(イ)のとおりである。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記(イ)のとおりである。

(イ) フロンティア議員会に所属する議員に係る本件各議員支出の適法性

フロンティア議員会に所属する議員は、平成20年度に支出した車両リース代及びガソリン代のうち、議会審議のための情報収集、地域住民との意見交換、関係諸団体への道政報告などの政務調査活動に充てた分を按分等により政務調査費として計上したものであり、その使途、金額、按分等の考え方、その割合等について、不自然、不合理な点はなく、その支出が政務調査費の使途基準に照らし明らかに必要性、合理性を欠くなど、議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出した事実は認めることができない。

c 1 本件議員支出16の適法性

補助参加人大河昭彦に係る本件議員支出16が違法であることは争う。補助参加人大河昭彦は、平成21年6月27日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、北海道自動車リース株式会社との間で、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けた。補助参加人大河昭彦は、平成23年6月の再リース期間の終了時、同社に車両を返還し、同社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結する予定であったが、同年3月に発生した東日本大震災の影響で納車が遅れることが見込まれたことから、政務調査活動に影響が生ずることをさけるため、上記車両の譲受けを希望していた市川淳一に後に譲渡することを予定し、新しい車両の納車があるまでの間のつなぎとして、政務調査費以外の経費により、当該車両を買い取った。補助参加人大河昭彦は、その車両を、暫時、政務調査活動に使用した後、新たにリース契約を締結した別の車両の納車を待って、市川淳一に上記買取額と同額で譲渡した。なお、当初の契約書の「残価の精算」欄に「しない」とあるのは、契約締結時に、後記(d)のクローズドエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記(d)のとおりである。

補助参加人大河昭彦は、空知管内の主たる農作物であるイネなど、農作物の生育状況や、道の農業農村整備事業の進捗状況の把握のための視察、そうした事情を踏まえた農家との意見交換、公共事業費の減少に苦しむ建設業者との意見交換などのほか、自然災害による被災状況の把握、確認のための視察などの政務調査活動を行っていた。その頻度は、本会議や委員会がないときは、ほぼ毎日であり、その活動範囲も、自らの選挙区である滝川市内に限らず、空知管内や管外にも広がっていたため、政務調査活動を行うには、自動車の使用が不可欠であった。補助参加人大河昭彦は、本会議や委員会への出席にも、自動車を用いることがあるなど、政務調査活動以外の活動にも自動車を用いていたところ、ガソリン代をこのような使途別に明確に区分することは困難であるため、概算で2分の1に按分した上、政務調査費に計上した。原告が指摘する給油に係るガソリンの使途として、本会議の出席分が含まれていたとしても、当該出席分に係るガソリン代の支出は、政務調査費として計上されていないのであるから、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記(d)のとおりである。なお、原告は、丙第13号証の2のレシートの3枚目の記載に基づいて、補助参加人大河昭彦が平成20年6月16日に給油したと主張するが、同レシートには、「6月16日(金)」ではなく、「5月16日(金)」と印字されているのである(同年6月16日は月曜日である。), 前提事実に誤りがある。

c 2 本件議員支出22の適法性

補助参加人織田展嘉に係る本件議員支出22が違法であることは争う。補助参加人織田展嘉は、平成23年6月19日、車両リース契約

のリース期間が終了したことから、日立キャピタルオートリース株式会社に車両を返還し、同社とは別の会社との間で、新規に別の車両のリース契約を締結した。なお、原告が指摘する車両の残存価格（丙第79号証の「精算基準額（残存価格）」）の表示は、契約締結時に、後記付dのオープンエンドによる精算方法を選択したという趣旨であり、返還した車両の所有権の帰趨とは関わりがない。維持管理費を含むリース料を政務調査費に計上することは、何ら違法となるものでないことは、後記付dのとおりである。補助参加人織田展嘉は、自身の選挙区である石狩市の花畔で農業を営む者であることから、農作物の生育状況に深い関心があり、石狩市の中でも合併により同じ市内になった旧厚田村や旧浜益村の農作物の生育状況についても、時宜に応じて視察を行ったほか、水産業の関係でも、漁港に出向いての漁獲量の調査や、漁業協同組合からの要望聴取を行った。また、平成20年頃は、災害に関する調査の機会も多く、補助参加人織田展嘉は、このような事情を踏まえた現地視察や、地元住民、行政機関との意見交換を行った。さらに、補助参加人織田展嘉は、石狩川河口の土砂堆積の現況を把握するため、頻繁に河口付近を視察するなど、石狩市内を中心に戸籍調査活動を行ったが、市内とはいっても、最北端の旧浜益村まで移動すれば片道80kmの道程であり、公共交通機関の状況からしても、自動車の使用は不可欠であった。このような自動車を使用した政務調査活動は、補助参加人織田展嘉が所有する車両のほか、車両リース契約によりリースした車両により行われたところ、政務調査費として計上したガソリン代の支出は、事務所の職員による政務調査活動の補助のための専用車である後者の車両に係るものだけであり、そもそも、原告が指摘する給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地はないから、費用弁償の支給との二重取りということはできず、本件条例、本件規程に違反しない。また、議員

が同行しない活動のための支出については、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされるなどした場合に限られるという原告の主張が失当であることは、後記付dのとおりである。

c 3 本件議員支出37の適法性

補助参加人久保雅司に係る本件議員支出37が違法であることは争う。補助参加人久保雅司は、株式会社ホンダオートトラストとの間で、平成20年4月から平成23年3月までの自動車リース契約を締結し、月額4万5450円でホンダストリームをリースしていたが、同社が倒産したため、平成21年3月末、車両を返還した。補助参加人久保雅司は、当該リース契約に係る契約書を保存しておらず、リーサーは倒産しているため、リーサーから契約書の写しを入手することもできなかった。掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではないことは、後記付dのとおりである。

(二) 公明党議員団に所属する議員に係る本件各議員支出の適法性

本件議員支出2、9、42及び69については、次のとおり、その用途、金額、按分の考え方、その割合等に不自然、不合理な点がなく、その支出が政務調査費の使途基準に照らし、明らかに必要性、合理性を欠くなど、議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出されたことを窺わせる事実はない。なお、原告は、車両リース代及びガソリン代の支出の按分割合について、車両が私的活動にも用いられる場合は、4分の1とすべきである旨を主張する。この考え方は、議員の活動について、政務調査活動と私的活動、後援会活動等とに峻別することができることを前提とするものであるが、議員の活動は、政策の実現に向けて、多面的、複合的に行われるものであり、例えば、後援会に参加するため車両を使用す

る場合であっても、後援会での意見交換から政務調査につながることもあり得るし、議会に出席するため車両を使用する場合であっても、地方の選挙区を地盤とする議員が札幌市において道民から事情を聴くなど政務調査活動することもあり得ることである。このように、議員の活動は、多面的であり、必ずしも活動の趣旨を峻別することができるものではないから、政務調査費の制度趣旨からすれば、政務調査費の支出について、必ず按分しなければならないというものではないし、按分するとしても、その割合を4分の1としなければならない理由もない。議員の活動実体に応じて、合理的な割合による按分が許されるべきである。

d 1 本件議員支出2の適法性

補助参加人荒島仁に係る本件議員支出2が違法であることは争う。補助参加人荒島仁は、収支報告書に、平成20年度の車両リース代85万7544円を全額計上した。しかし、この車両リース代は、実質的には按分されたものであり、その割合は10分の7である。すなわち、公明党議員団は、全道で7名の議員しかいないため、手分けして道政に関する課題について、現地調査や道民との意見交換、道政報告の相談を受けるなどの政務調査活動を行っていた。補助参加人荒島仁は、日々政務調査活動を行っており、年間の要望相談件数は約380件に達していた。補助参加人荒島仁は、地元である旭川を始め、上川支庁管内、留萌支庁管内、宗谷支庁管内、網走支庁管内を担当していたところ、これらの地域は、北海道の4分の1を占め、公共交通網が完備していないため、車両なくしてはその活動が成り立たない。したがって、車両の使用についても、そのほとんどが政務調査活動を目的としていた。補助参加人荒島仁は、平成19年9月、車両リース契約を締結したが、その際、リース料総額の約30%に相当する130万円を頭金として自己負担したことから、残金の約70%を政務調査費から支出した場合、実質的には10分の7の割合で按分されているも

のであると考え、年間の車両リース代85万7544円を全額収支報告書に計上した。補助参加人荒島仁は、収支報告書に、平成20年度のガソリン代45万1687円のうち18万0600円を計上した。上記のとおり、車両は、ほとんどが政務調査活動に使用されているから、ガソリン代についても、そのほとんどを政務調査費に計上することができるが、収支報告書で按分して計上することとされていたため、便宜的にガソリン代の一部を後援会の負担とし、残額を政務調査費から支出した。ガソリン代45万1687円のうち18万0600円を計上したから、按分割合は、およそ10分の4である。

d 2 本件議員支出9の適法性

補助参加人稻津久に係る本件議員支出9が違法であることは争う。補助参加人稻津久は、収支報告書に、平成20年度の車両リース代113万7780円のうち56万8884円を計上した。公明党議員団は、平成20年度は、7名の議員で北海道内を分担し、議会での質問や申入れの基礎となる視察や市民相談などの政務調査活動を行っていたところ、補助参加人稻津久は、地元である空知支庁管内はもとより、必要があれば全道どこでも訪問し、道民からの要望受付、相談の受理件数は年間350件に及んだ。このような活動実態を踏まえると、その大半が政務調査活動であり、車両リース代の80%から90%が政務調査費に該当するところ、税理士とも相談した結果、按分割合を2分の1としたものである。原告は、車両リース代の総額113万7780円の4分の1である28万4445円を超える部分が違法であるとして、その金額を85万3335円と主張するが、補助参加人稻津久が車両リース代として政務調査費から支出したのは56万8884円であり、原告の上記主張は失当である。

d 3 本件議員支出42の適法性

補助参加人佐藤英道に係る本件議員支出42が違法であることは争

う。補助参加人佐藤英道は、収支報告書に、平成20年度の車両リース代67万9644円のうち33万9816円を計上した。公明党議員団は、7名の議員で手分けして、視察や市民相談などの政務調査活動を行っていたところ、補助参加人佐藤英道は、政務調査に関わる視察、調査活動に多くの時間を費やし、活動範囲も全道に及んでいた。そのため、車両は、大半が政務調査活動に使用されていたものであるが、政務調査活動への使用割合を、あえて厳格に勘案し、60%程度とした上、年間の車両リース代のうちメンテナンス費用として12万0200円が含まれていることを考慮して、按分割合を厳格に2分の1にしたものである。補助参加人佐藤英道は、収支報告書に、平成20年度のガソリン代23万5074円のうち13万8761円を計上した。按分の考え方とは、上記車両リース料の考え方と同様であり、政務調査活動への使用割合は60%程度であることから、按分割合を厳格に10分の6にしたものである。原告は、補助参加人佐藤英道の本件議員支出42に係る車両リース契約の車両リース代には、登録納車費用、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、車検費用、オイル交換費用が含まれており、違法である旨を主張する。しかし、本件手引及び本件ガイドラインは、政務調査費を車両リース代に充てること自体は認めており、リース契約の態様について、自動車の維持管理費用を含むメンテナンスリース契約を違法としたり、適切でないとはしていない。メンテナンスリース契約は、コスト削減などの観点から経済的合理性があるとされており、メンテナンスリース契約を選択することには合理性がある。本件手引は、議員の資産形成に政務調査費を充てることはできないものとしているが、リース期間の終了により、車両をリース会社に返還する場合、車両の維持管理費用の支出はどちら議員の資産形成にはなっていないのであり、本件手引の趣旨に反するものではない。むしろ、維持管理費用は、リース車両

を政務調査活動に使用するために必要な当然の経費であり、政務調査費を充てることには何らの違法もないものである。

d 4 本件議員支出69の適法性

補助参加人森成之に係る本件議員支出69が違法であることは争う。補助参加人森成之は、収支報告書に、平成20年度の車両リース代25万8300円を全額計上した。公明党議員団は、全道で7名の議員しかいないため、手分けして全道の道政に関する課題や要望を聴いたり、現地調査をするなどの政務調査活動を行っていた。補助参加人森成之は、地元である札幌市白石区を始め、苫小牧市、日高支庁管内、千歳市、恵庭市、北広島市を担当し、年間の相談件数は350件に及んでいた。補助参加人森成之は、平成19年11月、それまでの車両リース契約（月額7万8000円、年間93万6000円）を更新し、月額2万1525円の支払を内容とする再リース契約を締結したところ、車両は専ら政務調査活動に使用していること、新たな車両について新規のリース契約を締結することも可能であったが、政務調査費の支出の抑制を意図し、あえて低額な再リース契約の締結を選択したことから、按分を要しないと判断し、年間リース料25万8300円の全額を収支報告書に計上した。その結果、補助参加人森成之は、平成20年度政務調査費のうち96万4508円を返納した。原告は、車両リース契約の終了後の車両の所有権の帰趨を明らかにすべきである旨を主張する。補助参加人森成之は、平成21年5月29日、車両リース契約のリース期間が終了したことから、再リース契約を締結し、同一の車両を借り受けたが、平成22年5月29日、再リース期間も終了したことから、車両を返還したのであり、車両の所有権を取得していない。原告は、補助参加人森成之の本件議員支出69に係る車両リース契約の車両リース代には、自動車損害賠償責任保険料、自動車税、重量税、継続車検整備費用が含まれており、違法である旨を主張

する。しかし、維持管理費用は、リース車両を政務調査活動に使用するために必要な当然の経費であり、政務調査費を充てることには何らの違法もないことは、上記d 3 のとおりである。

(a) 本件議員支出 6 0 の適法性

補助参加人花岡ユリ子に係る本件議員支出 6 0 が違法であることは争う。補助参加人花岡ユリ子は、政務調査活動での使用を目的として、自動車賃貸借契約を締結した。補助参加人花岡ユリ子は、自動車運転免許を有していないため、賃貸人による運転同行を含め、月額 1 万 5 0 0 0 円で契約を締結した。賃貸人は、補助参加人花岡ユリ子と親族等の特別の関係はない。上記契約は、車両の維持に係る費用、諸税その他の一切を賃貸人の負担としているのであり、十分に経費を低額に抑えたものである。賃貸人は、補助参加人花岡ユリ子が使用するとき以外は、車両を自己使用していた。補助参加人花岡ユリ子は、当初、政務調査活動（その主要なものは、乙第 7 号証のとおりである。）に要したガソリン代について区別なく、全額を政務調査費として計上していたが、不適切であることから、賃貸人が自宅から補助参加人花岡ユリ子の事務所を往復する距離及び補助参加人花岡ユリ子の事務所から政務調査の目的地までの往復の距離を合計し、その走行距離である 4 4 7 3 km について、1 カ月当たり 7 km 走行するものとして、ガソリン代の月間単価平均を基礎に算出したところ、9 万 4 0 7 5 円となった。そこで、補助参加人花岡ユリ子は、同金額を超える部分について、収支報告書の修正報告をし、その報告に係る残余の額を返納した。

(b) 原告の主張について

a 原告は、政務調査費の支出を裏付ける資料が存しない場合（領収書等が提出されない場合や、領収書等が提出されたとしても、その領収書等の作成者の住所を欠いており、第三者による事後的な検証が困難であるとか、領収書の記載からは政務調査活動との関連性が明らかで

なく、これを補足する説明もされていないなど、政務調査費としての支出の具体的な説明がない場合）、原則として、これを正当な政務調査費の支出であると認めることができず、政務調査費の支出は全額が違法となる旨を主張する。

b 政務調査費は公金であり、その使途は、地方自治法や本件条例の目的や基準に沿ったものでなければならない（使途基準への適合性の要請）が、その一方、政務調査費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることが多いことから、執行機関と議会との抑制と均衡の理念に鑑み、その制度の運用に当たっては、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を前提としつつ、執行機関や他の会派等からの干渉を防止しなければならない（外部からの干渉防止の要請）。そのため、収支報告書の記載内容については、これらの二つの要請の調和を図る観点から、各会派及び議員の自律を前提に、概括的な記載が予定されており、具体的な活動内容などの記載までは求められていない。そして、政務調査費の支出については、目的外に使用されていることを窺わせる一般的、外形的な事情がない限り、本来の目的に使用されたものと推認されるというべきである。この点について、名古屋高等裁判所平成 17 年 8 月 24 日判決は、議会の各会派に交付された調査研究費の精算について、政治活動の自由とも密接に関連するところ、各会派の代表者と経理責任者による適正な審査により実績報告書が作成されている以上、調査研究費が目的外に使用されていることを窺わせる一般的、外形的な事情のない限り、当該精算は適法であり、その調査研究費は本来の目的に使用されたものと推認されると判示している。これを本件についてみると、原告は、本来、概括的な記載が予定されている収支報告書に、按分の割合や政務調査活動の具体的な内容の記載がないこと、本件条例及び本件規程の規定上、その提出が求められていない領収書等の写しの添付がないこ

とをもって、違法な支出であると主張するのみで、車両リース代やガソリン代が目的外に使用されたことを窺わせる一般的、外形的な事情について、立証を行っていないのであり、本件各議員支出は本来の目的に使用されたものと推認されるというべきである。

原告は、個別具体的な立証を行うとするが、政務調査費の支出が法令によって定められた目的のために正しく支出されたことについての証明（反証）を会派に求める場合においては、会派の調査研究活動の独立性の保障に十分配慮しなければならないところ、反証の程度は、外形的事実による使途基準不適合の推定を覆すに足りる程度のものであれば足りるから、求められる立証の程度及び方法は外形的事実の内容いかんにより異なるのであって、外形的事実による使途基準不適合の推定力が弱ければ、求められる反証の程度も相対的に低いもので足り、その立証方法は必ずしも帳簿書類、領収書等の証拠資料の提出に限定されるものではない（仙台高等裁判所平成20年11月11日判決参照）。常に帳簿書類、領収書等の証拠資料等による立証を求め、これがないときはそれだけで違法な支出であると推定することは、正当な政務調査活動に対する干渉、阻害効果を生じかねず、政務調査費の支出の透明性の確保と会派の調査研究活動の独立性の保障との調整を図った法令の定めの趣旨を没却しかねないと判示したことは、上記bのとおりである。原告の上記主張は、これらに反するものであり、失当である。

c　原告は、領収書等の資料が提出されず、政務調査費としての支出の

具体的な説明もない場合、原則として、政務調査に要した費用と認めることができず、違法である旨を主張する。しかし、最高裁判所平成22年4月12日第二小法廷決定・裁判集民事234号1頁は、政務調査費制度において、会計帳簿の調製、領収書等の証拠書類の整理及びこれらの書類の保管が義務付けられているのは、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようその基礎資料を整えておくことを求めたものであり、これらの書類は、専ら各会派の内部にとどめて利用すべき文書であるなどとして、文書提出命令の申立てを却下している。また、仙台高等裁判所平成20年11月11日判決が、常に帳簿書類、領収書等の証拠資料等による立証を求め、これがないときはそれだけで違法な支出であると推定することは、正当な政務調査活動に対する干渉、阻害効果を生じかねず、政務調査費の支出の透明性の確保と会派の調査研究活動の独立性の保障との調整を図った法令の定めの趣旨を没却しかねないと判示したことは、上記bのとおりである。原告の上記主張は、これらに反するものであり、失当である。

原告は、車両リース代やガソリン代の支出は、政務調査活動のために資する部分と、その他の活動のための部分とを、合理的に区分することが困難であり、社会通念上相当な割合による按分によって政務調査費としての適法な支出額が確定されるべきである旨を主張する。しかし、一般論として、合理的な区分が困難な場合に、社会通念上相当な割合による按分により政務調査活動に資するため必要な費用の金額を確定することはあるが、車両リース代やガソリン代について、必ず、社会通念上相当な割合による按分が必要であるということはできない。そして、按分の場合の考え方は、補助参加人らがそれぞれの領収書等総括票で個別具体的に明らかにしているところであり、いず

れも使用実態等に応じて相当と認められる割合に按分したものである。また、具体的な按分の割合について、原告は、裁判例が全体の支出額の4分の1に相当する金額を政務調査活動に資するため必要な費用と認めている旨を主張するが、原告が指摘する裁判例においても、個別具体的な事情に応じて、按分の割合を2分の1などに変えているし、松江地方裁判所平成20年11月10日判決は、自動車が政務調査活動と私用のいずれにも使用されている場合、自動車に要する経費を、実態に鑑みて相当な割合に按分することも合理性を有すると判示している。北海道は、面積が広大であり、公共交通機関も充実していないため、自動車に依存する地域が大半であって、保有自動車における個人使用の割合も、個別具体的な事情により大きく異なることからすると、車両リース代やガソリン代について、合理的な区分が困難な場合、それぞれの実態に鑑みて相当な割合により按分すべきである。なお、原告は、本件新手引が、活動の実態により明確に区分することができない場合の按分割合について、政務調査活動の按分割合は4分の1にすべきであるとしている旨を主張するが、本件新手引は平成22年度以降の政務調査費の運用に関するものであり、原告の上記主張はその前提を欠くものである。

原告は、補助参加人が車両やガソリンを全て政務調査活動に使用したと主張する場合や、補助参加人が車両リース代やガソリン代から私的活動分をあらかじめ控除してあると主張する場合、政務調査活動に使用したことが個別具体的に立証されない限り、社会通念上相当な割合による按分がされなければならない旨を主張する。しかし、原告が指摘する裁判例は、いずれも、個別具体的な事情から、個人的使用分等も含まれると推認されるなどとし、4分の1のみが正当な政務調査費であると判断したものであり、本件と事案を異にする。車両リース代やガソリン代について、常に按分が求められるわけがないことは、

上記のとおりであり、補助参加人らの一部は、領収書等総括票及びその添付書類により、車両やガソリンを全て政務調査活動に使用したことを明らかにしているのであるから、原告が、それらが目的外に使用されたことをうかがわせる一般的、外形的な事情を立証しない限り、当該補助参加人らにおいて、個別具体的な政務調査活動に使用したことを立証する必要があるわけでも、社会通念上相当な割合による按分が必要となるわけでもない。原告の上記主張は失当である。また、原告は、車両リース代とガソリン代はいずれも車両を使用するに当たり必要な費用であるから、按分の割合も基本的に同じであり、社会通念上相当な割合による按分がされなければならない旨を主張するが、例えば、自己保有車両と政務調査活動用のリース車両がある場合、車両リース代については、リース車両の使用実態に合わせて按分し、ガソリン代については、自己保有車両とリース車両のそれぞれの使用実態に合わせて按分することになるのであり、車両リース代とガソリン代の按分の割合が異なる場合もあるのであるから、按分の割合が基本的に同じであるとする原告の上記主張は失当である。さらに、原告は、補助参加人が複数の車両を使用し、そのうちの特定の車両を政務調査活動のみに使用したと主張する場合、実際にその車両が政務調査活動のみに使用されたことが個別具体的に立証されない限り、社会通念上相当な割合による按分がされなければならない旨を主張する。しかし、各議員の政務調査活動の実態に応じ、特定の車両を専ら政務調査活動に使用することは、何ら不合理でなく、政務調査活動に使用した車両リース代やガソリン代を他の活動と区分して管理する必要からも、十分に合理性がある。違法性を推認させる一般的、外形的な事情が立証されない限り、個別具体的な政務調査活動に使用したことを立証する必要があるわけでも、社会通念上相当な割合による按分が必要となるわけでもないことは、上記の場合と同様である。原告は、議員が複数

の車両を使用している場合、政務調査費の支出が許されるのは1台についてのみであり、2台目以降については、政務調査費の支出は一切許されないと解すべきであるとした上、議員の体は一つであるから、政務調査費としての正当な支出であると認められる金額の算定においては、1台の車両の支出額のみを基準とし、その支出額について社会通念上相当な割合に従った按分をすべきである旨を主張する。しかし、個別具体的な事情によることなく、政務調査費から支出が許されるのは1台についてのみであるとすることは相当でない。また、議員に求められる政務調査活動は多岐にわたり、かつ、北海道の面積は広大であることから、議員単独での活動には自ずと限界があるため、事務所の職員らと手分けして活動を行うことが一般的であり、車両を複数保有する場合、事務所の職員も議員が使用する車両と別の車両を使用して活動を行うことになる。1台の車両の支出額のみを基準とし、その支出額を按分すべきであるとする原告の上記主張は、政務調査活動の実態を無視するものであり、失当である。

d 原告は、本件各議員支出に係る車両リース契約の相手方（賃貸人）について、当該議員が役員を務める会社への支出や、該議員が雇用している職員への支出は、お手盛りの可能性を否定することができないのであり、これらの支出は、政務調査費の支出として違法である疑いが濃い旨を主張する。しかし、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要か否かについては議員の合理的判断に委ねられているというべきである（最高裁判所平成22年3月23日第三小法廷判決・裁判集民事233号279頁参照）ところ、車両リース契約の賃貸人については、本件手引や本件ガイドラインはもとより、本件新手引においても、何らの定めもないから、当該賃貸人に対する支出が政務調査費の使途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠くなど、議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出されたことを窺

わせる事実が認められない限りは、どのような賃貸人から車両を賃借するかは、議員の裁量に委ねられているのであり、当該賃貸人が議員が役員を務める会社や議員が雇用する職員であるとしても、そのことのみにより、違法な政務調査費の支出ということはできない。したがって、賃貸人が補助参加人が役員を務める会社や補助参加人が雇用する職員であることをもって、何ら具体的な根拠に基づくことなく、臆測により、違法な政務調査費の支出である疑いが濃いとする原告の上記主張は失当である。

原告は、本件各議員支出に係る車両リース契約の当事者（賃借人）について、当該議員が所属する政党の支部、当該議員の後援会が賃借人の場合、車両を実際に使用する当該議員と賃借人である政党の支部、後援会との間の車両の使用に関する合意が明らかにされておらず、政務調査費の支出額が適正であるか否かを判断することができないし、また、政党の支部や後援会が費用を支出しているという事実自体が、その車両が政務調査活動ではなく、政治活動や後援会活動に使用されたことを推認させるから、これらの支出は、政務調査費の支出として違法である疑いが濃い旨を主張する。しかし、後援会が所有する車両を政務調査活動に使用する場合の支出について、本件ガイドラインは、運転手の入件費を含め、議員と後援会との間であらかじめ使用割合を取り決め、負担区分に応じ支出することは可能であるとしている（甲4の4頁）。そもそも、本件ガイドラインは、使途基準を更に具体化するためのガイドライン的なものであり、個々具体的なケースについては、その考え方を参考に議員の判断と責任により対応すべきものとされ、いわば使途基準を具体化するための参考となる具体例を挙げているものということができるから、上記のように所有する場合に限らず、政党の支部や後援会が契約上の名義人（賃借人）となり、車両を賃借する（リースする）場合であっても、当該車両を政務調査活動に使用

しているのであれば、その賃借料（車両リース代）に一定割合の政務調査費を支出することは当然に許容されているものというべきである。契約上の名義人が議員本人に限られていないことは、事務所費の支出について、賃借料は、議員事務所であると判断することができるのであれば、契約名義にとらわれず、使用領域（面積按分）、使用内容により、支出することができるものとされていることから明らかであり、また、領収書の宛名についても、本件手引の領収書等の写しの添付例に、議員本人宛に限る旨の記載はなく、政務調査活動、私用、政党用務などの目的が混在する支出があることを前提として、「政務調査以外の用務（例 私用、政党用務等）と按分を要する場合、上記例のように、按分の率及び按分による政務調査費の支出額を、余白に記入してください」と記載され、按分の率及び按分による政務調査費の支出額の記載を求める一方、政務調査活動に係る領収書や、政党用務に係る領収書など、宛名別に領収書を分割することまでは求めていない。すなわち、本件手引及び本件ガイドラインは、政党の支部や後援会が賃借する（リースする）車両を政務調査活動に使用することを許容しているものであり、たとえ契約名義又は領収書の宛名が政党の支部や後援会であったとしても、活動実績を踏まえ、適切に按分されたとした上、一定割合の政務調査費が充てられることは、何ら違法なことではない。したがって、契約名義又は領収書の宛名が政党の支部や後援会であることをもって、当該車両が政党活動や後援会活動の用途に使用されたことが推認され、違法な政務調査費の支出である疑いが濃いという、原告の上記主張は、補助参加人らが領収書等総括票などにより明らかにした活動の実態（按分の考え方）を何ら考慮することなく、単なる憶測によりされたものであり、失当である。

原告は、本件各議員が提出した証拠資料の中には、リース期間の終了後の車両買取価格が定められているものがあり、リース期間の終了

後の所有権移転を推認させるから、これらの支出は、政務調査費の支出として違法である疑いが濃い旨を主張する。確かに、自家用自動車等の購入は、私的な資産形成につながるから、リース物件を利用するなどの対応を取ることが適切であるとされ（本件手引）、自動車の購入経費への政務調査費の支出は不適当であり、リース物件を利用するなどの対応を取ることが適切であるとされている（本件ガイドライン）から、車両の購入のために政務調査費を支出することはできない。その趣旨は、議員の資産形成に資するような支出は認められないというものであり、この原則は、本件新手引においても同様である。このように、自動車の購入費に政務調査費を支出することはできないから、リース車両についても、リース期間の終了後又は途中で、政務調査費により、当該車両を購入するとすれば、当該購入に係る支出が違法であることは免れない。しかし、政務調査費以外の経費により、当該車両を購入するのであれば、それは、リース期間の経過により減じられた車両の価値に見合った金額での購入にほかならず、いわば純然たる経済的行為というべきであり、資産形成のために政務調査費を支出することができないものとした本件手引及び本件ガイドラインに何ら反するものではない。この点について、原告は、車両リース契約において、リース期間の終了後又は途中で、車両の所有権が議員側に移転することとされている場合には、それが有償であるか、無償であるかにかかわらず、議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費として充当することができないとする本件新手引の記載を根拠に、リース期間満了後の所有権移転がある場合の車両リース代への支出を違法な政務調査費の支出であるかのように主張するところ、本件新手引は、本件の判断に当たり参照される余地のないものであるが、仮にこの点を指くとしても、本件新手引の上記記載は、契約締結時に、リース期間満了後の所有権移転を特約で定めるなど、あらかじめ所有権が移転す

ることを前提とするリース契約を締結する場合は、事実上の割賦販売と異なることから、これを資産形成たる自動車の購入と同視し、政務調査費を充当することができないものとしたものであり、リース期間満了後の正当な対価による政務調査費以外の経費による購入までもを禁ずる趣旨のものではない。仮に本件新手引を参照することとしたとしても、リース期間の満了後にリース車両の所有権が移転されたことのみをもって、当該車両の車両リース代への支出が直ちに違法な政務調査費の支出であるということはできないのであり、当該購入がリース契約の締結時から予定されていたもの（事実上の割賦販売というべきもの）ということができるか否かにより、当該支出の適否が判断されることとなる。そこで、本件における車両リースの実態についてみると、本件における車両リースは、(ア) 日本カーソリューションズ株式会社や株式会社トヨタレンタリース札幌などの大手リース会社との間のリース取引、(イ) その他の会社からの賃貸借、(ウ) 個人からの賃貸借に、分類することができる。まず、(ア) 大手リース会社との間のリース取引について、一般に、大手リース会社からの車両リースは、ファイナンスリースか、それにメンテナンスの要素を加えたメンテナンスリースに限られるのであり、リース期間中は契約を解除することができないほか、リース期間の終了後は車両を返還するのが基本である。したがって、リース契約締結時から所有権の移転が予定されているというためには、特約にその旨が定められていることを要することとなるが、本件においては、いずれの議員のリース契約についても、そのような特約は定められていないのであり、仮にリース期間の終了後にリース車両の所有権の移転がされていたとしても、それは、リース期間の終了後の当事者間の合意により、政務調査費以外の経費によってされたものであり、上記のとおり、何ら違法はない。上記会社の契約書には、「残価の精算」、「精算基準額」、「残価清算方式」、

「消費税抜き残価」などの記載があり、原告は、これらの記載をもって、所有権の移転が推認されるとするが、これらの記載は、いずれも、リース期間の終了後の精算方法を示すものであり、契約締結時に金額を明示した場合には、いわゆるオープンエンド方式、金額を明示しない場合には、いわゆるクローズドエンド方式を選択したことになる。そして、オープンエンド方式を選択した場合、契約締結時に明示した金額とリース期間の終了時の実際の車両の価値とを比較して、前者が後者を上回ったときは、賃借人が賃貸人に不足額を支払い、後者が前者を上回ったときは、賃貸人が賃借人に超過額を支払うこととなる。一方、クローズドエンド方式を選択した場合、残価による精算を行わないこととなるのであり、これらは、リース期間の終了時の精算方法を示すものにすぎず、これらの記載をもって、所有権の移転が推認されるとし、車両リース代への支出が違法な政務調査費の支出であるとする原告の上記主張は失当である。なお、丙第113号証の1及び2には、「お客様5年後買取予定価格」、「お客様満了後買取予定価格」という記載があるが、この「価格」は、精算を目的とした金額ではなく、契約上、リース期間の終了後に車両を返還するか、買取りをするかの選択権が付与されていることから、買取権を行使する際の買取予定価格を定めたものであり、これらは、株式会社日産フィナンシャルサービスにおいて、5年リースが設定された場合には、自動的に設定されるものであるから、あらかじめ所有権が移転することを前提としたリース契約を締結する場合には当たらない。次に、(イ) その他の会社からの賃貸借について、本件では、大手リース会社以外の会社との間で賃貸借契約を締結する例もみられるところ、この場合の契約内容は、細部は議員ごとに異なるが、一般的な賃貸借契約となっている。そして、そのいずれもが、あらかじめ所有権が移転することを前提とした契約ではなく、オープンエンド方式又はクローズドエンド方式な

どの精算方式も採用していないから、仮に賃貸借期間の終了後にリース車両の所有権の移転がされていたとしても、それは、賃貸借期間の終了後の当事者間の合意によってされたものであり、車両の購入に政務調査費が充てられていない限り、何ら違法はない。また、(ウ)個人からの賃貸借について、本件では、事務所の職員などの個人との間で賃貸借契約を締結する例もみられるところ、この場合の契約内容も、一般的な賃貸借契約となっている。そして、そのいずれもが、あらかじめ所有権が移転することを前提とした契約ではなく、オープンエンド方式又はクローズドエンド方式などの精算方式も採用していないが、これらは、実質的には、事務所の職員が所有する車両を政務調査活動に使用するため借り上げたものであるから、賃貸借期間の終了後に所有権移転がされることはない。このように、あらかじめ所有権が移転することを前提としたリース契約を締結する場合には、当該リース契約に基づいて政務調査費を支出することが違法となる可能性があるが、本件における車両リースの実態は、所有権の移転を前提とした特約を有しないリース取引か、所有権の移転を前提としない一般的な賃貸借契約というべきものであるから、リース期間の終了後の所有権の移転が推認されるから違法な政務調査費の支出である疑いが濃いという原告の主張は失当である。

原告は、本件各議員が提出した証拠資料の中には、車両リース代金に、車両の購入費及び維持管理費（車検代、任意保険料、車両諸税、修理代、消耗品費など）が含まれるものがあり、これらの支出は、政務調査費の支出として違法である旨を主張する。しかし、本件手引及び本件ガイドラインにおいては、自動車の購入が議員の資産形成につながることから、リース物件の利用を推奨していることは、上記のとおりであるところ、本件ガイドラインは、自己所有の車両の維持管理費について、自己所有の車両は、私的活動に使用されることが主であ

り、政務調査活動に使用するのは整備された車両が存在することを前提とし、それを利用するにすぎないものであるから、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理は政務調査活動に必要な経費と考えるべきではないとしている。その趣旨は、このような自己所有の車両における修繕費、車検費用、保険料等に係る支出が、議員の資産である自動車の資産形成ないしその維持に寄与するものであることから、政務調査費の充當に適さない経費であるとされたのであり、自己所有の車両に係るこれらの経費に政務調査費を支出する場合は、違法とされる余地がないということはできない。一方、リース車両に係る維持管理費の支出については、本件手引及び本件ガイドラインのいずれにも、明文の定めがない。そもそも、一般的な車両リースの契約形態は、ファイナンスリースか、メンテナンスリースであり、これらは、いわゆるファイナンスリース取引であるところ、ファイナンスリース取引とは、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるリース取引であり、それは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんど全てのコストを負担することをいうから、本件手引や本件ガイドラインがリース取引を推奨するものである以上、登録諸費用、自動車取得税、自動車税、重量税、自動車損害賠償責任保険料、車検代、自動車保険料などの維持管理費を含む車両リース代に政務調査費を充てることができるのは、むしろ当然のことであり、本件手引や本件ガイドラインにリース車両に係る維持管理費についての明文の定め（政務調査費の支出に消極的な定め）がないのは、維持管理費への政務調査費の支出を当然に許容しているためである。この点について、原告は、車両の購入費及び維持管理費は議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費として充当することができないとする本件新手引の記載を根拠に、リース車両の維持管理費に政務調査費を支出することが許容されていないかのよ

うに主張するが、本件新手引の記載は、自己所有とするための（資産形成のための）自動車の購入のほか、その自己所有に係る自動車の資産形成ないしその維持に寄与する維持管理費について、充当することができない使途の例として挙げたものであり、その趣旨は、自己所有の車両の維持管理費が政務調査費の充当に適さないとした本件ガイドラインの上記趣旨と異なるところがないから、本件新手引の記載を根拠に、リース車両の維持管理費に政務調査費を支出することは違法であるとする原告の上記主張は失当である。

原告は、本件各議員の中には、政務調査費から複数の車両について車両リース代を支出しているものが存在するが、このような支出まで政務調査活動に係る支出であるものとすれば、政務調査活動の概念が際限なく広がることになり、地方自治法や本件条例がこのようなことを想定しているとは考え難いとし、複数の車両を保有している議員の場合、政務調査費の支出が許されるのは1台についてのみである旨を主張する。しかし、議員に求められる政務調査活動は多岐にわたり、かつ、北海道の面積は広大であることから、議員単独での活動には必ずと限界があるため、事務所の職員らと手分けして活動を行うことが一般的であり、車両を複数保有する場合、事務所の職員も議員が使用する車両と別の車両を使用して活動を行うことになることは、上記cのとおりである。また、議会庁舎がある県庁所在地からの日帰りが可能な地域が大半を占める他の都府県とは異なり、北海道では、特に議会庁舎がある札幌市から遠い選挙区から選出された議員の場合、議会の本会議及び委員会への出席などのため、1年の3分の1程度の期間、自宅を離れ、札幌に滞在する必要があるから、その間、議員が自ら選挙区周辺で政務調査活動を行うことは事実上不可能になるという問題がある。この辺りの事情は、札幌市又は札幌市周辺の選挙区から選出された議員の場合でも、概ね同様であり、これらの議員も、同程度の

期間を議会の審議等に費やさなければならぬから、自ら行う政務調査活動の範囲は、大きな制約を受けるのであって、いずれにしても、議員単独で政務調査活動を行うことには、議会における活動との兼ね合いにおいて限界がある。北海道議会議員においては、事務所の職員と手分けして、複数の車両を効果的に活用しながら、政務調査活動を行うのが一般的であり、むしろ、車両を複数保有又はリースし、事務所の職員と手分けして政務調査活動を行うことにより、十全な政務調査活動の実現を期待することができる。このような場合の車両リース代やガソリン代は、まさに「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」というべきであり、地方自治法や本件条例の趣旨に適った支出であるということができる。また、複数の車両が存する場合においても、領収書等総括票により、使用実態に応じた按分が適切にされていることは、明らかであり、政務調査活動の概念が際限なく広がるわけではない。議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要か否かについては議員の合理的な判断に委ねられているのであるから、複数の車両リース代を政務調査費から支出することは、何ら違法でない。この点について、原告は、上記のように解したのは、議員でない者が、議員が同行しないときにした活動も、政務調査活動となることとなり、本件規程別表第2が「議員が行う」調査研究に係る事務遂行に必要な経費と定めていることに反し、実質的にも、政務調査につながらない活動にまで安易に政務調査費の支出を許容することになりかねないとし、議員が同行しない活動のための支出については、本来、議員自身が行うべき政務調査活動との関連性があることは通常推認されないから、それが適法となるのは、その調査方法、調査対象等の具体的な内容が明らかにされ、かつ、その調査結果が議員に確実に伝達され、議員の政務調査に資するものとなつたことが、証拠上明らかにされた場合に限られる旨を主張する。しかし、本件規程

別表第2にいう「議員が行う」調査研究とは、議員がその責任の下に行う調査研究をいうのであり、本件条例、本件規程のいずれにも、これを「議員が自ら行う」調査研究に限定する定めはなく、本件手引、本件ガイドラインのいずれにも、そのような解釈運用は見当たらない。事務所の職員らと手分けして政務調査活動を行った際に、当該職員らが支出したガソリン代（議員が同行しない活動の際のガソリン代）を政務調査費として計上することは、本件規程別表第2に何ら反しない。議員でない者が行う政務調査活動について、何ら具体的な根拠もなく、憶測に基づき、政務調査につながらない活動となる可能性があると指摘することはできず、補助参加人らが提出した領収書等総括票などによれば、このような場合であっても、政務調査費として適法に計上すべく、適切に按分等がされたことは明らかである。「議員が行う」調査研究を「議員が自ら行う」調査研究であると解することはできないから、議員でない者が行う政務調査活動に伴うガソリン代の支出について、政務調査活動との関連性の存在が通常推認され得ないという原告の主張は、その前提を欠き、失当である。原告は、仙台高等裁判所平成23年5月20日判決を引用して、調査研究活動の内容について一応の抽象的説明がされていても、政務調査費の支出の適法性の立証としては足りず、各調査活動の個別具体的な調査方法、調査対象までが明らかにされなければ、政務調査費の支出は違法という判断を免れないし、補助参加人らは、ガソリン代の使途について、抽象的な説明しかしないのであり、補助参加人らによるガソリン代の支出は全てが違法である旨を主張する。しかし、政務調査費が目的外に使用されていることを窺わせる一般的、外形容的な事情がない限り、政務調査費は本来の目的に使用されたものと推認されることは、上記bのとおりであるところ、北海道議会議員においては、事務所の職員と手分けして、複数の車両を効果的に活用しながら、政務調査活動を行うのが一

般的であり、むしろ、車両を複数保有又はリースすることにより、十全な政務調査活動の実現を期待することができることは、上記のとおりであるし、また、北海道は、広大な面積を有するとともに、札幌市とその周辺を除けば、公共交通機関が十分に整備されておらず、自動車は日常的に少なくない頻度で使用されるものであるから、車両リース代やガソリン代は、事務所賃借料や光热水費と同様の経常的経費というべきである。一般に、車両の走行や給油ごとに、その使途の特定をすることは困難であり、本件手引や本件ガイドラインにおいても、車両リース代やガソリン代に係る車両の使途について、「政務調査活動の業務割合を、合理的に説明可能な範囲で明確にしておくことが求められているが、例えば、走行の記録を取ることは、按分方法の参考例として示されているにすぎない。本件条例、本件規程においては、車両リース代やガソリン代のような事務費については、收支報告書に領収書等の写しを添付する必要がなく（本件条例9条4項、本件規程5条1項）、証拠書類等の整理保管が義務付けられているにすぎないのであり（本件規程7条）、必ずしも、個々の給油ごとに作成された領収書の保管までは求められていないから、掛け売りにより月ごとの支出額の総額により清算（支払）が行われた場合に、その清算額に係る領収書が保管されていたとしても、ガソリン代を支出する際の一般的な商慣行に照らせば、特に不自然、不合理な点はなく、もとより本件条例、本件規程に違反するものではない。補助参加人らは、領収書等総括票及びその添付書類により、ガソリン代の支出の相手方や支出日、金額などを明らかにしたほか、ガソリン代の支出に係る政務調査活動の合理的な業務割合を明らかにし、当該支出の政務調査費への計上に当たり、本件条例、本件規程、本件手引、本件ガイドラインが求める義務に従っていること、及び、上記のような北海道における政務調査活動の特殊性をも踏まえた上、それらの支出が適法に政務調査費

に計上されていることを明らかにしているのであるから、ガソリン代に係る政務調査費の支出の違法性の推定を覆すに足りる反証は十分に尽くされているというべきであり、ガソリン代の支出が政務調査費の本来の目的に使用されたものと推認されるべきである（車両リース代についても基本的には同様である。）。

原告は、議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契約の相手方（賃貸人）である場合、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法であるとし、議員が取締役等を務める法人が賃貸人である場合、当該支出が調査研究活動のための支出として必要性ないし合理性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情があるというべきであり、また、議員の親族が取締役等を務める法人又は議員の親族等が賃貸人である場合も、具体的な事情によって、当該支出が調査研究活動のための支出として必要性ないし合理性を欠く場合もあり得る旨を主張する。しかし、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要か否かについては、議員の合理的判断に委ねられているのであって、車両の賃貸借の賃貸人については、本件手引や本件ガイドラインはもとより、本件新手引においてさえも、何らの定めもない以上、当該賃貸人に対する支出が政務調査費の使途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠いているなど、議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出されたこと等を窺わせる事実が認められない限り、どのような賃貸人から車両を賃借するかは、ひとえに議員の裁量に委ねられ、当該賃貸人が、議員自身が取締役等を務める法人や、議員の親族が取締役等を務める法人又は親族個人であったとしても、そのことのみによって違法な政務調査費の支出ということはできない。議員個人と議員が取締役等を務める法人は、別個に権利義務の主体となる資格を有するものであり、取締役等の役職者による法人の用務以外の車両の使用により、当該車両

の使用が制限されるにもかかわらず、何らの対価も受けることなく、その使用を認めたのでは、法人として当該制限相当分の便益を受けることができないなどの問題が生ずる。法人がその取締役等を務める議員にその車両を政務調査活動に無償で使用することを許せば、当該法人は、その事業執行と何ら関わりのない経済的負担をすることになり、その財務内容がいたずらに傷むこととなるから、法人の健全な経営のためには、このような法人の用務以外の使用相当分に係る金銭的な手当すなわち賃借料が得られるべきである。議員自身が取締役等を務めているからといって、法人が所有し又はリースする資産を何らの対価もなしに使用することは、当然に許容されるべきではないのであり、このような場合に、議員個人と議員が取締役等を務める法人との間で、賃貸借契約が締結され、金銭のやり取りが行われることは、法人の経営上、当然のことである。そして、補助参加人伊藤条一、補助参加人内海英徳、補助参加人小畠保則、補助参加人加藤唯勝、補助参加人竹内英順、補助参加人布川義治は、自ら又はその親族が取締役等を務める法人等が相手方（賃貸人）である車両リース契約により政務調査活動に使用する車両を賃借しているが、それぞれの賃借料の額には、いずれも特に高額というべき事情は見当たらず、かえって、このような賃貸人からの賃借であることにより、同車種のリース料の相場よりも低廉な価額での賃借や、職員のマイカーを活用することで大幅な費用負担の低減などを実現しているから、上記補助参加人らの賃貸人選定の判断は、十分に経済的合理性を有するものというべきであり、また、その用にして定められた賃借料の額に、議員自身あるいはその親族にとって過度に有利な金額を設定するなど「お手盛り」という批判を受けるような余地はなく、その他、議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出されたこと等を窺わせる事実も認められない。議員又は議員の親族が取締役等を務める法人若しくは議員の親族等が車両リース契

約の相手方（賃貸人）であるとしても、そのような車両リース契約による政務調査費の支出は違法であるということはできない。

原告は、ガソリン代について違法な支出が疑われる一例として、定例会が開催される前後の日時にガソリン代を支出している議員が複数存在し、このガソリン代の支出は、明らかに定例会に出席するための費用に充てられたものであり、費用弁償との二重取りに該当するので違法となる旨を主張する。しかし、ガソリン代の支出の事実は、当該ガソリンを給油した車両により定例会に出席したことを直ちに証するものではない。原告は、定例会が開催された前後の日時におけるガソリン代の支出をもって、定例会に出席するための費用として支出されたものであるとするが、仮に、定例会の前後にガソリンを給油し、その給油に係るガソリン代を政務調査費に計上していたとしても、定例会の日以前に行った政務調査活動で費消した分のガソリンを給油している場合や、事務所の職員が政務調査活動の補助業務を行うため給油している場合など、様々なケースが想定されるのであり、ガソリン代の支出の事実が当該ガソリンを給油した車両により定例会に出席したことと直ちに証するものではない。原告は、補助参加人織田展嘉の例を指摘するが、補助参加人織田展嘉は、政務調査活動を含む自らの活動において、自己所有の車両を使用しており、当該車両に係るガソリン代については政務調査費に計上していない。補助参加人織田展嘉は、自動車リース契約によってリースした車両が事務所の職員により政務調査活動を補助するための専用車として使用されていることから、その車両リース代の全額を政務調査費に計上し、ガソリン代についても当該車両のものを政務調査費に計上しているものである。平成20年第2回定例会の本会議開催日である同年6月13日のガソリン代の支出は、事務所の職員が政務調査活動を補助するための専用車として使用している車両に係るものであり、当該支出について補助参加人

織田展嘉が定例会に出席する費用に充てられたもの（費用弁償との二重取り）とする原告の主張は失当である。なお、同日の給油は、レシートに午前9時26分と印字されていることから、同時刻に行われたものと認めることができるが、補助参加人織田展嘉は、同日の午前9時22分から議会運営委員会に委員として出席している。

原告は、札幌での議会出席日の前日又は当日にガソリンが給油された際のガソリン代について政務調査費の支出がされているということは、政務調査費の支出が、議員が議会に出席するための費用弁償との二重取りになっているか、または、議員が同行しない活動について政務調査費が支出されているかのいずれかしかないが、そのいずれもが、本件条例及び本件規程に違反し、違法となる旨を主張する。しかし、そもそも、政務調査費に計上されたガソリン代に係る給油については、様々なケースが想定されるから、給油が行われた日又はその翌日に、本会議又は委員会が開催されているからといって、当該給油により充填されたガソリンの使途が、議員が本会議又は委員会に出席するためのものであるか、議員ではない者の活動のためのものであるかが、特定されるわけではないことは、上記のとおりである。そして、仮に当該給油により充填されたガソリンの使途が議員でない者の政務調査活動のためのものであったとしても、そのような活動の際のガソリン代を政務調査費として計上することが本件規程別表第2に何ら反しないことは、上記のとおりであるし、また、その使途が、議員が本会議又は委員会に出席するためのものであったとしても、ガソリン代の支出の政務調査費への計上に当たり、そうした本会議又は委員会への出席分を勘案した按分がされ、当該出席分に係るガソリン代の支出が政務調査費として計上されていないのであれば、費用弁償の支給との二重取りの問題は生じない。そこで、これを原告が指摘する給油の事実についてみると、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支

出がこれに必要か否かについては議員の合理的判断に委ねられているところ、領収書等総括票及びその添付書類のとおり、ガソリン代の用途、金額、按分等の考え方、その割合等について不自然、不合理な点はなく、その支出が政務調査費の使途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠くなど議員の裁量的判断を逸脱して支出した事実は認められないから、費用弁償の支給との二重取りとされる余地がないことは明らかである。具体的には、そもそも当該給油に係るガソリンの使途に、本会議又は委員会への出席分が含まれる余地がないか、仮に含まれる余地があるとしても、按分により当該出席分に係るガソリン代の支出が政務調査費として計上されていないということができるから、いずれにしても、費用弁償の支給との二重取りとされる余地はなく、原告の主張は失当である。原告の指摘によれば、同一の日に複数回の給油をしたものもあるが、一部の都市部を除けば、ガソリンスタンドの数自体が少なく、ガソリンスタンドの間の距離が数十kmに及ぶことも珍しくない北海道においては、急な調査にも迅速に対応することができるよう、こまめに給油を行うのは、むしろ当然の心得であるし、そのような自動車の走行に伴うガソリンの費消のたびにされる給油とは別に、単に給油の仕方として、満タン近くになるまで少しづつ複数回に分けて給油することも十分にあり得るから、同じ日に1台の車両に複数回給油したとしても、特に不自然なことということはできない。また、広大な北海道における政務調査活動の特殊性から、議員単独での活動には自ずと限界があり、十全な政務調査活動の実現のため、自動車を複数保有又はリースし、別々に政務調査活動を行うことは、むしろ一般的であり、その結果、各々の車両の給油の日がたまたま同じ日になったとしても、何ら不自然ではない。このように、同一の日における複数回の給油の事実によっては、政務調査費が目的外に使用されたことを窺わせる一般的、外形的な事情として、違法性が推認され

るということはできない。

原告は、補助参加人東国幹らが、個々の給油について領収書等の交付を受けず、ガソリン代を1か月ごとに精算し、一括して支出していることについて、このような支出形態では、個別の給油の時期、場所等が判明せず、個別のガソリン代の支出が政務調査活動に関連するものであったか否かが明らかにならない旨を主張する。しかし、掛け売りによる月ごとの清算という支出形態は、一般的な商慣行に基づくものであり、当該支出に係る証拠書類の保管が当該清算額に対応する領収書の保管にとどまったとしても、本件条例、本件規程に何ら違反するものではない。そして、これらの領収書等によっても、支出の相手方や支出の日、金額などは明らかになっているのであるから、これらに基づいて、法律上の原因を欠くことにつき立証責任を負う原告が、違法性が推認されるような一般的、外形的な事情を立証すべきなのであり、この立証をしないまま、極一般的な支出形態である掛け売りに係る領収書の内容をもって、支出が違法であるとする原告の主張に、理由がないことは明らかである。

これは正本である

平成27年5月26日

札幌地方裁判所民事第1部

裁判所書記官

笹谷

